（公益信託）に規定する公益信託の信託財産につき生ずる所得については、所得税を課さない。

第四章　所得の帰属に関する通則

（実質所得者課税の原則）

第十二条　資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用する。

（信託財産に係る収入及び支出の帰属）

第十三条　信託財産に帰せられる収入及び支出については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、証券投資信託又は法人税法第八十四条第一項（退職年金積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約に係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出については、この限りでない。

一　受益者が特定している場合　その受益者

二　受益者が特定していない場合又は存在していない場合　その信託財産に係る信託の委託者

2　前項の場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判定に関し必要な事項は、政令で定める。

（無記名公社債の利子等の帰属）

第十四条　無記名の公社債、無記名の株式又は無記名の貸付信託若しくは証券投資信託の受益証券について、その元本の所有者以外の者が利子、利益若しくは利息の配当又は収益の分配（以下この条において「利子等」という。）の支払を受ける場合には、その利子等については、その元本の所有者が支払を受けるものとみなして、この法律（第二百二十四条（無記名公社債の利子等の受領者の告知）及びこれに係る罰則を除く。）の規定を適用する。

2　前項の場合において、利子等の生ずる期間中に同項の元本の所有者に異動があつたときは、最後の所有者をその利子等の支払を受ける者とみなす。

第五章　納税地

（納税地）

第十五条　所得税の納税地は、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場所とする。

一　国内に住所を有せず、居所を有する場合　その居所地

二　国内に住所を有する場合（次号に掲げる場合を除き、第百六十四条第一項第一号から第三号まで（国内に恒久的施設を有する非居住者）に掲げる非居住者に該当する場合　その国内において行なう事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるものの所在地）

三　前二号に掲げる場合を除き、第百六十一条第三号（不動産の貸付け等の対価）に掲げる対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける場合　当該対価に係る資産の所在地（その資産

が二以上ある場合には、主たる資産の所在地）

六　前各号に掲げる場合以外の場合　政令で定める場所

（納税地の特例）

第十六条　国内に住所のほか居所を有する納税義務者（第十八条第一項（納税地の指定）の規定により納税地の指定を受けている納税義務者を除く。次項において同じ。）は、前条第一号の規定にかかわらず、その住所地に代え、その居所地を納税地とすることができる。

2　国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所地又は居所地以外の場所にその営む事業に係る事業場その他これに準ずるもの（以下この条において「事業場等」という。）を有する納税義務者は、前条第一号又は第二号の規定にかかわらず、その住所地又は居所地に代え、その事業場等の所在地（その事業場等が二以上ある場合には、これらのうち主たる事業場等の所在地。以下この条において同じ。）を納税地とすることができる。

3　第一項の規定の適用を受けようとする者は、その住所地の所轄税務署長及びその居所地の所轄税務署長に対し、その住所地及び居所地、その居所地を納税地とすることを便宜とする事情その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を提出しなければならない。この場合において、当該書類の提出があつたときは、その提出があつた日後における納税地は、その住所地とする。

4　第二項の規定の適用を受けようとする者は、その住所地又は居所地の所轄税務署長に対し、その住所地及び事業場等の所在地、その事業場等の所在地を納税地とすることを便宜とする事情その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を提出しなければならない。この場合において、当該書類の提出があつた日後における納税地は、その住所地とする。

5　第一項又は第二項の規定により居所地又は事業場等の所在地を納税地としている者で住所地を納税地としている者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつた場合において、その納税地の所轄税務署長及び住所地（第二項の規定により事業場等の所在地を納税地としている者で住所地を有していない者については、居所地。以下この項において同じ。）の所轄税務署長に対し、その旨及び当該納税地その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を提出したときは、その提出があつた日後における納税地は、その住所地とする。

6　納税義務者が死亡した場合には、その死亡した者に係る所得税の納税地は、その相続人に係る所得税の納税地によらず、その死亡当時におけるその死亡した者に係る所得税の納税地とする。

（源泉徴収に係る所得税の納税地）

第十七条　第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等の支払をする者その他第四編第一章から第六章まで（源泉徴収）に規定する支払をする者のその支払につき源泉徴収をすべき所得税の納税地は、その者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその支払事務を取り扱うもののその支払の日における所在地とする。ただし、公社債の利子、内国法人が支払う利益又は利息の配当その他の政令で定めるものについては、その支払をする者の本店又は主たる事務所の所在地その他の政令で定める場所とする。

（納税地の指定）

第十八条　第十五条（納税地）又は第十六条（納税地の特例）の規定による納税地が納税義務者の所得の状況からみて所得税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地の所轄国税局長（政

令で定める場合には、国税庁長官。以下この条において同じ。)は、これらの規定にかかわらず、その所得税の納税地を指定することができる。

2　前条の規定による納税地が同条に規定する支払をする者の支払事務の形態その他の状況からみて同条の所得税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地の所轄国税局長は、同条の規定にかかわらず、その所得税の納税地を指定することができる。

3　国税局長は、前二項の規定により所得税の納税地を指定したときは、これらの規定に規定する納税義務者又は支払をする者に対し、書面によりその旨を通知する。

(納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力)

第十九条　国税通則法第七十六条第一項(異議申立て)の規定による異議申立てについての決定又は判決により、前条第一項又は第二項の規定による納税地の指定の処分の取消しがあつた場合においても、その処分の取消しは、その取消しの対象となつた処分のあつた時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となつた納税地をその処分に係る納税地として同条第一項に規定する納税義務者の所得税又は同条第二項に規定する支払をする者の同項の所得税に関してされた申告、申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分(その取消しの対象となつた処分を除く。)の効力に影響を及ぼさないものとする。

(納税地の異動の届出)

第二十条　納税義務者は、その所得税の納税地に異動があつた場合(第十六条第三項から第五項まで(納税地の特例)に規定する書類の提出又は第十八条第一項(納税地の指定)の指定によりその納税地に異動があつた場合を除く。)には、政令で定めるところにより、その異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長にその旨を届け出なければならない。

第二編　居住者の納税義務

第一章　通則

(所得税額の計算の順序)

第二十一条　居住者に対して課する所得税の額は、次に定める順序により計算する。

一　次章第二節(各種所得の金額の計算)の規定により、その所得を利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得に区分し、これらの所得ごとに所得の金額を計算する。

二　前号の所得の金額を基礎として、次条及び次章第三節(損益通算及び損失の繰越控除)の規定により同条に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する。

三　次章第四節(所得控除)の規定により前号の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から基礎控除その他の控除をして第八十三条第二項(税率)に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を計算する。

四　前号の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を基礎として、第三章第一節(税率)の規定により所得税の額を計算する。

五　第三章第二節(税額控除)の規定により前号の控除その他の控除を受ける場合には、前号の所得税の額に相当する金額からその控除をした後の金額をもつて所得税の額とする。

2　前項の場合において、居住者が第四章(税額の計算の特例)の規定に該当するときは、その者に対して課する所得税の額については、同章に定めるところによる。

第二章　課税標準及びその計算並びに所得控除

第一節　課税標準

(課税標準)

第二十二条　居住者に対して課する所得税の課税標準は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2　総所得金額は、次節(各種所得の金額の計算)の規定により計算した次に掲げる金額の合計額(第七十条第一項若しくは第二項(純損失の繰越控除)又は第七十一条第一項(雑損失の繰越控除)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)とする。

一　利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額(第三十三条第三項第一号(譲渡所得の金額の計算)に掲げる所得に係る部分の金額に限る。)及び雑所得の金額(これらの金額につき第六十九条(損益通算)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額

二　譲渡所得の金額(第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分の金額に限る。)及び一時所得の金額(これらの金額につき第六十九条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額の二分の一に相当する金額

3　退職所得金額又は山林所得金額は、それぞれ次節の規定により計算した退職所得の金額又は山林所得の金額(これらの金額につき第六十九条から第七十一条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)とする。

第二節　各種所得の金額の計算

第一款　所得の種類及び各種所得の金額

(利子所得)

第二十三条　利子所得とは、公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配(以下この条において「利子等」という。)に係る所得をいう。

2　利子所得の金額は、その年中の利子等の収入金額とする。ただし、株式その他配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子(第九条第一項第十号イ又はロ(有価証券の継続的取引等に係る所得)に掲げる所得の基因となつた有価証券を取得するために要した負債の利子を除く。以下この項において同じ。)でその年中に支払うものがある場合には、当該収入金額から、その支払う負債の利子の額のうちその年においてその元本を有していた期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を控除した金額とする。

(配当等の額とみなす金額)

第二十五条　法人(法人税法第二条第六号(定義)に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この条において同じ。)の同法第二条第十四号に規定する株主等(以下この条において「株主等」という。)が当該法人から次に掲げる金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金

銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の同法第二条第十六号に規定する資本等の金額（以下この条において「資本等の金額」という。）のうちその交付の基因となつた株式（出資を含む。）に係る部分の金額をこえるときは、この法律の規定の適用については、そのこえる部分の金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額とみなす。

一　当該法人の資本若しくは出資の減少又は株式の消却により交付される金銭その他の資産

二　当該法人からの退社又は脱退により持分の払戻しとして交付される金銭その他の資産

2　法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、この法律の規定の適用については、当該各号に掲げる金額のうち当該法人の株主等が当該各号に掲げる事実の発生の時において有する株式（出資を含むものとし、第一号の場合にあつては、消却されなかつた株式とする。）に対応する部分の金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額とみなし、かつ、当該事実の発生の時において当該法人からその株主等に対し当該金額の交付がされたものとみなす。

一　利益をもつてする株式の消却　その消却した株式に対応する資本の金額（当該金額がその消却に充てた利益の金額をこえる場合には、当該利益の金額）

二　法人税法第二条第十八号に規定する利益積立金額の資本又は出資への組入れ　資本又は出資に組み入れた当該利益積立金額

三　解散により残余財産の一部を分配した後における継続又は合併による消滅　その分配が、まず、資本等の金額からされたものとした場合に計算される分配後の資本等の金額が、その継続又は合併に際し資本等の金額として当該法人の貸借対照表に計上されている金額に不足する場合におけるその不足額

3　第一項各号に掲げる金銭その他の資産の交付が二回以上にわたつて行なわれた場合における同項に規定することこえる部分の金額の計算の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（不動産所得）

第二十六条　不動産所得とは、不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機（以下この項において「不動産等」という。）の貸付け（地上権又は永小作権の設定その他他人に不動産等を使用させることを含む。）による所得（事業所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。

2　不動産所得の金額は、その年中の不動産所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

（事業所得）

第二十七条　事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。

2　事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

（給与所得）

第二十八条　給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費、年金（過去の勤務に基づき使用者であつた者から支給されるものに限る。）、恩給（一時恩給を除く。）及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

2　給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。

3　前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一　前項に規定する収入金額が五十三万円以下である場合　三万円と当該収入金額から三万円を控除した金額の十分の二に相当する金額との合計額

二　前項に規定する収入金額が五十三万円をこえ七十三万円未満である場合　十三万円と当該収入金額から五十三万円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額

三　前項に規定する収入金額が七十三万円以上である場合　十五万円

（給与等とみなす年金）

第二十九条　次に掲げる年金は、この法律の規定の適用については、前条第一項に規定する給与等とみなす。

一　次に掲げる法律の規定に基づく年金その他これらの法律の規定による社会保険又は共済に関する制度に類する制度に基づく年金（これに類する給付を含む。）で政令で定めるもの

イ　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）

ロ　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

ハ　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

ニ　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）

ホ　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）

ヘ　公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）

ト　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

チ　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）

二　法人税法第八十四条第三項（退職年金積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約に基づいて支給を受ける退職年金（当該契約に基づいて払い込まれた保険料又は掛金のうちにその退職年金が支給される基因となつた勤務をした者の負担した金額がある場合には、その退職年金の額からその負担した金額のうちその退職年金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額に相当する部分に限る。）

（退職所得）

第三十条　退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与（以下この条において「退職手当等」という。）に係る所得をいう。

2　退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額とする。

3　前項に規定する退職所得控除額は、五万円にその者の政令で定める勤続年数を乗じて計算した金額とする。

4　次の各号に掲げる場合に該当するときは、第二項に規定する退職所得控除額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額とする。

一　前項の規定により計算した金額が二十万円に満たない場合（次号に該当する場合を除く。）　二十万円

二　障害者になつたことに直接基因して退職したと認められる場合で政令で定める場合　前項の規定により計算した金額に五十万円を加算した金額

（退職手当等とみなす一時金）

第三十一条　次に掲げる一時金は、この法律の規定の適用については、前条第一項に規定する退職手当等とみなす。

一　第二十九条第一号（給与等とみなす年金）に規定する法律の規定に基づく一時金その他同号に規定する制度に基づく一時金（これに類する給付を含む。）で政令で定めるもの

二　第二十九条第二号に規定する契約に基づいて支給を受ける退職一時金（当該契約に基づいて払い込まれた保険料又は掛金のうちにその退職一時金が支給される基因となつた勤務をした者の負担したる金額がある場合には、その退職一時金の額からその負担した金額を控除した金額に相当する部分に限る。）

（山林所得）

第三十二条　山林所得とは、山林の伐採又は譲渡による所得をいう。

2　山林をその取得の日以後三年以内に伐採し又は譲渡することによる所得は、山林所得に含まれないものとする。

3　山林所得の金額は、その年中の山林所得に係る総収入金額から必要経費を控除し、その残額から山林所得の特別控除額を控除した金額とする。

4　前項に規定する山林所得の特別控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一　前項に規定する残額が三十万円以下である場合　当該残額

二　前項に規定する残額が三十万円をこえ四十五万円未満である場合　六十万円から当該残額を控除した金額

三　前項に規定する残額が四十五万円以上である場合　十五万円

（譲渡所得）

第三十三条　譲渡所得とは、資産の譲渡（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）による所得をいう。

2　次に掲げる所得は、譲渡所得に含まれないものとする。

一　たな卸資産（これに準ずる資産として政令で定めるものを含む。）の譲渡その他営利を目的として継続的に行なわれる資産の譲渡による所得

二　前号に該当するもののほか、山林の伐採又は譲渡による所得

3　譲渡所得の金額は、次の各号に掲げる所得につき、それぞれその年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額（当該各号のうちいずれかの号に掲げる所得に係る総収入金額が当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額に満たない場合には、その不足額に相当する金額を他の号に掲げる所得に係る残額から控除した金額。以下この条において「譲渡益」という。）から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする。

一　資産の譲渡（前項の規定に該当するものを除く。次号において同じ。）でその資産の取得の日以後三年以内にされたものによる所得（政令で定めるものを除く。）

二　資産の譲渡による所得で前号に掲げる所得以外のもの

4　前項に規定する譲渡所得の特別控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一　譲渡益が三十万円以下である場合　当該譲渡益

二　譲渡益が三十万円をこえ四十五万円未満である場合　六十万円から当該譲渡益を控除した金額

三　譲渡益が四十五万円以上である場合　十五万円

5　第三項の規定により譲渡益から同項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除する場合には、まず、当該譲渡益のうち同項第一号に掲げる所得に係る部分から控除するものとする。

の金額から控除するものとする。

（一時所得）

第三十四条　一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。

2　一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を控除した金額とする。

3　前項に規定する一時所得の特別控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一　前項に規定する残額が三十万円以下である場合　当該残額

二　前項に規定する残額が三十万円をこえ四十五万円未満である場合　六十万円から当該残額を控除した金額

三　前項に規定する残額が四十五万円以上である場合　十五万円

（雑所得）

第三十五条　雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。

2　雑所得の金額は、その年中の雑所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

第三款　所得金額の計算の通則

（収入金額）

第三十六条　その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。

2　前項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。

3　無記名の公社債の利子、無記名の株式の利益若しくは利息の配当又は無記名の貸付信託若しくは証券投資信託の受益証券に係る収益の分配については、その年分の利子所得の金額又は配当所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、第一項の規定にかかわらず、その年において支払を受けた金額とする。

（必要経費）

第三十七条　その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額（事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るものを除く。）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るために直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。

2　山林につきその年分の事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その山林の植林費、取得に要した費用、管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲渡に要した費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。

の金額の計算上、総収入金額に算入する。

2　前項の農産物は、同項に規定する時における収穫価額をもつて取得したものとみなす。

第四十二条　居住者が、各年において固定資産（山林を含む。以下この条において同じ。）の取得又は改良をした場合において、その取得又は改良をした固定資産について、その年の中途において死亡又は出国をしたときは、その死亡又は出国の時）までに離転した場合その他政令で定めるやむを得ない事情があると認められる場合において、その固定資産について行なつた改良（その者の各種所得の金額の計算上必要経費に算入された金額に対応するものを除く。）のための支出の金額で政令で定めるものは、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

2　居住者が各年において固定資産の交付を受けた場合において、その固定資産について行なつた改良のための支出の金額で政令で定めるものは、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第四十三条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　前項の規定は、同項の固定資産の譲渡をした者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第四十四条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第四十五条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第四十六条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第四十七条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第四十八条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第四十九条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第五十条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第五十一条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第五十二条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第五十三条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第五十四条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第五十五条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第五十六条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第五十七条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第五十八条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第五十九条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第六十条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第六十一条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第六十二条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第六十三条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第六十四条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第六十五条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第六十六条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第六十七条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第六十八条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第六十九条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第七十条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第七十一条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第七十二条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第七十三条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第七十四条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第七十五条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第七十六条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第七十七条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第七十八条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第七十九条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第八十条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第八十一条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第八十二条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

2　居住者が各年において固定資産（山林を除く。）の譲渡をした場合において、その譲渡に係る収入金額が当該固定資産の取得価額、改良のために支出した金額及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その譲渡をした者のその年分の譲渡所得の金額の計算上、その不足する金額は、なかつたものとみなす。

3　第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の固定資産の取得価額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4　前項の規定は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

第八十三条　居住者が、各年において固定資産（山林を除く。

為（固定資産の改良その他政令で定める行為を除く。以下この項において「資産の移転等」という。）の費用に充てるため補助金の交付を受け、又は土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定による収用その他政令で定めるやむを得ない事由の発生に伴いその者の資産の移転等の費用に充てるための金額の交付を受けた場合において、その交付の目的に従つて資産の移転等の費用に充てたときは、その費用に充てた金額のうち各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。ただし、その費用に充てた金額の計算上必要経費に算入され又は譲渡に要した費用とされる部分の金額に相当する金額については、この限りでない。

2　前項の規定は、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨、同項の規定により総収入金額に算入されない金額その他大蔵省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

6　第一項の規定の適用を受けた居住者が国庫補助金等により取得し又は改良した固定資産について行なうべき第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する償却費の計算及びその者がその固定資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入）

第四十四条　居住者が、国若しくは地方公共団体からその行政目的の遂行のために必要なその者の資産の移転、移築若しくは除却その他これらに類する行

第四款　必要経費等の計算

第一目　家事関連費、租税公課等

（家事関連費等の必要経費不算入等）

第四十五条　居住者が支出し又は納付する次に掲げるものの額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

一　家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるもの

二　所得税（附帯税を除く。）

三　附帯税（不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を行なう居住者が納付する第百三十一条第三項（確定申告税額の延納に係る利子税）又は第百三十六条（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納に係る利子税）の規定による利子税で、その事業についてのこれらの所得に係る所得税の額に対応するものとして政令で定めるものを除く。）

四　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。）

五　地方税法の規定による延滞金、過少申告加算

金、不申告加算金及び重加算金

六　罰金及び科料（通告処分による罰金又は科料に相当するものを含む。）並びに過料

七　損害賠償金（これに類するものを含む。）で政令で定めるもの

2　前項第二号から第七号までに掲げるものは、同項の居住者の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入しない。

（所得税額から控除する外国税額の必要経費不算入）

第四十六条　居住者が第九十五条第一項（外国税額控除）に規定する外国所得税の額につき同条又は第百三十八条第一項（源泉徴収税額等の還付）の規定の適用を受ける場合には、当該外国所得税の額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額若しくは雑所得の金額又は一時所得の金額の計算上、必要経費又は支出した金額に算入しない。

第二目　資産の評価及び償却費

（たな卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法）

第四十七条　居住者のたな卸資産につき第三十七条第一項（必要経費）の規定によりその者の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となる一年（その者が年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時）において有するたな卸資産の価額は、その者がたな卸資産について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかつた場合又は選定した評価の方法により評価しなかつた場合には、評価の方法のうち政令で定めるところにより評価した金額）とする。

2　前項の選定をすることができる評価の方法の種類、その選定の手続その他たな卸資産の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）

第四十八条　居住者の有価証券につき第三十七条第一項（必要経費）の規定によりその者の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時）において有する有価証券の価額は、その者が有価証券について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかつた場合又は選定した評価の方法により評価しなかつた場合には、評価の方法のうち政令で定めるところにより評価した金額）とする。

2　前項の選定をすることができる評価の方法の種類、その選定の手続その他有価証券の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

3　居住者が二回以上にわたつて取得した同一銘柄の有価証券につき第三十七条第一項の規定によりその者の雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額又は第三十八条第一項（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）の規定によりその者の譲渡所得の金額の計算上取得費に算入する金額は、政令で定めるところにより、それぞれの取得に要した金額を基礎として第一項の規定に準じて評価した金額とする。

（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）

第四十九条　居住者の減価償却資産につきその償却費として第三十七条（必要経費）の規定によりその者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その者が当該資産について選定した償却の方法（償却の方法を選定しなかつた場合には、償却の方法のうち政令で定める方法）に基づき政令で定めるところにより計算した金額とする。

2　前項の選定をすることができる償却の方法の種

類、その選定の手続その他減価償却資産の償却に関し必要な事項は、政令で定める。

（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）

第五十条　居住者の繰延資産につきその償却費として第三十七条（必要経費）の規定によりその者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その繰延資産に係る支出の効果の及ぶ期間を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

2　前項に定めるもののほか、繰延資産の償却に関し必要な事項は、政令で定める。

第三目　資産損失

（資産損失の必要経費算入）

第五十一条　居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものについて、取りこわし、除却、滅失（当該資産の損壊による価値の減少を含む。）その他の事由により生じた損失の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額及び資産の譲渡により又はこれに関連して生じたものを除く。）は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2　居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業について、その事業の遂行上生じた売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権の貸倒れその他政令で定める事由により生じた損失の金額は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

3　災害又は盗難若しくは横領により居住者の有する山林について生じた損失の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）は、その者のその損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

4　居住者の不動産所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産（山林及び第六十二条第一項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）に規定する資産を除く。）の損失の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額、資産の譲渡により又はこれに関連して生じたもの及び第一項若しくは第二項又は第七十二条第一項（雑損控除）に規定するものを除く。）は、それぞれ、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

5　第一項及び前二項に規定する損失の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第四目　引当金

（貸倒引当金）

第五十二条　青色申告書を提出する居住者で事業所得を生ずべき事業を営むものが、当該事業の遂行上生じた売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権（これらの債権のうち政令で定めるものを除く。以下この項において「貸金」という。）の貸倒れによる損失の見込額として、各年（事業の全部を譲渡し又は廃止した日の属する年を除く。）において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、その年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）における貸金の

額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、その者のその年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、その者が死亡した場合において、その相続人が当該事業を承継しなかつたとき、その他政令で定める場合は、この限りでない。

2　前項の規定によりその繰入れをした年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された貸倒引当金勘定の金額は、その繰入れをした年の翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3　第一項の規定は、確定申告書に貸倒引当金勘定に繰り入れた金額の必要経費への算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

5　第一項に規定する居住者が死亡した場合において、同項の規定によりその者の死亡の日の属する年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された貸倒引当金勘定の金額があるときにおける当該貸倒引当金勘定の金額の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

（返品調整引当金）

第五十三条　青色申告書を提出する居住者で出版業その他政令で定める事業を営むもののうち、常時、その販売する当該事業に係るたな卸資産の大部分につき、当該販売の際の価額による買戻しに係る特約その他の政令で定める特約を結んでいるものが、当該たな卸資産の当該特約に基づく買戻しによる損失の見込額として、各年（事業の全部を譲渡し又は廃止した年を除く。）において返品調整引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、最近における当該たな卸資産の当該特約に基づく買戻しの実績を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、その者のその年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、その者が死亡した場合において、その相続人が当該事業を承継しなかつたとき、その他政令で定める場合は、この限りでない。

2　前項の規定によりその繰入れをした年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された返品調整引当金勘定の金額は、その繰入れをした年の翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3　第一項の規定は、確定申告書に返品調整引当金勘定に繰り入れた金額の必要経費への算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

5　第一項に規定する居住者が死亡した場合において、同項の規定によりその者の死亡の日の属する年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された返品調整引当金勘定の金額があるときにおける当該返品調整引当金勘定の金額の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

（退職給与引当金）

第五十四条　青色申告書を提出する居住者で事業所得を生ずべき事業を営むもののうち、政令で定める退職給与規程を定めているものが、その事業に係る使用人（その居住者と生計を一にする配偶者その他の親族を除く。以下この条において同じ。）の退職により支給する退職給与に充てるため、各年において退職給与引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、その年十二月三十一日（その居住者

が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）において在職するその事業に係る使用人の全員が自己の都合により退職するものと仮定して計算した場合に退職給与として支給されるべき金額の見積額のうちその年において増加したと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、その居住者のその年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2　退職給与引当金勘定の金額（前項の規定によりその繰入れをした年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されたものに限るものとし、既にこの項の規定により取りくずすべきこととなつたものを除く。以下この条において同じ。）を有する居住者は、前項の使用人が退職した場合、青色申告書の提出の承認を取り消された場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、その退職給与引当金勘定の金額を取りくずさなければならない。

3　前項の規定により取りくずすべきこととなつた退職給与引当金勘定の金額又は同項の規定に該当しないで取りくずした退職給与引当金勘定の金額は、それぞれその取りくずすべきこととなつた日又は取りくずした日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4　第一項の規定は、確定申告書に退職給与引当金勘定に繰り入れた金額の必要経費への算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

5　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

6　第二項から前項までに定めるもののほか、退職給与引当金勘定の金額を有する居住者が死亡した場合における当該退職給与引当金勘定の金額の処理その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特別修繕引当金）

第五十五条　青色申告書を提出する居住者が、その有する固定資産で不動産所得若しくは事業所得を生ずべき事業の用に供し、又は不動産所得の基因となるものうち、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第五条第一項第一号（船舶の施設等の検査）の規定による定期検査を受けなければならない船舶その他周期的に大規模な修繕を要し、かつ、その周期が相当の期間にわたると認められるものとして政令で定める固定資産について行なう修繕（政令で定める修繕に限る。以下この条において「特別の修繕」という。）に要する費用に充てるため、各年において当該資産につき特別修繕引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、当該資産につき最近において行なわれた特別の修繕のために要した費用（その者が当該資産につき特別の修繕を行なつたことがない場合には、当該資産に類似する他の固定資産につき最近において行なわれた特別の修繕のために要した費用）の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、その者のその年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2　特別修繕引当金勘定の金額（前項の規定によりその繰入れをした年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上必要経費に算入されたものに限るものとし、既にこの項の規定により取りくずすべきこととなつたものを除く。以下この条において同じ。）を有する居住者は、その特別修繕引当金勘定を設けられた資産について特別の修繕に要する費用を支出する場合、当該資産について特別の修繕が完了

した場合、青色申告書の提出の承認を取り消された場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該資産についての特別修繕引当金勘定の金額を取りくずさなければならない。

3　前項の規定により取りくずすべきこととなつた特別修繕引当金勘定の金額又は同項の規定に該当しないで取りくずした特別修繕引当金勘定の金額は、それぞれその取りくずすべきこととなつた日又は取りくずした日の属する年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4　第一項の規定は、確定申告書に特別修繕引当金勘定に繰り入れた金額の必要経費への算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

5　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

6　第二項から前項までに定めるもののほか、特別修繕引当金勘定の金額を有する居住者が死亡した場合における当該特別修繕引当金勘定の金額の処理その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五目　親族が事業から受ける対価

（事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例）

第五十六条　居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しないものとし、かつ、その親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。この場合において、その親族が支払を受けた対価の額及びその親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、当該各種所得の金額の計算上ないものとみなす。

2　第二項から前項までに定めるもののほか、特別修繕引当金勘定の金額を有する居住者が死亡した場合における当該特別修繕引当金勘定の金額の処理その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3　前項の規定により取りくずすべきこととなつた特別修繕引当金勘定の金額又は同項の規定に該当しないで取りくずした特別修繕引当金勘定の金額は、それぞれその取りくずすべきこととなつた日又は取りくずした日の属する年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4　第一項の規定は、確定申告書に特別修繕引当金勘定に繰り入れた金額の必要経費への算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

5　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

6　第二項から前項までに定めるもののほか、特別修繕引当金勘定の金額を有する居住者が死亡した場合における当該特別修繕引当金勘定の金額の処理その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条　青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢十五歳未満である者を除く。）でもつぱらその居住者の営む前条に規定する事業に従事するもの（以下この条において「青色事業専従者」という。）が当該事業から給与の支給を受ける場合には、前条の規定にかかわらず、その給与の金額でその労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度、その事業の種類及び規模その他の状況に応じて通常支給されるべき給与として相当であると認められるものは、その居住者のその給与の支給に係る年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入し、かつ、当該青色事業専従者の当該年分の給与所得に係る収入金額とする。ただし、各青色事業専従者がその年において当該事業から支給を受ける給与の金額が次に掲げる金額のうちいずれか低い金額をこえる場合は、そのこえる部分の金額については、この限りでない。

一　十八万円（当該青色事業専従者の年齢が二十歳未満である場合には、十五万円）

二　当該年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額（当該事業に

係る青色事業専従者が当該事業から支給を受ける給与の金額を必要経費に算入しないで計算した場合の金額とする。）を当該事業に係る青色事業専従者の数に一を加えた数で除して計算した金額

2　居住者（前項に規定する居住者を除く。）と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢十五歳未満である者及びいずれかの居住者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者を除く。）でもつぱらその居住者の営む前条に規定する事業に従事するもの（以下この条において「事業専従者」という。）がある場合には、その居住者のその年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、各事業専従者につき、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を必要経費とみなす。

一　十二万円

二　その年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合の金額とする。）を当該事業に係る事業専従者の数に一を加えた数で除して計算した金額

3　前項の規定の適用があつた場合には、各事業専従者につき同項の規定により必要経費とみなされた金額は、当該各事業専従者の当該年分の各種所得の金額の計算については、当該各事業専従者の給与所得に係る収入金額とみなす。

4　第二項の規定は、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨及び同項の規定により必要経費とみなされる金額に関する事項の記載がない場合には、適用しない。

5　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第二項の規定を適用することができる。

6　第一項又は第二項の場合において、これらの規定に規定する親族の年齢が十五歳未満であるかどうか及び青色事業専従者の年齢が二十歳未満であるかどうかの判定は、その年十二月三十一日（これらの規定に規定する居住者がその年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時）の現況による。ただし、当該親族又は青色事業専従者がその当時既に死亡している場合は、当該死亡の時の現況による。

7　青色事業専従者又は事業専従者の要件の細目その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五款　資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例

（固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例）

第五十八条　居住者が、各年において、一年以上有していた固定資産で次の各号に掲げるものをそれぞれ他の者が一年以上有していた固定資産で当該各号に掲げるもの（交換のために取得したと認められるものを除く。）と交換し、その交換により取得した当該各号に掲げる資産（以下この条において「取得資産」という。）をその交換により譲渡した当該各号に掲げる資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の譲渡の直前の用途と同一の用途に供した場合には、第三十三条（譲渡所得）の規定の適用については、当該譲渡資産（取得資産とともに金銭その他の資産を取得した場合には、当該金銭の額及び金銭以外の資産の価額に相当する部分を除く。）の譲渡がなかつたものとみなす。

一　土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。）

二　建物（これに附属する設備及び構築物を含む。）

三　機械及び装置

四　船舶

五　鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。）

2　前項の規定は、同項の交換の時における取得資産の価額と譲渡資産の価額との差額がこれらの価額のうちいずれか多い価額の百分の二十に相当する金額をこえる場合には、適用しない。

3　第一項の規定は、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨、取得資産及び譲渡資産の価額その他大蔵省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第二項の規定を適用することができる。

5　第一項の規定の適用を受けた居住者が取得資産について行なうべき第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する償却費の計算及びその者が取得資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）

第五十九条　次に掲げる事由により居住者の有する山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

一　贈与（相続人に対する贈与で被相続人である贈与者の死亡により効力を生ずるものを除く。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）若しくは遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るもの以外のもの及び相続人に対する特定遺贈を除く。）

二　著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡

2　前項の規定は、同項第一号に掲げる譲渡（個人に対する同項第二号に掲げる贈与又は譲渡に限る。）をした居住者、同項第一号に掲げる相続に係る相続人又は同号に掲げる遺贈（個人に対する遺贈に限る。）をした居住者に係る相続人が、政令で定めるところにより、税務署長に対し、同項の規定の適用を受けない旨及び当該贈与、譲渡、相続又は遺贈に関する明細を記載した書面を提出したときは、適用しない。

3　第一項第二号の規定に該当し、かつ、前項の規定により第一項の規定の適用がなかつた場合において、同号に規定する対価の額が同項に規定する資産の移転に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上控除する必要経費又は取得費及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その不足額は、その山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上、なかつたものとみなす。

（贈与等により取得した資産の取得費等）

第六十条　居住者が次に掲げる事由により取得した前条第一項に規定する資産を譲渡した場合における山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなす。

一　贈与、相続又は遺贈（前条第一項第一号に掲げる贈与、相続又は遺贈については、同条第二項に規定する書面の提出があつた場合に限る。）

二　前条第一項第二号に掲げる譲渡（同条第二項に規定するところにより、税務署長に対し、同項の規定の適用を受けない旨及び当該贈与、譲渡、相続又は遺贈に関する明細を記載した書面の提出があつた場合に限る。）

渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上控除する必要経費又は取得費及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たない場合に限る。）

2　居住者が前条第一項各号に掲げる贈与、相続若しくは遺贈又は譲渡により取得した資産で同項の規定の適用があつたものを譲渡した場合における山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が当該資産をその取得の時における価額に相当する金額により取得したものとみなす。

（昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費等）

第六十一条　山林所得の基因となる山林が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた山林である場合には、その山林に係る山林所得の金額の計算上控除する必要経費は、その山林の昭和二十八年一月一日における価額として政令で定めるところにより計算した金額とその山林につき同日以後に支出した管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲渡に要した費用の額との合計額とする。

2　譲渡所得の基因となる資産（次項及び第四項に規定する資産を除く。）が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた資産である場合には、その資産に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、その資産の昭和二十八年一月一日における価額として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額がその資産の取得に要した金額と同日前に支出した設備費及び改良費の額との合計額に満たないことが証明された場合には、当該合計額）とその資産につき同日以後に支出した設備費及び改良費の額との合計額とする。

3　譲渡所得の基因となる資産が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた資産で、第三十八条第二項（使用又は期間の経過により減価する資産の取得費）の規定に該当するものである場合には、その資産に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、その資産の昭和二十八年一月一日における価額として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額がその資産の取得に要した金額と同日前に支出した設備費及び改良費の額との合計額を基礎として政令で定めるところにより計算した同日におけるその資産の価額に満たないことが証明された場合には、当該価額）とその資産につき同日以後に支出した設備費及び改良費の額との合計額から、その資産を同日において当該計算した金額をもつて取得したものとみなした場合に計算される同項各号に掲げる金額の合計額を控除した金額とする。

4　有価証券につき譲渡所得の金額を計算する場合において、譲渡所得の金額の計算上控除する有価証券の取得費の計算の基礎となる金額のうちに昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した有価証券の取得に要した金額が含まれているときは、その取得した有価証券の昭和二十八年一月一日における価額として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額がその有価証券の取得に要した金額に満たないことが証明された場合には、その取得に要した金額）をもつて、その取得した有価証券の取得に要した金額とする。

（生活に通常必要でない資産の災害による損失）

第六十二条　居住者が、災害又は盗難若しくは横領により、生活に通常必要でない資産として政令で定めるものについて受けた損失の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）は、政令で定めるところにより、その者のその損失を受けた日の属する年分又はその翌年分の譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とみなす。

2　前項に規定する損失の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第六款　事業を廃止した場合等の所得計算の特例

（事業を廃止した場合の必要経費の特例）

第六十三条　居住者が不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を廃止した後において、当該事業に係る費用又は損失で当該事業を廃止しなかつたとしたならばその者のその年分以後の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額が生じた場合には、当該金額は、政令で定めるところにより、その者のその廃止した日の属する年分（同日の属する年においてこれらの所得に係る総収入金額がなかつた場合には、当該総収入金額があつた最近の年分）又はその前年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

（資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例）

第六十四条　その年分の各種所得の金額（事業所得の金額を除く。以下この項について同じ。）の計算の基礎となる収入金額若しくは総収入金額（不動産所得又は山林所得を生ずべき事業から生じたものを除く。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を回収することができないこととなつた場合又は政令で定める事由により当該収入金額若しくは総収入金額の全部若しくは一部を返還すべきこととなつた場合には、政令で定めるところにより、当該各種所得の金額の合計額のうち、その回収することができないこととなつた金額又は返還すべきこととなつた金額に対応する部分の金額は、当該各種所得の金額の計算上、なかつたものとみなす。

2　保証債務を履行するため資産（第三十三条第二項第一号（譲渡所得に含まれない所得）の規定に該当するものを除く。）の譲渡（同条第一項に規定する政令で定める行為を含む。）があつた場合において、その履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができないこととなつたときは、その行使することができないこととなつた金額（不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を除く。）を前項に規定する回収することができないこととなつた金額とみなして、同項の規定を適用する。

第七款　収入及び費用の帰属の時期の特例

（割賦販売に係る収入及び費用の帰属時期）

第六十五条　居住者が、各年においてたな卸資産の割賦販売をした場合において、その年において割賦販売をしたすべてのたな卸資産に係る収入金額及び費用の額につき、その年以後の各年において政令で定める割賦基準の方法により経理したときは、その経理した収入金額及び費用の額は、当該各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。ただし、本文の規定の適用を受けることとなつた年以後の年において割賦販売をしたたな卸資産の全部又は一部に係る収入金額及び費用の額につき、当該各年のうちいずれかの年において、当該割賦基準の方法により経理しなかつたことその他政令で定める事由が生じた場合は、その事由が生じた年分以後の年分の事業所得の金額の計算については、この限りでない。

2　前項の規定は、たな卸資産の割賦販売をした年分の確定申告書に、その年において同項に規定する割賦基準の方法により経理する金額及びその年の翌年以後の各年において当該割賦基準の方法により経理すべき金額の合計額の計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

4　第一項及び第二項に規定する割賦販売とは、次に

掲げる要件に適合する販売条件を定型的に定めた約款に基づき当該販売条件により行なわれる販売をいう。

一　月賦、年賦その他の賦払の方法により三回以上に分割して対価の支払を受けること。

二　その販売の目的物の引渡しの期日の翌日から最後の賦払金の支払の期日までの期間が二月以上二年未満であること。

三　その他政令で定める要件

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける居住者が死亡し又は出国をする場合における同項に規定する割賦販売をしたたな卸資産に係る収入金額及び費用の額の処理の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期）

第六十六条　居住者が、各年においてたな卸資産の延払条件付販売又は工事（製造を含む。以下この条において同じ。）の延払条件付請負をした場合において、その延払条件付販売又は延払条件付請負（これらのうち損失が生じたものを除く。以下次項までにおいて同じ。）をした資産又は工事に係る収入金額及び費用の額につき、その年以後の各年において政令で定める延払基準の方法により経理したときは、その経理した収入金額及び費用の額は、当該各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。ただし、当該たな卸資産又は工事に係る収入金額及び費用の額につき、その延払条件付販売又は延払条件付請負をした年の翌年以後のいずれかの年において当該延払基準の方法により経理しなかつた場合は、その経理しなかつた年の翌年分以後の年分の事業所得の金額の計算については、この限りでない。

2　前項の規定は、延払条件付販売又は延払条件付請負をした年分の確定申告書に、その年において同項に規定する延払基準の方法により経理する金額及びその年の翌年以後の各年において当該延払基準の方法により経理すべき金額の合計額の計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

4　第一項及び第二項に規定する延払条件付販売又は延払条件付請負とは、次に掲げる要件に適合する条件を定めた契約に基づき当該条件により行なわれる販売又は請負をいう。

一　月賦、年賦その他の賦払の方法により三回以上に分割して対価の支払を受けること。

二　その販売又は請負の目的物の引渡しの期日の翌日から最後の賦払金の支払の期日までの期間が二年以上であること。

三　その他政令で定める要件

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける居住者が死亡し又は出国をする場合における同項に規定する延払条件付販売又は延払条件付請負をしたたな卸資産又は工事に係る収入金額及び費用の額の処理の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期）

第六十七条　居住者が、各年において長期工事の請負に係る契約を締結した場合において、その請負（損失が生ずると見込まれるものを除く。）をした長期工事に係る収入金額及び費用の額につき、その長期工事の着手の日の属する年（以下この項において「着工の年」という。）からその長期工事の目的物の引渡しの日の属する年の前年までの各年において政令で

定める工事進行基準の方法により経理したときは、その経理した収入金額及び費用の額は、当該各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。ただし、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる年分以後の年分の事業所得の金額の計算については、この限りでない。

一　その長期工事に係る収入金額及び費用の額につき、着工の年の翌年以後のいずれかの年において当該工事進行基準の方法により経理しなかつた場合　その経理しなかつた年の翌年

二　その長期工事の請負につき損失が生ずると見込まれるに至つたことその他政令で定める事由が生じた場合　その事由が生じた日の属する年

2　前項の請負をした長期工事に係る収入金額及び費用の額につき同項の規定の適用を受ける年分の確定申告書には、その年において同項に規定する工事進行基準の方法により経理する金額の計算に関する明細を記載した書類を添附しなければならない。

3　前二項に規定する長期工事とは、他の者の求めに応じて行なう工事（製造を含む。）で、その着手の日から当該他の者と締結した契約において定められている目的物の引渡しの期日までの期間が一年以上であるものをいう。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける居住者が死亡した場合における同項に規定する長期工事に係る収入金額及び費用の額の処理の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八款　各種所得の範囲及びその金額の計算の細目

（各種所得の範囲及びその金額の計算の細目）

第六十八条　この節に定めるもののほか、各種所得の範囲及び各種所得の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節　損益通算及び損失の繰越控除

（損益通算）

第六十九条　総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序により、これを他の各種所得の金額から控除する。

2　前項の場合において、同項に規定する損失の金額のうちに主として個人の趣味若しくは娯楽のためにする行為又は第六十二条第一項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）に規定する資産に係る所得の金額（以下この項において「趣味又は娯楽等に係る所得の金額」という。）の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額のうち政令で定めるものは政令で定めるところにより他の趣味又は娯楽等に係る所得の金額から控除するものとし、当該政令で定めるもの以外のもの及び当該控除をしてもなお控除しきれないものは生じなかつたものとみなす。

（純損失の繰越控除）

第七十条　青色申告書を提出する居住者のその年の前年以前三年内の各年において生じた純損失の金額（この項の規定により前年以前において控除されたもの及び第百四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）がある場合には、当該純損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

2　前項の規定の適用がない場合においても、確定申

告書を提出する居住者のその年の前年以前三年内の各年において生じた純損失の金額（同項の規定により前年以前において控除されたもの及び第百四十二条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）のうち、当該各年において生じた次に掲げる損失の金額に係るもので政令で定めるものがあるときは、当該政令で定める純損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

一　変動所得の金額の計算上生じた損失の金額

二　被災事業用資産の損失の金額

3　前項第二号に掲げる被災事業用資産の損失の金額とは、たな卸資産又は第五十一条第一項若しくは第三項（資産損失の必要経費算入）に規定する資産の災害による損失の金額（その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）で前項第一号に掲げる損失の金額に該当しないものをいう。

4　第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する居住者が純損失の金額が生じた年分の所得税につき第一項の青色申告書又は第二項各号に掲げる損失の金額に関する事項を記載した確定申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）であつて、それぞれその後において連続して青色申告書又は確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

5　第一項及び第二項の規定による控除は、純損失の繰越控除という。

（雑損失の繰越控除）

第七十一条　確定申告書を提出する居住者のその年の前年以前三年内の各年において生じた雑損失の金額（この項又は次条第一項の規定により前年以前において控除されたものを除く。）については、当該申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

2　前項の規定は、同項の居住者が雑損失の金額に関じた年分の所得税につきその雑損失の金額に関する事項を記載した確定申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）であつて、それぞれその後において連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

3　第一項の規定による控除は、雑損失の繰越控除という。

第四節　所得控除

（雑損控除）

第七十二条　居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産（第六十二条第一項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）及び第七十条第三項（被災事業用資産の損失の金額）に規定する資産を除く。）について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合（その災害又は盗難若しくは横領に関連してその居住者が政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。）において、その年における当該損失の金額（当該支出をした金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）の合計額がその居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額をこえるときは、そのこえる部分の金額を、その居住者のその年

分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2　前項に規定する損失の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

3　第一項の規定による控除は、雑損控除という。

（医療費控除）

第七十三条　居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払つた場合において、その年中に支払つた当該医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）の合計額がその居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額をこえるときは、そのこえる部分の金額（当該金額が三十万円をこえる場合には、三十万円）を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2　前項に規定する医療費とは、医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供で政令で定めるものの対価をいう。

3　第一項の規定による控除は、医療費控除という。

（社会保険料控除）

第七十四条　居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払つた場合又は給与から控除される場合には、その支払つた金額又はその控除される金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2　前項に規定する社会保険料とは、次に掲げるもののほか、これらに準ずるもので政令で定めるもの（第九条第一項第六号（在勤手当の非課税）に掲げる給与に係るものを除く。）をいう。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定により被保険者として負担する健康保険の保険料

二　日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の規定により被保険者として負担する日雇労働者健康保険の保険料

三　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定による国民健康保険の保険料又は地方税法の規定による国民健康保険税

四　失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の規定により被保険者として負担する失業保険の保険料

五　国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料

六　厚生年金保険法の規定により被保険者として負担する厚生年金保険の保険料

七　船員保険法の規定により被保険者として負担する船員保険の保険料

八　国家公務員共済組合法の規定による掛金

九　地方公務員等共済組合法の規定による掛金（同法第二百三条第二項（費用の負担）の規定により同項に規定する団体等が負担する掛金を除く。）

十　公共企業体職員等共済組合法の規定による掛金

十一　私立学校教職員共済組合法の規定により組合員として負担する掛金

十二　農林漁業団体職員共済組合法の規定により組合員（任意継続組合員を含む。）として負担する掛金

十三　国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）の規定による納付金（同法附則第六項ただし書及び附則第七項（納付金相当額の納付）の規定により納付する金額を含む。）

十四　恩給法第五十九条（恩給納金）（他の法律において準用する場合を含む。）の規定による納金

3　第一項の規定による控除は、社会保険料控除という。

（生命保険料控除）

第七十五条　居住者が、各年において、保険金、郵便年金又は共済金の受取人のすべてを自己又はその配偶者その他の親族とする生命保険契約等に係る保険料又は掛金（以下この条において「生命保険料」という。）を支払つた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一　その年中に支払つた生命保険料の金額の合計額（その年において生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額を控除した残額。以下この項において同じ。）が二万円以下である場合　当該合計額

二　その年中に支払つた生命保険料の金額の合計額が二万円をこえ五万円以下である場合　二万円と当該合計額から二万円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

三　その年中に支払つた生命保険料の金額の合計額が五万円をこえる場合　三万五千円

2　前項に規定する生命保険契約等とは、次に掲げる契約をいう。

一　保険業法又は外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）の規定による免許を受けた生命保険会社又は外国保険事業者の締結した生命保険契約（保険期間が五年に満たない生命保険契約で政令で定めるもの及び当該外国保険事業者が国外において締結した生命保険契約を除く。）

二　簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第二条の二（保険金等の支払の保証）に規定する簡易生命保険契約又は郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）第二条の二（年金等の支払の保証）に規定する郵便年金契約

三　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第八号（共済に関する施設）の事業を行なう農業協同組合の締結した生命共済に係る契約（共済期間が五年に満たない生命共済に係る契約で政令で定めるものを除く。）その他政令で定めるこれに類する共済に係る契約

3　第一項の規定による控除は、生命保険料控除という。

（損害保険料控除）

第七十六条　居住者が、各年において、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの又はこれらの者の有する第九条第一項第八号（生活用動産の譲渡所得の非課税）に規定する資産を保険又は共済の目的とする損害保険契約等に係る保険料又は掛金（以下この条において「損害保険料」という。）を支払つた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一　その年中に支払つた損害保険料のすべてが保険期間又は共済期間が十年以上の契約に係るものである場合　次に掲げる金額

イ　その年中に支払つた損害保険料の金額の合計額が一万円以下である場合　当該合計額

ロ　その年中に支払つた損害保険料の金額の合計額が一万円をこえる場合　一万円

二　その年中に支払つた損害保険料のすべてが保険期間又は共済期間が五年以上十年未満である場合　次に掲げる金額

イ　その年中に支払つた損害保険料の金額の合計額が一万円以下である場合　当該合計額

ロ　その年中に支払つた損害保険料の金額の合計額が二千円をこえる場合　二千円

三　その年中に支払つた損害保険料のうちに第一号に規定する契約に係るものと前号に規定する契約に係るものとがある場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

イ　その年中に支払つた損害保険料の金額の合計額が一万円以下である場合　当該合計額

ロ　その年中に支払つた損害保険料の金額の合計額が一万円をこえる場合　一万円

4　第一項及び第二項の規定による控除は、配偶者控除という。

（扶養控除）

第七十八条　居住者が扶養親族を有する場合には、各

は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて損害保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額を控除した残額。以下この項において同じ。）が二千円以下である場合　当該合計額

ロ　その年中に支払つた損害保険料の金額の合計額が二千円をこえる場合　二千円

二　その年中に支払つた損害保険料のすべてが保険期間又は共済期間が十年以上の契約に係るものである場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

イ　その年中に支払つた損害保険料の金額の合計額が一万円以下である場合　当該合計額

ロ　その年中に支払つた損害保険料の金額の合計額が一万円をこえる場合　一万円

三　その年中に支払つた損害保険料のうちに第一号に規定する契約に係るものと前号に規定する契約に係るものとがある場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

イ　その年中に支払つた損害保険料の金額の合計額のうち、第二号に規定する契約に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額が二千円をこえ、かつ、その他の部分の金額が八千円未満である場合　二千円と当該その他の部分の金額との合計額

ロ　イに該当する場合を除き、その年中に支払つた損害保険料の金額の合計額が一万円以下である場合　当該合計額

ハ　イに該当する場合を除き、その年中に支払つた損害保険料の金額の合計額が一万円をこえる場合　一万円

2　前項に規定する損害保険契約等とは、次に掲げる契約をいう。

一　保険業法又は外国保険事業者に関する法律の規定による免許を受けた損害保険会社又は外国保険事業者の締結した損害保険契約（当該外国保険事業者が国外において締結した損害保険契約を除く。）

二　農業協同組合法第十条第一項第八号（共済に関する施設）の事業を行なう農業協同組合の締結した火災共済に係る契約その他政令で定めるこれに類する共済に係る契約

3　第一項の規定による控除は、損害保険料控除という。

（配偶者控除）

第七十七条　居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から十二万円を控除する。

2　前項に規定する場合において、控除対象配偶者がその年に支給を受けた給与で第五十七条第一項（青色事業専従者給与の必要経費算入）の規定により給与所得に係る収入金額とされるものがあるときは、前項の規定にかかわらず、十二万円からその給与の金額を控除した残額に相当する金額を、同項の居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

3　一の居住者の配偶者がその居住者の控除対象配偶者に該当し、かつ、他の居住者の扶養親族にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。

4　第一項及び第二項の規定による控除は、配偶者控除という。

（扶養控除）

第七十八条　居住者が扶養親族を有する場合には、各

扶養親族につき、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一　年齢十三歳以上の扶養親族　六万円

二　年齢十三歳未満の扶養親族　五万円

2　前項の場合において、居住者に控除対象配偶者がないときは、その扶養親族のうち一人（年齢十三歳以上の扶養親族がある場合には、そのうちの一人）についての同項の控除の額は、八万円とする。

3　二以上の居住者が生計を一にしている場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる扶養親族については、前項の規定は、適用しない。

一　これらの居住者のうちに控除対象配偶者を有する者がある場合　控除対象配偶者の扶養親族

二　これらの居住者のすべてが控除対象配偶者を有せず、かつ、これらの居住者のうち二以上のものが扶養親族を有する場合　政令で定めるところにより、当該二以上の居住者のうちの一人（当該扶養親族のうちに年齢十三歳以上の者がある場合には、その者を自己の扶養親族とする居住者に限る。）を除く他の居住者の扶養親族

4　第一項に規定する場合において、扶養親族がその年に支給を受けた給与で第五十七条第一項（青色事業専従者給与の必要経費算入）の規定により給与所得に係る収入金額とされるものがあるときは、その扶養親族については、第一項の規定にかかわらず、六万円（第二項の規定に該当する場合にあつては、八万円）からその給与の金額を控除した残額に相当する金額を、第一項の居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

5　二以上の居住者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、政令で定めるところにより、これらの居住者のうちいずれか一の居住者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

6　第一項及び第四項の規定による控除は、扶養控除という。

（控除対象配偶者及び扶養親族の判定の時期等）

第七十九条　前二条の場合において、その者が居住者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当するかどうか及び居住者の扶養親族の年齢が十三歳以上であるかどうかの判定は、その年十二月三十一日（その居住者がその年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時）の現況による。ただし、その判定に係る者がその当時既に死亡している場合は、当該死亡の時の現況による。

2　年の中途において居住者の配偶者が死亡し、その年中にその居住者が再婚した場合におけるその死亡し、又は再婚した配偶者に係る控除対象配偶者及び扶養親族の範囲の特例については、政令で定める。

（基礎控除）

第八十条　居住者については、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から十三万円を控除する。

2　前項の規定による控除は、基礎控除という。

（所得控除の順序）

第八十一条　雑損控除と医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除、配偶者控除、扶養控除又は基礎控除とを行なう場合には、まず雑損控除を行なうものとする。

2　前項の控除をすべき金額は、総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

（所得控除の適用要件）

第八十二条　雑損控除及び社会保険料控除に関する規

定は、確定申告書にその控除を受ける金額その他その控除に関する事項の記載がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの控除をされる金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

2　医療費控除、生命保険料控除及び損害保険料控除に関する規定は、確定申告書にその控除を受ける金額その他その控除に関する事項を記載し、かつ、次に掲げる書類を当該申告書に添附し又は当該申告書の提出の際提示した場合に限り、適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

一　医療費控除にあつては、当該申告書に記載したその控除を受ける金額の計算の基礎となる第七十三条第二項（医療費控除）に規定する医療費につきこれを領収した者のその領収を証する書類

二　生命保険料控除にあつては、当該申告書に記載したその控除を受ける金額の計算の基礎となる第七十五条第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料（以下この条において「生命保険料」という。）の金額その他大蔵省令で定める事項を証する書類

三　損害保険料控除にあつては、当該申告書に記載したその控除を受ける金額の計算の基礎となる第七十六条第一項（損害保険料控除）に規定する損害保険料（以下この条において「損害保険料」という。）の金額その他大蔵省令で定める事項を証する書類

3　確定申告書に記載した生命保険料控除を受ける金額に係る第七十五条第二項に規定する生命保険契約等のうちに当該契約に基づきその年中に支払つた生命保険料の金額（その年において当該契約に基づく剰余金の分配若しくは割戻しを受け、又は当該契約に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額を控除した残額）が政令で定める金額以下であるものがある場合には、当該生命保険料については、前項の規定にかかわらず、同項の書類の添附及び提示がない場合においても、生命保険料控除に関する規定を適用する。

4　第百九十条第二号（年末調整）の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された生命保険料又は損害保険料については、第二項の規定にかかわらず、同項の書類の添附及び提示がない場合においても、生命保険料控除又は損害保険料控除に関する規定を適用する。

5　税務署長は、第一項又は第二項の記載がない確定申告書の提出があつた場合（第二項の場合にあつては、前二項の規定に該当する場合を除き、確定申告書の提出に際し第二項の書類の添附及び提示がなかつた場合を含む。）においても、その記載又は書類の添附及び提示がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項又は第二項に規定する控除に関する規定を適用することができる。

第三章　税額の計算

第一節　税率

（税率）

第八十三条　居住者に対して課する所得税の額は、その年分の課税総所得金額又は課税退職所得金額をそれぞれ次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額と、その年分の課税山林所得金額の五分の一に相当する金額を同表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額に五を乗じて計算した金額との合計額とする。

十万円以下の金額	百分の八
十万円をこえ二十万円以下の金額	百分の十
二十万円をこえ五十万円以下の金額	百分の十五
五十万円をこえ八十万円以下の金額	百分の二十
八十万円をこえ百二十万円以下の金額	百分の二十五
百二十万円をこえ百八十万円以下の金額	百分の三十
百八十万円をこえ二百五十万円以下の金額	百分の三十五
二百五十万円をこえ四百万円以下の金額	百分の四十
四百万円をこえ六百万円以下の金額	百分の四十五
六百万円をこえ千万円以下の金額	百分の五十
千万円をこえ二千万円以下の金額	百分の五十五
二千万円をこえ三千万円以下の金額	百分の六十
三千万円をこえ四千五百万円以下の金額	百分の六十五
四千五百万円をこえ六千万円以下の金額	百分の七十
六千万円をこえる金額	百分の七十五

2　課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額は、それぞれ、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から前章第四節（所得控除）の規定による控除をした残額とする。

（変動所得及び臨時所得の平均課税）

第八十四条　居住者のその年分の変動所得の金額及び臨時所得の金額の合計額（その年分の変動所得の金額が前年分及び前前年分の変動所得の金額の合計額の二分の一に相当する金額以下である場合には、その年分の臨時所得の金額）がその年分の総所得金額の百分の二十以上である場合には、その者のその年分の課税総所得金額に係る所得税の額は、その者の選択により、次に掲げる金額の合計額によることができる。

一　その年分の課税総所得金額から平均課税対象金額の五分の四に相当する金額を控除した金額（当該課税総所得金額が平均課税対象金額以下である場合には、当該課税総所得金額の五分の一に相当する金額。以下この条において「調整所得金額」という。）をその年分の課税総所得金額とみなして前条第一項の規定を適用して計算した税額

二　その年分の課税総所得金額に相当する金額から調整所得金額を控除した金額に前号に掲げる金額の調整所得金額に対する割合を乗じて計算した金額

2　前項第二号に規定する割合は、小数点以下二位まで算出し、三位以下を切り捨てたところによるものとし、調整所得金額が百万円以下である場合には、その調整所得金額に応じ別表第二に定める割合によるものとする。

3　第一項に規定する平均課税対象金額とは、変動所得の金額（前年分又は前前年分の変動所得の金額が前年分及び前前年分の変動所得の金額の合計額の二分の一に相当する金額をこえる場合のそのこえる部分の金額）と臨時所得の金額との合計額をいう。

4　第一項の選択をする居住者は、確定申告書にその旨及び同項各号に掲げる金額の合計額の計算に関する明細を記載しなければならない。

（簡易税額表）

第八十五条　居住者のその年分の課税総所得金額又は前条第一項第一号に規定する調整所得金額が百万円以下である場合には、当該課税総所得金額に係る所得税の額又は同号に掲げる税額は、第八十三条第一項（税率）及び前条第一項第一号の規定にかかわらず、それぞれ、当該課税総所得金額又は調整所得金

額に応じ別表第二に定める税額とする。

2　居住者のその年分の課税退職所得金額が百万円以下である場合には、当該課税退職所得金額に係る所得税の額は、第八十三条第一項の規定にかかわらず、当該課税退職所得金額に応じ別表第二に定める税額とする。

3　居住者のその年分の課税山林所得金額が百万円以下である場合には、当該課税山林所得金額に係る所得税の額は、第八十三条第一項の規定にかかわらず、当該課税山林所得金額に応じ別表第三に定める税額とする。

第二節　税額控除

（障害者控除）

第八十六条　居住者が障害者である場合には、その者のその年分の所得税額（前節（税率）の規定による所得税の額をいう。以下この節において同じ。）から六千円を控除する。

2　居住者に障害者である控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、その居住者のその年分の所得税額から、その障害者一人につき六千円を控除する。

3　前二項の規定による控除は、障害者控除という。

（老年者控除）

第八十七条　居住者が老年者である場合には、その者のその年分の所得税額から六千円を控除する。

2　前項の規定による控除は、老年者控除という。

（寡婦控除）

第八十八条　居住者が寡婦である場合には、その者のその年分の所得税額から六千円を控除する。

2　前項の規定による控除は、寡婦控除という。

（勤労学生控除）

第八十九条　居住者が勤労学生である場合には、その者のその年分の所得税額から六千円を控除する。

2　前項の規定による控除は、勤労学生控除という。

（障害者等の判定の時期）

第九十条　第八十六条第一項（障害者控除）又は前条の場合において、居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日（その者がその年の中途において死亡し又は出国をする場合には、その死亡又は出国の時。以下この条において同じ。）の現況による。ただし、その居住者の親族（扶養親族を除く。以下この項において同じ。）がその当時既に死亡している場合におけるその親族がその居住者の第二条第一項第三十二号（定義）に規定する政令で定める親族に該当するかどうかの判定は、当該死亡の時の現況による。

2　第八十六条第二項の場合において、居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が障害者に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日の現況による。ただし、その控除対象配偶者又は扶養親族がその当時既に死亡している場合は、当該死亡の時の現況による。

（寄付金控除）

第九十一条　居住者が、各年において、特定寄付金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額をこえるときは、そのこえる金額に百分の三十を乗じて計算した金額を、その者のその年分の所得税額から控除する。

一　その年中に支出した特定寄付金の額の合計額（当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の二十に相当する金額をこえる場合には、当該百分の二十に相当する金額）

二　その者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三に相当する金額（当該金額が三十万円をこえる場合には、三十万円）

2　前項に規定する特定寄付金とは、次に掲げる寄付金（学校の入学に関してするものを除く。）をいう。

一　国又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局を含む。以下この号において同じ。）に対する寄付金で国又は地方公共団体がその行政目的のために直接供する施設に充てるためのもの

二　民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行なう法人又は団体に対する寄付金（当該法人の設立のためにされる寄付金その他の当該法人の設立前においてされる寄付金で政令で定めるものを含む。）のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で定めるところにより大蔵大臣が指定したもの

イ　広く一般に募集されること。

ロ　教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。

三　科学技術又は教育の振興に寄与する法人として政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄付金（前号に規定する寄付金に該当するものを除く。）

3　第一項の規定による控除は、寄付金控除という。

（配当控除）

第九十二条　居住者が利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配（第九条第一項第十一号（元本の払戻しに係る収益の分配の非課税）に掲げるものを含まない。以下この条において同じ。）に係る配当所得（外国法人から受けるこれらの金額に係るものを除く。以下この条において同じ。）を有する場合には、その居住者のその年分の所得税額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じた当該各号に掲げる金額を控除する。

一　その年分の課税総所得金額が千万円以下である場合　次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額の合計額

イ　利益の配当及び剰余金の分配に係る配当所得　当該配当所得の金額に百分の二十を乗じて計算した金額

ロ　証券投資信託の収益の分配に係る配当所得　当該配当所得の金額のうち、当該課税総所得金額から千万円とロに掲げる配当所得の金額との合計額を控除した金額に達するまでの金額については百分の十を、その他の金額については百分の五を、それぞれ乗じて計算した金額の合計額

二　その年分の課税総所得金額が千万円をこえ、かつ、当該課税総所得金額から証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円以下である場合　次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額の合計額

イ　利益の配当及び剰余金の分配に係る配当所得　当該配当所得の金額に百分の二十を乗じて計算した金額

ロ　証券投資信託の収益の分配に係る配当所得　当該配当所得の金額のうち、当該課税総所得金額から千万円を控除した金額に相当する金額については百分の五を、その他の金額については百分の十をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額

三　前二号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額の合計額

イ　利益の配当及び剰余金の分配に係る配当所得　当該配当所得の金額に百分の二十を乗じて計算した金額

ロ　証券投資信託の収益の分配に係る配当所得　当該配当所得の金額のうち、当該課税総所得金額から千万円とロに掲げる配当所得の金額との合計額を控除した金額に達するまでの金額については百分の十を、その他の金額については百分の二十をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額

ロ　証券投資信託の収益の分配に係る配当所得　当該配当所得の金額に百分の五を乗じて計算した金額

2　前項の規定による控除は、配当控除という。

（税額控除の順序等）

第九十三条　障害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除、寄付金控除及び配当控除をすべき金額は、課税総所得金額に係る所得税額、課税山林所得金額に係る所得税額又は課税退職所得金額に係る所得税額から順次控除する。この場合において、これらの控除をすべき金額の合計額がその年分の所得税額をこえるときは、当該控除をすべき金額は、当該所得税額に相当する金額とする。

（税額控除の適用要件）

第九十四条　障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除に関する規定は、確定申告書にその控除に関する事項の記載がある場合に限り、適用する。

2　寄付金控除に関する規定は、確定申告書にその控除を受ける金額その他その控除に関する事項を記載し、かつ、当該金額の計算の基礎となる第九十一条第二項（寄付金控除）に規定する特定寄付金の明細書その他大蔵省令で定める書類を当該申告書に添附し又は当該申告書の提出の際提示した場合に限り、適用する。この場合において、その控除をされる金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

3　税務署長は、前二項の記載がない確定申告書の提出があつた場合（前項の場合にあつては、確定申告書の提出に際し同項の書類の添附及び提示がなかつた場合を含む。）においても、その記載又は書類の添附及び提示がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、これらの規定に規定する控除に関する規定を適用することができる。

（外国税額控除）

第九十五条　居住者が各年において外国所得税（外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を納付することとなる場合には、第八十三条から前条までの規定により計算したその年分の所得税の額のうち、その年において生じた所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「控除限度額」という。）を限度として、その外国所得税の額をその年分の所得税の額から控除する。

2　居住者が各年において納付することとなる外国所得税の額がその年の控除限度額と地方税控除限度額又は当該申告書の提出の際提示した場合に限り、適用する。この場合において、その控除をされる金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

3　税務署長は、前二項の記載がない確定申告書の提出があつた場合（前項の場合にあつては、確定申告書の提出に際し同項の書類の添附及び提示がなかつた場合を含む。）においても、その記載又は書類の添附及び提示がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、これらの規定に規定する控除に関する規定を適用することができる。

（外国税額控除）

第九十五条　居住者が各年において外国所得税の額がその年の控除限度額に満たない場合において、その前五年以内の各年において納付することとなつた外国所得税の額のうちその年に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この条において「繰越外国所得税額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、当該控除限度額からその年において生じた所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「控除限度額」という。）を限度として、その繰越外国所得税額をその年分の所得税の額から控除する。

4　第一項の規定は、確定申告書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、外国所得税を課されたことを証する書類その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

5　第二項及び第三項の規定は、繰越控除限度額又は繰越外国所得税額に係る年のうち最も古い年以後の各年について当該各年の控除限度額及び当該各年において納付することとなつた外国所得税の額を記載した確定申告書を提出し、かつ、これらの規定の適用を受けようとする年分の確定申告書にこれらの規定による控除を受けるべき金額を記載するとともに、当該申告書に繰越控除限度額又は繰越外国所得税額の計算の基礎となるべき事項を記載した書類その他大蔵省令で定める書類を添附した場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該各年分の確定申告書に当該各年の控除限度額及び当該各年において納付することとなつた外国所得税の額として記載された金額を基礎として計算した金額を限度とする。

6　税務署長は、第一項から第三項までの規定による控除をされるべきこととなる金額又は前項に規定する控除限度額若しくは外国所得税の額の全部又は一部につき前二項の記載又は書類の添附がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は書類の添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載又は書類の添附がなかつた金額につき第一項から第三項までの規定を適用することができる。

7　第九十三条前段（税額控除の順序）の規定は、第一項から第三項までの規定による控除をすべき金額について準用する。

8　第一項から第三項までの規定による控除は、外国税額控除という。

第四章　税額の計算の特例

第一節　世帯員が資産所得を有する場合の税額の計算の特例

（用語の意義）

第九十六条　この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　資産所得　利子所得、配当所得及び不動産所得をいう。

二　資産所得の金額　総所得金額のうち利子所得の金額、配当所得の金額及び不動産所得の金額から成る部分の金額として政令で定める金額をいう。

三　主たる所得者　次条第一項に規定する親族のうち、総所得金額から資産所得の金額を控除した金額が最も大きい者をいい、当該控除した金額のある者がいないときは、資産所得の金額が最も大きい者をいい、これらの最も大きい者が二人以上あるときは、政令で定める者をいう。

四　合算対象世帯員　次条第一項に規定する親族のうち主たる所得者以外の者でその資産所得の金額が五万円をこえるものをいう。

（合算対象世帯員がある場合の税額）

第九十七条　生計を一にする次の各号の一に掲げる親族（居住者に限るものとし、当該各号の二以上に該当する場合には、その該当するすべての親族とする。）のうちに合算対象世帯員がある場合には、これらの者に対して課する所得税の額は、前二章（課税標準及び税額の計算）の規定により計算した所得税の額によらず、主たる所得者が自己の所得のほかその合算対象世帯員の資産所得を有するものとみなして次条に定めるところにより計算した金額とする。

一　夫と妻

二　父又は母とその子（子については、その父又は母のいずれか一方の配偶者又は配偶者であつた者と親子の関係がないものを含む。）

三　祖父又は祖母とその孫（孫については、その父又は母と生計を一にするものを除く。）

2　前項第二号又は第三号の子又は孫には、配偶者又は子を有する者並びにその年分の総所得金額から資産所得の金額を控除した金額、その年分の退職所得金額及びその年分の山林所得金額の合計額が十万円をこえる者を含まないものとする。

3　第一項の場合において、その者が主たる所得者又は合算対象世帯員に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日（その者がその年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その者に係る第百二十五条第一項（年の中途で死亡した場合の確定申告）又は第百二十七条第一項（年の中途で出国をする場合の確定申告）の規定による申告書を提出して納付すべき所得税については、その死亡又は出国の時）の現況による。

（合算対象世帯員がある場合の税額の計算）

第九十八条　前条第一項に規定する場合における主たる所得者の所得税の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一　主たる所得者が退職所得及び山林所得を有しない場合　主たる所得者の総所得金額に相当する金額にすべての合算対象世帯員の資産所得の金額を加算した金額をもつて主たる所得者の総所得金額とみなして計算した場合における課税総所得金額について前章第一節（税率）及び第九十二条（配当控除）の規定により計算した所得税の額に相当する金額（以下この条において「合算所得税額」という。）に、主たる所得者の総所得金額が主たる所得者の総所得金額とすべての合算対象世帯員の資産所得の金額との合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

二　主たる所得者が退職所得又は山林所得を有する場合　次に掲げる金額の合計額

イ　その主たる所得者に係る前号に掲げる金額

ロ　その主たる所得者の課税退職所得金額又は課税山林所得金額について前章第一節の規定により計算した所得税の額に相当する金額

2　前条第一項に規定する場合における合算対象世帯員の所得税の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一　合算対象世帯員が資産所得以外の所得を有しない場合　合算所得税額にその合算対象世帯員の資産所得の金額が主たる所得者の総所得金額とすべての合算対象世帯員の資産所得の金額との合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

二　合算対象世帯員が資産所得以外の所得を有する場合　次に掲げる金額の合計額

イ　その合算対象世帯員に係る前号に掲げる金額

ロ　その合算対象世帯員の総所得金額に相当する金額から資産所得の金額を控除した金額をもつてその合算対象世帯員の総所得金額とみなして計算した場合における課税総所得金額又は課税退職所得金額若しくは課税山林所得金額について前章第一節の規定により計算した所得税の額に相当する金額

3　前二項の場合において、主たる所得者又は合算対象世帯員について第八十六条から第九十一条まで（障害者控除等）の規定に該当する事実があるときは、これらの者については、第八十六条第一項中「前節（税率）」とあるのは、「第九十八条第一項又は第二項（合算対象世帯員がある場合の税額の計算）」

して政令で定めるところにより計算した金額による。

（確定申告書の提出がない場合の税額の特例）

第百三条　第百二十三条第一項（確定所得申告）、第百二十五条第一項（年の中途で死亡した場合の確定申告）又は第百二十七条第一項（年の中途で出国をする場合の確定申告）の規定による申告書を提出すべき居住者が当該申告書を提出しないで死亡し、又はその年の翌年一月一日から三月十六日までの間に出国をした場合には、税務署長は、当該居住者の当該申告書の提出期限までに得た情報その他の資料により、当該居住者の当該年分の総所得金額又は退職所得金額を推計して、これらの金額に係る所得税の額を更正又は決定することができる。

（死亡した場合又は出国をする場合の譲渡所得等の申告）

第百四条　その年の一月一日において居住者である者（その年の中途で死亡した者及び第百二十七条第一項に規定する出国をする者を除く。）は、その者の前年分の譲渡所得等（山林所得を除く。）の金額その他政令で定める事項を記載した申告書を、その年三月十五日までに、税務署長に提出しなければならない。ただし、その者が確定申告書を提出した場合又は前条の規定により税務署長がその者の当該年分の譲渡所得等の金額につき更正をした場合は、この限りでない。

（申告書の提出を要しない場合）

第百五条　申告、納付及び還付

第一節　予定納税

第一款　予定納税

（予定納税額の納付）

第百四条　居住者（第百七条第一項（特別農業所得者の予定納税額の納付）の規定による納付をすべき者又は同条第二項（特別農業所得者の予定納税額の納付）の規定による納付をすべき者を除く。）は、その年分の所得税の予定納税額（第百十一条（予定納税額の減額申請）の規定による申請があつた場合には、その申請に係る減額後の金額）を、その年の七月一日から七月三十一日までの間に、税務署長に納付しなければならない。

2　前項の規定は、その年分の所得税の額の二分の一に相当する金額が百円未満である場合には、適用しない。

（予定納税額の減額の申請）

第百五条　その年の前年分の所得税について第百二条第一項（確定所得申告）又は第百三条第一項（確定損失申告）の規定による申告書を提出した居住者は、その申告書に係る年分の所得税の額（第百二条第二項（予定納税額の減額）の規定による申請があつた場合には、その申請に係る減額後の金額）が、その年分の所得税の予定納税額（第百二条第二項の規定による申請があつた場合には、その申請に係る減額後の金額）に満たないと認めるときは、その満たない金額（その金額が百円未満であるときは、その金額）を減額するよう、その予定納税額の通知があつた日から七月三十一日までの間に、税務署長に申請することができる。

（予定納税額の減額の承認）

第百六条　税務署長は、前条の申請があつた場合において、その申請に係る年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えないと認めるときは、その申請をした居住者に対し、その旨を通知する。

（予定納税額の減額の却下）

第百七条　税務署長は、第百五条の申請があつた場合において、その申請に係る減額後の予定納税額が、その年分の所得税の額を超えると認めるときは、その申請をした居住者に対し、その旨を通知する。

（予定納税額の納付）

第百八条　第百四条の規定により納付すべき予定納税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　その年分の所得税の額が前年分の所得税の額を超えないと認められる場合　その年分の所得税の額の三分の一に相当する金額

二　その年分の所得税の額が前年分の所得税の額を超えると認められる場合　その年分の所得税の額から源泉徴収税額を控除した金額の二分の一に相当する金額

（予定納税額の減額）

第百九条　第百五条の規定により減額の申請をした居住者は、その申請に係る減額後の予定納税額が、その年分の所得税の額を超えることとなつた場合には、その超える部分の金額に相当する予定納税額を、第百四条の規定により納付すべき最後の日までに納付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百十条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百十一条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百十二条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百十三条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百十四条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百十五条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百十六条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百十七条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百十八条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百十九条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百二十条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百二十一条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百二十二条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百二十三条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百二十四条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百二十五条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百二十六条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百二十七条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百二十八条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百二十九条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百三十条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百三十一条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百三十二条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百三十三条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百三十四条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百三十五条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百三十六条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百三十七条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百三十八条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百三十九条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百四十条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百四十一条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百四十二条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百四十三条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百四十四条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百四十五条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百四十六条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百四十七条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百四十八条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百四十九条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百五十条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百五十一条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百五十二条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百五十三条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百五十四条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百五十五条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百五十六条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百五十七条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百五十八条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百五十九条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百六十条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百六十一条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百六十二条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百六十三条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百六十四条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百六十五条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百六十六条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百六十七条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百六十八条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百六十九条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百七十条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百七十一条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百七十二条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百七十三条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百七十四条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百七十五条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百七十六条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百七十七条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百七十八条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百七十九条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百八十条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百八十一条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百八十二条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百八十三条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百八十四条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百八十五条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百八十六条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百八十七条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百八十八条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百八十九条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百九十条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百九十一条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百九十二条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百九十三条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百九十四条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百九十五条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百九十六条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百九十七条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百九十八条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第百九十九条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百一条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百二条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百三条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百四条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百五条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百六条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百七条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百八条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百九条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百十条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百十一条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百十二条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百十三条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百十四条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百十五条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百十六条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百十七条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百十八条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百十九条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百二十条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百二十一条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百二十二条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百二十三条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百二十四条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百二十五条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百二十六条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百二十七条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百二十八条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百二十九条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百三十条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百三十一条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百三十二条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百三十三条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百三十四条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百三十五条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百三十六条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百三十七条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百三十八条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額を超えると認めるときは、その超える部分の金額に相当する予定納税額を還付しなければならない。

（予定納税額の還付）

第二百三十九条　税務署長は、第百五条の規定により減額の申請をした居住者に対し、その年分の所得税の額が、その申請に係る減額後の予定納税額

二　前年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき税額（当該各種所得のうちに一時所得、雑所得に該当しない臨時所得があつた所得税の額を控除した税額）

（予定納税額等の通知）

第百六条　税務署長は、第百四条第一項（予定納税額の納付）の規定による納付をすべき居住者については、その年六月一日の現況によりその予定納税基準額を計算し、同月十五日までに、その者に対し、その予定納税基準額並びに第一期及び第二期において納付すべき予定納税額を書面により通知する。

2　税務署長は、前項の予定納税基準額が前条ただし書の規定により計算される金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

3　前二項の規定による通知は、第百四条第一項の規定による納付をすべき居住者からその者の前年分の所得税につき決定をした税務署長（その後当該所得税の納税地に異動があつた場合には、政令で定める税務署長）が行なう。

第二款　特別農業所得者の予定納税の特例

（特別農業所得者の予定納税額の納付）

第百七条　次に掲げる居住者は、予定納税基準額が六千円以上である場合には、第一期（その年七月一日から同月三十一日までの期間をいう。以下この章において同じ。）及び第二期（その年十一月一日から同月三十日までの期間をいう。以下この章において同じ。）において、それぞれその予定納税基準額の三分の一に相当する金額の所得税を国に納付しなければならない。

一　前年分の課税総所得金額に係る所得税の額（当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額がある場合には、政令で定めるところにより、これらの金額がなかつたものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第二条（所得税の軽減又は免除）の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする。）

を除く。）は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（以下この章において「予定納税基準額」という。）が六千円以上である場合には、第一期（その年七月一日から同月三十一日までの期間をいう。以下この章において同じ。）及び第二期（その年十一月一日から同月三十日までの期間をいう。以下この章において同じ。）において、それぞれその予定納税基準額の三分の一に相当する金額の所得税を国に納付しなければならない。

一　前年分の課税総所得金額に係る所得税の額（当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額がある場合には、政令で定めるところにより、これらの金額がなかつたものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第二条（所得税の軽減又は免除）の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする。）

二　前年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき税額（当該各種所得のうちに一時所得、雑所得に該当しない臨時所得があつた所得税の額を控除した税額）

2　前項の場合において、同項に規定する予定納税基準額の三分の一に相当する金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（予定納税基準額の計算の基準日等）

第百五条　前条の規定を適用する場合において、予定納税基準額の計算については、その年六月一日において確定しているところによるものとし、居住者であるかどうかの判定は、その年六月三十日の現況によるものとする。ただし、予定納税基準額の計算は、その年六月三十日までの間に確定したところによるものとする。

3　前二項の規定による通知は、第百四条第一項の規定による納付をすべき居住者からその者の前年分の所得税につき確定申告書の提出を受け、又は当該所得税の納税地に異動があつた場合には、政令で定める税務署長）が行なう。

第二款　特別農業所得者の予定納税の特例

（特別農業所得者の予定納税額の納付）

第百七条　次に掲げる居住者は、予定納税基準額が六千円以上である場合には、第二期において、その予

定納税基準額の二分の一に相当する金額の所得税を国に納付しなければならない。

一　前年において特別農業所得者であつた居住者

二　第百十条（特別農業所得者の申請）の規定により、その年において特別農業所得者であると見込まれることについて税務署長の承認を受けた居住者

2　前項の場合において、同項に規定する予定納税基準額の二分の一に相当する金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（特別農業所得者に係る予定納税基準額の計算の基準日等）

第百八条　前条の規定を適用する場合において、前年において特別農業所得者であつたかどうかの判定又は予定納税基準額の計算については、それぞれその年五月一日又はその年十月一日において確定しているところによるものとし、居住者であるかどうかの判定は、その年十月三十一日の現況によるものとする。ただし、予定納税基準額の計算は、その年十月二日から十一月三十日までの間におけるいずれかの日において確定したところによるものとする。

（予定納税額等の通知）

第百九条　税務署長は、第百七条第一項の規定による納付をすべき居住者については、その年五月一日の現況によりその予定納税基準額を計算し、同月十五日までに、その者に対し、その予定納税基準額及び第二期において納付すべき予定納税額を書面により通知する。

2　税務署長は、前項の予定納税基準額が前条ただし書の規定により計算される金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

3　税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認又は却下の処分をするときは、その申請者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、却下の処分の通知をするときは、その理由を附記しなければならない。

4　第一項の規定を適用する場合において、前年において特別農業所得者でなかつたかどうかの判定は、その年五月一日において確定しているところによるものとする。

第三款　予定納税額の減額

（予定納税額の減額の承認の申請）

第百十一条　第百四条第一項（予定納税額の納付）の規定による納付をすべき居住者は、その年六月三十

合は、その日（その日が二以上ある場合には、その計算した金額が最も小さいこととなる日）において確定したところによるものとする。

（特別農業所得者に対する予定納税額等の通知）

第百九条　税務署長は、第百七条第一項（特別農業所得者の予定納税額の納付）の規定による納付をすべき居住者の予定納税基準額を計算し、同月十五日までに、その年十月一日の現況によりその者に対し、同月十五日までに、その予定納税基準額及び第二期において納付すべき予定納税額を書面により通知する。

2　税務署長は、前項の予定納税基準額が前条ただし書の規定により計算される金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

3　税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認又は却下の処分をするときは、その申請者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、却下の処分の通知をするときは、その理由を附記しなければならない。

4　第一項の規定を適用する場合において、前年において特別農業所得者でなかつたかどうかの判定は、その年五月一日において確定しているところによるものとする。

第三款　予定納税額の減額

（予定納税額の減額の承認の申請）

第百十一条　第百四条第一項（予定納税額の納付）の規定による納付をすべき居住者は、その年六月三十

は申告納税見積額の十分の七に相当する金額以下
となるときは、その差額を減じた税額）

3　第一項の処分をした税務署長は、同項の申告書を提出した居住者に対し、その旨の申告納税見積額及び当該申告納税見積額に基づき計算した予定納税額を通知しなければならない。

4　第百十一条第一項又は第二項の規定による申告書の提出があつた場合において、前項の規定により通知された申告納税見積額が第百五十八条（申告納税額の計算）の規定によつて計算した申告納税額に比べ著しく過少であるときその他政令で定めるやむを得ない理由があるときは、政令で定めるところにより、その申告納税見積額の更正をすることができる。

（予定納税額の減額の承認申請）

第百十四条　第百十一条第一項（予定納税額の納付）又は第百十二条第一項（予定納税額の納付）の規定による第一期分の税額の二分の一に相当する金額（特別農業所得者にあつては、第一期分の税額）の全部又は一部の納付の見込みがない場合その他政令で定める特別の事情がある場合において、第一期分の税額の全部又は一部の納付があつたならば、その納付により生ずる純損失の金額の全部又は一部として政令で定めるところにより計算した金額が、第百十二条第一項（予定納税額の納付）の規定により納付すべき税額の計算の基礎となつた所得金額の二分の一に相当する金額（特別農業所得者にあつては、第一期分の税額の計算の基礎となつた所得金額）を超えるときは、その超える部分の金額を限度として、その納付を要しないこととされる税額の減額を税務署長に申請することができる。

2　前項の申請書には、同項の超える部分の金額の計算の基礎その他政令で定める事項を記載しなければならない。

3　税務署長は、第一項の申請があつた場合には、その申請に係る純損失の金額のうち、その申請に係る税額の減額に係る部分の金額が相当であると認めるときは、その税額を減額しなければならない。

4　税務署長は、前項の規定により減額した税額を限度として、第一項の申請に係る税額を納付した者に還付しなければならない。

（予定納税額の減額の承認）

第百十五条　税務署長は、第百十四条第一項（予定納税額の減額の承認申請）の申請があつた場合において、その申請に係る純損失の金額のうち、その申請に係る税額の減額に係る部分の金額が相当であると認めるときは、その税額を減額しなければならない。

2　税務署長は、前項の規定により減額した税額を限度として、第百十四条第一項の申請に係る税額を納付した者に還付しなければならない。

（予定納税額の減額の申請）

第百十六条　第百十一条第一項（予定納税額の納付）又は第百十二条第一項（予定納税額の納付）の規定による第一期分の税額の全部又は一部の納付があつた場合において、その納付により生ずる純損失の金額の全部又は一部として政令で定めるところにより計算した金額が、第百十二条第一項（予定納税額の納付）の規定により納付すべき税額の計算の基礎となつた所得金額の二分の一に相当する金額（特別農業所得者にあつては、第一期分の税額の計算の基礎となつた所得金額）を超えるときは、その超える部分の金額を限度として、その納付を要しないこととされる税額の減額を税務署長に申請することができる。

2　第百十一条第二項の規定により同項第一号に掲げる居住者が同項の予定納税額の減額の承認を受けた場合において、その承認を受けた日以後その年分の所得税について第百十四条第一項の規定による申請をしようとするときは、その申請は、同項の規定にかかわらず、その承認を受けた日以後第一期分の税額の納付の日までにしなければならない。

3　第百十一条第二項の規定により同項第一号に掲げる居住者が同項の予定納税額の減額の承認を受けた場合において、その承認を受けた日以後その年分の所得税について第百十四条第一項の規定による申請をしようとするときは、その申請は、同項の規定にかかわらず、その承認を受けた日以後第二期分の税額の納付の日までにしなければならない。

4　前三項の場合において、これらの規定

による申請に係る税額の減額について第百十五条第一項の承認があつたときは、その減額に係る税額は、第百十一条第一項（予定納税額の納付）又は第百十二条第一項（予定納税額の納付）の規定にかかわらず、これらの規定による納付の期限までに納付しないことができる。

（予定納税額の減額の承認の取消し）

第百十七条　税務署長は、第百十五条第一項（予定納税額の減額の承認）の承認を受けた者について、その承認に係る純損失の金額の全部又は一部が生じなかつたこととなつたとき、その他その承認を取り消すべき事由があるときは、その承認を取り消すことができる。

2　税務署長は、前項の規定により承認を取り消したときは、その旨を書面により当該承認を受けた者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により承認を取り消された者は、その取消しの日以後その年分の所得税について第百十四条第一項の規定による申請をすることができない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う納付）

第百十八条　税務署長は、第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消したときは、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付すべきことを通知しなければならない。

2　前項の規定による通知を受けた者は、その通知を受けた日から二十日以内に、その通知に係る税額を納付しなければならない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）

第百十九条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、前条第二項の規定による納付をしなかつたときは、その者に対し、その納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する加算税を課する。

2　前項の規定に該当する場合において、その者が前条第一項の通知を受けた日から二十日以内に同項の税額を納付したときは、その納付した税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する加算税を課する。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）

第百二十条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、前条第二項の規定による納付をしなかつたときは、その者に対し、その納付すべき税額に百分の七の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞税を課する。

2　前項の規定に該当する場合において、その者が前条第一項の通知を受けた日から二十日以内に同項の税額を納付したときは、その納付した税額に百分の二・五の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞税を課する。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）

第百二十一条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、前条第二項の規定による納付をしなかつたときは、その者に対し、その納付すべき税額に百分の七の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を課する。

2　前項の規定に該当する場合において、その者が前条第一項の通知を受けた日から二十日以内に同項の税額を納付したときは、その納付した税額に百分の二・五の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を課する。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百二十二条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付したときは、その者に対しては、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、前条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び前条第二項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百二十三条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百二十四条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百二十五条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百二十六条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百二十七条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百二十八条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百二十九条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百三十条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百三十一条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百三十二条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百三十三条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百三十四条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百三十五条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百三十六条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百三十七条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百三十八条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百三十九条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百四十条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百四十一条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百四十二条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百四十三条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百四十四条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百四十五条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百四十六条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百四十七条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百四十八条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百四十九条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百五十条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百五十一条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百五十二条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百五十三条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百五十四条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百五十五条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百五十六条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百五十七条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百五十八条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百五十九条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百六十条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百六十一条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百六十二条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百六十三条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百六十四条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百六十五条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百六十六条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百六十七条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百六十八条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百六十九条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百七十条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百七十一条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百七十二条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百七十三条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百七十四条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日以内に、その取消しに係る税額を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第百十九条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税）の加算税、第百二十条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う延滞税）の延滞税及び第百二十一条第一項（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う利子税）の利子税は、課さない。

（予定納税額の減額の承認の取消しに伴う加算税等の免除）

第百七十五条　第百十七条第一項（予定納税額の減額の承認の取消し）の規定により承認を取り消された者が、その取消しの日から二十日

規定により納付すべきこととなつたものを除く。以下この条において同じ。）の納期限の一月前までに発しなかつた場合には、その通知に係る書面を発した日から起算して一月を経過した日後でなければ、これらの規定により納付すべき予定納税額について国税通則法第三十七条（督促）の規定による督促をすることができない。

（予定納税額の滞納処分の特例）

第百十七条　予定納税額（その予定納税額に係る延滞税を含む。）については、滞納処分を行なう場合においても、その年分の所得税に係る確定申告期限（その日においてその年分の所得税につき第百三十八条第一項（源泉徴収税額等の還付）又は第百三十九条第一項若しくは第二項（予納税額の還付）の規定による還付金がある場合には、その還付金につき充当をする日）までは、滞納処分による財産の換価は、することができない。

（予定納税額の徴収猶予）

第百十八条　税務署長は、第百十二条第一項（予定納税額の減額の承認の申請手続）の申請書の提出があつた場合において、相当の理由があると認めるときは、その申請に係る予定納税額の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

（予定納税額に係る延滞税の特例）

第百十九条　次の各号に掲げる予定納税額について国税通則法第六十条第二項（延滞税）の規定により延滞税の額の計算をする場合には、当該各号に掲げる期間は、その計算の基礎となる期間に算入しない。

一　税務署長が第百六条第一項（予定納税額等の通知）の規定による通知に係る書面を第百四条第一項（予定納税額の納付）の規定により第一期において納付すべき予定納税額（第百十五条（出国をする場合の予定納税額の納期限の特例）の規定により納付すべきこととなつたものを除く。以下この条において同じ。）の納期限の一月前までに発しなかつた場合における当該予定納税額　当該納期限の翌日から、その通知に係る書面を発した日（同日がその年分の所得税に係る確定申告期限後となる場合には、その確定申告期限。以下この条において同じ。）までの期間

二　税務署長が前号の通知に係る書面を第百四条第一項の規定により第二期において納付すべき予定納税額の納期限の一月前までに発しなかつた場合における当該予定納税額　当該納期限の翌日から、その通知に係る書面を発した日から起算して一月を経過した日までの期間

三　税務署長が第百九条第一項（特別農業所得者に対する予定納税額等の通知）の規定による通知に係る書面を第百七条第一項（特別農業所得者の予定納税額の納付）の規定により第二期において納付すべき予定納税額の納期限の一月前までに発しなかつた場合における当該予定納税額　当該納期限の翌日から、その通知に係る書面を発した日から起算して一月を経過した日までの期間

第二節　確定申告並びにこれに伴う納付及び還付

第一款　確定申告

（確定所得申告）

第百二十条　居住者は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が基礎控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額の合計額をこえる場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十一条第二項（所得控除の順序）の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十三条（税率）及び第八十五条（簡易税額表）の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額をこえるときは、第百二十三条第一項（確定損失申告）の規定による申告書を提出する場合を除き、第三期（その年の翌年二月十六日から三月十五日までの期間をいう。以下この節において同じ。）において、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一　その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額又は純損失の金額

二　第八十四条第二項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の選択をする場合には、その年分の変動所得の金額及び臨時所得の金額並びに同条第三項に規定する平均課税対象金額

三　第一号に掲げる課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額につき第三章（税額の計算）の規定を適用して計算した所得税の額

四　前号に掲げる所得税の額の計算上控除しきれなかつた外国税額控除の額がある場合には、その控除しきれなかつた金額

五　第一号に掲げる総所得金額若しくは退職所得金額又は純損失の金額の計算の基礎となつた各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額（当該所得税の額のうち、第百二十七条第一項から第三項まで（年の中途で出国をする場合の確定申告）の規定による申告書を提出したことにより、又は当該申告書に係る所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより還付される金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において「源泉徴収税額」という。）がある場合には、第三号に掲げる所得税の額からその源泉徴収税額を控除した金額

六　前号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつた源泉徴収税額がある場合には、その控除しきれなかつた金額

七　その年分の予納税額がある場合には、第三号に掲げる所得税の額（源泉徴収税額がある場合には、第五号に掲げる金額）から当該予納税額を控除した金額

八　前号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつた予納税額がある場合には、その控除しきれなかつた金額

九　第一号に掲げる総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額、雑所得に該当しない変動所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額がある場合には、これらの金額及び一時所得、雑所得又は雑所得に該当しない臨時所得について源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額

十　その年において特別農業所得者である場合には、その旨

十一　第一号から第九号までに掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2　前項第七号及び第八号に規定する予納税額とは、次に掲げる税額の合計額（当該税額のうちに、第百二十七条第一項から第三項までの規定による申告書を提出したことにより、又は当該申告書に係る所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより還付される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。

一　予定納税額

二　その年において第百二十七条第一項の規定に該

当して、第百三十条（出国の場合の確定申告による納付）又は国税通則法第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付した又は納付すべき所得税の額

3　その年において第四編第二章（給与所得に係る源泉徴収）又は第三章（退職所得に係る源泉徴収）の規定により源泉徴収をされる給与所得又は退職所得を有する居住者が第一項の規定による申告書を提出する場合には、当該申告書に第二百二十六条（源泉徴収票）の規定により交付される源泉徴収票を添附しなければならない。

（確定所得申告を要しない場合）

第百二十一条　その年において給与所得を有する居住者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額及び課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。ただし、不動産その他の資産をその給与所得に係る第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下この項において「給与等」という。）の支払者の事業の用に供することによりその対価の支払を受ける場合のうち政令で定める場合は、この限りでない。

一　一の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合（第百八十四条（源泉徴収を要しない給与等の支払者）の規定により源泉徴収をすることを要しない者から給与等の支払を受ける場合を除く。）において、その年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下この項において「給与所得及び退職所得以外の所得金額」という。）が五万円以下であるとき。

二　二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合（第百八十四条の規定により源泉徴収をすることを要しない者から給与等の支払を受ける場合を除く。）において、イ又はロに該当するとき。

イ　第百九十五条第一項（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する従たる給与等の支払者から支払を受けるその年分の給与所得に係る給与等の金額とその年分の給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計額が五万円以下であるとき。

ロ　イに該当する場合を除き、その年分の給与所得に係る給与等の金額が三十万円と社会保険料控除の額、生命保険料控除の額、損害保険料控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額との合計額以下で、かつ、その年分の給与所得及び退職所得以外の所得金額が五万円以下であるとき。

2　その年において退職所得を有する居住者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税退職所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。

一　その年分の退職所得に係る第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等（以下この項において「退職手当等」という。）の全部について第百九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）及び第二百一条第一項（退職所得に係る源泉徴収税額）の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合

二　前号に該当する場合を除き、その年分の課税退職所得金額につき第八十三条（税率）及び第八十五条（簡易税額表）の規定を適用して計算した所得税の額がその年分の退職所得に係る退職手当等につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額以下である場合

（還付等を受けるための申告）

第百二十二条　居住者は、その年分の所得税につき第百二十条第一項第四号、第六号又は第八号（確定所得申告）に掲げる金額がある場合には、同項の規定による申告書を提出すべき場合及び次条第一項の規定による申告書を提出することができる場合を除き、第百三十八条第一項（源泉徴収税額等の還付）又は第百三十九条第一項若しくは第二項（予納税額の還付）の規定による還付を受けるため、税務署長に対し、第百二十条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出することができる。

2　居住者は、第百二十条第一項の規定による申告書を提出すべき場合及び前項又は次条第一項の規定による申告書を提出することができる場合に該当しない場合においても、その年分の所得税について第六十五条第一項（割賦販売に係る収入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受け、又はその年の翌年分以後の各年分の所得税について第九十五条第二項若しくは第三項（外国税額の控除不足額の繰越し等）の規定の適用を受けるため必要があるときは、税務署長に対し、第百二十条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出することができる。

3　第百二十条第三項の規定は、前二項の規定による申告書の提出について準用する。

（確定損失申告）

第百二十三条　居住者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その年の翌年以後において第七十条第一項若しくは第二項（純損失の繰越控除）若しくは第七十一条第一項（雑損失の繰越控除）の規定の適用を受け、又は第百四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）の規定による還付を受けようとするときは、第三期において、税務署長に対し、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出することができる。

一　その年において生じた純損失の金額がある場合

二　その年において生じた雑損失の金額がその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をこえる場合

三　その年の前年以前三年内の各年において生じた純損失の金額及び雑損失の金額（第七十条第一項若しくは第二項又は第七十一条第一項の規定により前年以前において控除されたもの及び第百四十二条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次項第二号において同じ。）の合計額が、これらの金額を控除しないで計算した場合のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をこえる場合

2　前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

一　その年において生じた純損失の金額及び雑損失の金額

二　その年の前年以前三年内の各年において生じた純損失の金額及び雑損失の金額

三　その年において生じた雑損失の金額がある場合には、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額

四　第二号に掲げる純損失の金額又は雑損失の金額がある場合には、これらの金額を控除しないで計算した場合のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額

五　第七十条第一項若しくは第二項又は第七十一条第一項の規定により翌年以後において総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算上控除することができる純損失の金額及び雑損失の金額

2　居住者が年の中途において死亡した場合において、その者のその年分の所得税について第百二十三条第一項（確定損失申告）の規定による申告書（第百二十四条第一項（確定申告書を提出すべき者が死亡した場合の確定申告）又は第百二十六条第一項（確定申告書を提出すべき者が出国をする場合の確定申告）の規定に該当してこれらの申告書を提出すべきものを除く。）を提出した居住者は、当該申告書に記載した第百二十条第一項第三号に掲げる金額（同項第五号に規定する源泉徴収税額があり、かつ、その年において第九十五条（外国税額控除）の規定による控除をされるべき金額がある場合には、当該金額

六　その年において第九十五条（外国税額控除）の規定による控除をされるべき金額がある場合には、当該金額

七　第一号に掲げる純損失の金額又は第三号若しくは第四号に掲げる総所得金額若しくは退職所得金額の計算の基礎となつた各種所得に係る第百二十条第一項第五号（確定所得申告）に規定する源泉徴収税額がある場合には、当該源泉徴収税額

八　その年分の第百二十条第二項に規定する予納税額がある場合には、当該予納税額

九　第一号から第五号までに掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

3　第百二十条第三項の規定は、第一項の規定による申告書の提出について準用する。

第二款　死亡又は出国の場合の確定申告

（確定申告書を提出すべき者等が死亡した場合の確定申告）

第百二十四条　第百二十条第一項（確定所得申告）の規定による申告書を提出すべき居住者がその年の翌年一月一日から当該申告書の提出期限までの間に当該申告書を提出しないで死亡した場合には、その相続人は、次項の規定による申告書を提出する場合を除き、政令で定めるところにより、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日の前日（同日前に当該相続人が出国をする場合には、その出国の時。以下この条において同じ。）までに、税務署長に対し、当該申告書を提出しなければならない。

2　前条第一項の規定による申告書を提出することができる居住者がその年の翌年一月一日から当該申告書の提出期限までの間に当該申告書を提出しないで死亡した場合には、その相続人は、政令で定めるところにより、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日の前日（同日前に当該相続人が出国をする場合には、その出国の時。以下この条において同じ。）までに、税務署長に対し、当該申告書を提出しなければならない。

2　前条第一項の規定による申告書を提出することができる居住者がその年の翌年一月一日から当該申告書の提出期限までの間に当該申告書を提出しないで死亡した場合には、その相続人は、政令で定めるところにより、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日の前日（同日前に当該相続人が出国をする場合には、その出国の時。以下この条において同じ。）までに、税務署長に対し、当該申告書を提出しなければならない。

（年の中途で死亡した場合の確定申告）

第百二十五条　居住者が年の中途において死亡した場合において、その者のその年分の所得税について第百二十条第一項（確定所得申告）の規定による申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、その相続人は、第三項の規定による申告書を提出する場合を除き、政令で定めるところにより、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日の前日（同日前に当該相続人が出国をする場合には、その出国の時。以下この条において同じ。）までに、税務署長に対し、当該所得税について第百二十条第一項各号に掲げる事項その他の事項を記載した申告書を提出しなければならない。

2　居住者が年の中途において死亡した場合において、その者のその年分の所得税について第百二十二条第一項又は第二項（還付等を受けるための申告）の規定による申告書を提出することができる場合に該当するときは、その相続人は、前項の規定による申告書を提出すべき場合及び次項の規定による申告書を提出することができる場合を除き、政令で定めるところにより、税務署長に対し、当該所得税について第百二十条第一項各号に掲げる事項その他の事項を記載した申告書を提出することができる。

3　居住者が年の中途において死亡した場合において、その者のその年分の所得税について第百二十三条第一項（確定損失申告）の規定による申告書を提出することができる場合に該当するときは、その相続人は、政令で定めるところにより、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日の前日までに、税務署長に対し、当該所得税について同条第二項各号に掲げる事項その他の事項を記載した申告書を提出しなければならない。

4　第百二十条第三項の規定は、前三項の規定による申告書の提出について準用する。

第三款　納付

（確定申告による納付）

第百二十八条　第百二十条第一項（確定所得申告）の規定による申告書（第百二十四条第一項（確定申告書を提出すべき者が死亡した場合の確定申告）又は第百二十六条第一項（確定申告書を提出すべき者が出国をする場合の確定申告）の規定に該当してこれらの申告書を提出すべきものを除く。）を提出した居住者は、当該申告書に記載した第百二十条第一項第三号に掲げる金額（同項第五号に規定する源泉徴収税額があり、かつ、

つ、同項第七号に規定する予納税額がない場合には、同項第五号に掲げる金額とし、同項第七号に規定する予納税額がある場合には、同号に掲げる金額とする。以下この款において同じ。）があるときは、第三期において、当該金額に相当する所得税を国に納付しなければならない。

（死亡の場合の確定申告による納付）

第百二十九条　第百二十四条第一項（確定申告書を提出すべき者が死亡した場合の確定申告）（第百二十五条第五項（年の中途で死亡した場合の確定申告）において準用する場合を含む。）又は第百二十五条第一項の規定に該当してこれらの規定に規定する申告書を提出した者は、これらの申告書に記載した第百二十条第一項第三号（確定所得申告に係る所得税額）に掲げる金額があるときは、これらの申告書の提出期限までに、当該金額に相当する所得税を国税通則法第五条（相続による国税の納付義務の承継）に定めるところにより国に納付しなければならない。

（出国の場合の確定申告による納付）

第百三十条　第百二十六条第一項（確定申告書を提出すべき者が出国をする場合の確定申告）又は第百二十七条第一項（年の中途で出国をする場合の確定申告）の規定に該当してこれらの規定に規定する申告書を提出した居住者は、これらの申告書に記載した第百二十条第一項第三号（確定所得申告に係る所得税額）に掲げる金額があるときは、これらの申告書の提出期限までに、当該金額に相当する所得税を国に納付しなければならない。

第四款　延納

（確定申告税額の延納）

第百三十一条　第百二十条第一項（確定所得申告）の規定による申告書を提出した居住者の第百二十八条（確定申告による納付）の規定により納付すべき所得税の額（第百三十三条第一項（延払条件付譲渡に係る延納の手続）の申請書を提出する場合には、当該所得税の額からその申請書に記載した同項の延納を求めようとする所得税の額を控除した額）が、第二期において納付すべき予定納税額に相当する金額とその予定納税額の計算の基礎となつた予定納税基準額又は第百十一条第四項（予定納税額の減額の承認の申請）に規定する申告納税見積額の十分の二に相当する金額との合計額をこえ、かつ、当該所得税の額を第三期において完納することができないと認められる場合において、その者がその所得税の第百二十八条の規定による納付の期限までに延納申請書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、税務署長は、そのこえる部分の金額のうち当該期限までに納付することができないと認める金額について、その者が当該所得税の額のうち当該金額以外の部分の税額の全部を当該期限までに納付した場合に限り、その納付した年の五月三十一日までの期間、その延納を許可することができる。

2　前項の延納申請書には、延納を求めようとする金額及び期間その他大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。

3　第一項の規定による延納の許可を受けた居住者は、その延納に係る所得税について、延納の期間に応じ、税額百円につき一日二銭の割合で計算した金額に相当する利子税をその延納に係る所得税にあわせて納付しなければならない。

（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納）

第百三十二条　税務署長は、居住者が山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の延払条件付譲渡をした場合において、次に掲げる要件のすべてを満たすときは、第一号に規定する申告書に係る第百二十八条（確定申告による納付）又は第百二十九条（死亡の場合の確定申告による納付）の規定により納付すべき所得税の額（延払条件付譲渡に係る税額が当該所得税の額に満たない場合には、その延払条件付譲渡に係る税額）の全部又は一部につき、その者（その相続人を含む。）の申請により、担保を提供させ、五年以内の延納を許可することができる。

一　その延払条件付譲渡をした日の属する年分の所得税に係る第百二十条第一項（確定所得申告）の規定による申告書（第百二十六条第一項（確定申告書を提出すべき者が出国をする場合の確定申告）の規定に該当して提出すべきものを除く。）又は第百二十五条第一項（年の中途で死亡した場合の確定申告）の規定による申告書をこれらの申告書の提出期限までに提出したこと。

二　延払条件付譲渡に係る税額が前号に規定する申告書に記載された第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の二分の一に相当する金額をこえること。

三　延払条件付譲渡に係る税額が十万円をこえること。

2　前項に規定する延払条件付譲渡とは、次に掲げる要件に適合する条件を定めた契約に基づき当該条件により行なわれる譲渡をいう。

一　月賦、年賦その他の賦払の方法により三回以上に分割して対価の支払を受けること。

二　その譲渡の目的物の引渡しの期日の翌日から最後の賦払金の支払の期日までの期間が二年以上であること。

三　その他政令で定める要件

3　第一項に規定する延払条件付譲渡に係る税額とは、同項第一号に規定する申告書に記載された第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額のうち、その延払条件付譲渡に係る契約において定められている支払の期日がその年の翌年以後に到来する延払条件付譲渡に係る賦払金の額（その年において既に支払を受けたものを除く。）の合計額に対応する山林所得の金額又は譲渡所得の金額に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納の手続等）

第百三十三条　前条第一項の規定による延納の許可を申請しようとする居住者は、その延納を求めようとする所得税に係る第百二十八条（確定申告による納付）又は第百二十九条（死亡の場合の確定申告による納付）の規定による納付の期限までに、延納を求めようとする所得税の額及び期間（二回以上に分割して納付しようとする場合には、各分納税額ごとに延納を求めようとする期間及びその額）その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書に担保の提供に関する書類を添附し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2　税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、その提出をした居住者及びその申請に係る事項について前条第一項各号に掲げる要件を満たすかどうか、その申請書に記載された延納に係る所得税の額若しくは延納の期間又は各分納税額に係る延納の期間若しくはその額が同項に規定する延払条件付譲渡に係る契約において定められている賦払金の支払の期日及びその賦払金の額に照らし相当であるかどうかその他必要な事項を調査し、その調査したところにより、その申請に係る所得税の額の全部若しくは一部につきその申請に係る条件若しくはこれを変更した条件により延納の許可をし、又はその申請を却下する。

3　税務署長は、前項の延納の許可をする場合において、その申請をした居住者の提供しようとする担保が適当でないと認めるときは、その変更を求めるこ

とができる。この場合において、その者がその変更の求めに応じなかつたときは、その申請を却下することができる。

4　税務署長は、第一項の申請に係る延納の許可又は却下の処分をするときは、その申請をした居住者に対し、書面により、その延納の許可に係る所得税の額及び延納の条件又は却下の旨及びその理由を通知する。

5　税務署長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、相当の理由があると認めるときは、その申請に係る所得税の額の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納条件の変更）

第百三十四条　第百三十二条第一項（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納）の規定による延納の許可を受けた居住者は、同項に規定する延払条件付譲渡に係る契約において定められている賦払金の支払の期日の変更その他の事由が生じたことにより当該許可に係る延納の条件について変更を求めようとする場合には、その変更を求めようとする条件その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出することができる。

2　前条第二項及び第四項の規定は、前項の申請書の提出があつた場合について準用する。

3　税務署長は、第百三十二条第一項に規定する延払条件付譲渡に係る契約において定められている賦払金の支払の期日の変更、その支払の期日前における当該賦払金の支払その他の事由が生じたことにより当該許可に係る延納の条件を変更する必要があると認める場合には、延納の期間の短縮その他延納の条件の変更をすることができる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項（納税の猶予の取消し等の場合の弁明の聴取及び通知）の規定を準用する。

（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納の取消し）

第百三十五条　税務署長は、第百三十二条第一項（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納）の規定による延納の許可を受けた居住者が次に掲げる場合に該当するときは、その延納の許可を取り消すことができる。

一　その延納に係る所得税の額（その所得税の額に係る次条の規定による利子税及び延滞税に相当する額を含む。）を滞納し、その他延納の条件に違反したとき。

二　その者が提出した第百三十二条第一項第一号に規定する申告書に係る所得税につき修正申告書の提出又は更正があつた場合において、その申告又は更正があつた後における第百二十条第一項第三号（確定所得申告に係る所得税額）に掲げる所得税の額（以下この号において「修正後の年税額」という。）を基礎として第百三十二条第三項に規定する延払条件付譲渡に係る税額の計算に準じて政令に定めるところにより計算した金額が、修正後の年税額の二分の一に相当する金額以下となり、又は十万円以下となつたとき。

三　その延納に係る担保につき国税通則法第五十一条第一項（担保の変更等）の規定による命令に応じなかつたとき。

四　その延納に係る担保物につき国税通則法第二条第十号（定義）に規定する強制換価手続が開始されたとき。

2　国税通則法第四十九条第二項（納税の猶予の取消し等の場合の弁明の聴取）の規定は、前項第一号又は第三号の規定により同項の延納の許可を取り消す場合について準用する。

3　税務署長は、第一項の規定により同項の延納の許可を取り消す場合には、当該延納の許可を受けた居住者に対し、書面によりその旨及びその理由を通知する。

（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納に係る利子税）

第百三十六条　第百三十二条第一項（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納）の規定による延納の許可を受けた居住者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額に相当する利子税を、当該各号に規定する納付すべき分納税額（第三号の場合にあつては、同号に規定する延納税額）に相当する所得税にあわせて納付しなければならない。

一　その延納の許可に係る所得税の額（以下この条において「延納税額」という。）のうちに分納税額がある場合において、第一回に納付すべき分納税額を納付するとき。　延納税額を基礎とし、その延納税額に係る第百二十八条（確定申告による納付）又は第百二十九条（死亡の場合の確定申告による納付）の規定による納付の期限の翌日から当該分納税額の延納に係る納期限までの日数に応じ、税額百円につき一日二銭の割合で計算した金額

二　延納税額のうちに分納税額がある場合において、第二回以後に納付すべき分納税額を納付するとき。　延納税額から前回までの分納税額の合計額を控除した所得税の額を基礎とし、前回の分納税額の延納に係る納期限の翌日からその回の分納税額の延納に係る納期限までの日数に応じ、税額百円につき一日二銭の割合で計算した金額

三　前二号に掲げる場合以外の場合　延納税額を基礎とし、その延納税額に係る第百二十八条又は第百二十九条の規定による納付の期限の翌日から当該延納税額の延納に係る納期限までの日数に応じ、税額百円につき一日二銭の割合で計算した金額

（源泉徴収税額等の還付）

第百三十八条　確定申告書の提出があつた場合において、当該申告書に第百二十条第一項第四号若しくは第六号（源泉徴収税額等の控除不足額）又は第百二十三条第二項第六号若しくは第七号（源泉徴収税額等）に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する所得税を還付する。

2　前項の場合において、同項の確定申告書に記載された第百二十条第一項第六号又は第百二十三条第二項第七号に規定する源泉徴収税額のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納に係る利子税）

第百三十六条　第百三十二条第一項（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納）の規定による延納の許可を受けた居住者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額に相当する利子税を、当該各号に規定する納付すべき分納税額（第三号の場合にあつては、同号に規定する延納税額）に相当する所得税にあわせて納付しなければならない。

一　その延納の許可に係る所得税の額（以下この条において「延納税額」という。）のうちに分納税額がある場合において、第一回に納付すべき分納税額を納付するとき。　延納税額を基礎とし、その延納税額に係る第百二十八条（確定申告による納付）又は第百二十九条（死亡の場合の確定申告による納付）の規定による納付の期限の翌日から当該分納税額の延納に係る納期限までの日数に応じ、税額百円につき一日二銭の割合で計算した金額

二　延納税額のうちに分納税額がある場合において、第二回以後に納付すべき分納税額を納付するとき。　延納税額から前回までの分納税額の合計額を控除した所得税の額を基礎とし、前回の分納税額の延納に係る納期限の翌日からその回の分納税額の延納に係る納期限までの日数に応じ、税額百円につき一日二銭の割合で計算した金額

三　前二号に掲げる場合以外の場合　延納税額を基礎とし、その延納税額に係る第百二十八条又は第百二十九条の規定による納付の期限の翌日から当該延納税額の延納に係る納期限までの日数に応じ、税額百円につき一日二銭の割合で計算した金額

（源泉徴収税額等の還付）

第百三十八条　確定申告書の提出があつた場合において、当該申告書に第百二十条第一項第四号若しくは第六号（源泉徴収税額等の控除不足額）又は第百二十三条第二項第六号若しくは第七号（源泉徴収税額等）に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する所得税を還付する。

2　前項の場合において、同項の確定申告書に記載された第百二十条第一項第六号又は第百二十三条第二項第七号に規定する源泉徴収税額のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

第五款　還付

（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納の取消し）

第百三十五条　税務署長は、第百三十二条第一項（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納）の規定による延納の許可を受けた居住者が次に掲げる場合に該当するときは、その延納の許可を取り消すことができる。

一　その延納に係る所得税の額（その所得税の額に係る次条の規定による利子税及び延滞税に相当する額を含む。）を滞納し、その他延納の条件に違反したとき。

二　その者が提出した第百三十二条第一項第一号に規定する申告書に係る所得税につき修正申告書の提出又は更正があつた場合において、その申告又は更正があつた後における第百二十条第一項第三号（確定所得申告に係る所得税額）に掲げる所得税の額（以下この号において「修正後の年税額」という。）を基礎として第百三十二条第三項に規定する延払条件付譲渡に係る税額の計算に準じて政令に定めるところにより計算した金額が、修正後の年税額の二分の一に相当する金額以下となり、又は十万円以下となつたとき。

三　その延納に係る担保につき国税通則法第五十一条第一項（担保の変更等）の規定による命令に応じなかつたとき。

四　その延納に係る担保物につき国税通則法第二条第十号（定義）に規定する強制換価手続が開始されたとき。

2　国税通則法第四十九条第二項（納税の猶予の取消し等の場合の弁明の聴取）の規定は、前項第一号又は第三号の規定により同項の延納の許可を取り消す場合について準用する。

3　税務署長は、第一項の規定により同項の延納の許可を取り消す場合には、当該延納の許可を受けた居住者に対し、書面によりその旨及びその理由を通知する。

（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納に係る利子税）

第百三十六条　第百三十二条第一項（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納）の規定による延納の許可を受けた居住者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額に相当する利子税を、当該各号に規定する納付すべき分納税額（第三号の場合にあつては、同号に規定する延納税額）に相当する所得税にあわせて納付しなければならない。

一　その延納の許可に係る所得税の額（以下この条において「延納税額」という。）のうちに分納税額がある場合において、第一回に納付すべき分納税額を納付するとき。　延納税額を基礎とし、その延納税額に係る第百二十八条（確定申告による納付）又は第百二十九条（死亡の場合の確定申告による納付）の規定による納付の期限の翌日から当該分納税額の延納に係る納期限までの日数に応じ、税額百円につき一日二銭の割合で計算した金額

二　延納税額のうちに分納税額がある場合において、第二回以後に納付すべき分納税額を納付するとき。　延納税額から前回までの分納税額の合計額を控除した所得税の額を基礎とし、前回の分納税額の延納に係る納期限の翌日からその回の分納税額の延納に係る納期限までの日数に応じ、税額百円につき一日二銭の割合で計算した金額

三　前二号に掲げる場合以外の場合　延納税額を基礎とし、その延納税額に係る第百二十八条又は第百二十九条の規定による納付の期限の翌日から当該延納税額の延納に係る納期限までの日数に応じ、税額百円につき一日二銭の割合で計算した金額

（源泉徴収税額等の還付）

第百三十八条　確定申告書の提出があつた場合において、当該申告書に第百二十条第一項第四号若しくは第六号（源泉徴収税額等の控除不足額）又は第百二十三条第二項第六号若しくは第七号（源泉徴収税額等）に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する所得税を還付する。

2　前項の場合において、同項の確定申告書に記載された第百二十条第一項第六号又は第百二十三条第二項第七号に規定する源泉徴収税額のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

（税率）の規定を適用して計算した所得税の額

二　その年の前年分の課税山林所得金額、課税退職所得金額及び第三百四十四条第一項第一号（源泉徴収義務）の規定による源泉徴収税額の計算の基礎となつた所得税の額

三　その年において納税義務の成立する第三百二十五条（予納税額）に規定する予納税額

四　その年において既に納付の確定した第一期分の税額

五　その年において既に納付の確定した第二期分の税額

六　その年において既に納付の確定した第三期分の税額

七　その年において既に納付の確定した第四期分の税額

八　その年において既に納付の確定した修正申告書に係る税額

九　その年において既に納付の確定した更正又は決定に係る税額

十　その年において既に納付の確定した過少申告加算税又は無申告加算税の税額

十一　その年において既に納付の確定した重加算税の税額

十二　その年において既に納付の確定した延滞税又は利子税の税額

十三　その年において既に納付の確定した過怠税の税額

十四　その年において既に納付の確定した源泉徴収税額

十五　その年において既に納付の確定した第三百二十五条第一項（予納税額の減額申請）の規定による減額後の予納税額

3　第一項の規定により提出する申告書（第一号から第三号までに掲げる税額の計算の基礎となる事項を記載した書類を含む。）には、適用すべき税率その他これらの税額の計算に関する事項を記載しなければならない。

4　第一項の申告書を提出する場合において、当該申告書を提出する日（同日が国税通則法第十条第二項（期間の計算及び期限の特例）の休日に当たる場合には、その翌日）までに、その申告書に記載すべき税額の全部又は一部を金銭で納付しないときは、その申告書を提出する日までに、その納付しない税額を納付しなければならない。

5　第一項の申告書を提出した者は、その提出した日以後において、その申告書に記載した課税標準又は税額の計算の基礎となつた事実に異動を生じたことにより、その申告書に係る税額（第二百九十五条第一項（修正申告）の規定により税額が増加した場合には、その増加した税額を加えた税額）に不足を生じたとき、又はその税額が過大となつたときは、その異動の生じた日から二月以内に限り、税務署長に対し、その申告書の訂正を請求することができる。

6　税務署長は、前項の請求があつた場合において、その請求に係る税額を調査し、その請求をした者に対し、その調査に基づき、その税額を更正し、又はその請求を却下する旨を通知する。

7　税務署長は、第一項の申告書を提出した者に対し、その申告書に係る税額の計算に誤りがあると認めるときは、その調査に基づき、その税額を更正する。

8　税務署長は、第一項の申告書を提出した者に対し、その申告書に係る税額の計算に誤りがあると認めるときは、その調査に基づき、その税額を更正する。

9　税務署長は、第一項の申告書を提出した者に対し、その申告書に係る税額の計算に誤りがあると認めるときは、その調査に基づき、その税額を更正する。

10　税務署長は、第一項の申告書を提出した者に対し、その申告書に係る税額の計算に誤りがあると認めるときは、その調査に基づき、その税額を更正する。

11　税務署長は、第一項の申告書を提出した者に対し、その申告書に係る税額の計算に誤りがあると認めるときは、その調査に基づき、その税額を更正する。

12　税務署長は、第一項の申告書を提出した者に対し、その申告書に係る税額の計算に誤りがあると認めるときは、その調査に基づき、その税額を更正する。

13　税務署長は、第一項の申告書を提出した者に対し、その申告書に係る税額の計算に誤りがあると認めるときは、その調査に基づき、その税額を更正する。

14　税務署長は、第一項の申告書を提出した者に対し、その申告書に係る税額の計算に誤りがあると認めるときは、その調査に基づき、その税額を更正する。

15　税務署長は、第一項の申告書を提出した者に対し、その申告書に係る税額の計算に誤りがあると認めるときは、その調査に基づき、その税額を更正する。

16　税務署長は、第一項の申告書を提出した者に対し、その申告書に係る税額の計算に誤りがあると認めるときは、その調査に基づき、その税額を更正する。

17　税務署長は、第一項の申告書を提出した者に対し、その申告書に係る税額の計算に誤りがあると認めるときは、その調査に基づき、その税額を更正する。

18　税務署長は、第一項の申告書を提出した者に対し、その申告書に係る税額の計算に誤りがあると認めるときは、その調査に基づき、その税額を更正する。

19　税務署長は、第一項の申告書を提出した者に対し、その申告書に係る税額の計算に誤りがあると認めるときは、その調査に基づき、その税額を更正する。

20　税務署長は、第一項の申告書を提出した者に対し、その申告書に係る税額の計算に誤りがあると認めるときは、その調査に基づき、その税額を更正する。

21　税務署長は、第一項の申告書を提出した者に対し、その申告書に係る税額の計算に誤りがあると認めるときは、その調査に基づき、その税額を更正する。

22　税務署長は、第一項の申告書を提出した者に対し、その申告書に係る税額の計算に誤りがあると認めるときは、その調査に基づき、その税額を更正する。

23　税務署長は、第一項の申告書を提出した者に対し、その申告書に係る税額の計算に誤りがあると認めるときは、その調査に基づき、その税額を更正する。

24　税務署長は、第一項の申告書を提出した者に対し、その申告書に係る税額の計算に誤りがあると認めるときは、その調査に基づき、その税額を更正する。

25　税務署長は、第一項の申告書を提出した者に対し、その申告書に係る税額の計算に誤りがあると認めるときは、その調査に基づき、その税額を更正する。

26　税務署長は、第一項の申告書を提出した者に対し、その申告書に係る税額の計算に誤りがあると認めるときは、その調査に基づき、その税額を更正する。

た居住者がその年の前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合であつて、同項に規定する申告書を提出する者が当該申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）に限り、適用する。

4　居住者が死亡した場合において、その死亡の日の属する年の前年において生じたその者に係る純損失の金額（第七十条第一項又は第二項（純損失の繰越控除）の規定により同日の属する年において控除されたもの及び次条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）があるときは、その相続人は、その居住者の同日の属する年の前年分及び前前年分の所得税につき青色申告書が提出されている場合に限り、政令で定めるところにより、その居住者の同日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、当該所得税の納税地の所轄税務署長に対し、当該純損失の金額につき第一項及び第二項の規定に準じて計算した金額に相当する所得税の還付を請求することができる。

（純損失の繰戻しによる還付の手続等）

第百四十二条　前二条の規定による還付の請求をしようとする者は、その還付を受けようとする所得税の額、その計算の基礎その他大蔵省令で定める事項を記載した還付請求書をこれらの規定に規定する税務署長に提出しなければならない。

2　税務署長は、前項の還付請求書の提出があつた場合には、その請求の基礎となつた純損失の金額その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした者に対し、その請求に係る金額を限度として所得税を還付し、又は請求の理由がない旨を書面により通知する。

3　前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、前二条の規定による還付の請求がされた日（第百四十条第一項（純損失の繰戻しによる還付の請求）又は前条第一項の規定による還付の請求がされた日がこれらの規定に規定する申告書の提出期限前である場合には、その提出期限）の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

第三節　青色申告

（青色申告）

第百四十三条　不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行なう居住者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、確定申告書及び当該申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる。

（青色申告の承認の申請）

第百四十四条　その年分以後の各年分の所得税につき前条の承認を受けようとする居住者は、その年三月十五日まで（その年一月十六日以後新たに同条に規定する業務を開始した場合には、その業務を開始した日から一月以内）に、当該業務に係る所得の種類その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（青色申告の承認の申請の却下）

第百四十五条　税務署長は、前条の申請書の提出があつた場合において、その申請書を提出した居住者につき次の各号の一に該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一　その年分以後の各年分の所得税につき第百四十三条（青色申告）の承認を受けようとする年において

ける同条に規定する業務に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が第百四十八条第一項（青色申告者の帳簿書類）に規定する大蔵省令で定めるところに従つて行なわれていないこと。

二　その備え付ける前号に規定する帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載していることその他不実の記載があると認められる相当の理由があること。

三　第百五十条第二項（青色申告の承認の取消し）の規定による通知を受け、又は第百五十一条第一項（青色申告の取りやめ）に規定する届出書の提出をした日以後一年以内にその申請書を提出したこと。

（青色申告の承認等の通知）

第百四十六条　税務署長は、第百四十四条（青色申告の承認の申請）の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした居住者に対し、書面によりその旨を通知する。

（青色申告の承認があつたものとみなす場合）

第百四十七条　第百四十四条（青色申告の承認の申請）の申請書の提出があつた場合において、その年分以後の各年分の所得税につき第百四十三条（青色申告）の承認を受けようとする年の十二月三十一日（その年十一月一日以後新たに同条に規定する業務を開始した場合には、その年の翌年二月十五日）までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。

（青色申告者の帳簿書類）

第百四十八条　第百四十三条（青色申告）の承認を受けている居住者は、大蔵省令で定めるところにより、同条に規定する業務につき帳簿書類を備え付けてこれに不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額に係る取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。

2　納税地の所轄税務署長は、必要があると認めるときは、第百四十三条の承認を受けている居住者に対し、その者の同条に規定する業務に係る帳簿書類について必要な指示をすることができる。

（青色申告書に添附すべき書類）

第百四十九条　青色申告書には、大蔵省令で定めるところにより、貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又は純損失の金額の計算に関する明細書を添附しなければならない。

（青色申告の承認の取消し）

第百五十条　第百四十三条（青色申告）の承認を受けた居住者につき次の各号の一に該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に掲げる年までさかのぼつて、その承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しがあつたときは、その居住者の当該年分以後の各年分の所得税につき提出したその承認に係る青色申告書は、青色申告書以外の申告書とみなす。

一　その年における第百四十三条に規定する業務に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が第百四十八条第一項（青色申告者の帳簿書類）に規定する大蔵省令で定めるところに従つて行なわれていないこと。　その年

二　第百四十八条第二項の規定による税務署長の指示に従わなかつたこと。　その事実の生じた日の属する年

三　その年における第一号に規定する帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し、その他その記載事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること。　その年

特例）

第百五十三条　確定申告書に記載すべき第百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで（確定所得申告書の記載事項）又は第百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで（確定損失申告書の記載事項）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた居住者（その相続人を含む。）は、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から一月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、同条第二項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一　その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る年の翌年分以後の年分の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該年分に係る第百二十条第一項第三号、第五号又は第七号に掲げる金額

二　当該申告書及びこれに添付された書類に記載された事項によつて、不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算がこの法律の規定に従つていないことその他その計算に誤りがあることが明らかである場合

2　税務署長は、居住者の提出した青色申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額又は純損失の金額の更正（前項第一号に規定する事由のみに基因するものを除く。）をする場合には、その更正に係る国税通則法第二十八条第二項（更正通知書の記載事項）に規定する更正通知書にその更正の理由を附記しなければならない。

（推計による更正又は決定）

第百五十六条　税務署長は、居住者に係る所得税につき更正又は決定をする場合には、その者の財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、取引量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模によりその者の各年分の各種所得の金額又は損失の金額（その者の提出した青色申告書に係

2　税務署長は、前項の規定による取消しの処分をする場合には、同項の居住者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、その書面には、その取消しの処分の基因となつた事実が同項各号のいずれに該当するかを附記しなければならない。

（青色申告の取りやめ等）

第百五十一条　第百四十三条（青色申告）の承認を受けている居住者は、その年分以後の各年分の所得税につき青色申告書の提出をやめようとするときは、その年の翌年三月十五日までに、その申告をやめようとする年その他大蔵省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、当該年分以後の各年分の所得税については、その承認は、その効力を失うものとする。

2　第百四十三条の承認を受けている居住者が同条に規定する業務の全部を譲渡し又は廃止した場合には、その譲渡し又は廃止した日の属する年の翌年分以後の各年分の所得税については、その承認は、その効力を失うものとする。

第六章　更正の請求の特例

（各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例）

第百五十二条　確定申告書を提出し、又は決定を受けた居住者（その相続人を含む。）は、当該申告書又は決定に係る年分の各種所得の金額につき第六十三条（事業を廃止した場合の必要経費の特例）又は第六十四条（資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例）に規定する事実その他これに準ずる政令で定める事実が生じたことにより、国税通則法第二十三条第一項各号（更正の請求）の事由が生じたときは、当該事実が生じた日の翌日から一月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書又は決定に係る第百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで（確定所得申告書の記載事項）又は第百二十三条第二項第一号、第五号、第七号若しくは第八号（確定損失申告書の記載事項）に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）について、同法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、同条第二項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、当該事実が生じた日を記載しなければならない。

（前年分の所得税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）

第百五十三条　確定申告書を提出し、又は決定を受けた居住者（その相続人を含む。）は、当該申告書又は決定に係る年分の各種所得の金額につき第六十三条（事業を廃止した場合の必要経費の特例）又は第六十四条（資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例）に規定する事実その他これに準ずる政令で定める事実が生じたことにより、国税通則法第二十三条第一項各号（更正の請求）の事由が生じたときは、当該事実が生じた日の翌日から一月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書又は決定に係る第百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで（確定所得申告書の記載事項）又は第百二十三条第二項第一号、第五号、第七号若しくは第八号（確定損失申告書の記載事項）に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）について、同法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、同条第二項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、当該事実が生じた日を記載しなければならない。

（青色申告書に係る更正）

第百五十五条　税務署長は、居住者の提出した青色申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額又は純損失の金額の更正をする場合には、その居住者の帳簿書類を調査し、その調査によりこれらの金額の計算に誤りがあると認められる場合に限り、これをすることができる。ただし、次に掲げる場合は、その帳簿書類を調査しないでその更正をすることを妨げない。

一　その更正が不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額以外の各種所得の金額の計算の基礎となつた事実のうちにその申告に係る年分の所得税に関する調査（当該調査の結果に基づき当該申告に係る年分の所得税について更正をすべき旨の通知をした日以後に行なわれる当該通知をした者に対する調査を除く。）により当該事実と異なる事実があることが明らかとなつた場合

二　その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る年の翌年分以後の年分の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該年分に係る第百二十条第一項第四号、第六号若しくは第八号又は第百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

第七章　更正及び決定

（更正又は決定をすべき事項に関する特例）

第百五十四条　所得税に係る更正又は決定については、国税通則法第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）に規定する事項のほか、第百二十条第一項第九号又は第十号（確定所得申告書の記載事項）に掲げる事項についても行なうことができる。この場合において、当該事項につき更正又は決定をするときは、同法第二十八条第二項及び第三項（更正通知書又は決定通知書の記載事項）中「税額等」とあるのは、「税額等並びに所得税法第百二十条第一項第九号又は第十号に掲げる事項」と、同法第二十八条第二項第一号中「税額等の計算の基礎」とあるのは「税額等並びに所得税法第百二十条第一項第九号又は第十号に掲げる事項の計算の基礎」と、同項第二号中「税額等の計算」とあるのは「税額等並びに所得税法第百二十条第一項第九号又は第十号（確定所得申告書の記載事項）に掲げる事項」とする。

2　所得税につき更正又は決定をする場合における国税通則法第二十八条第一項に規定する更正通知書又は決定通知書には、同条第二項又は第三項に規定する事項を記載するほか、その更正又は決定に係る第百二十条第一項第一号に掲げる金額又は第百二十三条第二項第一号（確定損失申告書の記載事項）に掲げる純損失の金額についての第二条第一項第二十一号（定義）に規定する所得別の内訳を附記しなければならない。

（青色申告書に係る更正）

第百五十五条　税務署長は、居住者の提出した青色申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額又は純損失の金額の更正をする場合には、その居住者の帳簿書類を調査し、その調査によりこれらの金額の計算に誤りがあると認められる場合に限り、これをすることができる。ただし、次に掲げる場合は、その帳簿書類を調査しないでその更正をすることを妨げない。

一　その更正が不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額以外の各種所得の金額の計算の基礎となつた事実のうちにその申告に係る年分の所得税に関する調査（当該調査により当該申告に係る年分の所得税について更正をすべき旨の通知をした日以後に行なわれる当該通知をした者に対する調査を除く。）により当該事実と異なる事実があることが明らかとなつた場合

二　その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る年の翌年分以後の年分の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該年分に係る第百二十条第一項第四号、第六号若しくは第八号又は第百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

2　税務署長は、前項の規定による取消しの処分をする場合には、同項の居住者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、その書面には、その取消しの処分の基因となつた事実が同項各号のいずれに該当するかを附記しなければならない。

（青色申告の取りやめ等）

第百五十一条　第百四十三条（青色申告）の承認を受けている居住者は、その年分以後の各年分の所得税につき青色申告書の提出をやめようとするときは、その年の翌年三月十五日までに、その申告をやめようとする年その他大蔵省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、当該年分以後の各年分の所得税については、その承認は、その効力を失うものとする。

2　第百四十三条の承認を受けている居住者が同条に規定する業務の全部を譲渡し又は廃止した場合には、その譲渡し又は廃止した日の属する年の翌年分以後の各年分の所得税については、その承認は、その効力を失うものとする。

第六章　更正の請求の特例

（各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求

イ　三以上の支店、工場その他の事業所を有する
こと。
ロ　その事業所の二分の一以上に当たる事業所につき、その事業所の所長、主任その他のその事業所に係る事業の主宰者又は当該主宰者の親族その他の当該主宰者と政令で定める特殊の関係のある個人（以下この号において「所長等」という。）が前に当該事業所において個人として事業を営んでいた事実があること。
ハ　ロに規定する事実がある事業所の所長等の有するその内国法人の株式の数又は出資の金額の合計額がその内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の三分の二以上に相当すること。
2　前項の場合において、内国法人が同項各号に掲げる法人に該当するかどうかの判定は、同項に規定する行為又は計算の事実のあつた時の現況によるものとする。
（事業所の所得の帰属の推定）
第百五十八条　法人に十五以上の支店、工場その他の事業所がある場合において、その事業所の三分の二以上に当たる事業所につき、その事業所の所長、主任その他のその事業所に係る事業の主宰者又は当該主宰者の親族その他の当該主宰者と政令で定める特殊の関係のある個人が前に当該事業所において個人として事業を営んでいた事実があるときは、その法人の各事業所における資金の預入及び借入れ、商品の仕入れ及び販売その他の取引のすべてがその法人の名で行なわれている場合を除き、税務署長は、当該各事業所の主宰者が当該各事業所から生ずる収益を享受する者であると推定して、更正又は決定をすることができる。
（更正又は決定による源泉徴収税額等の還付）
第百五十九条　居住者の各年分の所得税につき決定があつた場合において、その決定に係る第百二十条第一項第六号（源泉徴収税額の控除不足額）に掲げる金額があるときは、税務署長は、その者に対し、当該金額に相当する所得税を還付する。
2　居住者の各年分の所得税につき更正があつた場合において、その更正により第百二十条第一項第四号若しくは第六号又は第百二十三条第二項第六号若しくは第七号（源泉徴収税額等）に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その者に対し、その増加した部分の金額に相当する所得税を還付する。
3　前二項の場合において、これらの規定による還付

る年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額並びにこれらの金額の計算上生じた損失の金額を除く。）を推計して、これをすることができる。
（同族会社等の行為又は計算の否認）
第百五十七条　税務署長は、次に掲げる法人の行為又は計算で、これを容認した場合にはその株主若しくは社員である居住者又はこれと政令で定める特殊の関係のある居住者（その法人の株主又は社員である非居住者と当該特殊の関係のある居住者を含む。）の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その居住者の所得税に係る更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その居住者の各年分の第百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで（確定所得申告書の記載事項）又は第百二十三条第二項第一号、第三号、第五号若しくは第七号（確定損失申告書の記載事項）に掲げる金額を計算することができる。
一　内国法人である法人税法第二条第十号（定義）に規定する同族会社
二　イからハまでのいずれにも該当する内国法人

金の額の計算の基礎となつた第百二十条第一項第六号又は第百二十三条第二項第七号に規定する源泉徴収税額のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前二項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。
4　第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に掲げる日（同日後に納付された前項に規定する源泉徴収税額に係る還付金については、その納付の日）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その適することとなつた日）までの期間とする。
一　第一項の規定による還付金　同項の決定があつた日
二　第二項の規定による還付金（次号に掲げるものを除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる日
イ　第二項の更正に係る確定申告書がその確定申告期限までに提出された場合　その確定申告期限
ロ　第二項の更正に係る確定申告書がその確定申告期限後に提出された場合　その提出の日
ハ　第二項の更正が決定に係る更正である場合　その決定があつた日
三　第二項の規定による還付金のうち第百五十二条（各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例）に規定する事実が生じたことに基づいてされた更正に係るもの　その更正があつた日
5　前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
（更正又は決定による予納税額の還付）
第百六十条　居住者の各年分の所得税につき決定があつた場合において、その決定に係る第百二十条第一項第八号（予納税額の控除不足額）又は第百二十三条第二項第八号（予納税額）に掲げる金額があるときは、税務署長は、その者に対し、当該金額に相当する予納税額（以下この条において「予納税額」という。）を還付する。
2　居住者の各年分の所得税につき更正があつた場合において、その更正により第百二十条第一項第八号又は第百二十三条第二項第八号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その者に対し、その増加した部分の金額に相当する予納税額を還付する。
3　税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する年分の予納税額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、これらの規定により還付される予納税額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額をあわせて還付する。
4　第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項又は第二項の規定により還付すべき予納税額の納付の日（その予納税額がその納期限前に納付された場合には、その納期限の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その適することとなつた日）までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金については、当該各号に掲げる日数は、当該期間に算入しない。
一　第一項の規定による還付金　その年分の所得税

に係る確定申告期限の翌日から同項の決定があつた日までの日数

二　第二項の規定による還付金（その基因となつた更正が次のいずれにも該当しないもの及び次号に掲げるものを除く。）　その年分の所得税に係る確定申告期限の翌日から、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる日までの日数

イ　第二項の更正に係る確定申告書がその確定申告期限後に提出された場合　その提出の日

ロ　第二項の更正が決定に係る更正がある場合　その決定があつた日

三　第二項の規定による還付金のうち第百五十二条（各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例）に規定する事実が生じたことに基づいてされた更正に係るもの　その更正があつた日

5　第一項又は第二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた予納税額に係る年分の所得税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を附さないものとし、その充当される部分の所得税については、延滞税を免除するものとする。

6　第三項の規定による還付金については、還付加算金は、附さない。

7　前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三編　非居住者及び法人の納税義務

第一章　国内源泉所得

（国内源泉所得）

第百六十一条　この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一　国内において行なう事業から生じ、又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡により生ずる所得（次号から第十一号までに該当するものを除く。）その他その源泉が国内にある所得として政令で定めるもの

二　国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業で政令で定めるものを行なう者が受ける当該人的役務の提供に係る対価

三　国内にある不動産、国内にある不動産の上に存する権利若しくは採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の規定による採石権の貸付け（地上権又は採石権の設定その他他人に不動産、不動産の上に存する権利又は採石権を使用させる一切の行為を含む。）、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の規定による租鉱権の設定又は居住者若しくは内国法人に対する船舶若しくは航空機の貸付けによる対価

四　第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等のうち次に掲げるもの

イ　公社債のうち日本国の国債若しくは地方債又は内国法人の発行する債券の利子

ロ　国内にある営業所（事務所その他これらに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に預け入れられた預貯金の利子

ハ　国内にある営業所に信託された合同運用信託又は公社債投資信託の収益の分配

五　内国法人から受ける第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等

六　国内において業務を行なう者に対する貸付金（これに準ずるものを含む。）で当該業務に係るものの利子（政令で定める利子を除く。）

七　国内において業務を行なう者から受ける次に掲げる使用料又は対価で当該業務に係るもの

イ　工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料又はその譲渡による対価

ロ　著作権（出版権並びに映画フィルムの上映権及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の使用料又はその譲渡による対価

ハ　機械、装置その他政令で定める用具の使用料

八　次に掲げる給与又は報酬

イ　俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他人的役務の提供に対する報酬のうち、国内において行なう勤務その他の人的役務の提供（内国法人の役員として国外において行なう勤務その他の政令で定める人的役務の提供を含む。）に基因するもの

ロ　年金（第二十八条第一項（給与所得）に規定する年金及び第二十九条各号（給与等とみなす年金）に掲げる年金に限る。）、恩給又は第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等のうち、これらを受ける者が居住者であつた期間に行なつた勤務その他の人的役務の提供（内国法人の役員として非居住者であつた期間に行なつた勤務その他の政令で定める人的役務の提供を含む。）に基因するもの

九　国内において行なう事業の広告宣伝のための賞金として政令で定めるもの

十　郵便年金契約又は国内にある営業所若しくは契約の締結の代理をする者を通じて締結した生命保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金で第八号ロに該当するもの以外のもの（年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。）

十一　国内において事業を行なう者に対する出資につき、匿名組合契約（これに準ずる契約を含む。）に基因するもの

（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）

第百六十二条　日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税防止のための条約において国内源泉所得につき前条の規定と異なる定めがある場合には、その条約の適用を受ける者については、同条の規定にかかわらず、国内源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その条約に定めるところによる。この場合において、その条約が同条第二号から第十一号までの規定に代わつて国内源泉所得を定めているときは、この法律中これらの号に規定する事項に関する部分の適用については、その条約により国内源泉所得とされたものをもつてこれに対応するこれらの号に掲げる国内源泉所得とみなす。

（国内源泉所得の範囲の細目）

第百六十三条　前二条に定めるもののほか、国内源泉所得の範囲に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章　非居住者の納税義務

第一節　通則

（非居住者に対する課税の方法）

第百六十四条　非居住者に対して課する所得税の額は、次の各号に掲げる非居住者の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得について、次節第一款（非居住者に対する所得税の総合課税）の規定を適用して計算したところによる。

一　国内に支店、工場その他事業を行なう一定の場所で政令で定めるものを有する非居住者　すべての国内源泉所得

二　国内において建設、すえ付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供（以

下この条において「建設作業等」という。）を一年をこえて行なう非居住者（前号に該当する者を除く。）次に掲げる国内源泉所得

イ　第百六十一条第一号から第三号までに掲げる国内源泉所得（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得

ロ　第百六十一条第四号から第十一号までに掲げる国内源泉所得のうち、その非居住者が国内において行なう建設作業等に係る事業に帰せられるもの

三　国内に自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で政令で定めるもの（以下この条において「代理人等」という。）を置く非居住者（第一号に該当する者を除く。）次に掲げる国内源泉所得

イ　第百六十一条第一号から第三号までに掲げる国内源泉所得

ロ　第百六十一条第四号から第十一号までに掲げる国内源泉所得のうち、その非居住者が国内においてその代理人等を通じて行なう事業に帰せられるもの

四　前三号に掲げる非居住者以外の非居住者　次に掲げる国内源泉所得

イ　第百六十一条第一号から第三号までに掲げる国内源泉所得

ロ　第百六十一条第四号から第十一号までに掲げる国内源泉所得のうち、その非居住者が国内において行なう建設作業等に係る事業に帰せられるもの

2　次の各号に掲げる非居住者が、当該各号に掲げる国内源泉所得を有する場合には、当該非居住者に対して課する所得税の額は、前項の規定によるものの外、当該各号に掲げる国内源泉所得について第三節（非居住者に対する所得税の分離課税）の規定を適用して計算したところによる。

一　前項第二号又は第三号に掲げる非居住者　第百六十一条第四号から第十一号までに掲げる国内源泉所得のうち、前項第二号に規定する建設作業等に係る事業又は同項第三号に規定する代理人等を通じて行なう事業に帰せられるもの以外のもの

二　前項第四号に掲げる非居住者　第百六十一条第四号から第十一号までに掲げる国内源泉所得

第二節　非居住者に対する所得税の総合課税（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）

第一款　課税標準、税額等の計算

（総合課税に係る所得税の課税標準）

第百六十九条　第百六十四条第二項各号（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者の当該各号に掲げる国内源泉所得については、他の所得と区分して所得税を課するものとし、その所得税の課税標準は、その支払を受けるべき当該国内源泉所得の金額（次の各号に掲げる国内源泉所得については、当該各号に掲げる金額）とする。

一　第百六十一条第四号（国内源泉所得）に掲げる利子等のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託若しくは公社債投資信託の受益証券に係る収益の分配　その支払を受けた金額

二　第百六十一条第五号に掲げる配当等のうち無記名の株式の利益若しくは利息の配当又は無記名の証券投資信託（公社債投資信託を除く。）の受益証券に係る収益の分配　その支払を受けた金額

三　第百六十一条第九号に掲げる賞金　その支払を受けるべき金額から十五万円を控除した金額

四　第百六十一条第十号に掲げる年金　同号に規定する契約に基づいて支払を受けるべき金額から当該契約に基づいて払い込まれた保険料又は掛金の額のうちその支払を受けるべき金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

（総合課税に係る所得税の税率）

第百七十条　前条に規定する所得税の額は、同条に規定する国内源泉所得の金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額とする。

（退職所得についての選択課税）

第百七十一条　第百六十九条（課税標準）に規定する非居住者が第百六十一条第八号ロ（居住者として行なつた勤務に基因する年金等）の規定に該当する退職手当等（第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等をいう。以下この節において同じ。）の支払を受ける場合には、その者は、前条の規定にかかわらず、当該退職手当等について、その支払の基因となつた退職（その年中に支払を受ける当該退職手当等が二以上ある場合には、それぞれの退職手当等の支払の基因となつた退職）を事由としてその年中に支払を受ける退職手当等の総額を居住者として受けたものとみなして、これに第三十条、第八十三条（税率）及び第八十五条（簡易税額表）の規定を適用するものとした場合の税額に相当する金額により所得税を課されることを選択することができる。

（給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告納税等）

第百七十五条　前条第一項各号に掲げる非居住者の当該各号に掲げる国内源泉所得について課する所得税（以下この節において「総合課税に係る所得税」という。）の課税標準及び所得税の額は、当該各号に掲げる国内源泉所得について、政令で定めるところにより、前編第一章から第三章まで及び第四章第二節（居住者に係る所得税の課税標準、税額等の計算）（第七十三条から第七十九条まで（雑損控除及び基礎控除以外の所得控除）、第八十六条から第九十条まで及び第九十五条（寄付金控除及び配当控除以外の税額控除）を除く。）の規定に準じて計算した金額とする。

第二款　申告、納付及び還付

（申告、納付及び還付）

第百七十六条　前編第五章（居住者に係る申告、納付及び還付）の規定は、非居住者の総合課税に係る所得税について準用する。この場合において、第百二十条第三項（確定申告書への源泉徴収票の添付）中「又は」とあるのは「若しくは」と、「提出する場合」とあるのは「提出する場合又は国内及び国外の双方にわたつて業務を行なう非居住者が当該申告書を提出する場合」と、「源泉徴収票」とあるのは「源泉徴収票又は収入及び支出に関する明細書で大蔵省令で定めるもの」と、第百四十三条（青色申告）中「業務を行なう」とあるのは「業務を国内において行なう」と、第百四十四条（青色申告の承認の申請）及び第百四十七条（青色申告の承認があつたものとみなす場合）中「業務を開始した」とあるのは「業務を国内において開始した」と読み替えるものとする。

第三款　更正の請求の特例

（更正の請求の特例）

第百七十七条　前編第六章（居住者に係る更正の請求の特例）の規定は、非居住者の総合課税に係る所得税についての国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求について準用する。

第四款　更正及び決定

（更正及び決定）

第百七十八条　前編第七章（居住者に係る更正及び決定）の規定は、非居住者の総合課税に係る所得税についての更正又は決定について準用する。

第三節　非居住者に対する所得税の分離課税

（分離課税に係る所得税の課税標準）

第百七十九条　第百六十四条第二項各号（非居住者に

手当等につき同条の選択をするときは、その者は、当該退職手当等に係る所得税の源泉徴収税額の還付を受けるため、その計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を、その年の翌年一月一日（同日前に同条に規定する退職手当等の支払を受けた日）以後に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出することができる。

一　前条第二項第二号に掲げる所得税の額

二　前条第二項第三号に掲げる所得税の額

三　前号に掲げる所得税の額から第一号に掲げる所得税の額を控除した金額

得税の額を控除した金額

四　前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項その他参考となるべき事項

五　前条第二項第六号に掲げる事項

2　前項の規定による申告書の提出があつた場合には、税務署長は、同項第三号に掲げる金額に相当する源泉徴収に係る所得税の額を還付する。

3　前項の場合において、同項の申告書に記載された第一項第二号に掲げる所得税の額（次編第五章の規定の適用に基づき控除されるべきものがあるときは、その控除をした後の所得税の額）のうちに納付されていない部分があるときは、前項の規定による還付金の額は、その納付されていない部分の金額に相当する金額について「公社債等」という。）の譲渡（以下この項において「譲渡」という。）をした場合において、その譲渡に係る譲渡所得等の金額の計算上控除すべき取得費の額が、その譲渡に係る収入金額の百分の五に相当する金額に満たないときは、その収入金額の百分の五に相当する金額を取得費とする。

（信託財産に係る利子等の課税の特例）

第百七十六条　第七条第一項第四号（内国法人の課税所得の範囲）及び前二条の規定は、内国法人に対する所得税の課税所得の範囲（信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。以下この条において同じ。）が、次に掲げる信託の信託財産に属する利子等について支払を受ける場合における当該利子等の額について準用する。

一　第三条の三第一項（利子所得）に規定する利子

二　第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等

三　匿名組合契約（これに準ずるものを含む。）で政令で定めるものに基づく利益の分配

四　映画又は演劇の俳優その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する業務（不特定多数の者から受けるものを除く。）

（内国法人に係る所得税の税率）

第百七十五条　内国法人に対して課すべき各事業年度の所得税の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額とし、前条第一号から第三号までに掲げる金額については、同条第四号の十の税率を乗じて計算した金額とする。

2　前項の規定による申告書の提出があつた場合には、税務署長は、同項第三号に掲げる金額に相当する源泉徴収に係る所得税の額を還付する。

3　前項の場合において、同項の申告書に記載された第一項第二号に掲げる所得税の額（次編第五章の規定の適用に基づき控除されるべきものがあるときは、その控除をした後の所得税の額）のうちに納付されていない部分があるときは、前項の規定による還付金の額は、その納付されていない部分の金額に相当する金額について「公社債等」という。）の譲渡（以下この項において「譲渡」という。）をした場合において、その譲渡に係る譲渡所得等の金額の計算上控除すべき取得費の額が、その譲渡に係る収入金額の百分の五に相当する金額に満たないときは、その収入金額の百分の五に相当する金額を取得費とする。

（信託財産に係る利子等の課税の特例）

第百七十六条　第七条第一項第四号（内国法人の課税所得の範囲）及び前二条の規定は、内国法人に対する所得税の課税所得の範囲（信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。以下この条において同じ。）が、次に掲げる信託の信託財産に属する利子等について支払を受ける場合における当該利子等の額について準用する。

一　第三条の三第一項（利子所得）に規定する利子

二　第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等

三　匿名組合契約（これに準ずるものを含む。）で政令で定めるものに基づく利益の分配

四　映画又は演劇の俳優その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する業務（不特定多数の者から受けるものを除く。）

（内国法人に係る所得税の税率）

第百七十五条　内国法人に対して課すべき各事業年度の所得税の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額とし、前条第一号から第三号までに掲げる金額については、同条第四号の十の税率を乗じて計算した金額とする。

2　前項の規定による申告書の提出があつた場合には、税務署長は、同項第三号に掲げる金額に相当する源泉徴収に係る所得税の額を還付する。

3　前項の場合において、同項の申告書に記載された第一項第二号に掲げる所得税の額（次編第五章の規定の適用に基づき控除されるべきものがあるときは、その控除をした後の所得税の額）のうちに納付されていない部分があるときは、前項の規定による還付金の額は、その納付されていない部分の金額に相当する金額について「公社債等」という。）の譲渡（以下この項において「譲渡」という。）をした場合において、その譲渡に係る譲渡所得等の金額の計算上控除すべき取得費の額が、その譲渡に係る収入金額の百分の五に相当する金額に満たないときは、その収入金額の百分の五に相当する金額を取得費とする。

非居住者が第百七十一条（課税標準）に規定する申告書に記載すべき部分の金額がある場合には、当該金額につき第百七十条（確定申告）の規定を適用して計算した所得税の額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する所得税の額は、還付しない。

（還付加算金の適用に係る還付）

第百七十三条　第百六十九条（課税標準）に規定する非居住者が支払を受ける第百七十一条（退職所得の課税標準）に規定する退職手当等の金額の支払者別の内訳及びその支払を受ける者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに第一項の規定による所得税の額の計算の基礎

3　第一項の規定による申告書を提出した非居住者は、当該申告書に係る提出期限まで、同項第三号に掲げる金額（前項の規定の適用があつた場合には、その還付をする金額）と同項第三号に掲げる金額との合計額に相当する所得税を国に納付しなければならない。

一　その年中に支払を受ける退職手当等の金額の合計額

二　その年中に支払を受ける第百七十九条（課税標準）に規定する非居住者の退職所得の金額

（退職所得の源泉徴収）

第百七十四条　第百六十九条（課税標準）に規定する非居住者がその年中に支払を受ける退職手当等の金額について第百七十一条（退職所得の課税標準）に規定する退職所得の金額の計算上控除する取得費の額は、その退職手当等の金額に係る退職所得の源泉徴収税額（当該退職手当等の金額が二以上あるときは、その合計額）に相当する所得税の額に対応する金額とする。

2　前項の規定は、第百七十二条（還付加算金）に規定する還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出する場合について準用する。

3　第一項の規定は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出する場合について準用する。

（還付加算金の計算）

第百七十五条　第百七十二条（還付加算金）に規定する還付加算金の計算は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数により行う。

一　第百七十二条第一項の申告書の提出があつた場合　その提出があつた日（その日前に第百七十条（確定申告）の規定による申告書の提出があつた場合には、その申告書の提出があつた日）

二　第百七十二条第二項の申告書の提出があつた場合　その提出があつた日（その日前に第百七十条（確定申告）の規定による申告書の提出があつた場合には、その申告書の提出があつた日）

三　第百七十二条第三項の申告書の提出があつた場合　その提出があつた日（その日前に第百七十条（確定申告）の規定による申告書の提出があつた場合には、その申告書の提出があつた日）

2　前項の還付加算金の計算の基礎となる還付金の額に一万円未満の端数があるとき、又はその還付金の額が一万円未満であるときは、その端数又はその還付金の額は、切り捨てる。

3　第一項の還付加算金の計算の基礎となる還付金の額が千円未満であるときは、その還付加算金は、支払わない。

（還付加算金の計算の特例）

第百七十六条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第百七十七条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第百七十八条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第百七十九条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第百八十条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第百八十一条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第百八十二条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第百八十三条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第百八十四条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第百八十五条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第百八十六条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第百八十七条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第百八十八条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第百八十九条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第百九十条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第百九十一条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第百九十二条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第百九十三条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第百九十四条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第百九十五条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第百九十六条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第百九十七条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第百九十八条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第百九十九条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第二百条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第二百一条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第二百二条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第二百三条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第二百四条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第二百五条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第二百六条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第二百七条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第二百八条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第二百九条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

2　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正申告書の提出があつた日の翌日から還付のための支出を決定した日までの期間の日数を、前条第一項第一号に掲げる日数に加算する。

（還付加算金の計算の特例）

第二百十条　税務署長は、第百七十二条の規定による還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した還付加算金の計算書を提出した者について、その還付加算金の計算の基礎となる事項その他財務省令で定める事項を記載した修正申告書の提出があつた場合には、その修正

う。)につき国内において第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他大蔵省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該公社債等についてその登録を受けている期間内に支払われる当該利子等又は配当等については、適用しない。

一　その信託会社が引き受けた証券投資信託

二　法人税法第八十四条第一項（退職年金積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約に係る信託

2　信託会社がその引き受けた合同運用信託又は証券投資信託の信託財産について納付した所得税の額は、政令で定めるところにより、当該合同運用信託又は証券投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除する。

3　前項の規定により控除すべき合同運用信託又は証券投資信託の信託財産について納付した所得税の額は、当該合同運用信託又は証券投資信託の収益の分配の額の計算上、当該収益の分配の額に加算する。

（内国法人の受ける報酬又は料金に係る課税の特例）

第百七十七条　第七条第一項第四号（内国法人の課税所得の範囲）、第百七十四条（課税標準）及び第百七十五条（税率）の規定は、第百七十四条第四号に規定する事業を営む内国法人で、自ら主催して演劇の公演を行なつていることその他の政令で定める要件を備えているものが、政令で定めるところにより当該要件を備えていることにつきその法人税の納税地の所轄税務署長（以下この条において「所轄税務署長」という。）の証明書の交付を受け、その証明書が効力を有している間にこれを同号に掲げる報酬又は料金の支払をする者に提示してその支払を受ける場合には、当該報酬又は料金については、適用しない。

2　前項の証明書の交付を受けた内国法人がその交付を受けた後同項に規定する要件に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた日後遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に届け出なければならない。

3　第一項に規定する証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

一　所轄税務署長が当該証明書につき有効期限を定めた場合において、その有効期限を経過したとき。

二　前項の規定による届出があつたとき。

三　所轄税務署長において、当該証明書の交付を受けた内国法人がその交付を受けた後第一項に規定する要件に該当しないこととなつたものと認めて、その内国法人にその旨を通知したとき。

第二節　外国法人の納税義務

（外国法人に係る所得税の課税標準）

第百七十八条　外国法人に対して課する所得税の課税標準は、その外国法人が支払を受けるべき第百六十一条第二号から第七号まで及び第九号から第十一号まで（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得の金額（第百六十九条各号（分離課税に係る所得税の課税標準）に掲げる国内源泉所得については、当該各号に掲げる金額）とする。

（外国法人に係る所得税の税率）

第百七十九条　外国法人に対して課する所得税の額は、前条に規定する国内源泉所得の金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額とする。

（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）

第百八十条　第七条第一項第五号（外国法人の課税所得の範囲）及び前二条の規定は、次の各号に掲げる法人で政令で定める要件を備えているもののうち当

該各号に掲げる国内源泉所得の支払を受けるものが、政令で定めるところにより当該要件を備えていること及びその支払を受ける国内源泉所得が当該各号に掲げる国内源泉所得に該当することにつきその法人税の納税地の所轄税務署長（以下この条において「所轄税務署長」という。）の証明書の交付を受け、その証明書を当該国内源泉所得の支払をする者に提出した場合には、その証明書が効力を有している間に支払を受ける当該国内源泉所得については、適用しない。

一　法人税法第百四十一条第一号（国内に恒久的施設を有する外国法人）に掲げる外国法人に該当する法人　第百六十一条第二号、第三号、第六号、第七号、第九号又は第十号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得

二　法人税法第百四十一条第二号に掲げる外国法人に該当する法人　前号に掲げる国内源泉所得のうち、その法人が国内において行なう同条第二号に規定する建設作業等に係る事業に帰せられるもの

三　法人税法第百四十一条第三号に掲げる外国法人に該当する法人　第一号に掲げる国内源泉所得のうち、その法人が国内において同条第三号に規定する代理人等を通じて行なう事業に帰せられるもの

2　前項各号に掲げる法人で同項に規定する証明書の交付を受けたものが、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は当該各号に規定する外国法人に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた日後遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に届け出るとともに、その証明書の提出先にその旨を通知しなければならない。

3　第一項に規定する証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

一　所轄税務署長が当該証明書につき有効期限を定めた場合において、その有効期限を経過したとき。

二　前項の規定による通知があつたとき。

三　所轄税務署長において、当該証明書の交付を受けた第一項各号に掲げる法人が、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は当該各号に規定する外国法人に該当しないこととなつたものと認めて、当該証明書の提出を受けている者にその旨を通知したとき。

第四編　源泉徴収

第一章　利子所得及び配当所得に係る源泉徴収

（源泉徴収義務）

第百八十一条　居住者に対し国内において第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等（以下この章において「利子等」という。）又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等（以下この章において「配当等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その利子等又は配当等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

2　配当等については、支払の確定した日から一年を経過した日までにその支払がされない場合には、その一年を経過した日においてその支払があつたものとみなして、前項の規定を適用する。

（徴収税額）

第百八十二条　前条の規定により徴収すべき所得税の額は、利子等又は配当等の額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額とする。

第二章　給与所得に係る源泉徴収

第一節　源泉徴収義務及び徴収税額

（源泉徴収義務）

第百八十三条　居住者に対し国内において第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

2　法人が利益又は剰余金の処分による経理をした賞与その他政令で定める賞与については、支払の確定した日から一年を経過した日までにその支払がされない場合には、その一年を経過した日においてその支払があつたものとみなして、前項の規定を適用する。

（源泉徴収を要しない給与等の支払者）

第百八十四条　常時二人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者は、前条の規定にかかわらず、その給与等について所得税を徴収して納付することを要しない。

（賞与以外の給与等に係る徴収税額）

第百八十五条　次条に規定する賞与以外の給与等について第百八十三条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる給与等の区分に応じ当該各号に掲げる税額とする。

一　給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者が支払う給与等　次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、当該申告書に記載された控除対象配偶者及び扶養親族（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、第百九十四条第一項第三号（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族。以下この章において「主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族」という。）並びに障害者の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が障害者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかに応ずる次に掲げる税額

イ　給与等の支給期が毎月と定められている場合　別表第四の甲欄（当該申告書に第七十八条第二項（扶養控除額の特例）の規定の適用を受ける旨の記載がある場合には、別表第四の乙欄）に掲げる税額

ロ　給与等の支給期が毎半月と定められている場合　別表第四の甲欄に掲げる税額の二分の一に相当する税額

ハ　給与等の支給期が毎旬と定められている場合　別表第四の甲欄に掲げる税額の三分の一に相当する税額

ニ　給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合　別表第四の甲表の甲欄に掲げる税額に当該倍数を乗じて計算した金額に相当する税額

ホ　給与等の支給期が毎日と定められている場合　別表第五の甲欄（当該申告書に第七十八条第二項の規定の適用を受ける旨の記載がある場合には、別表第五の乙表。ヘにおいて同じ。）に掲げる税額

ヘ　イからホまでに掲げる場合以外の場合　別表第五の甲欄に掲げる税額にその支給日数を乗じて計算した金額に相当する税額

二　前号及び次号に掲げる給与等以外の給与等　次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、当該申告書に記載された控除対象配偶者及び扶養親族の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が障害者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかに応ずる次に掲げる税額

イ　給与等の支給期が毎月と定められている場合　別表第四の甲欄（当該申告書に第七十八条第二項の規定の適用を受ける旨の記載がある場合には、別表第四の乙表。ロからニまでにおいて同じ。）に掲げる税額

ロ　給与等の支給期が毎半月と定められている場合　別表第四の甲欄に掲げる税額の二分の一に相当する税額

ハ　給与等の支給期が毎旬と定められている場合　別表第四の甲欄に掲げる税額の三分の一に相当する税額

ニ　給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合　別表第四の甲表の甲欄に掲げる税額に当該倍数を乗じて計算した金額に相当する税額

ホ　給与等の支給期が毎日と定められている場合　別表第五の甲欄（当該申告書に第七十八条第二項の規定の適用を受ける旨の記載がある場合には、別表第五の乙表。ヘにおいて同じ。）に掲げる税額

ヘ　イからホまでに掲げる場合以外の場合　別表第五の甲欄に掲げる税額にその支給日数を乗じて計算した金額に相当する税額

三　労働した日又は時間によつて算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける給与等で政令で定めるもの　その給与等の金額に応じ、別表第五の甲表の丙欄に掲げる税額

2　前項第一号及び第二号に規定する月割額又は日割額の意義その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（賞与に係る徴収税額）

第百八十六条　賞与（賞与の性質を有する給与を含む。以下この条において同じ。）について第百八十三条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税の額は、次項の規定の適用がある場合を除き、次の各号に掲げる賞与の区分に応じ当該各号に掲げる税額とする。

一　給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者が支払う賞与　次に掲げる場合の区分に応じ、その賞与の金額（ロ及び次項において同じ。）に相当する税額

イ　その賞与の支払者がその支払つた又は支払うべきその他の給与等（以下この条において「通常の給与等」という。）がある場合（その賞与の支払者が支払う通常の給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合にあつては、前月中に通常の給与等の支払がされない場合を含む。次号イ及び次項において同じ。）　前月中に支払つた又は支払うべき通常の給与等の金額（その賞与の支払者が支払う通常の給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合には、その賞与の支払の直前に支払つた又は支払うべきその通常の給与等の前条第一項第一号に規定する月割額。次号イ及び次項において同じ。）、給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族の有無及びその数に応じ別表第六の甲欄により求めた率をその賞与の金額に乗じて計算した金額に相当する税額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　その賞与の金額の六分の一（当該金額の計算の基礎となつた期間が六月をこえる場合には、十二分の一。次号ロ及び次項において同じ。）に相当する金額並びに給与所得者の扶養控除等申告書に記載された

の三倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、従たる給与等についての扶養控除等申告書の提出の有無並びに当該申告書に記載された第百九十五条第一項第三号（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の数に応ずる次に掲げる税額

イ　給与等の支給期が毎月と定められている場合　別表第四の甲表の乙欄に掲げる税額

ロ　給与等の支給期が毎半月と定められている場合　別表第四の甲表の乙欄に掲げる税額の二分の一に相当する税額

ハ　給与等の支給期が毎旬と定められている場合　別表第四の甲表の乙欄に掲げる税額の三分の一に相当する税額

ニ　給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合　別表第四の甲表の乙欄に掲げる税額に当該倍数を乗じて計算した金額に相当する税額

ホ　給与等の支給期が毎日と定められている場合　別表第五の甲表の乙欄に掲げる税額

ヘ　イからホまでに掲げる場合以外の場合　別表第五の甲表の乙欄に掲げる税額にその支給日数を乗じて計算した金額に相当する税額

三　労働した日ごとに支払を受ける給与等で政令で定めるもの　その給与等の金額に応じ、別表第五の甲表の丙欄に掲げる税額

2　前項第一号及び第二号に規定する月割額又は日割額の意義その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（賞与に係る徴収税額）

第百八十六条　賞与（賞与の性質を有する給与を含む。以下この条において同じ。）について第百八十三条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税の額は、次項の規定の適用がある場合を除き、次の各号に掲げる賞与の区分に応じ当該各号に掲げる税額とする。

一　給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者が支払う賞与　次に掲げる場合の区分に応じ、その賞与の金額に相当する税額

イ　その賞与の支払者がその支払つた又は支払うべきその他の給与等（以下この条において「通常の給与等」という。）がある場合（その賞与の支払者が支払う通常の給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合にあつては、前月中に通常の給与等の支払がされない場合を含む。次号イ及び次項において同じ。）　前月中に支払つた又は支払うべき通常の給与等の金額（その賞与の支払者が支払う通常の給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合には、その賞与の支払の直前に支払つた又は支払うべきその通常の給与等の前条第一項第一号に規定する月割額。次号イ及び次項において同じ。）、給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族の有無及びその数に応じ別表第六の甲欄により求めた率をその賞与の金額に乗じて計算した金額に相当する税額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　その賞与の金額の六分の一（当該金額の計算の基礎となつた期間が六月をこえる場合には、十二分の一。次号ロ及び次項において同じ。）に相当する金額並びに給与所得者の扶養控除等申告書に記載された

主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族の有無及びその数に応ずる別表第四の甲表の甲欄（当該申告書に第七十八条第二項（扶養控除額の特例）の規定の適用を受ける旨の記載がある場合には、別表第四の乙表）に掲げる税額に六（当該賞与の金額の計算の基礎となつた期間が六月をこえる場合には、十二。次号ロ及び次項において同じ。）を乗じて計算した金額に相当する税額

二　前号に掲げる賞与以外の賞与　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる税額

イ　その賞与の支払者がその支払を受ける居住者に対し前月中に支払つた又は支払うべき通常の給与等がある場合　前月中に支払つた又は支払うべき通常の給与等の金額に応じ別表第六の乙欄により求めた率をその賞与の金額に乗じて計算した金額に相当する税額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　その賞与の金額の六分の一に相当する金額に応ずる別表第四の甲表の乙欄に掲げる税額に六を乗じて計算した金額に相当する税額

2　賞与の支払者がその支払を受ける居住者に対し前月中に支払つた又は支払うべき通常の給与等がある場合において、その賞与の金額が前月中に支払つた又は支払うべき通常の給与等の金額の十倍に相当するときは、当該賞与について第百八十三条第一項の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる賞与の区分に応じ当該各号に掲げる税額とする。

一　給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者が支払う賞与　その賞与の金額の六分の一に相当する金額と当該通常の給与等の金額との合計額に応ずる別表第四の甲表の乙欄に掲げる税額と当該通常の給与等の金額に応ずる別表第四の甲表の乙欄に掲げる税額との差額に六を乗じて計算した金額に相当する税額

（年長扶養親族がある場合の徴収税額）

第百八十七条　給与等の支払を受ける居住者が提出した給与所得者の扶養控除等申告書に記載された扶養親族（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、第百九十四条第一項第三号（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する扶養親族）のうちに年長扶養親族に該当する者がある場合には、当該申告書の提出の際に経由した給与等の支払者がその居住者に支払う給与等に対する前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第百八十五条第一項第一号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）の規定の適用については、同号に規定する給与等の金額に相当する金額から、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族一人につき千円（同号ホ又はヘの規定を適用する場合には、三十五円）を控除した金額をもつて当該給与

二　前号に掲げる賞与以外の賞与　その賞与の金額の六分の一に相当する金額と当該通常の給与等の金額との合計額に応ずる別表第四の甲表の乙欄に掲げる税額と当該通常の給与等の金額に応ずる別表第四の甲表の乙欄に掲げる税額との差額に六を乗じて計算した金額に相当する税額

（扶養控除額の特例の適用を受けない者に係る徴収税額）

第百八十八条　給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者が第七十八条第三項（扶養控除額の特例）の規定に該当する者である場合には、当該申告書の提出の際に経由した給与等の支払者がその居住者に支払う給与等に対する第百八十五条（賞与以外の給与等に係る徴収税額）又は第百八十六条（賞与に係る徴収税額）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第百八十五条第一項第一号の規定の適用については、同号に規定する給与等の金額に相当する金額から、当該申告書に記載された扶養親族（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、第百九十四条第一項第三号（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する扶養親族。次号において同じ。）のうち年齢十三歳以上のもの又は年齢十三歳未満のものの数に応じ、それぞれ六千円又は五千円（第百八十五条第一項第一号ホ又はヘの規定を適用する場合には、二百円又は百七十円）を控除した金額をもつて当該給与等の金額とみなし、かつ、その給与等の金額とみなされた金額を基礎として別表第四又は別表第五により当該給与等に係るこれらの表に掲げる税額を求めるに当たつては、その扶養親族はないものとみなす。

二　第百八十六条第一項第一号又は第二項第一号の規定の適用については、同条第一項第一号イ若しくは第二項第一号に規定する通常の給与等の金額又は同条第一項第一号ロに規定する賞与の金額の六分の一（当該金額の計算の基礎となつた期間が六月をこえる場合には、十二分の一。以下この号において同じ。）に相当する金額から、それぞれ、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族一人につき千円（同号ホ又はヘの規定を適用する場合には、二百円又は百七十円）を控除した金額をもつて当該賞与の金額とみなす。

2　前項に規定する年長扶養親族とは、年齢十三歳以上の扶養親族（給与所得者の扶養控除等申告書に第七十八条第二項（扶養控除額の特例）の規定の適用を受ける旨の記載がある場合には、そのうちの一人を除く。）をいう。

等の金額とみなす。

二　前条第一項第一号又は第二項第一号の規定の適用については、同条第二項第一号イ若しくは第二項第一号に規定する通常の給与等の金額又は同条第一項第一号ロに規定する賞与の金額の六分の一（当該金額の計算の基礎となつた期間が六月をこえる場合には、十二分の一。以下この号において同じ。）に相当する金額から、それぞれ、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族一人につき千円を控除した金額をもつて当該通常の給与等の金額又は賞与の金額の六分の一に相当する金額とみなし、かつ、同条第二項第一号に規定する通常の給与等の金額が千円にその年長扶養親族の数を乗じて計算した金額に満たない場合には同号に規定する賞与の金額の六分の一に相当する金額からその不足額を控除した金額をもつて当該賞与の金額の六分の一に相当する金額とみなす。

2　前項に規定する年長扶養親族とは、年齢十三歳以上の扶養親族（給与所得者の扶養控除等申告書に第七十八条第二項（扶養控除額の特例）の規定の適用を受ける旨の記載がある場合には、そのうちの一人を除く。）をいう。

該賞与の金額の六分の一に相当する金額とみなし、かつ、その給与等の金額又は賞与の金額の六分の一に相当する金額とみなされた金額を基礎として別表第四又は別表第六により当該賞与に係るこれらの表に掲げる税額又は率を求めるに当たつては、その扶養親族はないものとみなす。

（給与等から控除される社会保険料がある場合等の徴収税額の計算）

第百八十九条　次の各号に掲げる場合に該当するときは、第百八十五条（賞与以外の給与等に係る徴収税額）又は第百八十六条（賞与に係る徴収税額）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　給与等の支払の際控除される第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料がある場合　その給与等の金額に相当する金額から当該社会保険料の金額を控除した残額に相当する金額の給与等の支払があつたものとみなし、その残額がないときは、その給与等の支払がなかつたものとみなす。

二　第二十九条第二号（給与等とみなす年金）の規定により給与等とみなされる退職年金の支払をする場合において、同号に規定する契約に基づいて払い込まれた保険料又は掛金のうちに同号に規定する勤務をした者の負担した金額があるとき。　その退職年金の額からその負担した金額のうちその退職年金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額に相当する給与等の支払があつたものとみなす。

第二節　年末調整

（年末調整）

第百九十条　給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払をする場合（その居住者がその年において他の給与等の支払者を経由して他の給与所得者の扶養控除等申告書を提出したことがある場合には、当該他の給与等の支払者がその年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等で政令で定めるものを含む。次号において同じ。）につき第百八十三条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額の合計額

二　別表第七の附表により、その年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額並びに当該給与所得者の扶養控除等申告書に記載された障害者の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかに応ずる別表第七に掲げる税額

イ　その給与等から控除される第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料（以下この条において「社会保険料」という。）の金額

ロ　その年中に支払つた社会保険料の金額（イに掲げるものを除くものとし、その居住者がその年において提出した給与所得者の保険料控除申告書に記載されたものに限る。）並びに第七十五条第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料の金額及び第七十六条第一項（損害保険料控除）に規定する損害保険料の金額のうち当該申告書に記載され、かつ、第百九十六条第二項（生命保険料控除等の支払を証する書類の提出等）に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。）につき第七十四条から第七十六条までの規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

ハ　当該給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族の有無、扶養親族の年齢別の数その他の事項に応じ第七十七条第一項（配偶者控除）及び第七十八条第一項から第三項まで（扶養控除）の規定に準じて計算した配偶者控除の額及び扶養控除の額に相当する金額

ニ　基礎控除の額に相当する金額

（過納額の充当又は還付）

第百九十一条　前条の場合において、同条に規定する超過額をその年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、なお充当しきれない過超額（以下この条において「過納額」という。）があるときは、その過納額については、次に定めるところによる。

一　前条の居住者がその過納額の全部の還付を求める請求書をその年十二月三十一日までに同条の給与等の支払者に提出した場合には、当該支払者は、その過納額の全部を還付する。

二　前条の居住者がその過納額の一部の還付を求める請求書をその年十二月三十一日までに同条の給与等の支払者に提出した場合には、当該支払者は、その過納額のうちまだ充当していない部分の金額を還付する。

（不足額の徴収）

第百九十二条　第百九十条（年末調整）の場合において、同条に規定する不足額をその年最後に給与等の支払をする際徴収し、なお徴収しきれない不足額があるときは、同条の給与等の支払者は、その翌年においてその給与等の支払をする際順次これを徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

2　第百九十条に規定する不足額があり、かつ、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に比して著しく少ないと認められる場合において、同条の居住者が、同条の給与等の支払者からその年最後に支払を受ける給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務

署長の承認を受けたときは、当該支払者は、第百九十条及び前項の規定にかかわらず、その承認に係る金額を当該不足額から控除した残額をその年最後に給与等の支払をする際徴収し、その承認に係る金額の二分の一に相当する金額をその翌年一月及び二月に給与等の支払をする際それぞれ徴収し、なお不足額があるときは、その翌年三月以後給与等の支払をする際順次徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。ただし、その年最後に給与等の支払をした後においてその居住者に対し第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等の支払をすることとなつた場合は、その承認に係る金額のうち当該退職手当等の支払の時までにまだ徴収していない金額に相当する金額を当該支払の際徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一　第百九十条の給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の属する月中に当該支払者から支払を受ける給与等の金額の総額から、その給与等につき第百八十三条第一項（源泉徴収義務）及び第百九十条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を控除した残額

二　その年一月から前号に規定する月の前月までの間に第百九十条の給与等の支払者から支払を受けた給与等の金額の総額から、その給与等につき第百八十三条第一項の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額の合計額を控除した残額の月割額として政令で定めるところにより計算した金額

（年末調整の細目）

第百九十三条　第百九十一条（過納額の還付）に規定する過納額の還付の手続、前条第二項に規定する承認の手続その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節　給与所得者の源泉徴収に関する申告

（給与所得者の扶養控除等申告書）

第百九十四条　国内において給与等の支払を受ける居住者は、その給与等の支払者（その支払者が二以上ある場合には、主たる給与等の支払者）から毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　当該給与等の支払者の氏名又は名称

二　控除対象配偶者及び扶養親族の氏名並びに扶養親族の生年月日

三　二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、控除対象配偶者又は扶養親族のうち、主たる給与等の支払者から支払を受ける給与等について第百八十三条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収される所得税の額の計算の基礎としようとするものの氏名

四　扶養親族について第七十八条第二項（扶養控除額の特例）の規定の適用を受ける場合には、その旨

五　その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

六　控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者がある場合には、その数、氏名及びその該当する事

実

七　その他大蔵省令で定める事項

2　前項の規定による申告書を提出した居住者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与等の支払者からその異動を生じに日後最初に給与等の支払を受ける日の前日までに、その異動の内容その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を、当該支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　前二項の規定による申告書は、給与所得者の扶養控除等申告書という。

（従たる給与についての扶養控除等申告書）

第百九十五条　国内において二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける居住者は、主たる給与等の支払者から支払を受けるその年中の給与等の金額の見積額につき第二十八条第二項（給与所得の金額）及び第百八十九条第一号（給与等から控除される社会保険料がある場合の徴収税額の計算）の規定に準じて計算した金額として政令で定めるところにより計算した金額が基礎控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額の合計額に満たないと見込まれる場合には、その年において、次に掲げる事項を記載した申告書を、主たる給与等の支払者以外の給与等の支払者（以下この条において「従たる給与等の支払者」という。）を経由して、当該従たる給与等の支払者からその給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出することができる。

一　当該従たる給与等の支払者の氏名又は名称

二　控除対象配偶者又は扶養親族の氏名

三　控除対象配偶者又は扶養親族のうち、当該従たる給与等の支払者から支払を受ける給与等について第百八十三条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収される所得税の額の計算の基礎としようとするものの氏名

4　第一項又は第二項の規定による申告書は、従たる給与についての扶養控除等申告書という。

（給与所得者の保険料控除申告書）

第百九十六条　国内において給与等の支払を受ける居住者は、第百九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第二号ロに規定する社会保険料、生命保険料又は損害保険料に係る控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　当該給与等の支払者の氏名又は名称

二　その年中に支払つた第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料（給与等から控除されるものを除く。）の金額

三　その年中に支払つた第七十五条第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料の金額及び第七十六条第一項（損害保険料控除）に規定する損害保険料の金額につきこれらの規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

四　その他大蔵省令で定める事項

2　前項の規定による申告書を提出する居住者は、政令で定めるところにより、その年において同項第三号に規定する生命保険料の金額又は損害保険料の金額につき、これらの支払をした旨を証する書類を提出し又は提示しなければならない。

3　第一項の規定による申告書は、給与所得者の保険料控除申告書という。

（給与所得者の源泉徴収に関する申告から除外される給与等）

第百九十七条　次に掲げる給与等は、前三条に規定する給与等に含まれないものとする。

一　第百八十四条（源泉徴収を要しない給与等の支払者）の規定によりその所得税を徴収して納付することを要しないものとされる給与等

二　第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期の特例）

第百九十八条　第百九十四条から第百九十六条まで（給与所得者の源泉徴収に関する申告書）の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与等の支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

第三章　退職所得に係る源泉徴収

（源泉徴収義務）

第百九十九条　居住者に対し国内において第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等（以下この章において「退職手当等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その退職手当等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

（源泉徴収を要しない退職手当等の支払者）

第二百条　常時二人以下の家事使用人のみに対し第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等の支払をする者は、前条の規定にかかわらず、その支払う退職手当等について所得税を徴収して納付することを要しない。

（徴収税額）

第二百一条　第百九十九条（源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる税額とする。

一　退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合　その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に応ずる別表第八に掲げる税額

二　退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合　その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額に応ずる別表第八に掲げる税額を求め、その税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第百九十九条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を控除した残額に相当する税額

2　前項各号に規定する退職所得控除額は、同項の規定による所得税を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況により、第三十条第三項及び第四項（退職所得控除額）の規定に準じて計算したところによる。

3　退職手当等の支払を受ける居住者がその支払を受ける時までに退職所得の受給に関する申告書を提出していないときは、第百九十九条の規定により徴収すべき所得税の額は、その支払う退職手当等の金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額に相当する税額とする。

（退職所得とみなされる退職一時金に係る源泉徴収）

第二百二条　第三十一条第二号（退職手当等とみなす一時金）の規定により退職手当等とみなされる一時金の支払をする場合において、同号に規定する契約に基づいて払い込まれた保険料又は掛金のうちに同号に規定する勤務をした者の負担した金額があるときは、前条の規定の適用については、その退職一時金の額からその負担した金額を控除した金額に相当する退職手当等の支払があつたものとみなす。

（退職所得の受給に関する申告書）

第二百三条　国内において退職手当等の支払を受ける居住者は、その支払を受ける時までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第二百二十六条第二項（源泉徴収票）の規定により交付される源泉徴収票を添附しなければならない。

一　その退職手当等の支払者の氏名又は名称

二　第二百一条第一項第一号（徴収税額）に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか及び当該支払済みの他の退職手当等があるときはその金額

三　第二百一条第二項に規定する退職所得控除額の計算の基礎となる勤続年数

四　その居住者が第三十条第四項第二号（障害退職者の割増退職所得控除額）に掲げる場合に該当するかどうか及びこれに該当するときはその該当する事実

五　その他大蔵省令で定める事項

2　第二百条（源泉徴収を要しない退職手当等の支払者）の規定によりその所得税を徴収して納付することを要しないものとされる退職手当等は、前項に規定する退職手当等に含まれないものとする。

3　第一項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき退職手当等の支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された時に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4　第一項の規定による申告書は、退職所得の受給に関する申告書という。

第四章　報酬、料金等に係る源泉徴収

第一節　報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収

（源泉徴収義務）

第二百四条　居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一　原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金

二　弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

三　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の規定により支払われる診療報酬

四　職業野球の選手、競馬の騎手、モデル、外交員、集金人その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

五　映画、演劇その他政令で定める芸能又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送に係る出演若しくは演出（指揮、監督その他政令で定めるものを含む。）又は企画の報酬又は料金その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金（これらのうち不特定多数の者から受けるものを除く。）

六　役務の提供を約することにより一時に取得する契約金で政令で定めるもの

七　広告宣伝のための賞金で政令で定めるもの

2　前項に規定する報酬又は料金は、第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等又は第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等に該当するものを含まないものとし、当該報酬又は料金の同一人から支払われるものについては、第百八十三条第一項（給与所得に係る源泉徴収義務）の規定により当該給与等につき所得税を徴収して納付すべき者から支払われるものに限るものとする。

（徴収税額）

第二百五条　前条第一項の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一　前条第一項第一号から第六号までに掲げる報酬若しくは料金又は契約金　その金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

二　前条第一項第七号に掲げる賞金　その金額（金銭以外のもので支払われる場合には、その支払の時における価額として政令で定めるところにより計算した金額）から十五万円を控除した残額の百分の十の税率を乗じて計算した金額

（源泉徴収を要しない報酬又は料金）

第二百六条　次の各号に掲げる報酬又は料金については、当該各号に掲げる金額がこれらの報酬又は料金ごとに政令で定める金額に満たない場合には、第二百四条第一項（源泉徴収義務）の規定にかかわらず、所得税を徴収して納付することを要しない。

一　第二百四条第一項第二号に掲げる司法書士、土地家屋調査士又は海事代理士の業務に関する報酬又は料金　同一人に対し一回に支払われる金額

二　第二百四条第一項第三号に掲げる診療報酬　同一人に対しその月分として支払われる金額

三　第二百四条第一項第四号に掲げる外交員又は集

金人の業務に関する報酬又は料金　同一人に対しその月中に支払われる金額

2　第二百四条第一項第五号に規定する事業を営む居住者で、自ら主催して演劇の公演を行なつていることその他の政令で定める要件を備えているものが、政令で定めるところにより当該要件を備えていることにつき納税地の所轄税務署長の証明書の交付を受け、その証明書が効力を有している間にこれを同号に掲げる人的役務の提供に関する報酬又は料金の支払をする者に提示してその支払を受ける場合には、その支払をする者は、当該報酬又は料金については、第二百四条第一項の規定にかかわらず、所得税を徴収して納付することを要しない。

3　前項の証明書の交付を受けた居住者がその交付を受けた後同項に規定する要件に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた日後遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

4　第二項に規定する証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

一　納税地の所轄税務署長が当該証明書につき有効期限を定めた場合において、その有効期限を経過したとき。

二　前項の規定による届出があつたとき。

三　納税地の所轄税務署長において、当該証明書の交付を受けた居住者がその交付を受けた後第二項に規定する要件に該当しないこととなつたものと認めて、その者にその旨を通知したとき。

第二節　生命保険契約等に基づく年金の源泉徴収

（源泉徴収義務）

第二百七条　居住者に対し国内において第七十五条第二項（生命保険料控除）に規定する生命保険契約に基づく年金その他政令で定める年金に係る契約に基づく年金の支払をする者は、その年金についての所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、それを国に納付しなければならない。

（徴収税額）

第二百八条　前条の規定により徴収すべき所得税の額は、同条に規定する契約に基づいて支払われる年金の額から当該契約に基づいて払い込まれた保険料又は掛金の額のうちその支払われる年金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額に、百分の十の税率を乗じて計算した金額とする。

（源泉徴収を要しない年金）

第二百九条　第二百七条（源泉徴収義務）に規定する契約に基づく年金の年額から当該契約に基づいて払い込まれた保険料又は掛金の額のうち当該年額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額が政令で定める金額に満たない場合には、当該年金については、同条の規定にかかわらず、所得税を徴収して納付することを要しない。

第三節　匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収

（源泉徴収義務）

第二百十条　居住者に対し国内において匿名組合契約（これに準ずる契約を含む。）で政令で定めるものに基づく利益の分配につき支払をする者は、その支払の際、その利益の分配について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

（徴収税額）

第二百十一条　前条の規定により徴収すべき所得税の額は、同条に規定する契約に基づき支払われる利益

の分配の額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額とする。

第五章　非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収

（源泉徴収義務）

第二百十二条　非居住者に対し国内において第百六十一条第二号から第十一号まで（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の支払をする者又は外国法人に対し国内において同条第二号から第七号まで若しくは第九号から第十一号までに掲げる国内源泉所得（第百八十条第一項（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）の規定に該当するものを除く。）の支払をする者は、その支払の際、これらの国内源泉所得について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

2　前項に規定する国内源泉所得の支払が国外において行なわれる場合において、その支払をする者が国内に住所若しくは居所を有し、又は国内に事務所、事業所その他これらに準ずるものを有するときは、その者が当該国内源泉所得を国内において支払うもののとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「翌月十日まで」とあるのは、「翌月末日まで」とする。

3　内国法人に対し国内において第百七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利子等、配当等、利益の分配又は報酬若しくは料金（これらのうち第百七十六条第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）又は第百七十七条第一項（内国法人の受ける報酬又は料金に係る課税の特例）の規定に該当するものを除く。）の支払をする者は、その支払の際、当該利子等、配当等、利益の分配又は報酬若しくは料金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

4　第百八十一条第二項（配当等とみなす場合）の規定は第一項又は前項の規定を適用する場合について、第百八十三条第二項（賞与とみなす場合）の規定は第一項の規定を適用する場合についてそれぞれ準用する。

（徴収税額）

第二百十三条　前条第一項の規定により徴収すべき所得税の額は、同項に規定する利子等、配当等又は利益の分配の額（次の各号に掲げる国内源泉所得については、当該各号に掲げる金額）に百分の二十の税率を乗じて計算した金額とする。

一　第百六十一条第九号（国内源泉所得）に掲げる賞金　その金額（金銭以外のもので支払われる場合には、その支払の時における価額として政令で定めるところにより計算した金額）から十五万円を控除した残額

二　第百六十一条第十号に掲げる年金　同号に規定する契約に基づいて支払われる年金の額から当該契約に基づいて払い込まれた保険料又は掛金の額のうちその支払われる年金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

2　前条第三項の規定により徴収すべき所得税の額は、同項に規定する利子等、配当等又は利益の分配についてはその金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額とし、同項に規定する報酬又は料金についてはその金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額とする。

（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）

第二百十四条　次の各号に掲げる者で政令で定める要件を備えているもののうち当該各号に掲げる国内源泉所得の支払を受けるものが、政令で定めるところにより当該要件を備えていること及びその支払を受ける国内源泉所得が当該各号に掲げる国内源泉所得に該当することにつき納税地の所轄税務署長の証明書の交付を受け、その証明書を当該国内源泉所得の支払をする者に提出した場合には、その支払をする者は、その証明書が効力を有している間にその証明書を提出した者に対して支払う当該国内源泉所得については、第二百十二条第一項（源泉徴収義務）の規定にかかわらず、所得税を徴収して納付することを要しない。

一　第百六十四条第一項第一号（国内に恒久的施設を有する非居住者）に掲げる非居住者に該当する者　第百六十一条第二号、第三号、第六号、第七号、第八号イ（給与に係る部分を除く。）又は第十号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（政令で定めるものを除く。）

二　第百六十四条第一項第二号に掲げる非居住者に該当する者　前号に掲げる国内源泉所得のうち、その者が国内において行なう同項第二号に規定する建設作業等に係る事業に帰せられるもの

三　第百六十四条第一項第三号に掲げる非居住者に該当する者　第一号に掲げる国内源泉所得のうち、その者が国内において同項第三号に規定する代理人等を通じて行なう事業に帰せられるもの

2　前項各号に掲げる者で同項に規定する証明書の交付を受けたものが、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は当該各号に規定する非居住者に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた日後遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を納税地の所轄税務署長に届け出るとともに、その証明書の提出先にその旨を通知しなければならない。

3　第一項に規定する証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

一　納税地の所轄税務署長が当該証明書につき有効期限を定めた場合において、その有効期限を経過したとき。

二　前項の規定による通知があつたとき。

三　納税地の所轄税務署長において、当該証明書の交付を受けた第一項各号に掲げる者が、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は当該各号に規定する非居住者に該当しないこととなつたものと認めて、当該証明書の提出を受けている者にその旨を通知したとき。

（非居住者の人的役務の提供による給与等に係る源泉徴収の特例）

第二百十五条　国内において第百六十一条第二号（国内源泉所得）に規定する事業を行なう非居住者又は外国法人が同号に掲げる対価につき第二百十二条第一項（源泉徴収義務）の規定により所得税を徴収された場合には、政令で定めるところにより、当該非居住者又は外国法人が当該所得税を徴収された対価のうちから当該事業のために人的役務の提供をする非居住者に対してその人的役務の提供につき支払う第百六十一条第八号に掲げる給与又は報酬について、その支払の際、同項の規定による所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

第六章　源泉徴収に係る所得税の納期の特例

（源泉徴収に係る所得税の納期の特例）

第二百十六条　居住者に対し国内において第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）又は第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等（以下この章において「退職手当等」という。）の支払をする者（第

百八十四条（源泉徴収を要しない給与等の支払者）に規定する者を除く。）は、当該支払をする者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその支払事務を取り扱うもの（給与等の支払を受ける者が常時十人未満であるものに限る。以下この章において「事務所等」という。）につき、当該事務所等の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間）に当該事務所等において支払つた給与等及び退職手当等（非居住者に対して支払つた給与等及び退職手当等並びに第二百四条第一項第二号（源泉徴収をされる報酬又は料金）に掲げる報酬又は料金を含む。）について第二章から前章まで（給与所得等に係る源泉徴収）の規定により徴収した所得税の額を、これらの規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月十日までに国に納付することができる。

（納期の特例に関する承認の申請等）

第二百十七条 前条の承認の申請をしようとする者は、その承認を受けようとする事務所等の所在地、当該事務所等において給与等の支払を受ける者の数その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を同条に規定する税務署長に提出しなければならない。

2 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請書を提出した者につき次の各号の一に該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一 その承認を受けようとする事務所等において給与等の支払を受ける者が常時十人未満であると認められないこと。

二 次項の規定による取消し（その者について前号に該当する事実が生じたことのみを理由としてされたものを除く。）の通知を受けた日以後一年以内にその申請書を提出したこと。

三 その者につき現に国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であることその他その申請を認める場合には前条に規定する所得税の納付に支障が生ずるおそれがあると認められる相当の理由があること。

3 税務署長は、前条の承認を受けた者について前項第一号又は第三号に該当する事実が生じたことのみを理由としてされたものを除く。）の通知を受けた日以後一年以内にその申請書を提出したこと。

三 その者につき現に国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であることその他その申請を認める場合には前条に規定する所得税の納付に支障が生ずるおそれがあると認められる相当の理由があること。

3 税務署長は、前条の承認を受けた者について前項第一号又は第三号に該当する事実が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

4 税務署長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認若しくは却下の処分をするとき、又は前項の規定による承認の取消しの処分をする場合には、その申請をした者又は承認を受けていた者に対し、書面によりその旨を通知する。

（納期の特例の要件を欠いた場合の届出）

第二百十八条 第二百十六条（源泉徴収に係る所得税の納期の特例）の承認を受けた者は、その承認に係る事務所等において給与等の支払を受ける者が常時十人未満でなくなつた場合には、遅滞なく、その旨その他大蔵省令で定める事項を記載した届出書を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出の日の属する同条に規定する期間以後の期間については、その承認は、その効力を失うものとする。

（承認の取消し等があつた場合の納期の特例）

第二百十九条 第二百十七条第三項（納期の特例に関する承認の取消し）の規定による承認の取消し又は前条の届出書の提出があつた場合には、その取消し又は提出の日の属する第二百十六条（源泉徴収に係る所得税の納期の特例）に規定する期間に係る同条に規定する所得税のうち同日の属する月分以前の各月分に係るものについては、同日の属する月の翌月十日をその納期限とする。

第七章 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収

（源泉徴収に係る所得税の納付手続）

第二百二十条 第一章から前章まで（源泉徴収）の規定により所得税を徴収して納付する者は、その納付の際、国税通則法第三十四条第一項（納付の手続）に規定する納付書に大蔵省令で定める計算書を添附しなければならない。

（源泉徴収に係る所得税の徴収）

第二百二十一条 第一章から前章まで（源泉徴収）の規定により所得税を徴収して納付すべき者がその所得税を納付しなかつたときは、税務署長は、その所得税をその者から徴収する。

（不徴収税額の支払金額からの控除及び支払請求等）

第二百二十二条 前条の規定により所得税を徴収された者がその徴収された所得税の額の全部又は一部につき第一章から第五章まで（源泉徴収）の規定による徴収をしていなかつた場合には、その者は、その徴収をしていなかつた所得税の額に相当する金額を、その徴収をされるべき者に対して同条の規定により徴収をされるべき者に対し当該所得税の額に相当する金額の支払を請求することができる。この場合において、その控除された金額又はその請求に基づき支払われた金額は、当該徴収をされるべき者については、第一章から第五章までの規定により所得税とみなす。

（源泉徴収に係る所得税について納付があつたものとみなす場合）

第二百二十三条 第一章から第五章までの規定により所得税の徴収がされたときは、これらの規定による徴収をされるべき者に対する所得税の還付又は充当については、これらの規定により所得税を徴収して納付すべき者がその所得税を国に納付すべき日（徴収の日がその納付すべき日後である場合には、その徴収の日）においてその納付があつたものとみなす。

第五編 雑則

第一章 支払調書の提出等の義務

（無記名公社債の利子等の受領者の告知）

第二百二十四条 国内において無記名の公社債の利子、無記名の株式の利益若しくは利息の配当又は無記名の貸付信託若しくは証券投資信託の受益証券に係る収益の分配につき支払を受ける者は、大蔵省令で定めるところにより、これらの受領に関する告知書を、その支払を受ける際、その支払の取扱者に提出しなければならない。

2 前項の支払の取扱者は、同項の告知書を提出させた後でなければ、同項の支払をすることができない。

（支払調書及び支払通知書）

第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、大蔵省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払に関する調書を、その支払の確定した日（第一号又は第七号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託若しくは公社債投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第七号に規定する支払に関する調書のうち無記名の株式の利益若しくは利息の配当又は無記名の証券投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月三十一日まで（第二号に規定する支払に関する調書及び第七

に基づく給付で政令で定めるもの
六　損害保険契約の締結の代理をする居住者又は内国法人に対し国内においてその報酬の支払をする者
七　非居住者又は外国法人に対し国内において第百六十一条第二号から第十一号まで（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得の支払をする者
八　前号に該当するものを除くほか、国内において不動産、不動産の上に存する権利、船舶若しくは航空機（以下この号において「不動産等」という。）の貸付け（地上権又は永小作権の設定その他他人に不動産等を使用させることを含む。）又は不動産等の譲渡に係る対価の支払をする法人又は不動産業者（政令で定めるものに限る。）である個人

2　次の各号に掲げる者は、大蔵省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払に関する通知書を、その支払の確定した日（第一号に規定する支払に関する通知書のうち無記名の証券投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号に規定する支払に関する通知書のうち無記名の株式の配当に関するものについては、その支払をした日）から一月以内に、その支払を受ける者に交付しなければならない。

一　国内においてオープン型の証券投資信託（公社債投資信託を除く。）の収益の分配につき支払をする者
二　国内において第二十五条第一項又は第二項（配当等の額とみなす金額）の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされるものの支払をする者

（源泉徴収票）

第二百二十六条　居住者に対し国内において第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（第百八十四条（源泉徴収を要しない給与等の支払者）の規定によりその所得税を徴収して納付することを要しないものとされる給与等を除く。以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、大蔵省令で定めるところにより、その年において支払の確定した給与等について、その給与等の支払を受ける者の各人別に源泉徴収票二通を作成し、その年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出し、他の一通を給与等の支払を受ける者に交付しなければならない。

号に規定する支払に関する調書のうち第二号に規定する配当等に関するものについては、その支払の確定した日から一月以内）に、税務署長に提出しなければならない。

一　居住者又は内国法人に対し国内において第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等の支払をする者
二　居住者又は内国法人に対し国内において第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等の支払をする者
三　居住者又は内国法人に対し国内において第二百四条第一項各号（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）に掲げる報酬、料金、契約金若しくは賞金又は第二百十条（匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務）に規定する利益の分配につき支払をする者
四　居住者又は内国法人に対し国内において生命保険契約に基づく保険金その他これに類する給付で政令で定めるものの支払をする者
五　居住者又は内国法人に対し国内において第七十六条第二項第二号（損害保険料控除）に規定する建物更生共済に係る契約その他これに類する契約に基づく給付で政令で定めるものの支払をする者

2　居住者に対し国内において第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等（第二百条（源泉徴収を要しない退職手当等の支払者）の規定によりその所得税を徴収して納付することを要しないものとされる退職手当等を除く。以下この章において「退職手当等」という。）の支払をする者は、大蔵省令で定めるところにより、その年において支払の確定した退職手当等について、その退職手当等の支払を受ける者の各人別に源泉徴収票二通を作成し、その退職の日以後一月以内に、一通を税務署長に提出し、他の一通を退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（信託に関する計算書）

第二百二十七条　合同運用信託及び証券投資信託以外の信託の受託者は、大蔵省令で定めるところにより、その信託に関する計算書を、信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。以下この項において同じ。）については毎事業年度終了後一月以内に、信託会社以外の受託者については毎年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

（名義人受領の配当所得の調書）

第二百二十八条　業務に関連して他人のために名義人として第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等の支払を受ける者は、大蔵省令で定めるところにより、当該配当等に関する調書を、その支払を受けた日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

（開業等の届出）

第二百二十九条　居住者又は非居住者は、国内において新たに不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始し、又は当該事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、若しくはこれらを移転し若しくは廃止した場合には、大蔵省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を、その事実があつた日から一月以内に、税務署長に提出しなければならない。

（給与等の支払事務所の開設等の届出）

第二百三十条　国内において給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、又はこれらを移転し若しくは廃止した者は、その事実につき前条の届出書を提出すべき場合を除き、大蔵省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を、その事実があつた日から一月以内に、税務署長に提出しなければならない。

（給与所得又は退職所得の支払明細書）

第二百三十一条　居住者に対し国内において給与等又は退職手当等の支払をする者は、大蔵省令で定めるところにより、その給与等又は退職手当等の金額その他必要な事項を記載した支払明細書を、その支払の際、その支払を受ける者に交付しなければならない。

第二章　その他の雑則

（財産債務明細書の提出）

第二百三十二条　次の各号に掲げる申告書を提出する者は、当該申告書に記載したその年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が千万円をこえる場合には、大蔵省令で定めるところにより、その者（第一号に掲げる申告書で第百二十四条第一項（確定申告書を提出すべき者が死亡した場合の確定申告）（第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定に該当して提出されたものについては、第百二十四条第一項に規定する死亡をし

た者とし、第二号に掲げる申告書については、第百二十五条第一項（年の中途で死亡した場合の確定申告）に規定する死亡をした者とする。）が当該各号に掲げる日又は時において有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した明細書を、当該申告書の提出の際、税務署長に提出しなければならない。

一　第百二十条第一項（確定所得申告）（第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書　その年十二月三十一日

二　第百二十五条第一項（第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書　第百二十五条第一項に規定する死亡の日

三　第百二十七条第一項（年の中途で出国をする場合の確定申告）（第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書　第百二十七条第一項に規定する出国の時

2　前項の規定は、同項各号に掲げる申告書に係る修正申告書を提出する者がその修正申告書に記載したその申告後の総所得金額及び山林所得金額の合計額が千万円をこえることとなる場合について準用する。

（申告書の公示）

第二百三十三条　税務署長は、その年分の確定申告書又は当該申告書に係る修正申告書に記載された総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額（修正申告書についてはその申告後のこれらの金額。以下この条において同じ。）の合計額が五百万円をこえる者について、大蔵省令で定めるところにより、その者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）、これらの申告書に記載された総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額を公示しなければならない。

（当該職員の質問検査権）

第二百三十四条　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一　納税義務がある者、納税義務があると認められる者又は第百二十三条第一項（確定損失申告）、第百二十五条第三項（年の中途で死亡した場合の確定申告）若しくは第百二十七条第三項（年の中途で出国をする場合の確定申告）（これらの規定を第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者

二　第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する調書又は第二百二十六条から第二百二十八条まで（源泉徴収票等）に規定する源泉徴収票、計算書若しくは調書を提出する義務がある者

三　第一号に掲げる者に金銭若しくは物品の給付をする義務があつたと認められる者若しくは当該義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品の給付を受ける権利があつたと認められる者若しくは当該権利があると認められる者

2　前項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（当該職員の諮問）

第二百三十五条　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、事業を行なう者の組織する団体に、その団体員の所得の調査に関し参考となるべき事項（団体員の個人ごとの所得の金額及び団体が団体員から特に報告を求めることを必要とする事項を除く。）を諮問することができる。

（身分証明書の携帯等）

第二百三十六条　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二百三十四条（当該職員の質問検査権）の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（附加税の禁止）

第二百三十七条　地方公共団体は、所得税の附加税を課することができない。

第六編　罰則

第二百三十八条　偽りその他不正の行為により、第百二十条第一項第三号（確定所得申告に係る所得税額）（第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する所得税の額につき所得税を免れ、又は第百四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）（第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による所得税の還付を受けた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の免れた所得税の額又は同項の還付を受けた所得税の額が五百万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円をこえその免れた所得税の額又は還付を受けた所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第二百三十九条　偽りその他不正の行為により、第百八十一条（利子所得及び配当所得に係る源泉徴収義務）、第百八十三条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第百九十条（年末調整に係る不足額の源泉徴収義務）、第百九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）、第二百四条第一項（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）、第二百七条（生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収義務）、第二百十条（匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務）又は第二百十二条（非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収義務）の規定により徴収されるべき所得税を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　第二百三条第一項（退職所得の受給に関する申告書）の規定による申告書を提出しないで第百九十九条及び第二百一条第一項（退職所得に係る源泉徴収税額）の規定により徴収されるべき所得税を免れた者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3　前二項の免れた所得税の額が五十万円をこえるときは、情状により、これらの項の罰金は、五十万円をこえその免れた所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

百七条、第二百十条又は第二百十二条に規定する支払をした場合において、支払を受けた者ごとの支払金額を知ることができないときは、その金額の総額に対し百分の五十の割合を乗じて計算した金額を、徴収して納付すべき所得税の額とみなして、前二項の規定を適用する。

第二百四十一条　正当な理由がなくて第百二十条第一項（確定所得申告）、第百二十五条第一項（年の中途で死亡した場合の確定所得申告）若しくは第百二十七条第一項（年の中途で出国をする場合の確定所得申告）（これらの規定を第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）又は第百七十二条第一項（給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第二百四十二条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、第三号の規定に該当する者が同号に規定する所得税について第二百四十条（源泉徴収に係る所得税を納付しない罪）の規定に該当するに至つたとき

一　第百十二条第一項（予定納税額の減額の承認の申請手続）（第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は第百十二条第二項（第百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する書類に偽りの記載をして提出し税務署長の承認を受けた者

二　第百七十七条第一項（内国法人の受ける報酬又は料金に係る課税の特例）、第百八十条第一項（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）、第二百六条第二項（源泉徴収を要しない報酬又は料金）又は第二百十四条第一項（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）に規定する要件に該当しないのに偽りの申請をしてこれらの規定に規定する証明書の交付を受けた者及び第百七十七条第二項、第百八十条第二項の規定による届出又は第二百十四条第二項の規定による届出をせず又はこれらの書類に偽りの記載をして税務署長に提出した者

三　第百八十一条（利子所得及び配当所得に係る源泉徴収義務）、第百八十三条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第百九十条（年末調整に係る源泉徴収義務）、第百九十二条（退職所得に係る源泉徴収義務）、第二百四条第一項（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）、第二百七条（生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収義務）、第二百十条（匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務）又は第二百十二条（非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税を徴収しなかつた者

四　第二百二十四条第一項（無記名公社債の利子等の受領者の告知）に規定する告知書に偽りの記載をして同項に規定する支払の取扱者に提出した者及び同条第二項の規定に違反して告知書を提出させないで支払をした者

五　第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する調書又は第二百二十六条から第二百二十八条まで（源泉徴収票等）に規定する源泉徴収票、計算書若しくは調書をこれらの書類の提出期限までに税務署長に提出せず又はこれらの書類に偽りの記載をして税務署長に提出した者

六　第二百二十五条第二項に規定する通知書若しくは第二百二十六条に規定する源泉徴収票をこれらの書類の交付の期限までにこれらの規定に規定する支払を受ける者に交付せず、又はこれらに偽りの記載をして当該支払を受ける者に交付した者

七　第二百三十一条（給与所得又は退職所得の支払明細書）に規定する支払明細書を同条に規定する支払の際当該支払を受ける者に交付せず、又はこれに偽りの記載をして当該支払を受ける者に交付した者

八　第二百三十四条第一項（当該職員の質問検査権）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

九　前号の検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

第二百四十三条　所得税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二百四十四条　法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二百三十八条から第二百四十二条まで（所得税を免れる等の罪・源泉徴収に係る所得税を納付しない罪・確定所得申告書を提出しない等の罪・偽りの記載をした予定納税額減額承認申請書を提出する等の罪）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（経過規定の原則）

第二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和四十年分以後の所得税について適用し、昭和三十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（旧法の規定に基づく処分又は手続の効力）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の所得税法（以下「旧法」という。）又はこれに基づく命令の規定によつてした承認、指定又は申告、申請、請求、届出その他の処分又は手続で新法又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてした相当の処分又は手続とみなす。

（昭和四十年分の所得税の所得控除等に係る特例）

第四条　昭和四十年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十八条第三項（給与所得控除額）	一　前項に規定する収入金額が五十三万円以下である場合　三万円と当該収入金額から三万円を控除した金額の十分の二に相当する金額との合計額	一　前項に規定する収入金額が四十二万七千五百円以下である場合　二万七千五百円と当該収入金額から二万七千五百円を控除した金額の十分の二に相当する金額との

	二　前項に規定する収入金額が五十三万円をこえ七十三万円未満である場合　十三万円と当該収入金額から五十三万円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額 三　前項に規定する収入金額が七十三万円以上である場合　十五万円	合計額 二　前項に規定する収入金額が四十二万七千五百円をこえ五十二万七千五百円以下である場合　十万七千五百円と当該収入金額から四十二万七千五百円を控除した金額の十分の一・七五に相当する金額との合計額 三　前項に規定する収入金額が五十二万七千五百円をこえ七十五万二千五百円未満である場合　十二万五千円と当該収入金額から五十二万七千五百円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額 四　前項に規定する収入金額が七十五万二千五百円以上である場合　十四万七千五百円
第五十七条第一項第一号（青色事業専従者等に係る必要経費の特例等	十八万円	十七万二千五百円
	十五万円	十四万二千五百円
第五十七条第二項第一号	十二万円	十一万二千五百円
第七十七条第一項及び第二項（配偶者控除）	十二万円	十一万七千五百円
第七十八条（扶養控除）	六万円	五万七千五百円
	五万円	四万七千五百円
	八万円	七万七千五百円
第八十条第一項（基礎控除）	十三万円	十二万七千五百円
第百九十条第二号（年末調整）	別表第七の附表	附則別表第三
別表第七の備考㈠	この表の附表	附則別表第三

（非課税所得に関する経過規定）

第五条　新法第九条第一項第二号（非課税所得）の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同号に規定する預貯金又は合同運用信託の利子又は収益の分配について適用し、同日前に支払を受けるべき当該利子又は収益の分配については、なお従前の例による。

2　新法第九条第一項第四号、第五号及び第十八号の規定は、施行日以後に受けるべきこれらの号に掲げる金品又は利益について適用し、同日前に受けるべき当該金品又は利益については、なお従前の例による。

3　新法第九条第一項第十四号及び第二項第六号の規定は、個人が施行日以後に解散した法人から残余財産の分配として金銭その他の資産の交付を受ける場合について適用し、個人が同日前に解散した法人から残余財産の分配として金銭その他の資産の交付を受ける場合については、なお従前の例による。

（少額預金等の利子所得の非課税に関する経過規定）

第六条　新法第十条（少額預金等の利子所得の非課税）の規定は、施行日以後に預入し、信託し又は購入した同条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券について適用する。

2　居住者が、施行日前において預入し、信託し又は

購入した旧法第六条の二第一項各号（少額預金等の利子所得の非課税）に規定する預金、合同運用信託又は有価証券で新法の施行の際同条に規定する要件を満たすものを有する場合には、当該預金、合同運用信託又は有価証券については、前条第一項に規定するものを除き、その者が同日において新法第十条の要件に従つて預入し、信託し又は購入したものとみなして、同条の規定を適用する。

（納税地に関する経過規定）

第七条　新法第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）及び第十八条第二項（納税地の指定）の規定は、施行日以後のこれらの規定に規定する支払に係る所得税について適用し、同日前の支払に係る所得税については、なお従前の例による。

（基金利息に関する経過規定）

第八条　新法第二十四条（配当所得）の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する基金利息について適用し、同日前に支払を受けるべき当該基金利息については、なお従前の例による。

（国庫補助金等の総収入金額不算入等に関する経過規定）

第九条　新法第四十二条から第四十四条まで（国庫補助金等の総収入金額不算入等）の規定は、個人が施行日以後に新法第四十二条第一項に規定する国庫補助金等若しくは同条第二項に規定する固定資産又は新法第四十四条第一項に規定する金額の交付を受ける場合について適用し、同日前に当該交付を受けた場合については、なお従前の例による。

（引当金に関する経過規定）

第十条　個人が昭和四十年一月一日において有する旧法（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定による貸倒引当金勘定、退職給与引当金勘定又は特別修繕引当金勘定の金額（既に旧法の規定により取りくずすべきこととなつたものを除く。以下この条において「旧貸倒引当金勘定等の金額」という。）は、それぞれ新法第五十二条第一項（貸倒引当金）、第五十四条第一項（退職給与引当金）又は第五十五条第一項（特別修繕引当金）の規定によりその個人の各年分の事業所得の金額又は不動産所得の金額の計算上必要経費に算入された貸倒引当金勘定、退職給与引当金勘定又は特別修繕引当金勘定の金額とみなす。

2　前項の規定は、個人が、昭和四十年一月一日から施行日の前日までの間において開始した相続により、その相続に係る被相続人から旧貸倒引当金勘定等の金額を引き継いだ場合におけるその旧貸倒引当金勘定等の金額について準用する。

（固定資産の交換の場合の譲渡所得等の特例に関する経過規定）

第十一条　新法第五十八条から第六十条まで（固定資産の交換の場合の譲渡所得等の特例）の規定は、施行日以後に新法第五十八条第一項に規定する交換又は新法第五十九条第一項各号若しくは第六十条第一項各号に掲げる贈与、相続、遺贈若しくは譲渡があつた場合について適用し、同日前に当該交換又は贈与、相続、遺贈若しくは譲渡があつた場合については、なお従前の例による。

（事業を廃止した場合等の所得計算の特例に関する経過規定）

第十二条　新法第六十三条（事業を廃止した場合の必要経費の特例）及び第六十四条（資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例）並びに第百五十二条（各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例）（新法第百六十七条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する事実が

生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（純損失又は雑損失の繰越控除に関する経過規定）

第十三条　新法第七十条第一項若しくは第二項（純損失の繰越控除）又は第七十一条第一項（雑損失の繰越控除）の規定を適用する場合において、これらの規定に規定するその年の前年以前三年内の各年において生じた純損失の金額又は雑損失の金額のうちに旧法第九条の四第一項若しくは第三項（純損失又は雑損失の繰越控除）の規定により各年分の総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額の計算上控除された金額又は旧法第三十六条（純損失の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額があるときは、これらの金額を当該純損失の金額又は雑損失の金額に相当する金額から控除した金額をもつて当該純損失の金額又は雑損失の金額とみなす。

（昭和四十年分の予定納税基準額の計算の特例）

第十四条　居住者の昭和四十年分の所得税については、新法第百四条第一項（予定納税額の納付）に規定する予定納税基準額（以下「予定納税基準額」という。）は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額によるものとする。

一　その者の昭和三十九年分の課税総所得金額に係る所得税の額（当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得、一時所得、雑所得又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第二十一条第二項（予定納税基準額）の規定に基づく命令の規定に準じてこれらの金額を除外して計算したところにより、同年分の所得税について旧法第二十条（新規重要物産の製造等についての免税）又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条（所得税の軽減又は免除）の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算したところによる。）から、当該各種所得につき旧法第三十七条、第三十八条、第四十条、第四十一条第一項又は第四十二条（所得税の源泉徴収）の規定により徴収されるべき所得税の額及び旧法第四十一条第二項の規定により納付された所得税の額（一時所得、雑所得及び雑所得に該当しない臨時所得に係るものを除く。）を控除した金額

二　前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額（昭和三十九年分の所得税について旧法第十四条（変動所得及び臨時所得の平均課税）の選択がされている場合には、同条第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得、一時所得、雑所得又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第二十一条第二項（予定納税基準額）の規定に基づく命令の規定に準じてこれらの金額を除外して計算したところにより、同年分の所得税について旧法第二十条（新規重要物産の製造等についての免税）又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条（所得税の軽減又は免除）の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算したところによる。）の一の乙欄に掲げる一人当たり控除金額に当該扶養親族の数を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額

2　昭和三十九年分の所得税に係る課税総所得金額等の計算の基礎となつた扶養親族のうちに昭和三十九年十二月三十一日における年齢が十二歳であつた扶養親族を有する居住者の前項に定める昭和四十年分の予定納税基準額は、同項の規定により計算した金額から、当該課税総所得金額等に応じ、附則別表第一の乙欄に掲げる一人当たり控除金額に当該扶養親族の数を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額によるものとする。

3　昭和三十九年分の総所得金額の計算について旧法

第十一条の二第二項又は第三項（専従者控除）の規定の適用を受けた居住者の第一項に定める昭和四十年分の予定納税基準額は、前二項の規定により計算した金額から、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる金額を控除した金額によるものとする。

一　旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた者　その者の昭和三十九年分の所得税に係る課税総所得金額等及びその者の同年分の所得税に係る同項に規定する青色事業専従者であつた者の昭和三十九年十二月三十一日における年齢の別に応じ、附則別表第一の丙欄に掲げる一人当たり控除金額にそれぞれ該当する青色事業専従者の数を乗じて計算した金額の合計額

二　旧法第十一条の二第三項の規定の適用を受けた者　その者の昭和三十九年分の所得税に係る課税総所得金額等に応じ、附則別表第一の丁欄に掲げる一人当たり控除金額にその者の同年分の所得税に係る同項に規定する事業専従者の数を乗じて計算した金額

4　昭和三十九年分の所得税につき旧法第十一条の三（世帯員が資産所得を有する場合の所得の計算等）の規定の適用があつた場合における昭和四十年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

5　非居住者の昭和四十年分の所得税に係る予定納税基準額は、前各項の規定に準じて計算したところによるものとする。

（昭和四十一年分の予定納税基準額の計算の特例）

第十五条　居住者の昭和四十一年分の所得税に係る予定納税基準額は、第一号に掲げる金額を控除した金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第百四条第一項第一号（予定納税額の納付）の規定により百四条第一項第二号（予定納税基準額の計算の特例）に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算したところにより、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条（所得税の軽減又は免除）の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算したところによる。）から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額（一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く。）を控除した金額

二　前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額（昭和四十年分の所得税について新法第八十四条第一項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の選択がされている場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下この条において「課税総所得金額等」という。）と当該課税総所得金額等に応じ、附則別表第二の甲欄に掲げる控除金額

2　昭和四十年分の所得税に係る課税総所得金額等の計算の基礎となつた扶養親族のうちに昭和四十年十二月三十一日における年齢が十二歳であつた扶養親族を有する居住者の前項に定める昭和四十一年分の予定納税基準額は、同項の規定により計算した金額

から、当該課税総所得金額等に応じ、附則別表第二の乙欄に掲げる一人当たり控除金額に当該扶養親族の数を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額によるものとする。

3　昭和四十年分の総所得金額の計算について新法第五十七条第一項又は第二項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）の規定の適用を受けた居住者の第一項に定める昭和四十一年分の予定納税基準額は、前二項の規定により計算した金額から、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる金額を控除した金額によるものとする。

一　新法第五十七条第一項の規定の適用を受けた者　その者の昭和四十年分の所得税に係る課税総所得金額等及びその者の同年分の所得税に係る同項に規定する青色事業専従者であつた者の昭和四十年十二月三十一日における年齢の別に応じ、附則別表第二の丙欄に掲げる一人当たり控除金額にそれぞれ該当する青色事業専従者の数を乗じて計算した金額の合計額

二　新法第五十七条第二項の規定の適用を受けた者　その者の昭和四十年分の所得税に係る課税総所得金額等に応じ、附則別表第二の丁欄に掲げる一人当たり控除金額にその者の同年分の所得税に係る同項に規定する事業専従者の数を乗じて計算した金額

4　昭和四十年分の所得税につき新法第九十七条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の規定の適用があつた場合における昭和四十一年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

5　非居住者の昭和四十一年分の所得税に係る予定納税基準額は、前各号の規定に準じて計算したところによるものとする。

（確定損失申告に関する経過規定）

第十六条　新法第百二十三条（確定損失申告）（新法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合において、新法第百二十三条第一項第三号に掲げる純損失の金額又は雑損失の金額のうちに旧法第九十九条の四第一項若しくは第三項（純損失又は雑損失の繰越控除）の規定により各年分の総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額の計算上控除された金額又は旧法第三十六条（純損失の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額があるときは、これらの金額を当該純損失の金額又は雑損失の金額から控除した金額をもつて当該純損失の金額とみなす。

（純損失の繰戻しによる還付に関する経過規定）

第十七条　施行日前に旧法第三十六条の三第一項（過納税額の処理の特例）の承認を受けた者については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第三十八条又は第四十条」とあるのは、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百八十三条又は第百九十条」とする。

（純損失の繰戻しによる還付に関する経過規定）

第十八条　新法第百四十条第一項（純損失の繰戻しによる還付の請求）（新法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十年以後の各年において生じた純損失の金額について適用し、昭和三十九年以前の各年において生じた純損失の金額については、なお従前の例による。

2　新法第百四十条第五項（新法第百六十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、昭和四十年一月一日以後に同項に規定する事由が生じた場合について適用し、同日前に当該事由が生じた場合については、なお従前の例による。

3　新法第百四十一条第四項の規定を適用する場合において、同項に規定する純損失の金額のうちに旧法第三十六条（純損失の繰戻しによる還付）の規定による還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額があるときは、当該金額を当該純損失の金額に相当する金額とみなす。

（相続人等の純損失の繰戻しによる還付に関する経過規定）

第十九条　新法第百四十一条第一項（相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求）（新法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十年一月一日以後に死亡した者に係る所得税につきその死亡の日の属する年において生じた純損失の金額について適用し、同日前に死亡した者に係る所得税につきその死亡の日の属する年において生じた純損失の金額については、なお従前の例による。

2　新法第百四十一条第四項（新法第百六十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、昭和四十年一月一日以後に新法第百四十一条第四項に規定する事由が生じた場合について適用し、同日前に当該事由が生じた場合については、なお従前の例による。

3　新法第百四十一条第四項の規定を適用する場合において、同項に規定する純損失の金額のうちに旧法第三十六条（純損失の繰戻しによる還付）の規定による還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額があるときは、当該金額を当該純損失の金額に相当する金額とみなす。

（青色申告者の帳簿書類）

第二十条　新法第百四十八条第一項（青色申告者の帳簿書類）（新法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十一年以後の年における新法第百四十三条（青色申告）に規定する業務に係る同項に規定する帳簿書類について適用し、昭和四十年以前の年における当該業務に係る当該帳簿書類については、なお従前の例による。

（更正の請求に関する経過規定）

第二十一条　新法第百五十三条（前年分の所得税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）（新法第百六十七条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定は、個人が施行日以後に新法第百五十三条各号に掲げる場合に該当することとなる場合について適用する。

（更正に関する経過規定）

第二十二条　新法第百五十五条（青色申告書に係る更正）（新法第百六十八条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十一年分以後の所得税につき新法第百五十五条に規定する更正をする場合について適用し、昭和四十年分以前の所得税につき当該更正をする場合については、なお従前の例による。

（非居住者に対する分離課税に係る所得税及び外国法人に係る所得税に関する経過規定）

第二十三条　新法第百六十九条（分離課税に係る所得税の課税標準）及び第百七十八条（外国法人に係る所得税の課税標準）の規定は、非居住者又は外国法人が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する国内源泉所得について適用し、同日前に支払を受けるべき当該国内源泉所得については、なお従前の例による。

（利子所得及び配当所得に係る源泉徴収に関する経過規定）

第二十四条　新法第四編第一章（利子所得及び配当所得に係る源泉徴収）の規定は、施行日以後に支払うべき新法第百八十一条第一項（源泉徴収義務）に規定する利子等又は配当等について適用し、同日前

事由が生じた場合については、なお従前の例による。

に支払うべき当該利子等又は配当等については、なお従前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過規定）

第二十五条　新法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定及び新法別表第四から別表第六までは、施行日以後に支払うべき新法第百八十三条第一項（源泉徴収義務）に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2　附則第四条（昭和四十年分の所得税の所得控除等に係る特例）の規定により読み替えられた新法第百九十条（年末調整）の規定並びに附則第四条の規定により読み替えられた新法別表第七（附表を除く。）及び附則別表第三は、昭和四十年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3　居住者が施行日以後に支給を受ける新法第二十九条各号（給与等とみなす年金）に掲げる年金については、当分の間、その年中に支払を受けるべき当該年金の額がその年最初（昭和四十年分の所得税については、同日以後最初）に支払を受けるべき日の前日の現況において九万円に満たない場合には、新法第百八十三条の規定による所得税の徴収及び納付並びに給与所得者の扶養控除等申告書の提出は、要しないものとする。この場合において、その者のその年分の所得税については、新法第百二十一条第一項（確定所得申告を要しない場合）の規定は、適用しない。

（退職所得に係る源泉徴収に関する経過規定）

第二十六条　新法第百九十九条から第二百二条までの規定は、施行日以後に支払うべき新法第百九十九条に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払うべき当該退職手当等については、なお従前の例による。

（非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収に関する経過規定）

第二十七条　新法第四編第四章第一節（報酬、料金等に係る源泉徴収）及び第二節（生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収）の規定は、昭和四十年六月一日以後に支払うべき新法第二百四条第一項（源泉徴収義務）に規定する報酬、料金、契約金若しくは賞金又は第二百七条（源泉徴収義務）に規定する年金について適用し、同日前に支払うべき当該報酬、料金、契約金若しくは賞金又は年金については、なお従前の例による。

2　新法第四編第四章第三節（匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収）の規定は、施行日以後に支払うべき新法第二百十条（源泉徴収義務）に規定する利益の分配について適用し、同日前に支払うべき当該利益の分配については、なお従前の例による。

（非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収に関する経過規定）

第二十八条　新法第四編第五章（非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収）の規定は、施行日以後に支払うべき新法第二百十二条第一項（源泉徴収義務）に規定する国内源泉所得（次項に規定するものを除く。）又は同条第三項に規定する利子等、配当等、利益の分配若しくは報酬若しくは料金について適用し、同日前に支払うべき当該国内源泉所得又は当該利子等、配当等、利益の分配若しくは報酬若しくは料金については、なお従前の例による。

2　新法第四編第五章（新法第百六十一条第三号（不動産の貸付け等の対価）に掲げる国内源泉所得のうち船舶又は航空機の貸付けによる対価に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に当該船舶又は航空機の貸付けに係る契約の締結（同日前に締結された当該貸付けに係る契約につき同日以後に契約期間の更新があつた場合における当該更新を含む。）があつた場合について適用する。

（源泉徴収に係る所得税の徴収に関する経過規定）

第二十九条　新法第二百二十一条（源泉徴収に係る所得税の徴収）の規定の適用については、附則第二十四条から前条までの規定によりなお従前の例によることとされる所得税は、新法第二百二十一条に規定する所得税とみなす。

（支払調書等の提出に関する経過規定）

第三十条　新法第二百二十五条から第二百二十八条まで（支払調書等）の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十年一月一日以後にこれらの規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

2　新法第二百二十五条第一項第二号若しくは第七号又は第二項（無記名の株式の利益若しくは利息の配当又は無記名の証券投資信託の受益証券に係る収益の分配に関する部分に限る。）の規定は、昭和四十一年一月一日以後に支払う当該利益若しくは利息の配当又は収益の分配について適用し、同日前に支払う当該利益若しくは利息の配当又は収益の分配については、なお従前の例による。

3　新法第二百二十五条第一項第八号（同号に規定する航空機の貸付け又は譲渡に係る対価に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後に支払うべき当該対価について適用する。

（給与等の支払をする事務所の開設等の届出に関する経過規定）

第三十一条　新法第二百三十条（給与等の支払をする事務所の開設等の届出）の規定は、施行日以後に同条に規定する事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、又はこれらを移転し若しくは廃止した場合について適用し、同日前に旧法第六十条（給与等の支払者の申告）の規定による申告をすべきこととなつた場合については、なお従前の例による。

（施行日前に出国をした者に係る更正の請求）

第三十二条　施行日前に昭和四十年分の所得税につき旧法第二十九条第二項又は第三項後段（出国の場合の申告）の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項につき同日前に更正があつた場合（これらの事項につき同日前に更正があつた場合には、その更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同年六月三十日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。

2　前項の更正の請求に基づく更正があつた場合において、新法第百五十九条第二項（更正又は決定による源泉徴収税額等の還付）（新法第百六十八条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による還付金について還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

（政令への委任）

第三十三条　附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（関係法令の整理）

第三十四条　この法律の施行に伴う関係法令の整理については、別に法律で定める。

（罰則に関する経過規定）

第三十五条　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる所得税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則別表第一　昭和40年分の所得税の予定納税基準額算出のための控除額表

(一)

昭和39年分の所得税の課税総所得金額等		甲						
		扶養親族						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	
以上	未満	控除						
円	円	円	円	円	円	円	円	
	85,000円未満	全額	全額	全額	全額	全額	全額	
85,000	100,000	800	1,500	全額	全額	全額	全額	
100,000	110,000	1,000	1,700	2,390	全額	全額	全額	
110,000	120,000	1,000	1,870	2,590	3,290	3,980	全額	
120,000	130,000	1,000	1,870	2,740	3,490	4,180	4,880	
130,000	140,000	1,000	1,870	2,740	3,610	4,380	5,080	
140,000	150,000	1,000	1,870	2,740	3,610	4,480	5,280	
150,000	160,000	1,000	1,870	2,740	3,610	4,480	5,350	
160,000	170,000	1,000	1,870	2,740	3,610	4,480	5,350	
170,000	180,000	1,000	1,870	2,740	3,610	4,480	5,350	
180,000	190,000	1,000	1,870	2,740	3,610	4,480	5,350	
190,000	200,000	1,000	1,870	2,740	3,610	4,480	5,350	
200,000	210,000	1,500	2,370	3,240	4,110	4,980	5,850	
210,000	220,000	1,500	2,810	3,740	4,610	5,480	6,350	
220,000	230,000	1,500	2,810	4,110	5,110	5,980	6,850	
230,000	240,000	1,500	2,810	4,110	5,420	6,480	7,350	
240,000	250,000	1,500	2,810	4,110	5,420	6,720	7,850	
250,000	260,000	1,500	2,810	4,110	5,420	6,720	8,030	
260,000	270,000	1,500	2,810	4,110	5,420	6,720	8,030	
270,000	280,000	1,500	2,810	4,110	5,420	6,720	8,030	
280,000	290,000	1,500	2,810	4,110	5,420	6,720	8,030	
290,000	500,000	1,500	2,810	4,110	5,420	6,720	8,030	
500,000	510,000	2,000	3,310	4,610	5,920	7,220	8,530	
510,000	520,000	2,000	3,740	5,110	6,420	7,720	9,030	
520,000	530,000	2,000	3,740	5,480	6,920	8,220	9,530	
530,000	540,000	2,000	3,740	5,480	7,220	8,720	10,030	
540,000	550,000	2,000	3,740	5,480	7,220	8,960	10,530	
550,000	560,000	2,000	3,740	5,480	7,220	8,960	10,700	
560,000	570,000	2,000	3,740	5,480	7,220	8,960	10,700	
570,000	580,000	2,000	3,740	5,480	7,220	8,960	10,700	
580,000	590,000	2,000	3,740	5,480	7,220	8,960	10,700	
590,000	800,000	2,000	3,740	5,480	7,220	8,960	10,700	
800,000	810,000	2,500	4,240	5,980	7,720	9,460	11,200	
810,000	820,000	2,500	4,680	6,480	8,220	9,960	11,700	
820,000	830,000	2,500	4,680	6,850	8,720	10,460	12,200	
830,000	840,000	2,500	4,680	6,850	9,030	10,960	12,700	
840,000	850,000	2,500	4,680	6,850	9,030	11,200	13,200	
850,000	860,000	2,500	4,680	6,850	9,030	11,200	13,380	
860,000	870,000	2,500	4,680	6,850	9,030	11,200	13,380	
870,000	880,000	2,500	4,680	6,850	9,030	11,200	13,380	
880,000	890,000	2,500	4,680	6,850	9,030	11,200	13,380	
890,000	1,200,000	2,500	4,680	6,850	9,030	11,200	13,380	
1,200,000	1,210,000	3,000	5,180	7,350	9,530	11,700	13,880	
1,210,000	1,220,000	3,000	5,610	7,850	10,030	12,200	14,380	
1,220,000	1,230,000	3,000	5,610	8,220	10,530	12,700	14,880	
1,230,000	1,240,000	3,000	5,610	8,220	10,830	13,200	15,380	
1,240,000	1,250,000	3,000	5,610	8,220	10,830	13,440	15,880	
1,250,000	1,260,000	3,000	5,610	8,220	10,830	13,440	16,050	
1,260,000	1,270,000	3,000	5,610	8,220	10,830	13,440	16,050	
1,270,000	1,280,000	3,000	5,610	8,220	10,830	13,440	16,050	
1,280,000	1,290,000	3,000	5,610	8,220	10,830	13,440	16,050	

甲					乙	丙		丁
扶養親族等の数					年齢12歳の扶養親族	青色事業専従者の年齢		事業専従者
6人	7人	8人	9人	10人以上		19歳以外の年齢	19歳	
控除金額					1人当たり控除金額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円
全額	全額	全額	全額	全額	0	0	0	0
全額	全額	全額	全額	全額	200	全額	全額	全額
全額	全額	全額	全額	全額	200	全額	全額	全額
全額	全額	全額	全額	全額	230	2,500	全額	2,300
全額	全額	全額	全額	全額	250	2,700	全額	2,500
5,780	全額	全額	全額	全額	250	2,870	全額	2,620
5,980	6,670	全額	全額	全額	250	2,870	5,500	2,620
6,180	6,870	7,570	全額	全額	250	2,870	5,700	2,620
6,220	7,070	7,770	8,460	全額	250	2,870	5,870	2,620
6,220	7,090	7,960	8,660	9,360	250	2,870	5,870	2,620
6,220	7,090	7,960	8,830	9,560	250	2,870	5,870	2,620
6,220	7,090	7,960	8,830	9,700	250	2,870	5,870	2,620
6,720	7,590	8,460	9,330	10,200	250	2,870	5,870	2,620
7,220	8,090	8,960	9,830	10,700	320	3,370	6,370	3,120
7,720	8,590	9,460	10,330	11,200	380	3,870	6,870	3,620
8,220	9,090	9,960	10,830	11,700	380	4,310	7,370	3,930
8,720	9,590	10,460	11,330	12,200	380	4,310	7,870	3,930
9,220	10,090	10,960	11,830	12,700	380	4,310	8,370	3,930
9,330	10,590	11,460	12,330	13,200	380	4,310	8,810	3,930
9,330	10,640	11,940	12,830	13,700	380	4,310	8,810	3,930
9,330	10,640	11,940	13,250	14,200	380	4,310	8,810	3,930
9,330	10,640	11,940	13,250	14,550	380	4,310	8,810	3,930
9,830	11,140	12,440	13,750	15,050	380	4,310	8,810	3,930
10,330	11,640	12,940	14,250	15,550	440	4,810	9,310	4,430
10,830	12,140	13,440	14,750	16,050	500	5,310	9,810	4,930
11,330	12,640	13,940	15,250	16,550	500	5,740	10,310	5,240
11,830	13,140	14,440	15,750	17,050	500	5,740	10,810	5,240
12,330	13,640	14,940	16,250	17,550	500	5,740	11,310	5,240
12,440	14,140	15,440	16,750	18,050	500	5,740	11,740	5,240
12,440	14,180	15,920	17,250	18,550	500	5,740	11,740	5,240
12,440	14,180	15,920	17,660	19,050	500	5,740	11,740	5,240
12,440	14,180	15,920	17,660	19,400	500	5,740	11,740	5,240
12,940	14,680	16,420	18,160	19,900	500	5,740	11,740	5,240
13,440	15,180	16,920	18,660	20,400	570	6,240	12,240	5,740
13,940	15,680	17,420	19,160	20,900	630	6,740	12,740	6,240
14,440	16,180	17,920	19,660	21,400	630	7,180	13,240	6,550
14,940	16,680	18,420	20,160	21,900	630	7,180	13,740	6,550
15,440	17,180	18,920	20,660	22,400	630	7,180	14,240	6,550
15,550	17,680	19,420	21,160	22,900	630	7,180	14,680	6,550
15,550	17,730	19,900	21,660	23,400	630	7,180	14,680	6,550
15,550	17,730	19,900	22,080	23,900	630	7,180	14,680	6,550
15,550	17,730	19,900	22,080	24,250	630	7,180	14,680	6,550
16,050	18,230	20,400	22,580	24,750	630	7,180	14,680	6,550
16,550	18,730	20,900	23,080	25,250	690	7,680	15,180	7,050
17,050	19,230	21,400	23,580	25,750	750	8,180	15,680	7,550
17,550	19,730	21,900	24,080	26,250	750	8,610	16,180	7,860
18,050	20,230	22,400	24,580	26,750	750	8,610	16,680	7,860
18,550	20,730	22,900	25,080	27,250	750	8,610	17,180	7,860
18,660	21,230	23,400	25,580	27,750	750	8,610	17,610	7,860
18,660	21,270	23,880	26,080	28,250	750	8,610	17,610	7,860
18,660	21,270	23,880	26,490	28,750	750	8,610	17,610	7,860

（二）

昭和39年分の所得税の課税総所得金額等		甲										乙	丙		丁
		扶養親族の人数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	年齢12歳の扶養親族	青色事業専従者の年齢	事業専従者
以上	未満	控除金額											1人当たり控除金額		
														19歳以外の年齢 / 19歳	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,290,000	1,800,000	3,000	5,610	8,220	10,830	13,440	16,050	18,660	21,270	23,880	26,490	29,100	750	8,610 / 17,610	7,860
1,800,000	1,810,000	3,500	6,110	8,720	11,330	13,940	16,550	19,160	21,770	24,380	26,990	29,600	750	8,610 / 17,610	7,860
1,810,000	1,820,000	3,500	6,550	9,220	11,830	14,440	17,050	19,660	22,270	24,880	27,490	30,100	820	9,110 / 18,110	8,360
1,820,000	1,830,000	3,500	6,550	9,590	12,330	14,940	17,550	20,160	22,770	25,380	27,990	30,600	880	9,610 / 18,610	8,860
1,830,000	1,840,000	3,500	6,550	9,590	12,640	15,440	18,050	20,660	23,270	25,880	28,490	31,100	880	10,050 / 19,110	9,170
1,840,000	1,850,000	3,500	6,550	9,590	12,640	15,680	18,550	21,160	23,770	26,380	28,990	31,600	880	10,050 / 19,610	9,170
1,850,000	1,860,000	3,500	6,550	9,590	12,640	15,680	18,730	21,660	24,270	26,880	29,490	32,100	880	10,050 / 20,110	9,170
1,860,000	1,870,000	3,500	6,550	9,590	12,640	15,680	18,730	21,770	24,770	27,380	29,990	32,600	880	10,050 / 20,550	9,170
1,870,000	1,880,000	3,500	6,550	9,590	12,640	15,680	18,730	21,770	24,820	27,860	30,490	33,100	880	10,050 / 20,550	9,170
1,880,000	1,890,000	3,500	6,550	9,590	12,640	15,680	18,730	21,770	24,820	27,860	30,910	33,600	880	10,050 / 20,550	9,170
1,890,000	2,500,000	3,500	6,550	9,590	12,640	15,680	18,730	21,770	24,820	27,860	30,910	33,950	880	10,050 / 20,550	9,170
2,500,000	2,510,000	4,000	7,050	10,090	13,140	16,180	19,230	22,270	25,320	28,360	31,410	34,450	880	10,050 / 20,550	9,170
2,510,000	2,520,000	4,000	7,480	10,590	13,640	16,680	19,730	22,770	25,820	28,860	31,910	34,950	940	10,550 / 21,050	9,670
2,520,000	2,530,000	4,000	7,480	10,960	14,140	17,180	20,230	23,270	26,320	29,360	32,410	35,450	1,000	11,050 / 21,550	10,170
2,530,000	2,540,000	4,000	7,480	10,960	14,440	17,680	20,730	23,770	26,820	29,860	32,910	35,950	1,000	11,480 / 22,050	10,480
2,540,000	2,550,000	4,000	7,480	10,960	14,440	17,920	21,230	24,270	27,320	30,360	33,410	36,450	1,000	11,480 / 22,550	10,480
2,550,000	2,560,000	4,000	7,480	10,960	14,440	17,920	21,400	24,770	27,820	30,860	33,910	36,950	1,000	11,480 / 23,050	10,480
2,560,000	2,570,000	4,000	7,480	10,960	14,440	17,920	21,400	24,880	28,320	31,360	34,410	37,450	1,000	11,480 / 23,480	10,480
2,570,000	2,580,000	4,000	7,480	10,960	14,440	17,920	21,400	24,880	28,360	31,840	34,910	37,950	1,000	11,480 / 23,480	10,480
2,580,000	2,590,000	4,000	7,480	10,960	14,440	17,920	21,400	24,880	28,360	31,840	35,320	38,450	1,000	11,480 / 23,480	10,480
2,590,000	4,000,000	4,000	7,480	10,960	14,440	17,920	21,400	24,880	28,360	31,840	35,320	38,800	1,000	11,480 / 23,480	10,480
4,000,000	4,010,000	4,500	7,980	11,460	14,940	18,420	21,900	25,380	28,860	32,340	35,820	39,300	1,000	11,480 / 23,480	10,480
4,010,000	4,020,000	4,500	8,420	11,960	15,440	18,920	22,400	25,880	29,360	32,840	36,320	39,800	1,070	11,980 / 23,980	10,980
4,020,000	4,030,000	4,500	8,420	12,330	15,940	19,420	22,900	26,380	29,860	33,340	36,820	40,300	1,130	12,480 / 24,480	11,480
4,030,000	4,040,000	4,500	8,420	12,330	16,250	19,920	23,400	26,880	30,360	33,840	37,320	40,800	1,130	12,920 / 24,980	11,790
4,040,000	4,050,000	4,500	8,420	12,330	16,250	20,160	23,900	27,380	30,860	34,340	37,820	41,300	1,130	12,920 / 25,480	11,790
4,050,000	4,060,000	4,500	8,420	12,330	16,250	20,160	24,080	27,880	31,360	34,840	38,320	41,800	1,130	12,920 / 25,980	11,790
4,060,000	4,070,000	4,500	8,420	12,330	16,250	20,160	24,080	27,990	31,860	35,340	38,820	42,300	1,130	12,920 / 26,420	11,790
4,070,000	4,080,000	4,500	8,420	12,330	16,250	20,160	24,080	27,990	31,910	35,820	39,320	42,800	1,130	12,920 / 26,420	11,790
4,080,000	4,090,000	4,500	8,420	12,330	16,250	20,160	24,080	27,990	31,910	35,820	39,740	43,300	1,130	12,920 / 26,420	11,790
4,090,000	6,000,000	4,500	8,420	12,330	16,250	20,160	24,080	27,990	31,910	35,820	39,740	43,650	1,130	12,920 / 26,420	11,790
6,000,000	6,010,000	5,000	8,920	12,830	16,750	20,660	24,580	28,490	32,410	36,320	40,240	44,150	1,130	12,920 / 26,420	11,790
6,010,000	6,020,000	5,000	9,350	13,330	17,250	21,160	25,080	28,990	32,910	36,820	40,740	44,650	1,190	13,420 / 26,920	12,290
6,020,000	6,030,000	5,000	9,350	13,700	17,750	21,660	25,580	29,490	33,410	37,320	41,240	45,150	1,250	13,920 / 27,420	12,790
6,030,000	6,040,000	5,000	9,350	13,700	18,050	22,160	26,080	29,990	33,910	37,820	41,740	45,650	1,250	14,350 / 27,920	13,100
6,040,000	6,050,000	5,000	9,350	13,700	18,050	22,400	26,580	30,490	34,410	38,320	42,240	46,150	1,250	14,350 / 28,420	13,100
6,050,000	6,060,000	5,000	9,350	13,700	18,050	22,400	26,750	30,990	34,910	38,820	42,740	46,650	1,250	14,350 / 28,920	13,100
6,060,000	6,070,000	5,000	9,350	13,700	18,050	22,400	26,750	31,100	35,410	39,320	43,240	47,150	1,250	14,350 / 29,350	13,100
6,070,000	6,080,000	5,000	9,350	13,700	18,050	22,400	26,750	31,100	35,450	39,800	43,740	47,650	1,250	14,350 / 29,350	13,100
6,080,000	6,090,000	5,000	9,350	13,700	18,050	22,400	26,750	31,100	35,450	39,800	44,150	48,150	1,250	14,350 / 29,350	13,100
6,090,000	10,000,000	5,000	9,350	13,700	18,050	22,400	26,750	31,100	35,450	39,800	44,150	48,500	1,250	14,350 / 29,350	13,100
10,000,000	10,010,000	5,500	9,850	14,200	18,550	22,900	27,250	31,600	35,950	40,300	44,650	49,000	1,250	14,350 / 29,350	13,100
10,010,000	10,020,000	5,500	10,290	14,700	19,050	23,400	27,750	32,100	36,450	40,800	45,150	49,500	1,320	14,850 / 29,850	13,600
10,020,000	10,030,000	5,500	10,290	15,070	19,550	23,900	28,250	32,600	36,950	41,300	45,650	50,000	1,380	15,350 / 30,350	14,100
10,030,000	10,040,000	5,500	10,290	15,070	19,860	24,400	28,750	33,100	37,450	41,800	46,150	50,500	1,380	15,790 / 30,850	14,410
10,040,000	10,050,000	5,500	10,290	15,070	19,860	24,640	29,250	33,600	37,950	42,300	46,650	51,000	1,380	15,790 / 31,350	14,410
10,050,000	10,060,000	5,500	10,290	15,070	19,860	24,640	29,430	34,100	38,450	42,800	47,150	51,500	1,380	15,790 / 31,850	14,410
10,060,000	10,070,000	5,500	10,290	15,070	19,860	24,640	29,430	34,210	38,950	43,300	47,650	52,000	1,380	15,790 / 32,290	14,410
10,070,000	10,080,000	5,500	10,290	15,070	19,860	24,640	29,430	34,210	39,000	43,780	48,150	52,500	1,380	15,790 / 32,290	14,410
10,080,000	10,090,000	5,500	10,290	15,070	19,860	24,640	29,430	34,210	39,000	43,780	48,570	53,000	1,380	15,790 / 32,290	14,410

(三)

昭和39年分の所得税の課税総所得金額等		甲						乙	丙		丁
		扶養親族									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人				
以上	未満	控除									
円	円	円	円	円	円	円	円				
10,090,000	20,000,000	5,500	10,290	15,070	19,860	24,640	29,430				
20,000,000	20,010,000	6,000	10,790	15,570	20,360	25,140	29,930				
20,010,000	20,020,000	6,000	11,220	16,070	20,860	25,640	30,430				
20,020,000	20,030,000	6,000	11,220	16,440	21,360	26,140	30,930				
20,030,000	20,040,000	6,000	11,220	16,440	21,660	26,640	31,430				
20,040,000	20,050,000	6,000	11,220	16,440	21,660	26,880	31,930				
20,050,000	20,060,000	6,000	11,220	16,440	21,660	26,880	32,100				
20,060,000	20,070,000	6,000	11,220	16,440	21,660	26,880	32,100				
20,070,000	20,080,000	6,000	11,220	16,440	21,660	26,880	32,100				
20,080,000	20,090,000	6,000	11,220	16,440	21,660	26,880	32,100				
20,090,000	30,000,000	6,000	11,220	16,440	21,660	26,880	32,100				
30,000,000	30,010,000	6,500	11,720	16,940	22,160	27,380	32,600				
30,010,000	30,020,000	6,500	12,160	17,440	22,660	27,880	33,100				
30,020,000	30,030,000	6,500	12,160	17,810	23,160	28,380	33,600				
30,030,000	30,040,000	6,500	12,160	17,810	23,470	28,880	34,100				
30,040,000	30,050,000	6,500	12,160	17,810	23,470	29,120	34,600				
30,050,000	30,060,000	6,500	12,160	17,810	23,470	29,120	34,780				
30,060,000	30,070,000	6,500	12,160	17,810	23,470	29,120	34,780				
30,070,000	30,080,000	6,500	12,160	17,810	23,470	29,120	34,780				
30,080,000	30,090,000	6,500	12,160	17,810	23,470	29,120	34,780				
30,090,000	45,000,000	6,500	12,160	17,810	23,470	29,120	34,780				
45,000,000	45,010,000	7,000	12,660	18,310	23,970	29,620	35,280				
45,010,000	45,020,000	7,000	13,090	18,810	24,470	30,120	35,780				
45,020,000	45,030,000	7,000	13,090	19,180	24,970	30,620	36,280				
45,030,000	45,040,000	7,000	13,090	19,180	25,270	31,120	36,780				
45,040,000	45,050,000	7,000	13,090	19,180	25,270	31,360	37,280				
45,050,000	45,060,000	7,000	13,090	19,180	25,270	31,360	37,450				
45,060,000	45,070,000	7,000	13,090	19,180	25,270	31,360	37,450				
45,070,000	45,080,000	7,000	13,090	19,180	25,270	31,360	37,450				
45,080,000	45,090,000	7,000	13,090	19,180	25,270	31,360	37,450				
45,090,000	60,000,000	7,000	13,090	19,180	25,270	31,360	37,450				
60,000,000	60,010,000	7,500	13,590	19,680	25,770	31,860	37,950				
60,010,000	60,020,000	7,500	14,030	20,180	26,270	32,360	38,450				
60,020,000	60,030,000	7,500	14,030	20,550	26,770	32,860	38,950				
60,030,000	60,040,000	7,500	14,030	20,550	27,080	33,360	39,450				
60,040,000	60,050,000	7,500	14,030	20,550	27,080	33,600	39,950				
60,050,000	60,060,000	7,500	14,030	20,550	27,080	33,600	40,130				
60,060,000	60,070,000	7,500	14,030	20,550	27,080	33,600	40,130				
60,070,000	60,080,000	7,500	14,030	20,550	27,080	33,600	40,130				
60,080,000	60,090,000	7,500	14,030	20,550	27,080	33,600	40,130				
60,090,000円以上		7,500	14,030	20,550	27,080	33,600	40,130				

等の数					乙	丙		丁
6人	7人	8人	9人	10人以上	年齢12歳の扶養親族	青色事業専従者の年齢		事業専従者
						19歳以外の年齢	19歳	
金額					1人当たり控除金額			
円	円	円	円	円				
34,210	39,000	43,780	48,570	53,350	1,380	15,790	32,290	14,410
34,710	39,500	44,280	49,070	53,850	1,380	15,790	32,290	14,410
35,210	40,000	44,780	49,570	54,350	1,440	16,290	32,790	14,910
35,710	40,500	45,280	50,070	54,850	1,500	16,790	33,290	15,410
36,210	41,000	45,780	50,570	55,350	1,500	17,220	33,790	15,720
36,710	41,500	46,280	51,070	55,850	1,500	17,220	34,290	15,720
37,210	42,000	46,780	51,570	56,350	1,500	17,220	34,790	15,720
37,320	42,500	47,280	52,070	56,850	1,500	17,220	35,220	15,720
37,320	42,540	47,760	52,570	57,350	1,500	17,220	35,220	15,720
37,320	42,540	47,760	52,980	57,850	1,500	17,220	35,220	15,720
37,320	42,540	47,760	52,980	58,200	1,500	17,220	35,220	15,720
37,820	43,040	48,260	53,480	58,700	1,500	17,220	35,220	15,720
38,320	43,540	48,760	53,980	59,200	1,570	17,720	35,720	16,220
38,820	44,040	49,260	54,480	59,700	1,630	18,220	36,220	16,720
39,320	44,540	49,760	54,980	60,200	1,630	18,660	36,720	17,030
39,820	45,040	50,260	55,480	60,700	1,630	18,660	37,220	17,030
40,320	45,540	50,760	55,980	61,200	1,630	18,660	37,720	17,030
40,430	46,040	51,260	56,480	61,700	1,630	18,660	38,160	17,030
40,430	46,090	51,740	56,980	62,200	1,630	18,660	38,160	17,030
40,430	46,090	51,740	57,400	62,700	1,630	18,660	38,160	17,030
40,430	46,090	51,740	57,400	63,050	1,630	18,660	38,160	17,030
40,930	46,590	52,240	57,900	63,550	1,630	18,660	38,160	17,030
41,430	47,090	52,740	58,400	64,050	1,690	19,160	38,660	17,530
41,930	47,590	53,240	58,900	64,550	1,750	19,660	39,160	18,030
42,430	48,090	53,740	59,400	65,050	1,750	20,090	39,660	18,340
42,930	48,590	54,240	59,900	65,550	1,750	20,090	40,160	18,340
43,430	49,090	54,740	60,400	66,050	1,750	20,090	40,660	18,340
43,540	49,590	55,240	60,900	66,550	1,750	20,090	41,090	18,340
43,540	49,630	55,720	61,400	67,050	1,750	20,090	41,090	18,340
43,540	49,630	55,720	61,810	67,550	1,750	20,090	41,090	18,340
43,540	49,630	55,720	61,810	67,900	1,750	20,090	41,090	18,340
44,040	50,130	56,220	62,310	68,400	1,750	20,090	41,090	18,340
44,540	50,630	56,720	62,810	68,900	1,820	20,590	41,590	18,840
45,040	51,130	57,220	63,310	69,400	1,880	21,090	42,090	19,340
45,540	51,630	57,720	63,810	69,900	1,880	21,530	42,590	19,650
46,040	52,130	58,220	64,310	70,400	1,880	21,530	43,090	19,650
46,540	52,630	58,720	64,810	70,900	1,880	21,530	43,590	19,650
46,650	53,130	59,220	65,310	71,400	1,880	21,530	44,030	19,650
46,650	53,180	59,700	65,810	71,900	1,880	21,530	44,030	19,650
46,650	53,180	59,700	66,230	72,400	1,880	21,530	44,030	19,650
46,650	53,180	59,700	66,230	72,750	1,880	21,530	44,030	19,650

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「昭和39年分の所得税の課税総所得金額等」とは、附則第十四条第一項第二号(昭和40年分の予定納税基準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

(二) 「扶養親族等の数」とは、昭和39年分の所得税につき、旧法第十一条の九(配偶者控除)の規定の適用を受けた控除対象配偶者及び旧法第十一条の十(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

(三) 「扶養親族」とは、昭和39年分の所得税につき旧法第十一条の十の規定の適用を受けた扶養親族をいう。

(四) 「青色事業専従者」とは、昭和39年分の所得税につき旧法第十一条の二第二項(青色事業専従者給与の必要経費算入の特例等)の規定の適用を受けた同項に規定する青色事業専従者をいう。

(五) 「事業専従者」とは、昭和39年分の所得税につき旧法第十一条の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者をいう。

(六) 「全額」とは、附則第十四条第一項第一号に掲げる金額をいう。

附則別表第二　昭和41年分の所得税の予定納税基準額算出のための控除額表

(一)

昭和40年分の所得税の課税総所得金額等		甲 扶養親族 0人 全額	1人 全額	2人 全額	3人 全額	4人 全額	5人 全額
以上	未満	控除金額					
	75,000円未満						
75,000	80,000	200 全額	全額	全額	全額	全額	全額
80,000	90,000	200	400	600	800	1,000 全額	全額
90,000	100,000	200	400	600	800	1,000	1,200
100,000	110,000	250	500	750	1,000	1,200	1,400
110,000	120,000	250	500	750	1,000	1,250	1,500
120,000	130,000	250	500	750	1,000	1,250	1,500
130,000	200,000	250	500	750	1,000	1,250	1,500
200,000	210,000	380	750	1,130	1,500	1,750	2,000
210,000	220,000	380	750	1,130	1,500	1,880	2,250
220,000	230,000	380	750	1,130	1,500	1,880	2,250
230,000	500,000	380	750	1,130	1,500	1,880	2,250
500,000	510,000	500	1,000	1,500	2,000	2,380	2,750
510,000	520,000	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000
520,000	530,000	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000
530,000	800,000	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000
800,000	810,000	630	1,250	1,880	2,500	3,000	3,500
810,000	820,000	630	1,250	1,880	2,500	3,130	3,750
820,000	830,000	630	1,250	1,880	2,500	3,130	3,750
830,000	1,200,000	630	1,250	1,880	2,500	3,130	3,750
1,200,000	1,210,000	750	1,500	2,250	3,000	3,630	4,250
1,210,000	1,220,000	750	1,500	2,250	3,000	3,750	4,500
1,220,000	1,230,000	750	1,500	2,250	3,000	3,750	4,500
1,230,000	1,800,000	750	1,500	2,250	3,000	3,750	4,500
1,800,000	1,810,000	880	1,750	2,630	3,500	4,250	5,000
1,810,000	1,820,000	880	1,750	2,630	3,500	4,380	5,250
1,820,000	1,830,000	880	1,750	2,630	3,500	4,380	5,250
1,830,000	2,500,000	880	1,750	2,630	3,500	4,380	5,250
2,500,000	2,510,000	1,000	2,000	3,000	4,000	4,880	5,750
2,510,000	2,520,000	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000
2,520,000	2,530,000	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000
2,530,000	4,000,000	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000
4,000,000	4,010,000	1,130	2,250	3,380	4,500	5,500	6,500
4,010,000	4,020,000	1,130	2,250	3,380	4,500	5,630	6,750
4,020,000	4,030,000	1,130	2,250	3,380	4,500	5,630	6,750
4,030,000	6,000,000	1,130	2,250	3,380	4,500	5,630	6,750
6,000,000	6,010,000	1,250	2,500	3,750	5,000	6,130	7,250
6,010,000	6,020,000	1,250	2,500	3,750	5,000	6,250	7,500
6,020,000	6,030,000	1,250	2,500	3,750	5,000	6,250	7,500
6,030,000	10,000,000	1,250	2,500	3,750	5,000	6,250	7,500
10,000,000	10,010,000	1,380	2,750	4,130	5,500	6,750	8,000

甲 扶養親族 6人 全額	7人 全額	8人 全額	9人 全額	10人以上 全額	乙 年齢12歳の扶養親族	丙 青色事業専従者の年齢 19歳以外の年齢	19歳	丁 事業専従者
控除金額					1人当たり控除金額			
全額	全額	全額	全額	全額	0	0	0	0
全額	全額	全額	全額	全額	0	全額	全額	全額
全額	全額	全額	全額	全額	全額	600	全額	600
1,400	1,600	1,800	全額	全額	800	600	全額	600
1,600	1,800	2,000	2,200	2,400	900	750	全額	750
1,750	2,000	2,200	2,400	2,600	1,000	750	3,350	750
1,750	2,000	2,250	2,500	2,750	1,000	750	3,550	750
1,750	2,000	2,250	2,500	2,750	1,000	750	3,750	750
2,250	2,500	2,750	3,000	3,250	1,250	1,130	4,130	1,130
2,630	3,000	3,250	3,500	3,750	1,500	1,130	4,630	1,130
2,630	3,000	3,380	3,750	4,130	1,500	1,130	5,130	1,130
2,630	3,000	3,380	3,750	4,130	1,500	1,130	5,630	1,130
3,130	3,500	3,880	4,250	4,630	1,750	1,500	6,000	1,500
3,500	4,000	4,380	4,750	5,130	2,000	1,500	6,500	1,500
3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	2,000	1,500	7,000	1,500
3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	2,000	1,500	7,500	1,500
4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	2,250	1,880	7,880	1,880
4,380	5,000	5,500	6,000	6,500	2,500	1,880	8,380	1,880
4,380	5,000	5,630	6,250	6,880	2,500	1,880	8,880	1,880
4,380	5,000	5,630	6,250	6,880	2,500	1,880	9,380	1,880
4,880	5,500	6,130	6,750	7,380	2,750	2,250	9,750	2,250
5,250	6,000	6,630	7,250	7,880	3,000	2,250	10,250	2,250
5,250	6,000	6,750	7,500	8,250	3,000	2,250	10,750	2,250
5,250	6,000	6,750	7,500	8,250	3,000	2,250	11,250	2,250
5,750	6,500	7,250	8,000	8,750	3,250	2,630	11,630	2,630
6,130	7,000	7,750	8,500	9,250	3,500	2,630	12,130	2,630
6,130	7,000	7,880	8,750	9,630	3,500	2,630	12,630	2,630
6,130	7,000	7,880	8,750	9,630	3,500	2,630	13,130	2,630
6,630	7,500	8,380	9,250	10,130	3,750	3,000	13,500	3,000
7,000	8,000	8,880	9,750	10,630	4,000	3,000	14,000	3,000
7,000	8,000	9,000	10,000	11,000	4,000	3,000	14,500	3,000
7,000	8,000	9,000	10,000	11,000	4,000	3,000	15,000	3,000
7,500	8,500	9,500	10,500	11,500	4,250	3,380	15,380	3,380
7,880	9,000	10,000	11,000	12,000	4,500	3,380	15,880	3,380
7,880	9,000	10,130	11,250	12,380	4,500	3,380	16,380	3,380
7,880	9,000	10,130	11,250	12,380	4,500	3,380	16,880	3,380
8,380	9,500	10,630	11,750	12,880	4,750	3,750	17,250	3,750
8,750	10,000	11,130	12,250	13,380	5,000	3,750	17,750	3,750
8,750	10,000	11,250	12,500	13,750	5,000	3,750	18,250	3,750
8,750	10,000	11,250	12,500	13,750	5,000	3,750	18,750	3,750
9,250	10,500	11,750	13,000	14,250	5,250	4,130	19,130	4,130

(二)

昭和40年分の所得税の課税総所得金額等		甲 扶養親族					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
以上	未満	控除					
円	円	円	円	円	円	円	円
10,010,000	10,020,000	1,380	2,750	4,130	5,500	6,880	8,250
10,020,000	10,030,000	1,380	2,750	4,130	5,500	6,880	8,250
10,030,000	20,000,000	1,380	2,750	4,130	5,500	6,880	8,250
20,000,000	20,010,000	1,500	3,000	4,500	6,000	7,380	8,750
20,010,000	20,020,000	1,500	3,000	4,500	6,000	7,500	9,000
20,020,000	20,030,000	1,500	3,000	4,500	6,000	7,500	9,000
20,030,000	30,000,000	1,500	3,000	4,500	6,000	7,500	9,000
30,000,000	30,010,000	1,630	3,250	4,880	6,500	8,000	9,500
30,010,000	30,020,000	1,630	3,250	4,880	6,500	8,130	9,750
30,020,000	30,030,000	1,630	3,250	4,880	6,500	8,130	9,750
30,030,000	45,000,000	1,630	3,250	4,880	6,500	8,130	9,750
45,000,000	45,010,000	1,750	3,500	5,250	7,000	8,630	10,250
45,010,000	45,020,000	1,750	3,500	5,250	7,000	8,750	10,500
45,020,000	45,030,000	1,750	3,500	5,250	7,000	8,750	10,500
45,030,000	60,000,000	1,750	3,500	5,250	7,000	8,750	10,500
60,000,000	60,010,000	1,880	3,750	5,630	7,500	9,250	11,000
60,010,000	60,020,000	1,880	3,750	5,630	7,500	9,380	11,250
60,020,000	60,030,000	1,880	3,750	5,630	7,500	9,380	11,250
60,030,000円以上		1,880	3,750	5,630	7,500	9,380	11,250

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。
(一)「昭和40年分の所得税の課税総所得金額等」とは、附則第十五条第一項第二号（昭和41年分の予定納税基
(二)「扶養親族等の数」とは、昭和40年分の所得税につき、新法第七十七条（配偶者控除）の規定の適用を受け
(三)「扶養親族」とは、昭和40年分の所得税につき新法第七十八条の規定の適用を受けた扶養親族をいう。
(四)「青色事業専従者」とは、昭和40年分の所得税につき新法第五十七条第一項（青色事業専従者給与の必要経
(五)「事業専従者」とは、昭和40年分の所得税につき新法第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定す
(六)「全額」とは、附則第十五条第一項第一号に掲げる金額をいう。

等の数 6人	7人	8人	9人	10人以上	乙 年齢12歳の扶養親族	丙 青色事業専従者の年齢 19歳以外の年齢	丙 青色事業専従者の年齢 19歳	丁 事業専従者
金額					1人当たり控除金額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円
9,630	11,000	12,250	13,500	14,750	5,500	4,130	19,630	4,130
9,630	11,000	12,380	13,750	15,130	5,500	4,130	20,130	4,130
9,630	11,000	12,380	13,750	15,130	5,500	4,130	20,630	4,130
10,130	11,500	12,880	14,250	15,630	5,750	4,500	21,000	4,500
10,500	12,000	13,380	14,750	16,130	6,000	4,500	21,500	4,500
10,500	12,000	13,500	15,000	16,500	6,000	4,500	22,000	4,500
10,500	12,000	13,500	15,000	16,500	6,000	4,500	22,500	4,500
11,000	12,500	14,000	15,500	17,000	6,250	4,880	22,880	4,880
11,380	13,000	14,500	16,000	17,500	6,500	4,880	23,380	4,880
11,380	13,000	14,630	16,250	17,880	6,500	4,880	23,880	4,880
11,380	13,000	14,630	16,250	17,880	6,500	4,880	24,380	4,880
11,880	13,500	15,130	16,750	18,380	6,750	5,250	24,750	5,250
12,250	14,000	15,630	17,250	18,880	7,000	5,250	25,250	5,250
12,250	14,000	15,750	17,500	19,250	7,000	5,250	25,750	5,250
12,250	14,000	15,750	17,500	19,250	7,000	5,250	26,250	5,250
12,750	14,500	16,250	18,000	19,750	7,250	5,630	26,630	5,630
13,130	15,000	16,750	18,500	20,250	7,500	5,630	27,130	5,630
13,130	15,000	16,880	18,750	20,630	7,500	5,630	27,630	5,630
13,130	15,000	16,880	18,750	20,630	7,500	5,630	28,130	5,630

準額の計算の特例）に規定する課税総所得金額等をいう。
た控除対象配偶者及び新法第七十八条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

費算入の特例等）の規定の適用を受けた同項に規定する青色事業専従者をいう。
る事業専従者をいう。

（二）

給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
331,000	332,500	242,800	398,500	400,000	296,800	466,000	467,500	351,750
332,500	334,000	244,000	400,000	401,500	298,000	467,500	469,000	353,000
334,000	335,500	245,200	401,500	403,000	299,200	469,000	470,500	354,200
335,500	337,000	246,400	403,000	404,500	300,400	470,500	472,000	355,450
337,000	338,500	247,600	404,500	406,000	301,600	472,000	472,500	356,700
338,500	340,000	248,800	406,000	407,500	302,800	473,500	475,000	357,950
340,000	341,500	250,000	407,500	409,000	304,000	475,000	476,500	359,150
341,500	343,000	251,200	409,000	410,500	305,200	476,500	478,000	360,400
343,000	344,500	252,400	410,500	412,000	306,400	478,000	479,500	361,650
344,500	346,000	253,600	412,000	413,500	307,600	479,500	481,000	362,900
346,000	347,500	254,800	413,500	415,000	308,800	481,000	482,500	364,100
347,500	349,000	256,000	415,000	416,500	310,000	482,500	484,000	365,350
349,000	350,500	257,200	416,500	418,000	311,200	484,000	485,500	366,600
350,500	352,000	258,400	418,000	419,500	312,400	485,500	487,000	367,850
352,000	353,500	259,600	419,500	421,000	313,600	487,000	488,500	369,050
353,500	355,000	260,800	421,000	422,500	314,800	488,500	490,000	370,300
355,000	356,500	262,000	422,500	424,000	316,000	490,000	492,000	371,550
356,500	358,000	263,200	424,000	425,500	317,200	492,000	494,000	373,200
358,000	359,500	264,400	425,500	427,000	318,400	494,000	496,000	374,850
359,500	361,000	265,600	427,000	428,500	319,600	496,000	498,000	376,500
361,000	362,500	266,800	428,500	430,000	320,800	498,000	500,000	378,150
362,500	364,000	268,000	430,000	431,500	322,050	500,000	502,000	379,800
364,000	365,500	269,200	431,500	433,000	323,300	502,000	504,000	381,450
365,500	367,000	270,400	433,000	434,500	324,500	504,000	506,000	383,100
367,000	368,500	271,600	434,500	436,000	325,750	506,000	508,000	384,750
368,500	370,000	272,800	436,000	437,500	327,000	508,000	510,000	386,400
370,000	371,500	274,000	437,500	439,000	328,250	510,000	512,000	388,050
371,500	373,000	275,200	439,000	440,500	329,450	512,000	514,000	389,700
373,000	374,500	276,400	440,500	442,000	330,700	514,000	516,000	391,350
374,500	376,000	277,600	442,000	443,500	331,950	516,000	518,000	393,000
376,000	377,500	278,800	443,500	445,000	333,200	518,000	520,000	394,650
377,500	379,000	280,000	445,000	446,500	334,400	520,000	522,000	396,300
379,000	380,500	281,200	446,500	448,000	335,650	522,000	524,000	397,950
380,500	382,000	282,400	448,000	449,500	336,900	524,000	526,000	399,600
382,000	383,500	283,600	449,500	451,000	338,150	526,000	528,000	401,250
383,500	385,000	284,800	451,000	452,500	339,350	528,000	530,000	402,950
385,000	386,500	286,000	452,500	454,000	340,600	530,000	532,000	404,750
386,500	388,000	287,200	454,000	455,500	341,850	532,000	534,000	406,550
388,000	389,500	288,400	455,500	457,000	343,100	534,000	536,000	408,350
389,500	391,000	289,600	457,000	458,500	344,300	536,000	538,000	410,150
391,000	392,500	290,800	458,500	460,000	345,550	538,000	540,000	411,950
392,500	394,000	292,000	460,000	461,500	346,800	540,000	542,000	413,750
394,000	395,500	293,200	461,500	463,000	348,050	542,000	544,000	415,550
395,500	397,000	294,400	463,000	464,500	349,250	544,000	546,000	417,350
397,000	398,500	295,600	464,500	466,000	350,500	546,000	548,000	419,150

（一）

給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
188,750円	未満	129,000円	232,000	233,000	163,600	277,000	278,000	199,600
188,750	189,000	129,000	233,000	234,000	164,400	278,000	279,000	200,400
189,000	190,000	129,200	234,000	235,000	165,200	279,000	280,000	201,200
190,000	191,000	130,000	235,000	236,000	166,000	280,000	281,000	202,000
191,000	192,000	130,800	236,000	237,000	166,800	281,000	282,000	202,800
192,000	193,000	131,600	237,000	238,000	167,600	282,000	283,000	203,600
193,000	194,000	132,400	238,000	239,000	168,400	283,000	284,000	204,400
194,000	195,000	133,200	239,000	240,000	169,200	284,000	285,000	205,200
195,000	196,000	134,000	240,000	241,000	170,000	285,000	286,000	206,000
196,000	197,000	134,800	241,000	242,000	170,800	286,000	287,000	206,800
197,000	198,000	135,600	242,000	243,000	171,600	287,000	288,000	207,600
198,000	199,000	136,400	243,000	244,000	172,400	288,000	289,000	208,400
199,000	200,000	137,200	244,000	245,000	173,200	289,000	290,000	209,200
200,000	201,000	138,000	245,000	246,000	174,000	290,000	291,000	210,000
201,000	202,000	138,800	246,000	247,000	174,800	291,000	292,000	210,800
202,000	203,000	139,600	247,000	248,000	175,600	292,000	293,000	211,600
203,000	204,000	140,400	248,000	249,000	176,400	293,000	294,000	212,400
204,000	205,000	141,200	249,000	250,000	177,200	294,000	295,000	213,200
205,000	206,000	142,000	250,000	251,000	178,000	295,000	296,000	214,000
206,000	207,000	142,800	251,000	252,000	178,800	296,000	297,000	214,800
207,000	208,000	143,600	252,000	253,000	179,600	297,000	298,000	215,600
208,000	209,000	144,400	253,000	254,000	180,400	298,000	299,000	216,400
209,000	210,000	145,200	254,000	255,000	181,200	299,000	300,000	217,200
210,000	211,000	146,000	255,000	256,000	182,000	300,000	301,000	218,000
211,000	212,000	146,800	256,000	257,000	182,800	301,000	302,000	218,800
212,000	213,000	147,600	257,000	258,000	183,600	302,000	303,000	219,600
213,000	214,000	148,400	258,000	259,000	184,400	303,000	304,000	220,400
214,000	215,000	149,200	259,000	260,000	185,200	304,000	305,500	221,200
215,000	216,000	150,000	260,000	261,000	186,000	305,500	307,000	222,400
216,000	217,000	150,800	261,000	262,000	186,800	307,000	308,500	223,600
217,000	218,000	151,600	262,000	263,000	187,600	308,500	310,000	224,800
218,000	219,000	152,400	263,000	264,000	188,400	310,000	311,500	226,000
219,000	220,000	153,200	264,000	265,000	189,200	311,500	313,000	227,200
220,000	221,000	154,000	265,000	266,000	190,000	313,000	314,500	228,400
221,000	222,000	154,800	266,000	267,000	190,800	314,500	316,000	229,600
222,000	223,000	155,600	267,000	268,000	191,600	316,000	317,500	230,800
223,000	224,000	156,400	268,000	269,000	192,400	317,500	319,000	232,000
224,000	225,000	157,200	269,000	270,000	193,200	319,000	320,500	233,200
225,000	226,000	158,000	270,000	271,000	194,000	320,500	322,000	234,400
226,000	227,000	158,800	271,000	272,000	194,800	322,000	323,500	235,600
227,000	228,000	159,600	272,000	273,000	195,600	323,500	325,000	236,800
228,000	229,000	160,400	273,000	274,000	196,400	325,000	326,500	238,000
229,000	230,000	161,200	274,000	275,000	197,200	326,500	328,000	239,200
230,000	231,000	162,000	275,000	276,000	198,000	328,000	329,500	240,400
231,000	232,000	162,800	276,000	277,000	198,800	329,500	331,000	241,600

（三）

給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
548,000	550,000	420,950	618,000	620,000	483,950	688,000	690,000	546,950
550,000	552,000	422,750	620,000	622,000	485,750	690,000	692,000	548,750
552,000	554,000	424,550	622,000	624,000	487,550	692,000	694,000	550,550
554,000	556,000	426,350	624,000	626,000	489,350	694,000	696,000	552,350
556,000	558,000	428,150	626,000	628,000	491,150	696,000	698,000	554,150
558,000	560,000	429,950	628,000	630,000	492,950	698,000	700,000	555,950
560,000	562,000	431,750	630,000	632,000	494,750	700,000	702,000	557,750
562,000	564,000	433,550	632,000	634,000	496,550	702,000	704,000	559,550
564,000	566,000	435,350	634,000	636,000	498,350	704,000	706,000	561,350
566,000	568,000	437,150	636,000	638,000	500,150	706,000	708,000	563,150
568,000	570,000	438,950	638,000	640,000	501,950	708,000	710,000	564,950
570,000	572,000	440,750	640,000	642,000	503,750	710,000	712,000	566,750
572,000	574,000	442,550	642,000	644,000	505,550	712,000	714,000	568,550
574,000	576,000	444,350	644,000	646,000	507,350	714,000	716,000	570,350
576,000	578,000	446,150	646,000	648,000	509,150	716,000	718,000	572,150
578,000	580,000	447,950	648,000	650,000	510,950	718,000	720,000	573,950
580,000	582,000	449,750	650,000	652,000	512,750	720,000	722,000	575,750
582,000	584,000	451,550	652,000	654,000	514,550	722,000	724,000	577,550
584,000	586,000	453,350	654,000	656,000	516,350	724,000	726,000	579,350
586,000	588,000	455,150	656,000	658,000	518,150	726,000	728,000	581,150
588,000	590,000	456,950	658,000	660,000	519,950	728,000	730,000	582,950
590,000	592,000	458,750	660,000	662,000	521,750	730,000	732,000	584,750
592,000	594,000	460,550	662,000	664,000	523,550	732,000	734,000	586,550
594,000	596,000	462,350	664,000	666,000	525,350	734,000	736,000	588,350
596,000	598,000	464,150	666,000	668,000	527,150	736,000	738,000	590,150
598,000	600,000	465,950	668,000	670,000	528,950	738,000	740,000	591,950
600,000	602,000	467,750	670,000	672,000	530,750	740,000	742,000	593,750
602,000	604,000	469,550	672,000	674,000	532,550	742,000	744,000	595,550
604,000	606,000	471,350	674,000	676,000	534,350	744,000	746,000	597,350
606,000	608,000	473,150	676,000	678,000	536,150	746,000	748,000	599,150
608,000	610,000	474,950	678,000	680,000	537,950	748,000	750,000	600,950
610,000	612,000	476,750	680,000	682,000	539,750	750,000	752,000	602,750
612,000	614,000	478,550	682,000	684,000	541,550	752,000	752,500	604,550
614,000	616,000	480,350	684,000	686,000	543,350	752,500円以上		給与等の金額から147,500円を控除した金額
616,000	618,000	482,150	686,000	688,000	545,150			

（備考）　給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中に確定した給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。

別表第一　公共法人等の表

一　次の表に掲げる法人

名称	根拠法
愛知用水公団	愛知用水公団法（昭和三十年法律第百四十一号）
アジア経済研究所	アジア経済研究所法（昭和三十五年法律第五十一号）
奄美群島振興信用基金	奄美群島振興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）
医療金融公庫	医療金融公庫法（昭和三十五年法律第九十五号）
海外移住事業団	海外移住事業団法（昭和三十八年法律第百二十四号）
海外技術協力事業団	海外技術協力事業団法（昭和三十七年法律第百二十号）
海外経済協力基金	海外経済協力基金法（昭和三十五年法律第百七十三号）
開拓融資保証協会	開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）
学校法人（私立学校法第六十四条第四項（各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）
簡易保険郵便年金福祉事業団	簡易保険郵便年金福祉事業団法（昭和三十七年法律第六十四号）
環境衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）
環境衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	
魚価安定基金	魚価安定基金法（昭和三十六年法律第百二十九号）
漁業共済基金	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）
漁業共済組合	
漁業共済組合連合会	
漁業協同組合整備基金	漁業協同組合整備促進法（昭和三十五年法律第六十一号）
漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）
漁業生産調整組合	漁業生産調整組合法（昭和三十六年法律第百二十八号）
漁船保険組合	漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）
漁船保険中央会	
金属鉱物探鉱促進事業団	金属鉱物探鉱促進事業団法（昭和三十八年法律第七十八号）
健康保険組合	健康保険法
健康保険組合連合会	
原子燃料公社	原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）
高圧ガス保安協会	高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）
鉱害賠償基金	石炭鉱害賠償担保等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号）
鉱害復旧事業団	臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）
港務局	港湾法
小型自動車競走会	小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）
国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法
国家公務員共済組合連合会	

私立学校教職員共済組合法	私立学校振興助成法（昭和二十七年法律第一〇号）
地方公務員等共済組合法	労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百八号）
中央労働災害防止協会	中小企業退職金共済事業団（昭和三十四年法律第百六十号）
中小企業金融公庫	中小企業信用保険公庫法（昭和二十八年法律第百九十六号）
新技術開発事業団	日用保証協会（昭和二十八年法律第百九十七号）
信用保証協会	森林開発公団（昭和三十一年法律第百八十号）
森林開発公団	水資源開発公団（昭和三十四年法律第百六十七号）
水資源公団	水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）
水資源開発促進法	電源開発促進税法（昭和三十八年法律第三十五号）
電源開発促進税	石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十九年法律第百五十八号）
石炭鉱業合理化事業団	鉱業等長期信用銀行等に関する法律（昭和二十八年法律第二百号）
鉱業等長期信用銀行	公共企業体職員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）
専売共済組合	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）
損害保険料率算出団体	青少年問題協議会設置法（昭和三十一年法律第百六十五号）
青少年問題協議会	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第百七十八号）
農業委員会等に関する法律	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
地方公務員等共済組合法	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）
地方公務員災害補償法	地方公務員の団体（法人でない）
地方公務員の団体（法人でない）	国家公務員の団体（法人でない）
国家公務員の団体（法人でない）	国際親善団体（昭和二十四年法律第二百四十号）
国際親善団体	国鉄共済組合（昭和二十五年法律第百三十三号）
国鉄共済組合	公共企業体職員等共済組合法（昭和二十五年法律第百三十四号）
公共企業体職員等共済組合法	国民金融公庫（昭和二十四年法律第百三十九号）
国民金融公庫	住宅金融公庫（昭和二十五年法律第百二十六号）
住宅金融公庫	宗教法人（昭和二十六年法律第百六十八号）
宗教法人	住宅組合（大正十年法律第六十八号）
住宅組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	酒造組合中央会
酒造組合中央会	酒造組合連合会
酒造組合連合会	醸造試験所
醸造試験所	醸造組合
醸造組合	醸造組合中央会
醸造組合中央会	醸造協同組合
醸造協同組合	醸造協同組合連合会
醸造協同組合連合会	輸出酒造組合
輸出酒造組合	輸出酒造組合連合会
輸出酒造組合連合会	酒造組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）
酒造組合等に関する法律	酒類業組合
酒類業組合	酒類業組合中央会
酒類業組合中央会	酒類業組合連合会
酒類業組合連合会	酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第八号）
酒類業組合等に関する法律	酒類小売業組合
酒類小売業組合	酒類小売業組合中央会
酒類小売業組合中央会	酒類小売業組合連合会
酒類小売業組合連合会	酒類小売業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第九号）
酒類小売業組合等に関する法律	酒類卸売業組合
酒類卸売業組合	酒類卸売業組合中央会
酒類卸売業組合中央会	酒類卸売業組合連合会
酒類卸売業組合連合会	酒類卸売業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第十号）
酒類卸売業組合等に関する法律	輸入酒類卸売業組合
輸入酒類卸売業組合	輸入酒類卸売業組合中央会
輸入酒類卸売業組合中央会	輸入酒類卸売業組合連合会
輸入酒類卸売業組合連合会	輸入酒類卸売業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第十一号）
輸入酒類卸売業組合等に関する法律	酒造業組合
酒造業組合	酒造業組合中央会
酒造業組合中央会	酒造業組合連合会
酒造業組合連合会	酒造業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第十二号）
酒造業組合等に関する法律	酒販業組合
酒販業組合	酒販業組合中央会
酒販業組合中央会	酒販業組合連合会
酒販業組合連合会	酒販業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第十三号）
酒販業組合等に関する法律	酒販小売業組合
酒販小売業組合	酒販小売業組合中央会
酒販小売業組合中央会	酒販小売業組合連合会
酒販小売業組合連合会	酒販小売業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第十四号）
酒販小売業組合等に関する法律	酒販卸売業組合
酒販卸売業組合	酒販卸売業組合中央会
酒販卸売業組合中央会	酒販卸売業組合連合会
酒販卸売業組合連合会	酒販卸売業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第十五号）
酒販卸売業組合等に関する法律	輸入酒類販売業組合
輸入酒類販売業組合	輸入酒類販売業組合中央会
輸入酒類販売業組合中央会	輸入酒類販売業組合連合会
輸入酒類販売業組合連合会	輸入酒類販売業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第十六号）
輸入酒類販売業組合等に関する法律	酒類販売業組合
酒類販売業組合	酒類販売業組合中央会
酒類販売業組合中央会	酒類販売業組合連合会
酒類販売業組合連合会	酒類販売業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第十七号）
酒類販売業組合等に関する法律	酒類製造業組合
酒類製造業組合	酒類製造業組合中央会
酒類製造業組合中央会	酒類製造業組合連合会
酒類製造業組合連合会	酒類製造業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第十八号）
酒類製造業組合等に関する法律	酒類業組合
酒類業組合	酒類業組合中央会
酒類業組合中央会	酒類業組合連合会
酒類業組合連合会	酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第十九号）
酒類業組合等に関する法律	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第二十号）
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	酒類業中央会
酒類業中央会	酒類業団体法（昭和二十八年法律第二十一号）
酒類業団体法	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）
農業災害補償法	漁業災害補償法（昭和二十七年法律第二百八十一号）
漁業災害補償法	農業共済保険組合（法人でない）
農業共済保険組合	農業共済組合（法人でない）
農業共済組合	農業共済組合連合会（法人でない）
農業共済組合連合会	農業共済組合等に関する法律（昭和二十八年法律第二十二号）
農業共済組合等に関する法律	農業協同組合（昭和二十二年法律第百三十二号）
農業協同組合	農業協同組合連合会（昭和二十二年法律第百三十三号）
農業協同組合連合会	農業協同組合等に関する法律（昭和二十八年法律第二十三号）
農業協同組合等に関する法律	農業協同組合信用事業残高の限度に関する法律（昭和二十八年法律第二十四号）
農業協同組合信用事業残高の限度に関する法律	農業協同組合連合会信用事業残高の限度に関する法律（昭和二十八年法律第二十五号）
農業協同組合連合会信用事業残高の限度に関する法律	農業協同組合連合会の監査に関する法律（昭和二十八年法律第二十六号）
農業協同組合連合会の監査に関する法律	農業協同組合連合会の整理に関する法律（昭和二十八年法律第二十七号）
農業協同組合連合会の整理に関する法律	農業協同組合連合会の解散に関する法律（昭和二十八年法律第二十八号）
農業協同組合連合会の解散に関する法律	農業協同組合連合会の合併に関する法律（昭和二十八年法律第二十九号）
農業協同組合連合会の合併に関する法律	農業協同組合連合会の会計に関する法律（昭和二十八年法律第三十号）
農業協同組合連合会の会計に関する法律	農業協同組合連合会の役員の選挙に関する法律（昭和二十八年法律第三十一号）
農業協同組合連合会の役員の選挙に関する法律	農業協同組合連合会の役員の報酬に関する法律（昭和二十八年法律第三十二号）
農業協同組合連合会の役員の報酬に関する法律	農業協同組合連合会の役員の退職手当に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）
農業協同組合連合会の役員の退職手当に関する法律	農業協同組合連合会の役員の兼職禁止に関する法律（昭和二十八年法律第三十四号）
農業協同組合連合会の役員の兼職禁止に関する法律	農業協同組合連合会の役員の欠格事由に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）
農業協同組合連合会の役員の欠格事由に関する法律	農業協同組合連合会の役員の罷免に関する法律（昭和二十八年法律第三十六号）
農業協同組合連合会の役員の罷免に関する法律	農業協同組合連合会の役員の補欠選挙に関する法律（昭和二十八年法律第三十七号）
農業協同組合連合会の役員の補欠選挙に関する法律	農業協同組合連合会の役員の選挙の効力に関する法律（昭和二十八年法律第三十八号）
農業協同組合連合会の役員の選挙の効力に関する法律	農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟に関する法律（昭和二十八年法律第三十九号）
農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟に関する法律	農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の効力に関する法律（昭和二十八年法律第四十号）
農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の効力に関する法律	農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行に関する法律（昭和二十八年法律第四十一号）
農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行に関する法律	農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力に関する法律（昭和二十八年法律第四十二号）
農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力に関する法律	農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟に関する法律（昭和二十八年法律第四十三号）
農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟に関する法律	農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行に関する法律（昭和二十八年法律第四十四号）
農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行に関する法律	農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力に関する法律（昭和二十八年法律第四十五号）
農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力に関する法律	農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟に関する法律（昭和二十八年法律第四十六号）
農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟に関する法律	農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行に関する法律（昭和二十八年法律第四十七号）
農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行に関する法律	農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力に関する法律（昭和二十八年法律第四十八号）
農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟に関する法律	農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行に関する法律（昭和二十八年法律第四十九号）
農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行に関する法律	農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力に関する法律（昭和二十八年法律第五十号）
農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力に関する法律	農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）
農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟に関する法律	農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行に関する法律（昭和二十八年法律第五十二号）

地方公務員等共済組合法	公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）
地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）	地方公務員の団体（法人でない）
国家公務員の団体（法人でない）	国際親善団体（昭和二十四年法律第二百四十号）
国鉄共済組合（昭和二十五年法律第百三十三号）	公共企業体職員等共済組合法（昭和二十五年法律第百三十四号）
国民金融公庫（昭和二十四年法律第百三十九号）	住宅金融公庫（昭和二十五年法律第百二十六号）
宗教法人（昭和二十六年法律第百六十八号）	住宅組合（大正十年法律第六十八号）
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）	酒造組合中央会
酒造組合連合会	醸造試験所
醸造組合	醸造組合中央会
醸造協同組合	醸造協同組合連合会
輸出酒造組合	輸出酒造組合連合会
酒造組合等に関する法律（昭和二十八年法律第十号）	酒類組合
酒類組合中央会	酒類組合連合会
酒類小売業組合	酒類小売業組合中央会
酒類小売業組合連合会	酒類小売業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第十四号）
酒類卸売業組合	酒類卸売業組合中央会
酒類卸売業組合連合会	酒類卸売業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第十五号）
輸入酒類販売業組合	輸入酒類販売業組合中央会
輸入酒類販売業組合連合会	輸入酒類販売業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第十六号）
酒類販売業組合	酒類販売業組合中央会
酒類販売業組合連合会	酒類販売業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第十七号）
酒類製造業組合	酒類製造業組合中央会
酒類製造業組合連合会	酒類製造業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第十八号）
酒類業組合	酒類業組合中央会
酒類業組合連合会	酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第十九号）
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第二十号）	酒類業中央会
酒類業団体法（昭和二十八年法律第二十一号）	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）
漁業災害補償法（昭和二十七年法律第二百八十一号）	農業共済保険組合（法人でない）
農業共済組合（法人でない）	農業共済組合連合会（法人でない）
農業共済組合等に関する法律（昭和二十八年法律第二十二号）	農業協同組合（昭和二十二年法律第百三十二号）
農業協同組合連合会（昭和二十二年法律第百三十三号）	農業協同組合等に関する法律（昭和二十八年法律第二十三号）
農業協同組合信用事業残高の限度に関する法律（昭和二十八年法律第二十四号）	農業協同組合連合会信用事業残高の限度に関する法律（昭和二十八年法律第二十五号）
農業協同組合連合会の監査に関する法律（昭和二十八年法律第二十六号）	農業協同組合連合会の整理に関する法律（昭和二十八年法律第二十七号）
農業協同組合連合会の解散に関する法律（昭和二十八年法律第二十八号）	農業協同組合連合会の合併に関する法律（昭和二十八年法律第二十九号）
農業協同組合連合会の会計に関する法律（昭和二十八年法律第三十号）	農業協同組合連合会の役員の選挙に関する法律（昭和二十八年法律第三十一号）
農業協同組合連合会の役員の報酬に関する法律（昭和二十八年法律第三十二号）	農業協同組合連合会の役員の退職手当に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）
農業協同組合連合会の役員の兼職禁止に関する法律（昭和二十八年法律第三十四号）	農業協同組合連合会の役員の欠格事由に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）
農業協同組合連合会の役員の罷免に関する法律（昭和二十八年法律第三十六号）	農業協同組合連合会の役員の補欠選挙に関する法律（昭和二十八年法律第三十七号）
農業協同組合連合会の役員の選挙の効力に関する法律（昭和二十八年法律第三十八号）	農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟に関する法律（昭和二十八年法律第三十九号）
農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の効力に関する法律（昭和二十八年法律第四十号）	農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行に関する法律（昭和二十八年法律第四十一号）
農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力に関する法律（昭和二十八年法律第四十二号）	農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟に関する法律（昭和二十八年法律第四十三号）
農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行に関する法律（昭和二十八年法律第四十四号）	農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力に関する法律（昭和二十八年法律第四十五号）
農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟に関する法律（昭和二十八年法律第四十六号）	農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行に関する法律（昭和二十八年法律第四十七号）
農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力に関する法律（昭和二十八年法律第四十八号）	農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟に関する法律（昭和二十八年法律第四十九号）
農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行に関する法律（昭和二十八年法律第五十号）	農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）
農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟に関する法律	農業協同組合連合会の役員の選挙の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行の効力の争訟の裁判の執行に関する法律（昭和二十八年法律第五十二号）

日本学校給食会	日本学校給食会法（昭和三十年法律第百四十八号）
日本原子力船開発事業団	日本原子力船開発事業団法（昭和三十八年法律第百号）
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法
日本国有鉄道	日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）
日本蚕繭事業団	日本蚕繭事業団法（昭和三十四年法律第百四号）
日本自転車振興会	自転車競技法
日本住宅公団	日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）
日本商工会議所	商工会議所法
日本消防検定協会	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）
日本税理士会連合会	税理士法
日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）
日本専売公社	日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本中小企業指導センター	中小企業指導法（昭和三十八年法律第百四十七号）
日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）
日本てん菜振興会	日本てん菜振興会法（昭和三十四年法律第百八号）
日本電信電話公社	日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）
日本電信電話公社共済組合	公共企業体職員等共済組合法

日本道路公団	日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）
日本弁護士連合会	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）
日本貿易振興会	日本貿易振興会法（昭和三十三年法律第九十五号）
日本放送協会	放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）
日本輸出入銀行	日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）
日本労働協会	日本労働協会法（昭和三十三年法律第百三十二号）
年金福祉事業団	年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第百八十号）
農業機械化研究所	農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）
農業共済基金	農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）
農業共済組合	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）
農業共済組合連合会	農業協同組合法
農業協同組合中央会	農業信用基金協会法（昭和三十六年法律第二百四号）
農業信用基金協会	農地開発機械公団法（昭和三十年法律第百四十二号）
農地開発機械公団	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
農林漁業金融公庫	農林漁業団体職員共済組合法
農林漁業団体職員共済組合	阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）
阪神高速道路公団	農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）
負債整理組合	弁護士法
弁護士会	

弁理士会	弁理士法（大正十年法律第百号）
北海道東北開発公庫	北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）
北方協会	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和三十六年法律第百六十二号）
水資源開発公団	水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）
郵便募金管理会	お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）
輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）
輸出入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	
林業信用基金	林業信用基金法（昭和三十八年法律第五十五号）
労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）
労働災害防止協会	労働災害防止団体等に関する法律
労働福祉事業団	労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）

二　前号の表に掲げる内国法人のうちいずれかのもの　国外に源泉がある所得（収益事業から生ずる所得を除く。）について所得税及び法人税に相当する税を課さないこととしている外国に本店又は主たる事務所を有する外国法人で、当該内国法人に準ずるものとして政令で定めるところにより大蔵大臣が指定したもの

別表第二　所得税の簡易税額表

（一）

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ) 以上	未満	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
円	円	円	%
1,500円未満		0	0
1,500	2,000	120	8
2,000	2,500	160	8
2,500	3,000	200	8
3,000	3,500	240	8
3,500	4,000	280	8
4,000	4,500	320	8
4,500	5,000	360	8
5,000	5,500	400	8
5,500	6,000	440	8
6,000	6,500	480	8
6,500	7,000	520	8
7,000	7,500	560	8
7,500	8,000	600	8
8,000	8,500	640	8
8,500	9,000	680	8
9,000	9,500	720	8
9,500	10,000	760	8
10,000	10,500	800	8
10,500	11,000	840	8
11,000	11,500	880	8
11,500	12,000	920	8
12,000	12,500	960	8
12,500	13,000	1,000	8
13,000	13,500	1,040	8
13,500	14,000	1,080	8
14,000	14,500	1,120	8
14,500	15,000	1,160	8
15,000	15,500	1,200	8
15,500	16,000	1,240	8
16,000	16,500	1,280	8
16,500	17,000	1,320	8
17,000	17,500	1,360	8
17,500	18,000	1,400	8
18,000	18,500	1,440	8
18,500	19,000	1,480	8
19,000	19,500	1,520	8
19,500	20,000	1,560	8
20,000	20,500	1,600	8
20,500	21,000	1,640	8
21,000	21,500	1,680	8
21,500	22,000	1,720	8
22,000	22,500	1,760	8
22,500	23,000	1,800	8
23,000	23,500	1,840	8
23,500	24,000	1,880	8
24,000	24,500	1,920	8
24,500	25,000	1,960	8
25,000	25,500	2,000	8
25,500	26,000	2,040	8
26,000	26,500	2,080	8
26,500	27,000	2,120	8
27,000	27,500	2,160	8
27,500	28,000	2,200	8
28,000	28,500	2,240	8
28,500	29,000	2,280	8
29,000	29,500	2,320	8
29,500	30,000	2,360	8
30,000	31,000	2,400	8
31,000	32,000	2,480	8
32,000	33,000	2,560	8
33,000	34,000	2,640	8
34,000	35,000	2,720	8
35,000	36,000	2,800	8
36,000	37,000	2,880	8
37,000	38,000	2,960	8
38,000	39,000	3,040	8
39,000	40,000	3,120	8
40,000	41,000	3,200	8
41,000	42,000	3,280	8
42,000	43,000	3,360	8
43,000	44,000	3,440	8
44,000	45,000	3,520	8
45,000	46,000	3,600	8
46,000	47,000	3,680	8
47,000	48,000	3,760	8
48,000	49,000	3,840	8
49,000	50,000	3,920	8
50,000	51,000	4,000	8
51,000	52,000	4,080	8
52,000	53,000	4,160	8
53,000	54,000	4,240	8
54,000	55,000	4,320	8
55,000	56,000	4,400	8
56,000	57,000	4,480	8
57,000	58,000	4,560	8
58,000	59,000	4,640	8
59,000	60,000	4,720	8
60,000	61,000	4,800	8
61,000	62,000	4,880	8
62,000	63,000	4,960	8
63,000	64,000	5,040	8
64,000	65,000	5,120	8
65,000	66,000	5,200	8
66,000	67,000	5,280	8
67,000	68,000	5,360	8
68,000	69,000	5,440	8
69,000	70,000	5,520	8
70,000	71,000	5,600	8
71,000	72,000	5,680	8
72,000	73,000	5,760	8
73,000	74,000	5,840	8
74,000	75,000	5,920	8
75,000	76,000	6,000	8
76,000	77,000	6,080	8
77,000	78,000	6,160	8
78,000	79,000	6,240	8
79,000	80,000	6,320	8
80,000	81,000	6,400	8
81,000	82,000	6,480	8
82,000	83,000	6,560	8
83,000	84,000	6,640	8
84,000	85,000	6,720	8
85,000	86,000	6,800	8
86,000	87,000	6,880	8
87,000	88,000	6,960	8
88,000	89,000	7,040	8
89,000	90,000	7,120	8
90,000	92,000	7,200	8
92,000	94,000	7,360	8
94,000	96,000	7,520	8
96,000	98,000	7,680	8
98,000	100,000	7,840	8
100,000	102,000	8,000	8
102,000	104,000	8,200	8
104,000	106,000	8,400	8
106,000	108,000	8,600	8
108,000	110,000	8,800	8
110,000	112,000	9,000	8
112,000	114,000	9,200	8
114,000	116,000	9,400	8
116,000	118,000	9,600	8
118,000	120,000	9,800	8
120,000	122,000	10,000	8

（二）

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ) 以上	未満	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
円	円	円	%
122,000	124,000	10,200	8
124,000	126,000	10,400	8
126,000	128,000	10,600	8
128,000	130,000	10,800	8
130,000	132,000	11,000	8
132,000	134,000	11,200	8
134,000	136,000	11,400	8
136,000	138,000	11,600	8
138,000	140,000	11,800	8
140,000	142,000	12,000	8
142,000	144,000	12,200	8
144,000	146,000	12,400	8
146,000	148,000	12,600	8
148,000	150,000	12,800	8
150,000	152,000	13,000	8
152,000	154,000	13,200	8
154,000	156,000	13,400	8
156,000	158,000	13,600	8
158,000	160,000	13,800	8
160,000	162,000	14,000	8
162,000	164,000	14,200	8
164,000	166,000	14,400	8
166,000	168,000	14,600	8
168,000	170,000	14,800	8
170,000	172,000	15,000	8
172,000	174,000	15,200	8
174,000	176,000	15,400	8
176,000	178,000	15,600	8
178,000	180,000	15,800	8
180,000	182,000	16,000	8
182,000	184,000	16,200	8
184,000	186,000	16,400	8
186,000	188,000	16,600	8
188,000	190,000	16,800	8
190,000	192,000	17,000	8
192,000	194,000	17,200	8
194,000	196,000	17,400	8
196,000	198,000	17,600	8
198,000	200,000	17,800	8
200,000	202,000	18,000	9
202,000	204,000	18,300	9
204,000	206,000	18,600	9
206,000	208,000	18,900	9
208,000	210,000	19,200	9
210,000	213,000	19,500	9
213,000	216,000	19,950	9
216,000	219,000	20,400	9
219,000	222,000	20,850	9
222,000	225,000	21,300	9
225,000	228,000	21,750	9
228,000	231,000	22,200	9
231,000	234,000	22,650	9
234,000	237,000	23,100	9
237,000	240,000	23,550	9
240,000	243,000	24,000	10
243,000	246,000	24,450	10
246,000	249,000	24,900	10
249,000	252,000	25,350	10
252,000	255,000	25,800	10
255,000	258,000	26,250	10
258,000	261,000	26,700	10
261,000	264,000	27,150	10
264,000	267,000	27,600	10
267,000	270,000	28,050	10
270,000	273,000	28,500	10
273,000	276,000	28,950	10
276,000	279,000	29,400	10
279,000	282,000	29,850	10
282,000	285,000	30,300	10
285,000	288,000	30,750	10
288,000	291,000	31,200	10
291,000	294,000	31,650	10
294,000	297,000	32,100	10
297,000	300,000	32,550	10
300,000	303,000	33,000	11
303,000	306,000	33,450	11
306,000	309,000	33,900	11
309,000	312,000	34,350	11
312,000	315,000	34,800	11
315,000	318,000	35,250	11
318,000	321,000	35,700	11
321,000	324,000	36,150	11
324,000	327,000	36,600	11
327,000	330,000	37,050	11
330,000	333,000	37,500	11
333,000	336,000	37,950	11
336,000	339,000	38,400	11
339,000	342,000	38,850	11
342,000	345,000	39,300	11
345,000	348,000	39,750	11
348,000	351,000	40,200	11
351,000	354,000	40,650	11
354,000	357,000	41,100	11
357,000	360,000	41,550	11
360,000	363,000	42,000	11
363,000	366,000	42,450	11
366,000	369,000	42,900	11
369,000	372,000	43,350	11
372,000	375,000	43,800	11
375,000	378,000	44,250	11
378,000	381,000	44,700	11
381,000	384,000	45,150	11
384,000	387,000	45,600	11
387,000	390,000	46,050	11
390,000	394,000	46,500	11
394,000	398,000	47,100	11
398,000	402,000	47,700	11
402,000	406,000	48,300	12
406,000	410,000	48,900	12
410,000	414,000	49,500	12
414,000	418,000	50,100	12
418,000	422,000	50,700	12
422,000	426,000	51,300	12
426,000	430,000	51,900	12
430,000	434,000	52,500	12
434,000	438,000	53,100	12
438,000	442,000	53,700	12
442,000	446,000	54,300	12
446,000	450,000	54,900	12
450,000	454,000	55,500	12
454,000	458,000	56,100	12
458,000	462,000	56,700	12
462,000	466,000	57,300	12
466,000	470,000	57,900	12
470,000	474,000	58,500	12
474,000	478,000	59,100	12
478,000	482,000	59,700	12
482,000	486,000	60,300	12
486,000	490,000	60,900	12
490,000	494,000	61,500	12
494,000	498,000	62,100	12
498,000	502,000	62,700	12
502,000	506,000	63,400	12
506,000	510,000	64,200	12
510,000	514,000	65,000	12

別表第三　山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,500円未満		0	23,000	23,500	1,840	61,000	62,000	4,880
			23,500	24,000	1,880	62,000	63,000	4,960
1,500	2,000	120	24,000	24,500	1,920	63,000	64,000	5,040
2,000	2,500	160	24,500	25,000	1,960	64,000	65,000	5,120
2,500	3,000	200	25,000	25,500	2,000	65,000	66,000	5,200
3,000	3,500	240	25,500	26,000	2,040	66,000	67,000	5,280
3,500	4,000	280	26,000	26,500	2,080	67,000	68,000	5,360
4,000	4,500	320	26,500	27,000	2,120	68,000	69,000	5,440
4,500	5,000	360	27,000	27,500	2,160	69,000	70,000	5,520
5,000	5,500	400	27,500	28,000	2,200	70,000	71,000	5,600
5,500	6,000	440	28,000	28,500	2,240	71,000	72,000	5,680
6,000	6,500	480	28,500	29,000	2,280	72,000	73,000	5,760
6,500	7,000	520	29,000	29,500	2,320	73,000	74,000	5,840
7,000	7,500	560	29,500	30,000	2,360	74,000	75,000	5,920
7,500	8,000	600	30,000	31,000	2,400	75,000	76,000	6,000
8,000	8,500	640	31,000	32,000	2,480	76,000	77,000	6,080
8,500	9,000	680	32,000	33,000	2,560	77,000	78,000	6,160
9,000	9,500	720	33,000	34,000	2,640	78,000	79,000	6,240
9,500	10,000	760	34,000	35,000	2,720	79,000	80,000	6,320
10,000	10,500	800	35,000	36,000	2,800	80,000	81,000	6,400
10,500	11,000	840	36,000	37,000	2,880	81,000	82,000	6,480
11,000	11,500	880	37,000	38,000	2,960	82,000	83,000	6,560
11,500	12,000	920	38,000	39,000	3,040	83,000	84,000	6,640
12,000	12,500	960	39,000	40,000	3,120	84,000	85,000	6,720
12,500	13,000	1,000	40,000	41,000	3,200	85,000	86,000	6,800
13,000	13,500	1,040	41,000	42,000	3,280	86,000	87,000	6,880
13,500	14,000	1,080	42,000	43,000	3,360	87,000	88,000	6,960
14,000	14,500	1,120	43,000	44,000	3,440	88,000	89,000	7,040
14,500	15,000	1,160	44,000	45,000	3,520	89,000	90,000	7,120
15,000	15,500	1,200	45,000	46,000	3,600	90,000	92,000	7,200
15,500	16,000	1,240	46,000	47,000	3,680	92,000	94,000	7,360
16,000	16,500	1,280	47,000	48,000	3,760	94,000	96,000	7,520
16,500	17,000	1,320	48,000	49,000	3,840	96,000	98,000	7,680
17,000	17,500	1,360	49,000	50,000	3,920	98,000	100,000	7,840
17,500	18,000	1,400	50,000	51,000	4,000	100,000	102,000	8,000
18,000	18,500	1,440	51,000	52,000	4,080	102,000	104,000	8,160
18,500	19,000	1,480	52,000	53,000	4,160	104,000	106,000	8,320
19,000	19,500	1,520	53,000	54,000	4,240	106,000	108,000	8,480
19,500	20,000	1,560	54,000	55,000	4,320	108,000	110,000	8,640
20,000	20,500	1,600	55,000	56,000	4,400	110,000	112,000	8,800
20,500	21,000	1,640	56,000	57,000	4,480	112,000	114,000	8,960
21,000	21,500	1,680	57,000	58,000	4,560	114,000	116,000	9,120
21,500	22,000	1,720	58,000	59,000	4,640	116,000	118,000	9,280
22,000	22,500	1,760	59,000	60,000	4,720	118,000	120,000	9,440
22,500	23,000	1,800	60,000	61,000	4,800	120,000	122,000	9,600

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ) 以上	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ) 未満	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ) 以上	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ) 未満	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ) 以上	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ) 未満	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
514,000	518,000	65,800	12	660,000	665,000	95,000	14	835,000	840,000	131,750	15
518,000	522,000	66,600	12	665,000	670,000	96,000	14	840,000	845,000	133,000	15
522,000	526,000	67,400	12	670,000	675,000	97,000	14	845,000	850,000	134,250	15
526,000	530,000	68,200	12	675,000	680,000	98,000	14	850,000	855,000	135,500	15
530,000	534,000	69,000	13	680,000	685,000	99,000	14	855,000	860,000	136,750	15
534,000	538,000	69,800	13	685,000	690,000	100,000	14	860,000	865,000	138,000	16
538,000	542,000	70,600	13	690,000	695,000	101,000	14	865,000	870,000	139,250	16
542,000	546,000	71,400	13	695,000	700,000	102,000	14	870,000	875,000	140,500	16
546,000	550,000	72,200	13	700,000	705,000	103,000	14	875,000	880,000	141,750	16
550,000	554,000	73,000	13	705,000	710,000	104,000	14	880,000	885,000	143,000	16
554,000	558,000	73,800	13	710,000	715,000	105,000	14	885,000	890,000	144,250	16
558,000	562,000	74,600	13	715,000	720,000	106,000	14	890,000	895,000	145,500	16
562,000	566,000	75,400	13	720,000	725,000	107,000	14	895,000	900,000	146,750	16
566,000	570,000	76,200	13	725,000	730,000	108,000	14	900,000	905,000	148,000	16
570,000	574,000	77,000	13	730,000	735,000	109,000	14	905,000	910,000	149,250	16
574,000	578,000	77,800	13	735,000	740,000	110,000	14	910,000	915,000	150,500	16
578,000	582,000	78,600	13	740,000	745,000	111,000	15	915,000	920,000	151,750	16
582,000	586,000	79,400	13	745,000	750,000	112,000	15	920,000	925,000	153,000	16
586,000	590,000	80,200	13	750,000	755,000	113,000	15	925,000	930,000	154,250	16
590,000	594,000	81,000	13	755,000	760,000	114,000	15	930,000	935,000	155,500	16
594,000	598,000	81,800	13	760,000	765,000	115,000	15	935,000	940,000	156,750	16
598,000	602,000	82,600	13	765,000	770,000	116,000	15	940,000	945,000	158,000	16
602,000	606,000	83,400	13	770,000	775,000	117,000	15	945,000	950,000	159,250	16
606,000	610,000	84,200	13	775,000	780,000	118,000	15	950,000	955,000	160,500	16
610,000	614,000	85,000	13	780,000	785,000	119,000	15	955,000	960,000	161,750	16
614,000	618,000	85,800	13	785,000	790,000	120,000	15	960,000	965,000	163,000	16
618,000	622,000	86,600	14	790,000	795,000	121,000	15	965,000	970,000	164,250	17
622,000	626,000	87,400	14	795,000	800,000	122,000	15	970,000	975,000	165,500	17
626,000	630,000	88,200	14	800,000	805,000	123,000	15	975,000	980,000	166,750	17
630,000	635,000	89,000	14	805,000	810,000	124,250	15	980,000	985,000	168,000	17
635,000	640,000	90,000	14	810,000	815,000	125,500	15	985,000	990,000	169,250	17
640,000	645,000	91,000	14	815,000	820,000	126,750	15	990,000	995,000	170,500	17
645,000	650,000	92,000	14	820,000	825,000	128,000	15	995,000	1,000,000	171,750	17
650,000	655,000	93,000	14	825,000	830,000	129,250	15	1,000,000円		173,000	17
655,000	660,000	94,000	14	830,000	835,000	130,500	15				

(注)　この表において「調整所得金額」とは、第八十四条第一項第一号（変動所得及び臨時所得の平均課税）に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

(1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

(2) 第八十四条第一項第二号に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

(二)

課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
122,000	124,000	9,760	213,000	216,000	17,040	348,000	351,000	27,840
124,000	126,000	9,920	216,000	219,000	17,280	351,000	354,000	28,080
126,000	128,000	10,080	219,000	222,000	17,520	354,000	357,000	28,320
128,000	130,000	10,240	222,000	225,000	17,760	357,000	360,000	28,560
130,000	132,000	10,400	225,000	228,000	18,000	360,000	363,000	28,800
132,000	134,000	10,560	228,000	231,000	18,240	363,000	366,000	29,040
134,000	136,000	10,720	231,000	234,000	18,480	366,000	369,000	29,280
136,000	138,000	10,880	234,000	237,000	18,720	369,000	372,000	29,520
138,000	140,000	11,040	237,000	240,000	18,960	372,000	375,000	29,760
140,000	142,000	11,200	240,000	243,000	19,200	375,000	378,000	30,000
142,000	144,000	11,360	243,000	246,000	19,440	378,000	381,000	30,240
144,000	146,000	11,520	246,000	249,000	19,680	381,000	384,000	30,480
146,000	148,000	11,680	249,000	252,000	19,920	384,000	387,000	30,720
148,000	150,000	11,840	252,000	255,000	20,160	387,000	390,000	30,960
150,000	152,000	12,000	255,000	258,000	20,400	390,000	394,000	31,200
152,000	154,000	12,160	258,000	261,000	20,640	394,000	398,000	31,520
154,000	156,000	12,320	261,000	264,000	20,880	398,000	402,000	31,840
156,000	158,000	12,480	264,000	267,000	21,120	402,000	406,000	32,160
158,000	160,000	12,640	267,000	270,000	21,360	406,000	410,000	32,480
160,000	162,000	12,800	270,000	273,000	21,600	410,000	414,000	32,800
162,000	164,000	12,960	273,000	276,000	21,840	414,000	418,000	33,120
164,000	166,000	13,120	276,000	279,000	22,080	418,000	422,000	33,440
166,000	168,000	13,280	279,000	282,000	22,320	422,000	426,000	33,760
168,000	170,000	13,440	282,000	285,000	22,560	426,000	430,000	34,080
170,000	172,000	13,600	285,000	288,000	22,800	430,000	434,000	34,400
172,000	174,000	13,760	288,000	291,000	23,040	434,000	438,000	34,720
174,000	176,000	13,920	291,000	294,000	23,280	438,000	442,000	35,040
176,000	178,000	14,080	294,000	297,000	23,520	442,000	446,000	35,360
178,000	180,000	14,240	297,000	300,000	23,760	446,000	450,000	35,680
180,000	182,000	14,400	300,000	303,000	24,000	450,000	454,000	36,000
182,000	184,000	14,560	303,000	306,000	24,240	454,000	458,000	36,320
184,000	186,000	14,720	306,000	309,000	24,480	458,000	462,000	36,640
186,000	188,000	14,880	309,000	312,000	24,720	462,000	466,000	36,960
188,000	190,000	15,040	312,000	315,000	24,960	466,000	470,000	37,280
190,000	192,000	15,200	315,000	318,000	25,200	470,000	474,000	37,600
192,000	194,000	15,360	318,000	321,000	25,440	474,000	478,000	37,920
194,000	196,000	15,520	321,000	324,000	25,680	478,000	482,000	38,240
196,000	198,000	15,680	324,000	327,000	25,920	482,000	486,000	38,560
198,000	200,000	15,840	327,000	330,000	26,160	486,000	490,000	38,880
200,000	202,000	16,000	330,000	333,000	26,400	490,000	494,000	39,200
202,000	204,000	16,160	333,000	336,000	26,640	494,000	498,000	39,520
204,000	206,000	16,320	336,000	339,000	26,880	498,000	502,000	39,840
206,000	208,000	16,480	339,000	342,000	27,120	502,000	506,000	40,200
208,000	210,000	16,640	342,000	345,000	27,360	506,000	510,000	40,600
210,000	213,000	16,800	345,000	348,000	27,600	510,000	514,000	41,000

(三)

課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
514,000	518,000	41,400	660,000	665,000	56,000	835,000	840,000	73,500
518,000	522,000	41,800	665,000	670,000	56,500	840,000	845,000	74,000
522,000	526,000	42,200	670,000	675,000	57,000	845,000	850,000	74,500
526,000	530,000	42,600	675,000	680,000	57,500	850,000	855,000	75,000
530,000	534,000	43,000	680,000	685,000	58,000	855,000	860,000	75,500
534,000	538,000	43,400	685,000	690,000	58,500	860,000	865,000	76,000
538,000	542,000	43,800	690,000	695,000	59,000	865,000	870,000	76,500
542,000	546,000	44,200	695,000	700,000	59,500	870,000	875,000	77,000
546,000	550,000	44,600	700,000	705,000	60,000	875,000	880,000	77,500
550,000	554,000	45,000	705,000	710,000	60,500	880,000	885,000	78,000
554,000	558,000	45,400	710,000	715,000	61,000	885,000	890,000	78,500
558,000	562,000	45,800	715,000	720,000	61,500	890,000	895,000	79,000
562,000	566,000	46,200	720,000	725,000	62,000	895,000	900,000	79,500
566,000	570,000	46,600	725,000	730,000	62,500	900,000	905,000	80,000
570,000	574,000	47,000	730,000	735,000	63,000	905,000	910,000	80,500
574,000	578,000	47,400	735,000	740,000	63,500	910,000	915,000	81,000
578,000	582,000	47,800	740,000	745,000	64,000	915,000	920,000	81,500
582,000	586,000	48,200	745,000	750,000	64,500	920,000	925,000	82,000
586,000	590,000	48,600	750,000	755,000	65,000	925,000	930,000	82,500
590,000	594,000	49,000	755,000	760,000	65,500	930,000	935,000	83,000
594,000	598,000	49,400	760,000	765,000	66,000	935,000	940,000	83,500
598,000	602,000	49,800	765,000	770,000	66,500	940,000	945,000	84,000
602,000	606,000	50,200	770,000	775,000	67,000	945,000	950,000	84,500
606,000	610,000	50,600	775,000	780,000	67,500	950,000	955,000	85,000
610,000	614,000	51,000	780,000	785,000	68,000	955,000	960,000	85,500
614,000	618,000	51,400	785,000	790,000	68,500	960,000	965,000	86,000
618,000	622,000	51,800	790,000	795,000	69,000	965,000	970,000	86,500
622,000	626,000	52,200	795,000	800,000	69,500	970,000	975,000	87,000
626,000	630,000	52,600	800,000	805,000	70,000	975,000	980,000	87,500
630,000	635,000	53,000	805,000	810,000	70,500	980,000	985,000	88,000
635,000	640,000	53,500	810,000	815,000	71,000	985,000	990,000	88,500
640,000	645,000	54,000	815,000	820,000	71,500	990,000	995,000	89,000
645,000	650,000	54,500	820,000	825,000	72,000	995,000	1,000,000	89,500
650,000	655,000	55,000	825,000	830,000	72,500			
655,000	660,000	55,500	830,000	835,000	73,000	1,000,000円		90,000

（備考） 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

イ甲　表

（二）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数										乙
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
27,400	27,800	760	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,069
27,800	28,200	790	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,145
28,200	28,600	820	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,221
28,600	29,000	850	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,297
29,000	29,400	890	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,373
29,400	29,800	920	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,449
29,800	30,200	950	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,525
30,200	30,600	980	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,601
30,600	31,000	1,010	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,682
31,000	31,400	1,050	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,770
31,400	31,800	1,080	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,858
31,800	32,200	1,110	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,946
32,200	32,600	1,140	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,034
32,600	33,000	1,170	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,132
33,000	33,400	1,210	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,260
33,400	33,800	1,240	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,388
33,800	34,200	1,270	350	20	0	0	0	0	0	0	0	0	4,516
34,200	34,600	1,300	370	40	0	0	0	0	0	0	0	0	4,644
34,600	35,000	1,330	400	70	0	0	0	0	0	0	0	0	4,772
35,000	35,600	1,370	430	100	0	0	0	0	0	0	0	0	4,900
35,600	36,200	1,420	470	140	0	0	0	0	0	0	0	0	5,092
36,200	36,800	1,470	510	180	0	0	0	0	0	0	0	0	5,284
36,800	37,400	1,530	550	210	0	0	0	0	0	0	0	0	5,476
37,400	38,000	1,600	590	250	0	0	0	0	0	0	0	0	5,647
38,000	38,600	1,670	620	290	0	0	0	0	0	0	0	0	5,815
38,600	39,200	1,740	660	330	0	0	0	0	0	0	0	0	5,983
39,200	39,800	1,810	710	370	30	0	0	0	0	0	0	0	6,151
39,800	40,400	1,890	760	410	70	0	0	0	0	0	0	0	6,319
40,400	41,000	1,960	810	440	110	0	0	0	0	0	0	0	6,487
41,000	41,600	2,030	850	480	150	0	0	0	0	0	0	0	6,655
41,600	42,200	2,100	900	520	190	0	0	0	0	0	0	0	6,823
42,200	42,800	2,170	950	560	230	0	0	0	0	0	0	0	6,991
42,800	43,400	2,250	1,000	600	260	0	0	0	0	0	0	0	7,159
43,400	44,000	2,320	1,050	640	300	0	0	0	0	0	0	0	7,327
44,000	44,600	2,390	1,090	680	340	10	0	0	0	0	0	0	7,495
44,600	45,200	2,470	1,150	730	390	50	0	0	0	0	0	0	7,656
45,200	45,800	2,550	1,200	790	430	100	0	0	0	0	0	0	7,835
45,800	46,400	2,640	1,260	840	470	140	0	0	0	0	0	0	8,054
46,400	47,000	2,720	1,310	890	520	180	0	0	0	0	0	0	8,273
47,000	47,600	2,800	1,360	950	560	230	0	0	0	0	0	0	8,492
47,600	48,200	2,880	1,420	1,000	600	270	0	0	0	0	0	0	8,711
48,200	48,800	2,960	1,470	1,060	650	310	0	0	0	0	0	0	8,930
48,800	49,400	3,040	1,540	1,110	690	360	20	0	0	0	0	0	9,149
49,400	50,000	3,120	1,620	1,160	750	400	60	0	0	0	0	0	9,368
50,000	50,600	3,200	1,700	1,220	800	440	110	0	0	0	0	0	9,587
50,600	51,200	3,280	1,780	1,270	860	480	150	0	0	0	0	0	9,806
51,200	51,800	3,360	1,860	1,330	910	530	190	0	0	0	0	0	10,025
51,800	52,400	3,450	1,950	1,380	960	570	240	0	0	0	0	0	10,244
52,400	53,000	3,530	2,030	1,430	1,020	610	280	0	0	0	0	0	10,463
53,000	54,000	3,630	2,130	1,510	1,090	670	340	10	0	0	0	0	10,682

別表第四　給与所得の源泉徴収税額表（月額表）

イ甲　表

（一）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数										乙
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
16,200円	未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料控除後の給与等の金額の6％に相当する金額
16,200	16,400	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,131
16,400	16,600	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,151
16,600	16,800	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,170
16,800	17,000	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,189
17,000	17,200	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,208
17,200	17,400	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,227
17,400	17,600	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,247
17,600	17,800	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,266
17,800	18,000	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,285
18,000	18,200	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,304
18,200	18,400	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,323
18,400	18,600	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,343
18,600	18,800	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,375
18,800	19,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,410
19,000	19,200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,445
19,200	19,400	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,480
19,400	19,600	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,516
19,600	19,800	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,551
19,800	20,000	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,586
20,000	20,200	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,621
20,200	20,400	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,656
20,400	20,600	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,692
20,600	20,800	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,727
20,800	21,000	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,762
21,000	21,200	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,797
21,200	21,400	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,832
21,400	21,600	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,868
21,600	21,800	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,903
21,800	22,000	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,938
22,000	22,200	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,973
22,200	22,400	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,012
22,400	22,600	410	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,054
22,600	22,800	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,095
22,800	23,000	440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,136
23,000	23,400	460	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,177
23,400	23,800	480	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,260
23,800	24,200	510	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,342
24,200	24,600	530	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,424
24,600	25,000	560	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,507
25,000	25,400	590	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,589
25,400	25,800	610	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,672
25,800	26,200	640	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,754
26,200	26,600	660	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,836
26,600	27,000	690	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,917
27,000	27,400	730	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,993

イ甲　表

（四）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲											乙
		扶養親族等の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
114,500	116,000	16,560	14,060	13,020	11,980	10,940	9,970	9,130	8,300	7,470	6,630	5,800	36,692
116,000	117,500	16,940	14,440	13,400	12,350	11,310	10,270	9,430	8,600	7,770	6,930	6,100	37,383
117,500	119,000	17,310	14,810	13,770	12,730	11,690	10,650	9,730	8,900	8,070	7,230	6,400	38,208
119,000	120,500	17,690	15,190	14,150	13,100	12,060	11,020	10,030	9,200	8,370	7,530	6,700	39,033
120,500	122,000	18,060	15,560	14,520	13,480	12,440	11,400	10,350	9,500	8,670	7,830	7,000	39,858
122,000	123,500	18,440	15,940	14,900	13,850	12,810	11,770	10,730	9,800	8,970	8,130	7,300	40,683
123,500	125,000	18,860	16,310	15,270	14,230	13,190	12,150	11,100	10,100	9,270	8,430	7,600	41,500
125,000	126,500	19,310	16,690	15,650	14,600	13,560	12,520	11,480	10,440	9,570	8,730	7,900	42,250
126,500	128,000	19,760	17,060	16,020	14,980	13,940	12,900	11,850	10,810	9,870	9,030	8,200	43,000
128,000	130,000	20,280	17,500	16,460	15,420	14,370	13,330	12,290	11,250	10,220	9,380	8,550	43,750
130,000	132,000	20,880	18,000	16,960	15,920	14,870	13,830	12,790	11,750	10,710	9,780	8,950	44,750
132,000	134,000	21,480	18,500	17,460	16,420	15,370	14,330	13,290	12,250	11,210	10,180	9,350	45,750
134,000	136,000	22,080	19,080	17,960	16,920	15,870	14,830	13,790	12,750	11,710	10,670	9,750	46,750
136,000	138,000	22,680	19,680	18,460	17,420	16,370	15,330	14,290	13,250	12,210	11,170	10,150	47,750
138,000	140,000	23,280	20,280	19,030	17,920	16,870	15,830	14,790	13,750	12,710	11,670	10,620	48,750
140,000	142,000	23,880	20,880	19,630	18,420	17,370	16,330	15,290	14,250	13,210	12,170	11,120	49,750
142,000	144,000	24,480	21,480	20,230	18,980	17,870	16,830	15,790	14,750	13,710	12,670	11,620	50,750
144,000	146,000	25,080	22,080	20,830	19,580	18,370	17,330	16,290	15,250	14,210	13,170	12,120	51,750
146,000	148,000	25,680	22,680	21,430	20,180	18,930	17,830	16,790	15,750	14,710	13,670	12,620	52,750
148,000	150,000	26,280	23,280	22,030	20,780	19,530	18,330	17,290	16,250	15,210	14,170	13,120	53,750
150,000	152,000	26,880	23,880	22,630	21,380	20,130	18,880	17,790	16,750	15,710	14,670	13,620	54,750
152,000	154,000	27,480	24,480	23,230	21,980	20,730	19,480	18,290	17,250	16,210	15,170	14,120	55,750
154,000	156,000	28,080	25,080	23,830	22,580	21,330	20,080	18,830	17,750	16,710	15,670	14,620	56,750
156,000	158,000	28,680	25,680	24,430	23,180	21,930	20,680	19,430	18,250	17,210	16,170	15,120	57,750
158,000	160,000	29,280	26,280	25,030	23,780	22,530	21,280	20,030	18,780	17,710	16,670	15,620	58,750
160,000	162,000	29,880	26,880	25,630	24,380	23,130	21,880	20,630	19,380	18,210	17,170	16,120	59,750
162,000	164,000	30,480	27,480	26,230	24,980	23,730	22,480	21,230	19,980	18,730	17,670	16,620	60,750
164,000	166,000	31,080	28,080	26,830	25,580	24,330	23,080	21,830	20,580	19,330	18,170	17,120	61,750
166,000	168,000	31,680	28,680	27,430	26,180	24,930	23,680	22,430	21,180	19,930	18,680	17,620	62,750
168,000	170,000	32,280	29,280	28,030	26,780	25,530	24,280	23,030	21,780	20,530	19,280	18,120	63,750
170,000	172,000	32,880	29,880	28,630	27,380	26,130	24,880	23,630	22,380	21,130	19,880	18,630	64,750
172,000	174,000	33,480	30,480	29,230	27,980	26,730	25,480	24,230	22,980	21,730	20,480	19,230	65,750
174,000	176,000	34,170	31,080	29,830	28,580	27,330	26,080	24,830	23,580	22,330	21,080	19,830	66,716
176,000	178,000	34,870	31,680	30,430	29,180	27,930	26,680	25,430	24,180	22,930	21,680	20,430	67,616
178,000	180,000	35,570	32,280	31,030	29,780	28,530	27,280	26,030	24,780	23,530	22,280	21,030	68,516
180,000	182,000	36,270	32,880	31,630	30,380	29,130	27,880	26,630	25,380	24,130	22,880	21,630	69,583
182,000	184,000	36,970	33,480	32,230	30,980	29,730	28,480	27,230	25,980	24,730	23,480	22,230	70,683
184,000	186,000	37,670	34,170	32,830	31,580	30,330	29,080	27,830	26,580	25,330	24,080	22,830	71,783
186,000	188,000	38,370	34,870	33,430	32,180	30,930	29,680	28,430	27,180	25,930	24,680	23,430	72,883
188,000	190,000	39,070	35,570	34,110	32,780	31,530	30,280	29,030	27,780	26,530	25,280	24,030	73,983
190,000	192,000	39,770	36,270	34,810	33,380	32,130	30,880	29,630	28,380	27,130	25,880	24,630	75,083
192,000	194,000	40,470	36,970	35,510	34,050	32,730	31,480	30,230	28,980	27,730	26,480	25,230	76,183
194,000	196,000	41,170	37,670	36,210	34,750	33,330	32,080	30,830	29,580	28,330	27,080	25,830	77,283
196,000	198,000	41,870	38,370	36,910	35,450	33,990	32,680	31,430	30,180	28,930	27,680	26,430	78,383
198,000	200,000	42,570	39,070	37,610	36,150	34,690	33,280	32,030	30,780	29,530	28,280	27,030	79,483

イ甲　表

（三）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲											乙
		扶養親族等の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
54,000	55,000	3,770	2,270	1,640	1,180	760	410	80	0	0	0	0	11,047
55,000	56,000	3,900	2,400	1,780	1,270	850	480	150	0	0	0	0	11,412
56,000	57,000	4,040	2,540	1,910	1,360	940	550	220	0	0	0	0	11,777
57,000	58,000	4,170	2,670	2,050	1,450	1,030	630	290	0	0	0	0	12,142
58,000	59,000	4,310	2,810	2,180	1,560	1,120	710	370	30	0	0	0	12,507
59,000	60,000	4,440	2,940	2,320	1,690	1,210	800	440	100	0	0	0	12,872
60,000	61,000	4,580	3,080	2,450	1,830	1,300	890	510	180	0	0	0	13,237
61,000	62,000	4,720	3,220	2,600	1,970	1,400	980	590	250	0	0	0	13,600
62,000	63,000	4,870	3,370	2,750	2,120	1,500	1,080	670	330	0	0	0	13,983
63,000	64,000	5,020	3,520	2,900	2,270	1,650	1,180	770	410	80	0	0	14,433
64,000	65,000	5,170	3,670	3,050	2,420	1,800	1,280	870	490	160	0	0	14,883
65,000	66,000	5,350	3,820	3,200	2,570	1,950	1,380	970	570	240	0	0	15,333
66,000	67,000	5,550	3,970	3,350	2,720	2,100	1,480	1,070	650	320	0	0	15,733
67,000	68,000	5,750	4,120	3,500	2,870	2,250	1,620	1,170	750	400	70	0	16,133
68,000	69,000	5,950	4,270	3,650	3,020	2,400	1,770	1,270	850	480	150	0	16,533
69,000	70,000	6,150	4,420	3,800	3,170	2,550	1,920	1,370	950	560	230	0	16,933
70,000	71,000	6,350	4,570	3,950	3,320	2,700	2,070	1,470	1,050	640	310	0	17,333
71,000	72,000	6,550	4,720	4,100	3,470	2,850	2,220	1,600	1,150	730	390	50	17,733
72,000	73,000	6,750	4,870	4,250	3,620	3,000	2,370	1,750	1,250	830	470	130	18,133
73,000	74,000	6,950	5,020	4,400	3,770	3,150	2,520	1,900	1,350	930	550	210	18,533
74,000	75,000	7,150	5,170	4,550	3,920	3,300	2,670	2,050	1,450	1,030	630	290	18,933
75,000	76,000	7,350	5,350	4,700	4,070	3,450	2,820	2,200	1,570	1,130	720	370	19,333
76,000	77,000	7,550	5,550	4,850	4,220	3,600	2,970	2,350	1,720	1,230	820	450	19,733
77,000	78,000	7,750	5,750	5,000	4,370	3,750	3,120	2,500	1,870	1,330	920	530	20,133
78,000	79,000	7,950	5,950	5,150	4,520	3,900	3,270	2,650	2,020	1,430	1,020	610	20,533
79,000	80,000	8,150	6,150	5,320	4,670	4,050	3,420	2,800	2,170	1,550	1,120	700	20,933
80,000	81,000	8,350	6,350	5,520	4,820	4,200	3,570	2,950	2,320	1,700	1,220	800	21,333
81,000	82,000	8,550	6,550	5,720	4,970	4,350	3,720	3,100	2,470	1,850	1,320	900	21,733
82,000	83,000	8,750	6,750	5,920	5,120	4,500	3,870	3,250	2,620	2,000	1,420	1,000	22,133
83,000	84,500	9,000	7,000	6,170	5,330	4,690	4,060	3,440	2,810	2,190	1,560	1,120	22,533
84,500	86,000	9,300	7,300	6,470	5,630	4,910	4,290	3,660	3,040	2,410	1,790	1,270	23,133
86,000	87,500	9,600	7,600	6,770	5,930	5,140	4,510	3,890	3,260	2,640	2,010	1,420	23,733
87,500	89,000	9,900	7,900	7,070	6,230	5,400	4,740	4,110	3,490	2,860	2,240	1,610	24,417
89,000	90,500	10,200	8,200	7,370	6,530	5,700	4,960	4,340	3,710	3,090	2,460	1,840	25,167
90,500	92,000	10,560	8,500	7,670	6,830	6,000	5,190	4,560	3,940	3,310	2,690	2,060	25,892
92,000	93,500	10,940	8,800	7,970	7,130	6,300	5,470	4,790	4,160	3,540	2,910	2,290	26,567
93,500	95,000	11,310	9,100	8,270	7,430	6,600	5,770	5,010	4,390	3,760	3,140	2,510	27,242
95,000	96,500	11,690	9,400	8,570	7,730	6,900	6,070	5,240	4,610	3,990	3,360	2,740	27,917
96,500	98,000	12,060	9,700	8,870	8,030	7,200	6,370	5,530	4,840	4,210	3,590	2,960	28,592
98,000	99,500	12,440	10,000	9,170	8,330	7,500	6,670	5,830	5,060	4,440	3,810	3,190	29,267
99,500	101,000	12,810	10,310	9,470	8,630	7,800	6,970	6,130	5,300	4,660	4,040	3,410	29,942
101,000	102,500	13,190	10,690	9,770	8,930	8,100	7,270	6,430	5,600	4,890	4,260	3,640	30,617
102,500	104,000	13,560	11,060	10,070	9,230	8,400	7,570	6,730	5,900	5,110	4,490	3,860	31,292
104,000	105,500	13,940	11,440	10,400	9,530	8,700	7,870	7,030	6,200	5,370	4,710	4,090	31,967
105,500	107,000	14,310	11,810	10,770	9,830	9,000	8,170	7,330	6,500	5,670	4,940	4,310	32,642
107,000	108,500	14,690	12,190	11,150	10,130	9,300	8,470	7,630	6,800	5,970	5,160	4,540	33,317
108,500	110,000	15,060	12,560	11,520	10,480	9,600	8,770	7,930	7,100	6,270	5,430	4,760	33,992
110,000	111,500	15,440	12,940	11,900	10,850	9,900	9,070	8,230	7,400	6,570	5,730	4,990	34,667
111,500	113,000	15,810	13,310	12,270	11,230	10,200	9,370	8,530	7,700	6,870	6,030	5,210	35,342
113,000	114,500	16,190	13,690	12,650	11,600	10,560	9,670	8,830	8,000	7,170	6,330	5,500	36,017

「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が10人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに600円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合には、これらの一に該当するごとに500円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき500円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

(ニ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が13歳以上の扶養親族又は13歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき、6,000円又は5,000円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(イ)の(2)及び(4)により求めた金額が、その求める税額である。

(ホ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに600円を控除した金額）が、その求める税額である。

イ　甲　　表

（五）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲											乙
		扶養親族等の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											税額
200,000円		42,920円	39,420円	37,960円	36,500円	35,040円	33,580円	32,330円	31,080円	29,830円	28,580円	27,330円	80,583円
200,000円をこえ250,000円に満たない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち200,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額											80,583円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち200,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額
250,000円		60,420円	56,920円	55,460円	54,000円	52,540円	51,080円	49,830円	48,580円	47,330円	46,080円	44,830円	103,083円
250,000円をこえ375,000円に満たない金額		250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち250,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額											103,083円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち250,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額
375,000円		110,420円	106,920円	105,460円	104,000円	102,540円	101,080円	99,830円	98,580円	97,330円	96,080円	94,830円	165,583円
375,000円をこえ542,000円に満たない金額		375,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち375,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額											165,583円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち375,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額
542,000円		185,570円	182,070円	180,610円	179,150円	177,690円	176,230円	174,980円	173,730円	172,480円	171,230円	169,980円	257,433円
542,000円をこえる金額		542,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち542,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											257,433円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち542,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに600円を控除した金額													従たる給与についての扶養控除等申告書の提出がある場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに500円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額													1人ごとに600円を控除した金額

（注） この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（備考） 税額の求め方は、次のとおりである。

(イ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（第七十八条第三項（扶養控除額の特例の適用を受けない者）の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。）については、

(1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から次に掲げる金額を控除した金額を求める。

(イ) その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額

(ロ) 当該申告書により申告された扶養親族のうちに年長扶養親族（第百八十七条第二項（年長扶養親族がある場合の徴収税額）に規定する年長扶養親族をいう。以下同じ。）がある場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき1,000円

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が10人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて

ロ 乙 表

(一)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
24,600円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24,600	25,000	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25,000	25,400	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25,400	25,800	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25,800	26,200	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26,200	26,600	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26,600	27,000	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27,000	27,400	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27,400	27,800	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27,800	28,200	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28,200	28,600	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28,600	29,000	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29,000	29,400	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29,400	29,800	330	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29,800	30,200	360	30	0	0	0	0	0	0	0	0
30,200	30,600	390	50	0	0	0	0	0	0	0	0
30,600	31,000	410	80	0	0	0	0	0	0	0	0
31,000	31,400	440	100	0	0	0	0	0	0	0	0
31,400	31,800	460	130	0	0	0	0	0	0	0	0
31,800	32,200	490	150	0	0	0	0	0	0	0	0
32,200	32,600	510	180	0	0	0	0	0	0	0	0
32,600	33,000	540	210	0	0	0	0	0	0	0	0
33,000	33,400	560	230	0	0	0	0	0	0	0	0
33,400	33,800	590	260	0	0	0	0	0	0	0	0
33,800	34,200	620	280	0	0	0	0	0	0	0	0
34,200	34,600	640	310	0	0	0	0	0	0	0	0
34,600	35,000	670	330	0	0	0	0	0	0	0	0
35,000	35,600	710	370	30	0	0	0	0	0	0	0
35,600	36,200	750	400	70	0	0	0	0	0	0	0
36,200	36,800	800	440	110	0	0	0	0	0	0	0
36,800	37,400	850	480	150	0	0	0	0	0	0	0
37,400	38,000	900	520	190	0	0	0	0	0	0	0
38,000	38,600	950	560	220	0	0	0	0	0	0	0
38,600	39,200	990	600	260	0	0	0	0	0	0	0
39,200	39,800	1,040	630	300	0	0	0	0	0	0	0
39,800	40,400	1,090	670	340	10	0	0	0	0	0	0
40,400	41,000	1,140	720	380	40	0	0	0	0	0	0
41,000	41,600	1,190	770	420	80	0	0	0	0	0	0
41,600	42,200	1,230	820	450	120	0	0	0	0	0	0
42,200	42,800	1,280	870	490	160	0	0	0	0	0	0
42,800	43,400	1,330	910	530	200	0	0	0	0	0	0
43,400	44,000	1,380	960	570	240	0	0	0	0	0	0
44,000	44,600	1,430	1,010	610	280	0	0	0	0	0	0
44,600	45,200	1,480	1,070	650	320	0	0	0	0	0	0
45,200	45,800	1,550	1,120	700	360	30	0	0	0	0	0
45,800	46,400	1,640	1,170	760	410	70	0	0	0	0	0
46,400	47,000	1,720	1,230	810	450	120	0	0	0	0	0
47,000	47,600	1,800	1,280	860	490	160	0	0	0	0	0
47,600	48,200	1,880	1,340	920	540	200	0	0	0	0	0
48,200	48,800	1,960	1,390	970	580	250	0	0	0	0	0
48,800	49,400	2,040	1,440	1,030	620	290	0	0	0	0	0

ロ 乙 表

(二)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
49,400	50,000	2,120	1,500	1,080	660	330	0	0	0	0	0
50,000	50,600	2,200	1,580	1,130	720	370	40	0	0	0	0
50,600	51,200	2,280	1,660	1,190	770	420	80	0	0	0	0
51,200	51,800	2,360	1,740	1,240	830	460	130	0	0	0	0
51,800	52,400	2,450	1,820	1,300	880	500	170	0	0	0	0
52,400	53,000	2,530	1,900	1,350	930	550	210	0	0	0	0
53,000	54,000	2,630	2,010	1,420	1,010	610	270	0	0	0	0
54,000	55,000	2,770	2,140	1,520	1,100	680	340	10	0	0	0
55,000	56,000	2,900	2,280	1,650	1,190	770	420	80	0	0	0
56,000	57,000	3,040	2,410	1,790	1,280	860	490	150	0	0	0
57,000	58,000	3,170	2,550	1,920	1,370	950	560	230	0	0	0
58,000	59,000	3,310	2,680	2,060	1,460	1,040	630	300	0	0	0
59,000	60,000	3,440	2,820	2,190	1,570	1,130	710	370	40	0	0
60,000	61,000	3,580	2,950	2,330	1,700	1,220	800	440	110	0	0
61,000	62,000	3,720	3,100	2,470	1,850	1,320	900	520	190	0	0
62,000	63,000	3,870	3,250	2,620	2,000	1,420	1,000	600	270	0	0
63,000	64,000	4,020	3,400	2,770	2,150	1,520	1,100	680	350	10	0
64,000	65,000	4,170	3,550	2,920	2,300	1,670	1,200	780	430	90	0
65,000	66,000	4,320	3,700	3,070	2,450	1,820	1,300	880	510	170	0
66,000	67,000	4,470	3,850	3,220	2,600	1,970	1,400	980	590	250	0
67,000	68,000	4,620	4,000	3,370	2,750	2,120	1,500	1,080	670	330	0
68,000	69,000	4,770	4,150	3,520	2,900	2,270	1,650	1,180	770	410	80
69,000	70,000	4,920	4,300	3,670	3,050	2,420	1,800	1,280	870	490	160
70,000	71,000	5,070	4,450	3,820	3,200	2,570	1,950	1,380	970	570	240
71,000	72,000	5,220	4,600	3,970	3,350	2,720	2,100	1,480	1,070	650	320
72,000	73,000	5,420	4,750	4,120	3,500	2,870	2,250	1,620	1,170	750	400
73,000	74,000	5,620	4,900	4,270	3,650	3,020	2,400	1,770	1,270	850	480
74,000	75,000	5,820	5,050	4,420	3,800	3,170	2,550	1,920	1,370	950	560
75,000	76,000	6,020	5,200	4,570	3,950	3,320	2,700	2,070	1,470	1,050	640
76,000	77,000	6,220	5,380	4,720	4,100	3,470	2,850	2,220	1,600	1,150	730
77,000	78,000	6,420	5,580	4,870	4,250	3,620	3,000	2,370	1,750	1,250	830
78,000	79,000	6,620	5,780	5,020	4,400	3,770	3,150	2,520	1,900	1,350	930
79,000	80,000	6,820	5,980	5,170	4,550	3,920	3,300	2,670	2,050	1,450	1,030
80,000	81,000	7,020	6,180	5,350	4,700	4,070	3,450	2,820	2,200	1,570	1,130
81,000	82,000	7,220	6,380	5,550	4,850	4,220	3,600	2,970	2,350	1,720	1,230
82,000	83,000	7,420	6,580	5,750	5,000	4,370	3,750	3,120	2,500	1,870	1,330
83,000	84,500	7,670	6,830	6,000	5,190	4,560	3,940	3,310	2,690	2,060	1,460
84,500	86,000	7,970	7,130	6,300	5,470	4,790	4,160	3,540	2,910	2,290	1,660
86,000	87,500	8,270	7,430	6,600	5,770	5,010	4,390	3,760	3,140	2,510	1,890
87,500	89,000	8,570	7,730	6,900	6,070	5,240	4,610	3,990	3,360	2,740	2,110
89,000	90,500	8,870	8,030	7,200	6,370	5,530	4,840	4,210	3,590	2,960	2,340
90,500	92,000	9,170	8,330	7,500	6,670	5,830	5,060	4,440	3,810	3,190	2,560
92,000	93,500	9,470	8,630	7,800	6,970	6,130	5,300	4,660	4,040	3,410	2,790
93,500	95,000	9,770	8,930	8,100	7,270	6,430	5,600	4,890	4,260	3,640	3,010
95,000	96,500	10,070	9,230	8,400	7,570	6,730	5,900	5,110	4,490	3,860	3,240
96,500	98,000	10,400	9,530	8,700	7,870	7,030	6,200	5,370	4,710	4,090	3,460
98,000	99,500	10,770	9,830	9,000	8,170	7,330	6,500	5,670	4,940	4,310	3,690
99,500	101,000	11,150	10,130	9,300	8,470	7,630	6,800	5,970	5,160	4,540	3,910
101,000	102,500	11,520	10,480	9,600	8,770	7,930	7,100	6,270	5,430	4,760	4,140
102,500	104,000	11,900	10,850	9,900	9,070	8,230	7,400	6,570	5,730	4,990	4,360

ロ　乙　　表

（四）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
196,000	198,000	39,530	38,070	36,620	35,160	33,700	32,430	31,180	29,930	28,680	27,430
198,000	200,000	40,230	38,770	37,320	35,860	34,400	33,030	31,780	30,530	29,280	28,030
200,000円		40,580	39,120	37,670	36,210	34,750	33,330	32,080	30,830	29,580	28,330
200,000円をこえ250,000円に満たない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち200,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額									
250,000円		58,080	56,620	55,170	53,710	52,250	50,830	49,580	48,330	47,080	45,830
250,000円をこえ375,000円に満たない金額		250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち250,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額									
375,000円		108,080	106,620	105,170	103,710	102,250	100,830	99,580	98,330	97,080	95,830
375,000円をこえ542,000円に満たない金額		375,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち375,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額									
542,000円		183,230	181,770	180,320	178,860	177,400	175,980	174,730	173,480	172,230	170,980
542,000円をこえる金額		542,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち542,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに600円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに500円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

（注）　この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち第七十八条第二項（扶養控除額の特例）の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

(1)　まず、その居住者のその月の給与等の金額から次に掲げる金額を控除した金額を求める。

(イ)　その給与等の金額から控除される社会保険料の金額

(ロ)　当該申告書により申告された扶養親族のうちに年長扶養親族がある場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき1,000円

(2)　当該申告書により申告された扶養親族の数が10人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)　当該申告書により申告された扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が10人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに600円を控除した金額が、その求める税額である。

(4)　当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合には、これらの一に該当するごとに500円を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき500円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

ロ　乙　　表

（三）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
104,000	105,500	12,270	11,230	10,200	9,370	8,530	7,700	6,870	6,030	5,210	4,590
105,500	107,000	12,650	11,600	10,560	9,670	8,830	8,000	7,170	6,330	5,500	4,810
107,000	108,500	13,020	11,980	10,940	9,970	9,130	8,300	7,470	6,630	5,800	5,040
108,500	110,000	13,400	12,350	11,310	10,270	9,430	8,600	7,770	6,930	6,100	5,270
110,000	111,500	13,770	12,730	11,690	10,650	9,730	8,900	8,070	7,230	6,400	5,570
111,500	113,000	14,150	13,100	12,060	11,020	10,030	9,200	8,370	7,530	6,700	5,870
113,000	114,500	14,520	13,480	12,440	11,400	10,350	9,500	8,670	7,830	7,000	6,170
114,500	116,000	14,900	13,850	12,810	11,770	10,730	9,800	8,970	8,130	7,300	6,470
116,000	117,500	15,270	14,230	13,190	12,150	11,100	10,100	9,270	8,430	7,600	6,770
117,500	119,000	15,650	14,600	13,560	12,520	11,480	10,440	9,570	8,730	7,900	7,070
119,000	120,500	16,020	14,980	13,940	12,900	11,850	10,810	9,870	9,030	8,200	7,370
120,500	122,000	16,400	15,350	14,310	13,270	12,230	11,190	10,170	9,330	8,500	7,670
122,000	123,500	16,770	15,730	14,690	13,650	12,600	11,560	10,520	9,630	8,800	7,970
123,500	125,000	17,150	16,100	15,066	14,020	12,980	11,940	10,890	9,930	9,100	8,270
125,000	126,500	17,520	16,480	15,440	14,400	13,350	12,310	11,270	10,230	9,400	8,570
126,500	128,000	17,900	16,850	15,810	14,770	13,730	12,690	11,640	10,600	9,700	8,870
128,000	130,000	18,330	17,290	16,250	15,210	14,170	13,120	12,080	11,040	10,050	9,220
130,000	132,000	18,880	17,790	16,750	15,710	14,670	13,620	12,580	11,540	10,500	9,620
132,000	134,000	19,480	18,290	17,250	16,210	15,170	14,120	13,080	12,040	11,000	10,020
134,000	136,000	20,080	18,830	17,750	16,710	15,670	14,620	13,580	12,540	11,500	10,460
136,000	138,000	20,680	19,430	18,250	17,210	16,170	15,120	14,080	13,040	12,000	10,960
138,000	140,000	21,280	20,030	18,780	17,710	16,670	15,620	14,580	13,540	12,500	11,460
140,000	142,000	21,880	20,630	19,380	18,210	17,170	16,120	15,080	14,040	13,000	11,960
142,000	144,000	22,480	21,230	19,980	18,730	17,670	16,620	15,580	14,540	13,500	12,460
144,000	146,000	23,080	21,830	20,580	19,330	18,170	17,120	16,080	15,040	14,000	12,960
146,000	148,000	23,680	22,430	21,180	19,930	18,680	17,620	16,580	15,540	14,500	13,460
148,000	150,000	24,280	23,030	21,780	20,530	19,280	18,120	17,080	16,040	15,000	13,960
150,000	152,000	24,880	23,630	22,380	21,130	19,880	18,630	17,580	16,540	15,500	14,460
152,000	154,000	25,480	24,230	22,980	21,730	20,480	19,230	18,080	17,040	16,000	14,960
154,000	156,000	26,080	24,830	23,580	22,330	21,080	19,830	18,580	17,540	16,500	15,460
156,000	158,000	26,680	25,430	24,180	22,930	21,680	20,430	19,180	18,040	17,000	15,960
158,000	160,000	27,280	26,030	24,780	23,530	22,280	21,030	19,780	18,540	17,500	16,460
160,000	162,000	27,880	26,630	25,380	24,130	22,880	21,630	20,380	19,130	18,000	16,960
162,000	164,000	28,480	27,230	25,980	24,730	23,480	22,230	20,980	19,730	18,500	17,460
164,000	166,000	29,080	27,830	26,580	25,330	24,080	22,830	21,580	20,330	19,080	17,960
166,000	168,000	29,680	28,430	27,180	25,930	24,680	23,430	22,180	20,930	19,680	18,460
168,000	170,000	30,280	29,030	27,780	26,530	25,280	24,030	22,780	21,530	20,280	19,030
170,000	172,000	30,880	29,630	28,380	27,130	25,880	24,630	23,380	22,130	20,880	19,630
172,000	174,000	31,480	30,230	28,980	27,730	26,480	25,230	23,980	22,730	21,480	20,230
174,000	176,000	32,080	30,830	29,580	28,330	27,080	25,830	24,580	23,330	22,080	20,830
176,000	178,000	32,680	31,430	30,180	28,930	27,680	26,430	25,180	23,930	22,680	21,430
178,000	180,000	33,280	32,030	30,780	29,530	28,280	27,030	25,780	24,530	23,280	22,030
180,000	182,000	33,930	32,630	31,380	30,130	28,880	27,630	26,380	25,130	23,880	22,630
182,000	184,000	34,630	33,230	31,980	30,730	29,480	28,230	26,980	25,730	24,480	23,230
184,000	186,000	35,330	33,870	32,580	31,330	30,080	28,830	27,580	26,330	25,080	23,830
186,000	188,000	36,030	34,570	33,180	31,930	30,680	29,430	28,180	26,930	25,680	24,430
188,000	190,000	36,730	35,270	33,820	32,530	31,280	30,030	28,780	27,530	26,280	25,030
190,000	192,000	37,430	35,970	34,520	33,130	31,880	30,630	29,380	28,130	26,880	25,630
192,000	194,000	38,130	36,670	35,220	33,760	32,480	31,230	29,980	28,730	27,480	26,230
194,000	196,000	38,830	37,370	35,920	34,460	33,080	31,830	30,580	29,330	28,080	26,830

別表第五　給与所得の源泉徴収税額表（日額表）

イ　甲　　表

（一）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲											乙	丙
		扶養親族等の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
580円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料控除後の給与等の金額に相当する金額	0
580	590	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0
590	600	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0
600	610	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0
610	620	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	0
620	630	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0
630	640	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	0
640	650	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	0
650	660	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0
660	670	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0
670	680	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0
680	690	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0
690	700	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
700	710	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	0
710	720	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	0
720	730	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63	0
730	740	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
740	750	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
750	760	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69	0
760	770	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
770	780	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73	0
780	790	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	0
790	800	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	0
800	810	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79	0
810	820	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81	0
820	830	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83	0
830	840	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85	0
840	850	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87	0
850	860	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89	0
860	880	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	91	0
880	900	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95	0
900	920	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	0
920	940	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	104	0
940	960	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	107	0
960	980	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	111	0
980	1,000	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	115	0
1,000	1,020	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	118	0
1,020	1,040	35	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	123	0
1,040	1,060	35	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	127	0
1,060	1,080	35	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	132	0
1,080	1,100	40	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	136	0
1,100	1,120	40	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	142	0
1,120	1,140	40	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	149	0
1,140	1,160	45	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	155	0
1,160	1,180	45	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	162	0
1,180	1,200	45	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	168	0

イ　甲　　表

（二）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲											乙	丙
		扶養親族等の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,200	1,220	45	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	174	0
1,220	1,240	50	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	181	0
1,240	1,260	50	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	187	0
1,260	1,280	55	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	193	0
1,280	1,300	55	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	198	0
1,300	1,320	60	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	204	0
1,320	1,340	60	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	209	0
1,340	1,360	65	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	215	0
1,360	1,380	65	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	221	0
1,380	1,400	70	30	15	5	0	0	0	0	0	0	0	226	0
1,400	1,420	70	30	20	5	0	0	0	0	0	0	0	232	0
1,420	1,440	75	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0	237	0
1,440	1,460	75	35	20	10	0	0	0	0	0	0	0	243	0
1,460	1,480	80	35	20	10	0	0	0	0	0	0	0	249	0
1,480	1,520	80	40	25	10	0	0	0	0	0	0	0	254	0
1,520	1,560	85	40	25	15	5	0	0	0	0	0	0	267	0
1,560	1,600	90	45	30	20	5	0	0	0	0	0	0	281	0
1,600	1,640	100	50	35	20	10	0	0	0	0	0	0	296	0
1,640	1,680	105	55	40	25	15	0	0	0	0	0	0	310	0
1,680	1,720	110	60	40	30	15	5	0	0	0	0	0	325	0
1,720	1,760	115	65	45	30	20	10	0	0	0	0	0	340	0
1,760	1,800	120	70	50	35	20	10	0	0	0	0	0	354	0
1,800	1,840	125	75	55	40	25	15	0	0	0	0	0	369	1
1,840	1,880	130	80	60	40	30	15	5	0	0	0	0	383	4
1,880	1,920	135	85	65	45	30	20	10	0	0	0	0	398	6
1,920	1,960	140	90	70	50	35	20	10	0	0	0	0	413	9
1,960	2,000	145	95	75	55	40	25	15	5	0	0	0	427	11
2,000	2,040	150	100	80	60	45	30	15	5	0	0	0	442	14
2,040	2,080	160	110	85	65	45	35	20	10	0	0	0	456	17
2,080	2,120	165	115	95	70	50	35	25	10	0	0	0	472	20
2,120	2,160	170	120	100	80	55	40	25	15	5	0	0	490	23
2,160	2,200	175	125	105	85	65	45	30	20	5	0	0	508	25
2,200	2,240	185	130	110	90	70	50	35	20	10	0	0	524	28
2,240	2,280	195	140	115	95	75	55	40	25	15	0	0	540	31
2,280	2,320	200	145	125	100	80	60	45	30	15	5	0	556	35
2,320	2,360	210	150	130	110	85	65	45	35	20	10	0	572	38
2,360	2,400	215	155	135	115	95	70	50	35	25	10	0	588	42
2,400	2,440	225	160	140	120	100	80	55	40	25	15	5	604	46
2,440	2,480	235	170	145	125	105	85	65	45	30	20	5	620	49
2,480	2,520	240	175	155	130	110	90	70	50	35	20	10	636	53
2,520	2,560	250	180	160	140	115	95	75	55	40	25	15	652	56
2,560	2,600	255	190	165	145	125	100	80	60	45	30	15	668	60
2,600	2,640	265	200	170	150	130	110	85	65	45	35	20	684	64
2,640	2,680	275	205	180	155	135	115	95	70	50	35	25	700	67
2,680	2,720	280	215	185	160	140	120	100	80	60	40	25	716	72
2,720	2,780	290	225	195	170	150	130	105	85	65	45	30	732	78
2,780	2,840	305	235	210	180	160	135	115	95	75	55	40	756	86
2,840	2,900	315	250	220	190	165	145	125	105	85	60	45	780	95
2,900	2,960	325	260	230	205	175	155	135	115	90	70	50	805	104
2,960	3,020	340	270	245	215	190	165	145	120	100	80	60	835	113

イ甲　表

（四）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲											乙	丙
		扶養親族等の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											税額	税額
	6,500円	円 1,370	円 1,255	円 1,205	円 1,155	円 1,110	円 1,070	円 1,025	円 985	円 945	円 900	円 860	円 2,594	円 861
6,500円をこえ8,340円に満たない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額											2,594円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額	861円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額
8,340円		円 2,015	円 1,900	円 1,850	円 1,800	円 1,755	円 1,715	円 1,670	円 1,630	円 1,590	円 1,545	円 1,505	円 3,422	円 1,505
8,340円をこえ12,500円に満たない金額		8,340円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち8,340円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額											3,422円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち8,340円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	1,505円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち8,340円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額
12,500円		円 3,680	円 3,565	円 3,515	円 3,465	円 3,420	円 3,380	円 3,335	円 3,295	円 3,255	円 3,210	円 3,170	円 5,502	円 3,169
12,500円をこえ18,060円に満たない金額		12,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,500円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額											5,502円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	3,169円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,500円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額

イ甲　表

（三）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲											乙	丙
		扶養親族等の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,020	3,080	355	285	255	230	200	175	150	130	110	90	70	864	122
3,080	3,140	370	295	270	240	215	185	160	140	120	100	75	891	131
3,140	3,200	385	310	280	250	225	195	170	150	130	105	85	918	140
3,200	3,260	400	320	290	265	235	210	180	160	135	115	95	945	149
3,260	3,320	415	330	305	275	250	220	195	165	145	125	105	972	158
3,320	3,380	430	345	315	290	260	235	205	175	155	135	115	999	167
3,380	3,440	445	360	330	300	275	245	215	190	165	145	120	1,026	176
3,440	3,500	460	375	340	310	285	255	230	200	175	150	130	1,053	185
3,500	3,560	475	390	355	325	295	270	240	215	185	160	140	1,080	194
3,560	3,620	490	405	370	335	310	280	255	225	195	170	150	1,107	203
3,620	3,680	505	420	385	350	320	295	265	235	210	180	160	1,134	212
3,680	3,740	520	435	400	365	335	305	275	250	220	195	165	1,161	221
3,740	3,800	535	450	415	380	345	315	290	260	235	205	180	1,188	230
3,800	3,860	550	465	430	395	360	330	300	275	245	220	190	1,215	239
3,860	3,920	565	480	445	410	375	340	315	285	255	230	200	1,242	251
3,920	3,980	580	495	460	425	390	355	325	295	270	240	215	1,275	263
3,980	4,040	595	510	475	440	405	370	335	310	280	255	225	1,308	275
4,040	4,100	610	525	490	455	420	385	350	320	295	265	240	1,341	287
4,100	4,160	625	540	505	470	435	400	365	335	305	280	250	1,374	299
4,160	4,220	640	555	520	485	450	415	380	345	315	290	260	1,405	311
4,220	4,280	660	570	535	500	465	430	395	360	330	300	275	1,435	323
4,280	4,340	680	585	550	515	480	445	410	375	340	315	285	1,465	335
4,340	4,400	695	600	565	530	495	460	425	390	355	325	300	1,495	347
4,400	4,460	715	615	580	545	510	475	440	405	370	340	310	1,525	359
4,460	4,520	730	630	595	560	525	490	455	420	385	350	320	1,555	371
4,520	4,580	750	650	610	575	540	505	470	435	400	365	335	1,585	383
4,580	4,660	770	670	630	595	560	525	490	455	420	385	350	1,615	395
4,660	4,740	795	695	655	615	580	545	510	475	440	405	370	1,655	411
4,740	4,820	820	720	675	635	600	565	530	495	460	425	390	1,695	427
4,820	4,900	845	745	700	660	620	585	550	515	480	445	410	1,735	443
4,900	4,980	865	765	725	685	640	605	570	535	500	465	430	1,775	459
4,980	5,060	890	790	750	705	665	625	590	555	520	485	450	1,815	478
5,060	5,140	915	815	775	730	690	650	610	575	540	505	470	1,855	498
5,140	5,220	940	840	795	755	715	670	630	595	560	525	490	1,895	518
5,220	5,300	965	865	820	780	740	695	655	615	580	545	510	1,935	538
5,300	5,380	985	885	845	805	760	720	680	635	600	565	530	1,975	558
5,380	5,460	1,010	910	870	825	785	745	700	660	620	585	550	2,015	578
5,460	5,540	1,035	935	895	850	810	770	725	685	645	605	570	2,055	598
5,540	5,620	1,060	960	915	875	835	790	750	710	665	625	590	2,095	618
5,620	5,700	1,085	985	940	900	860	815	775	730	690	650	610	2,135	638
5,700	5,780	1,105	1,005	965	925	880	840	800	755	715	675	630	2,175	658
5,780	5,860	1,135	1,030	990	945	905	865	820	780	740	695	655	2,215	678
5,860	5,940	1,160	1,055	1,015	970	930	890	845	805	765	720	680	2,251	698
5,940	6,020	1,190	1,080	1,035	995	955	910	870	830	785	745	705	2,287	718
6,020	6,100	1,215	1,105	1,060	1,020	980	935	895	850	810	770	725	2,330	738
6,100	6,180	1,245	1,130	1,085	1,045	1,000	960	920	875	835	795	750	2,374	758
6,180	6,260	1,275	1,155	1,110	1,065	1,025	985	940	900	860	815	775	2,418	778
6,260	6,340	1,300	1,185	1,135	1,090	1,050	1,010	965	925	885	840	800	2,462	798
6,340	6,420	1,330	1,210	1,165	1,115	1,075	1,030	990	950	905	865	825	2,506	818
6,420	6,500	1,355	1,240	1,190	1,145	1,100	1,055	1,015	970	930	890	845	2,550	838

居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が13歳以上の扶養親族又は13歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき、200円又は170円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(一)の(2)及び(4)により求めた金額が、その求める税額である。

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

(1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに20円を控除した金額）が、その求める税額である。

(2) 日雇労務者の受ける給与等（第百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

イ甲　表

（五）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲											乙	丙
		扶養親族等の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											税額	税額
	18,060円	円 6,180	円 6,065	円 6,015	円 5,965	円 5,920	円 5,880	円 5,835	円 5,795	円 5,755	円 5,710	円 5,670	円 8,560	円 5,671
18,060円をこえる金額		18,060円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,060円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											8,560円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,060円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	5,671円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,060円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに20円を控除した金額													従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに20円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	—
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに17円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額														

（注） この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（備考） 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（第七十八条第三項（扶養控除額の特例の適用を受けない者）の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。）については、

(1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から次に掲げる金額を控除した金額を求める。

(イ) その給与等の金額から控除される社会保険料の金額

(ロ) 当該申告書により申告された扶養親族のうちに年長扶養親族がある場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき35円

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が10人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が10人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに20円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合には、これらの一に該当するごとに17円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき17円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、その

ロ 乙 表

(二)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,040	2,080	125	105	85	60	45	30	15	5	0	0
2,080	2,120	130	110	90	70	50	35	20	10	0	0
2,120	2,160	135	115	95	75	55	40	25	15	0	0
2,160	2,200	140	120	100	80	60	40	30	15	5	0
2,200	2,240	150	125	105	85	65	45	30	20	10	0
2,240	2,280	155	135	115	90	70	50	35	20	10	0
2,280	2,320	160	140	120	100	75	55	40	25	15	5
2,320	2,360	165	145	125	105	85	60	45	30	20	5
2,360	2,400	170	150	130	110	90	70	50	35	20	10
2,400	2,440	180	155	135	115	95	75	55	40	25	15
2,440	2,480	190	165	145	120	100	80	60	40	30	15
2,480	2,520	195	170	150	130	105	85	65	45	30	20
2,520	2,560	205	175	155	135	115	90	70	50	35	20
2,560	2,600	210	185	160	140	120	100	75	55	40	25
2,600	2,640	220	190	165	145	125	105	85	60	45	30
2,640	2,680	230	200	175	150	130	110	90	70	50	35
2,680	2,720	235	210	180	160	135	115	95	75	55	40
2,720	2,780	245	220	190	165	145	125	105	80	60	45
2,780	2,840	260	230	205	175	155	130	110	90	70	50
2,840	2,900	270	240	215	185	160	140	120	100	80	60
2,900	2,960	280	255	225	200	170	150	130	110	90	65
2,960	3,020	295	265	240	210	185	160	140	120	95	75
3,020	3,080	305	280	250	225	195	170	150	125	105	85
3,080	3,140	320	290	265	235	205	180	155	135	115	95
3,140	3,200	330	300	275	245	220	190	165	145	125	105
3,200	3,260	345	315	285	260	230	205	175	155	135	110
3,260	3,320	360	325	300	270	245	215	185	165	140	120
3,320	3,380	375	340	310	285	255	225	200	170	150	130
3,380	3,440	390	355	325	295	265	240	210	185	160	140
3,440	3,500	405	370	335	305	280	250	225	195	170	150
3,500	3,560	420	385	350	320	290	265	235	210	180	155
3,560	3,620	435	400	365	330	305	275	245	220	190	165
3,620	3,680	450	415	380	345	315	285	260	230	205	175
3,680	3,740	465	430	395	360	325	300	270	245	215	190
3,740	3,800	480	445	410	375	340	310	285	255	230	200
3,800	3,860	495	460	425	390	355	325	295	270	240	210
3,860	3,920	510	475	440	405	370	335	305	280	250	225
3,920	3,980	525	490	455	420	385	350	320	290	265	235
3,980	4,040	540	505	470	435	400	365	330	305	275	250
4,040	4,100	555	520	485	450	415	380	345	315	290	260
4,100	4,160	570	535	500	465	430	395	360	330	300	270
4,160	4,220	585	550	515	480	445	410	375	340	310	285
4,220	4,280	600	565	530	495	460	425	390	355	325	295
4,280	4,340	615	580	545	510	475	440	405	370	335	310
4,340	4,400	630	595	560	525	490	455	420	385	350	320
4,400	4,460	645	610	575	540	505	470	435	400	365	330
4,460	4,520	665	625	590	555	520	485	450	415	380	345
4,520	4,580	685	640	605	570	535	500	465	430	395	360
4,580	4,660	705	660	620	585	550	515	480	445	410	375
4,660	4,740	730	685	645	605	570	535	500	465	430	395

ロ 乙 表

(一)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
860円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
860	880	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
880	900	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
900	920	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
920	940	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
940	960	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
960	980	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
980	1,000	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,120	1,140	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,140	1,160	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	30	15	5	0	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	30	20	5	0	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	35	20	10	0	0	0	0	0	0	0
1,320	1,340	35	20	10	0	0	0	0	0	0	0
1,340	1,360	35	20	10	0	0	0	0	0	0	0
1,360	1,380	40	25	15	0	0	0	0	0	0	0
1,380	1,400	40	25	15	5	0	0	0	0	0	0
1,400	1,420	40	25	15	5	0	0	0	0	0	0
1,420	1,440	45	30	15	5	0	0	0	0	0	0
1,440	1,460	45	30	20	5	0	0	0	0	0	0
1,460	1,480	45	30	20	10	0	0	0	0	0	0
1,480	1,520	50	35	20	10	0	0	0	0	0	0
1,520	1,560	55	40	25	15	0	0	0	0	0	0
1,560	1,600	60	40	30	15	5	0	0	0	0	0
1,600	1,640	65	45	30	20	10	0	0	0	0	0
1,640	1,680	70	50	35	20	10	0	0	0	0	0
1,680	1,720	75	55	40	25	15	0	0	0	0	0
1,720	1,760	80	60	40	30	15	5	0	0	0	0
1,760	1,800	85	65	45	30	20	10	0	0	0	0
1,800	1,840	90	70	50	35	20	10	0	0	0	0
1,840	1,880	95	75	55	40	25	15	5	0	0	0
1,880	1,920	100	80	60	45	30	15	5	0	0	0
1,920	1,960	110	85	65	45	35	20	10	0	0	0
1,960	2,000	115	90	70	50	35	20	10	0	0	0
2,000	2,040	120	100	75	55	40	25	15	5	0	0

ロ 乙　　表

（四）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数									
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上 未満	税額									
18,060円	6,105円	6,055円	6,005円	5,955円	5,910円	5,870円	5,830円	5,785円	5,745円	5,705円
18,060円をこえる金額	18,060円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,060円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに20円を控除した金額										
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに17円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額										

（注） この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち第七十八条第二項（扶養控除額の特例）の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

（備考） 税額の求め方は、次のとおりである。

(1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から次に掲げる金額を控除した金額を求める。

(イ) その給与等の金額から控除される社会保険料の金額

(ロ) 当該申告書により申告された扶養親族のうちに年長扶養親族がある場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき35円

(2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が10人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が10人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに20円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合には、これらの一に該当するごとに17円を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき17円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

ロ 乙　　表

（三）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数									
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上 未満	税額									
円 円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,740 4,820	750	710	670	625	590	555	520	485	450	415
4,820 4,900	775	735	695	650	610	575	540	505	470	435
4,900 4,980	800	760	715	675	635	595	560	525	490	455
4,980 5,060	825	780	740	700	655	615	580	545	510	475
5,060 5,140	850	805	765	725	680	640	600	565	530	495
5,140 5,220	870	830	790	745	705	665	620	585	550	515
5,220 5,300	895	855	815	770	730	685	645	605	570	535
5,300 5,380	920	880	835	795	755	710	670	630	590	555
5,380 5,460	945	900	860	820	775	735	695	650	610	575
5,460 5,540	970	925	885	845	800	760	720	675	635	595
5,540 5,620	990	950	910	865	825	785	740	700	660	615
5,620 5,700	1,015	975	935	890	850	805	765	725	680	640
5,700 5,780	1,040	1,000	955	915	875	830	790	750	705	665
5,780 5,860	1,065	1,020	980	940	895	855	815	770	730	690
5,860 5,940	1,090	1,045	1,005	965	920	880	840	795	755	715
5,940 6,020	1,110	1,070	1,030	985	945	905	860	820	780	735
6,020 6,100	1,140	1,095	1,055	1,010	970	925	885	845	800	760
6,100 6,180	1,165	1,120	1,075	1,035	995	950	910	870	825	785
6,180 6,260	1,195	1,145	1,100	1,060	1,015	975	935	890	850	810
6,260 6,340	1,225	1,175	1,125	1,085	1,040	1,000	960	915	875	835
6,340 6,420	1,250	1,200	1,155	1,105	1,065	1,025	980	940	900	855
6,420 6,500	1,280	1,230	1,180	1,135	1,090	1,045	1,005	965	920	880
6,500円	1,295	1,254	1,195	1,145	1,100	1,060	1,020	975	935	895
6,500円をこえ8,340円に満たない金額	6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額									
8,340円	1,940円	1,890円	1,840円	1,790円	1,745円	1,705円	1,665円	1,620円	1,580円	1,540円
8,340円をこえ12,500円に満たない金額	8,340円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち8,340円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額									
12,500円	3,605円	3,555円	3,505円	3,455円	3,410円	3,370円	3,330円	3,285円	3,245円	3,205円
12,500円をこえ18,060円に満たない金額	12,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,500円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額									

別表第六　賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞与の金額に乗ずべき率	甲												乙
	扶養親族												
	0人		1人		2人		3人		4人		5人		
	前月の社会保険料控除後の給与等の金額												前月の社会保険料控除後の給与等の金額
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上 未満
%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	12,000円未満		21,400円未満		25,300円未満		29,200円未満		33,100円未満		36,600円未満		3,500円未満
2	12,000	13,100	21,400	23,200	25,300	27,500	29,200	31,700	33,100	35,600	36,600	39,300	3,500 5,500
4	13,100	14,300	23,200	25,400	27,500	30,000	31,700	34,400	35,600	38,500	39,300	42,500	5,500 8,000
6	14,300	15,700	25,400	28,000	30,000	33,100	34,400	37,300	38,500	41,400	42,500	45,600	8,000 10,500
8	15,700	26,500	28,000	36,300	33,100	39,100	37,300	42,000	41,400	45,100	45,600	48,400	10,500 13,200
10	26,500	31,600	36,300	39,600	39,100	43,000	42,000	46,500	45,100	49,600	48,400	52,700	13,200 17,000
12	31,600	35,600	39,600	44,000	43,000	47,400	46,500	50,400	49,600	53,400	52,700	56,700	17,000 18,400
14	35,600	49,000	44,000	49,800	47,400	52,400	50,400	55,700	53,400	58,900	56,700	62,500	18,400 27,400
16	49,000	53,100	49,800	59,500	52,400	62,500	55,700	65,800	58,900	69,100	62,500	72,400	27,400 29,000
18	53,100	58,100	59,500	66,200	62,500	69,900	65,800	73,500	69,100	77,200	72,400	80,900	29,000 30,500
20	58,100	67,500	66,200	75,000	69,900	78,600	73,500	82,100	77,200	85,700	80,900	89,300	30,500 38,600
22	67,500	75,000	75,000	83,300	78,600	86,800	82,100	90,300	85,700	93,800	89,300	97,200	38,600 40,900
24	75,000	84,400	83,300	93,800	86,800	97,700	90,300	101,600	93,800	105,500	97,200	109,400	40,900 43,500
26	84,400	97,400	93,800	105,300	97,700	108,600	101,600	111,800	105,500	115,100	109,400	118,400	43,500 54,400
28	97,400	108,800	105,300	117,600	108,600	121,300	111,800	125,000	115,100	128,700	118,400	132,400	54,400 57,800
30	108,800	130,000	117,600	137,500	121,300	140,600	125,000	143,800	128,700	146,900	132,400	150,000	57,800 74,300
32	130,000	144,400	137,500	152,800	140,600	156,300	143,800	159,700	146,900	163,200	150,000	166,700	74,300 78,800
34	144,400	162,500	152,800	171,900	156,300	175,800	159,700	179,700	163,200	183,600	166,700	187,500	78,800 83,900
36	162,500	182,900	171,900	190,800	175,800	194,100	179,700	197,400	183,600	200,700	187,500	203,900	83,900 102,200
38	182,900	204,400	190,800	213,200	194,100	216,900	197,400	220,600	200,700	224,300	203,900	227,900	102,200 108,600
40	204,400	267,500	213,200	275,000	216,900	278,100	220,600	281,300	224,300	284,400	227,900	287,500	108,600 152,900
42	267,500	297,200	275,000	305,600	278,100	309,000	281,300	312,500	284,400	316,000	287,500	319,400	152,900 162,100
44	297,200	334,400	305,600	343,800	309,000	347,700	312,500	351,600	316,000	355,500	319,400	359,400	162,100 172,600
46	334,400	413,200	343,800	421,100	347,700	424,300	351,600	427,600	355,500	430,900	359,400	434,200	172,600 230,900
48	413,200	461,800	421,100	470,600	424,300	474,300	427,600	477,900	430,900	481,600	434,200	485,300	230,900 245,300
50	461,800円以上		470,600円以上		474,300円以上		477,900円以上		481,600円以上		485,300円以上		245,300円以上

（注）　この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（第七十八条第三項（扶養控除額の特例の適用を受けない者）の規定に該当するものを除く。）については、㈣に該当する場合を除き、

(1)　まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から次に掲げる金額を控除した金額を求める。

(イ)　その給与等の金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）

(ロ)　当該申告書により申告された扶養親族のうちに年長扶養親族がある場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき1,000円

(2)　次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、㈣に該当する場合を除き、前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が13歳以上の扶養親族又は13歳未満の扶養親族の数に応じてそれぞれその扶養親族1人につき6,000円又は5,000円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

㈢　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつたものを含む。）については、㈣に該当する場合を除き、

(1)　その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2)　(1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

㈣　前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、この表に従つて税額を計算する。

㈤　㈠から㈣までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

等の数											乙
6人		7人		8人		9人		10人以上			
除後の給与等の金額											前月の社会保険料控除後の給与等の金額
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満		以上 未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
40,100円未満		43,500円未満		46,900円未満		50,500円未満		53,100円未満			3,500円未満
40,100	43,100	43,500	46,700	46,900	50,000	50,500	53,300	53,100	56,700		3,500 5,500
43,100	46,400	46,700	50,000	50,000	53,500	53,300	56,900	56,700	60,400		5,500 8,000
46,400	49,300	50,000	52,900	53,500	56,600	56,900	60,300	60,400	64,000		8,000 10,500
49,300	52,300	52,900	56,300	56,600	59,900	60,300	63,500	64,000	67,100		10,500 13,200
52,300	55,800	56,300	58,800	59,900	62,300	63,500	66,000	67,100	69,800		13,200 17,000
55,800	60,000	58,800	63,500	62,300	67,200	66,000	70,800	69,800	74,500		17,000 18,400
60,000	66,400	63,500	70,300	67,200	74,200	70,800	78,100	74,500	82,000		18,400 27,400
66,400	75,700	70,300	78,900	74,200	82,200	78,100	85,500	82,000	88,800		27,400 29,000
75,700	84,600	78,900	88,200	82,200	91,900	85,500	95,600	88,800	99,300		29,000 30,500
84,600	92,900	88,200	96,400	91,900	100,000	95,600	103,600	99,300	107,100		30,500 38,600
92,900	100,700	96,400	104,200	100,000	107,600	103,600	111,100	107,100	114,600		38,600 40,900
100,700	113,300	104,200	117,200	107,600	121,100	111,100	125,000	114,600	128,500		40,900 43,500
113,300	121,700	117,200	125,000	121,100	128,700	125,000	132,400	128,500	136,000		43,500 54,400
121,700	136,000	125,000	139,700	128,700	143,400	132,400	147,100	136,000	150,700		54,400 57,800
136,000	153,600	139,700	157,100	143,400	160,700	147,100	164,300	150,700	167,900		57,800 74,300
153,600	170,100	157,100	173,600	160,700	177,100	164,300	180,600	167,900	184,000		74,300 78,800
170,100	191,400	173,600	195,300	177,100	199,200	180,600	203,100	184,000	207,000		78,800 83,900
191,400	207,200	195,300	210,500	199,200	213,800	203,100	217,100	207,000	220,600		83,900 102,200
207,200	231,600	210,500	235,300	213,800	239,000	217,100	242,600	220,600	246,300		102,200 108,600
231,600	290,600	235,300	293,800	239,000	296,900	242,600	300,000	246,300	303,100		108,600 152,900
290,600	322,900	293,800	326,400	296,900	329,900	300,000	333,300	303,100	336,800		152,900 162,100
322,900	363,300	326,400	367,200	329,900	371,100	333,300	375,000	336,800	378,900		162,100 172,600
363,300	437,500	367,200	440,800	371,100	444,100	375,000	447,400	378,900	450,700		172,600 230,900
437,500	489,000	440,800	492,600	444,100	496,300	447,400	500,000	450,700	503,700		230,900 245,300
489,000円以上		492,600円以上		496,300円以上		500,000円以上		503,700円以上			245,300円以上

（二）

課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
273,000	276,000	28,950	434,000	438,000	53,100	635,000	640,000	90,000	885,000	890,000	144,250
276,000	279,000	29,400	438,000	442,000	53,700	640,000	645,000	91,000	890,000	895,000	145,500
279,000	282,000	29,850	442,000	446,000	54,300	645,000	650,000	92,000	895,000	900,000	146,750
282,000	285,000	30,300	446,000	450,000	54,900	650,000	655,000	93,000	900,000	905,000	148,000
285,000	288,000	30,750	450,000	454,000	55,500	655,000	660,000	94,000	905,000	910,000	149,250
288,000	291,000	31,200	454,000	458,000	56,100	660,000	665,000	95,000	910,000	915,000	150,500
291,000	294,000	31,650	458,000	462,000	56,700	665,000	670,000	96,000	915,000	920,000	151,750
294,000	297,000	32,100	462,000	466,000	57,300	670,000	675,000	97,000	920,000	925,000	153,000
297,000	300,000	32,550	466,000	470,000	57,900	675,000	680,000	98,000	925,000	930,000	154,250
300,000	303,000	33,000	470,000	474,000	58,500	680,000	685,000	99,000	930,000	935,000	155,500
303,000	306,000	33,450	474,000	478,000	59,100	685,000	690,000	100,000	935,000	940,000	156,750
306,000	309,000	33,900	478,000	482,000	59,700	690,000	695,000	101,000	940,000	945,000	158,000
309,000	312,000	34,350	482,000	486,000	60,300	695,000	700,000	102,000	945,000	950,000	159,250
312,000	315,000	34,800	486,000	490,000	60,900	700,000	705,000	103,000	950,000	955,000	160,500
315,000	318,000	35,250	490,000	494,000	61,500	705,000	710,000	104,000	955,000	960,000	161,750
318,000	321,000	35,700	494,000	498,000	62,100	710,000	715,000	105,000	960,000	965,000	163,000
321,000	324,000	36,150	498,000	502,000	62,700	715,000	720,000	106,000	965,000	970,000	164,250
324,000	327,000	36,600	502,000	506,000	63,400	720,000	725,000	107,000	970,000	975,000	165,500
327,000	330,000	37,050	506,000	510,000	64,200	725,000	730,000	108,000	975,000	980,000	166,750
330,000	333,000	37,500	510,000	514,000	65,000	730,000	735,000	109,000	980,000	985,000	168,000
333,000	336,000	37,950	514,000	518,000	65,800	735,000	740,000	110,000	985,000	990,000	169,250
336,000	339,000	38,400	518,000	522,000	66,600	740,000	745,000	111,000	990,000	995,000	170,500
339,000	342,000	38,850	522,000	526,000	67,400	745,000	750,000	112,000	995,000	1,000,000	171,750
342,000	345,000	39,300	526,000	530,000	68,200	750,000	755,000	113,000			
345,000	348,000	39,750	530,000	534,000	69,000	755,000	760,000	114,000			
348,000	351,000	40,200	534,000	538,000	69,800	760,000	765,000	115,000	1,000,000	1,200,000	課税給与所得金額に25%を乗じて算出した金額から77,000円を控除した金額
351,000	354,000	40,650	538,000	542,000	70,600	765,000	770,000	116,000			
354,000	357,000	41,100	542,000	546,000	71,400	770,000	775,000	117,000			
357,000	360,000	41,550	546,000	550,000	72,200	775,000	780,000	118,000			
360,000	363,000	42,000	550,000	554,000	73,000	780,000	785,000	119,000			
363,000	366,000	42,450	554,000	558,000	73,800	785,000	790,000	120,000	1,200,000	1,800,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から137,000円を控除した金額
366,000	369,000	42,900	558,000	562,000	74,600	790,000	795,000	121,000			
369,000	372,000	43,350	562,000	566,000	75,400	795,000	800,000	122,000			
372,000	375,000	43,800	566,000	570,000	76,200	800,000	805,000	123,000			
375,000	378,000	44,250	570,000	574,000	77,000	805,000	810,000	124,250			
378,000	381,000	44,700	574,000	578,000	77,800	810,000	815,000	125,500	1,800,000	2,500,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から227,000円を控除した金額
381,000	384,000	45,150	578,000	582,000	78,600	815,000	820,000	126,750			
384,000	387,000	45,600	582,000	586,000	79,400	820,000	825,000	128,000			
387,000	390,000	46,050	586,000	590,000	80,200	825,000	830,000	129,250			
390,000	394,000	46,500	590,000	594,000	81,000	830,000	835,000	130,500			
394,000	398,000	47,100	594,000	598,000	81,800	835,000	840,000	131,750	2,500,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から352,000円を控除した金額
398,000	402,000	47,700	598,000	602,000	82,600	840,000	845,000	133,000			
402,000	406,000	48,300	602,000	606,000	83,400	845,000	850,000	134,250			
406,000	410,000	48,900	606,000	610,000	84,200	850,000	855,000	135,500			
410,000	414,000	49,500	610,000	614,000	85,000	855,000	860,000	136,750			
414,000	418,000	50,100	614,000	618,000	85,800	860,000	865,000	138,000	4,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から552,000円を控除した金額
418,000	422,000	50,700	618,000	622,000	86,600	865,000	870,000	139,250			
422,000	426,000	51,300	622,000	626,000	87,400	870,000	875,000	140,500			
426,000	430,000	51,900	626,000	630,000	88,200	875,000	880,000	141,750			
430,000	434,000	52,500	630,000	635,000	89,000	880,000	885,000	143,000			

（一）

課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,500円未満		0	25,500	26,000	2,040	71,000	72,000	5,680	152,000	154,000	13,200
			26,000	26,500	2,080	72,000	73,000	5,760	154,000	156,000	13,400
1,500	2,000	120	26,500	27,000	2,120	73,000	74,000	5,840	156,000	158,000	13,600
2,000	2,500	160	27,000	27,500	2,160	74,000	75,000	5,920	158,000	160,000	13,800
2,500	3,000	200	27,500	28,000	2,200	75,000	76,000	6,000	160,000	162,000	14,000
3,000	3,500	240	28,000	28,500	2,240	76,000	77,000	6,080	162,000	164,000	14,200
3,500	4,000	280	28,500	29,000	2,280	77,000	78,000	6,160	164,000	166,000	14,400
4,000	4,500	320	29,000	29,500	2,320	78,000	79,000	6,240	166,000	168,000	14,600
4,500	5,000	360	29,500	30,000	2,360	79,000	80,000	6,320	168,000	170,000	14,800
5,000	5,500	400	30,000	31,000	2,400	80,000	81,000	6,400	170,000	172,000	15,000
5,500	6,000	440	31,000	32,000	2,480	81,000	82,000	6,480	172,000	174,000	15,200
6,000	6,500	480	32,000	33,000	2,560	82,000	83,000	6,560	174,000	176,000	15,400
6,500	7,000	520	33,000	34,000	2,640	83,000	84,000	6,640	176,000	178,000	15,600
7,000	7,500	560	34,000	35,000	2,720	84,000	85,000	6,720	178,000	180,000	15,800
7,500	8,000	600	35,000	36,000	2,800	85,000	86,000	6,800	180,000	182,000	16,000
8,000	8,500	640	36,000	37,000	2,880	86,000	87,000	6,880	182,000	184,000	16,200
8,500	9,000	680	37,000	38,000	2,960	87,000	88,000	6,960	184,000	186,000	16,400
9,000	9,500	720	38,000	39,000	3,040	88,000	89,000	7,040	186,000	188,000	16,600
9,500	10,000	760	39,000	40,000	3,120	89,000	90,000	7,120	188,000	190,000	16,800
10,000	10,500	800	40,000	41,000	3,200	90,000	92,000	7,200	190,000	192,000	17,000
10,500	11,000	840	41,000	42,000	3,280	92,000	94,000	7,360	192,000	194,000	17,200
11,000	11,500	880	42,000	43,000	3,360	94,000	96,000	7,520	194,000	196,000	17,400
11,500	12,000	920	43,000	44,000	3,440	96,000	98,000	7,680	196,000	198,000	17,600
12,000	12,500	960	44,000	45,000	3,520	98,000	100,000	7,840	198,000	200,000	17,800
12,500	13,000	1,000	45,000	46,000	3,600	100,000	102,000	8,000	200,000	202,000	18,000
13,000	13,500	1,040	46,000	47,000	3,680	102,000	104,000	8,200	202,000	204,000	18,300
13,500	14,000	1,080	47,000	48,000	3,760	104,000	106,000	8,400	204,000	206,000	18,600
14,000	14,500	1,120	48,000	49,000	3,840	106,000	108,000	8,600	206,000	208,000	18,900
14,500	15,000	1,160	49,000	50,000	3,920	108,000	110,000	8,800	208,000	210,000	19,200
15,000	15,500	1,200	50,000	51,000	4,000	110,000	112,000	9,000	210,000	213,000	19,500
15,500	16,000	1,240	51,000	52,000	4,080	112,000	114,000	9,200	213,000	216,000	19,950
16,000	16,500	1,280	52,000	53,000	4,160	114,000	116,000	9,400	216,000	219,000	20,400
16,500	17,000	1,320	53,000	54,000	4,240	116,000	118,000	9,600	219,000	222,000	20,850
17,000	17,500	1,360	54,000	55,000	4,320	118,000	120,000	9,800	222,000	225,000	21,300
17,500	18,000	1,400	55,000	56,000	4,400	120,000	122,000	10,000	225,000	228,000	21,750
18,000	18,500	1,440	56,000	57,000	4,480	122,000	124,000	10,200	228,000	231,000	22,200
18,500	19,000	1,480	57,000	58,000	4,560	124,000	126,000	10,400	231,000	234,000	22,650
19,000	19,500	1,520	58,000	59,000	4,640	126,000	128,000	10,600	234,000	237,000	23,100
19,500	20,000	1,560	59,000	60,000	4,720	128,000	130,000	10,800	237,000	240,000	23,550
20,000	20,500	1,600	60,000	61,000	4,800	130,000	132,000	11,000	240,000	243,000	24,000
20,500	21,000	1,640	61,000	62,000	4,880	132,000	134,000	11,200	243,000	246,000	24,450
21,000	21,500	1,680	62,000	63,000	4,960	134,000	136,000	11,400	246,000	249,000	24,900
21,500	22,000	1,720	63,000	64,000	5,040	136,000	138,000	11,600	249,000	252,000	25,350
22,000	22,500	1,760	64,000	65,000	5,120	138,000	140,000	11,800	252,000	255,000	25,800
22,500	23,000	1,800	65,000	66,000	5,200	140,000	142,000	12,000	255,000	258,000	26,250
23,000	23,500	1,840	66,000	67,000	5,280	142,000	144,000	12,200	258,000	261,000	26,700
23,500	24,000	1,880	67,000	68,000	5,360	144,000	146,000	12,400	261,000	264,000	27,150
24,000	24,500	1,920	68,000	69,000	5,440	146,000	148,000	12,600	264,000	267,000	27,600
24,500	25,000	1,960	69,000	70,000	5,520	148,000	150,000	12,800	267,000	270,000	28,050
25,000	25,500	2,000	70,000	71,000	5,600	150,000	152,000	13,000	270,000	273,000	28,500

㈢　㈡により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額（当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合には、これらの一に該当するごとに6,000円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき6,000円を、当該金額から控除した金額）が、その求める税額である。

㈣　㈠から㈢までにより税額を求める場合において、㈡により求めた残額が1,000,000円以上の居住者のその残額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

㈢

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 6,000,000	円 10,000,000	課税給与所得金額に50%を乗じて算出した金額から852,000円を控除した金額	円 20,000,000	円 30,000,000	課税給与所得金額に60%を乗じて算出した金額から2,352,000円を控除した金額	円 45,000,000	円 60,000,000	課税給与所得金額に70%を乗じて算出した金額から6,102,000円を控除した金額
10,000,000	20,000,000	課税給与所得金額に55%を乗じて算出した金額から1,352,000円を控除した金額	30,000,000	45,000,000	課税給与所得金額に65%を乗じて算出した金額から3,852,000円を控除した金額	60,000,000円以上		課税給与所得金額に75%を乗じて算出した金額から9,102,000円を控除した金額
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに6,000円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき6,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額								

（注）　この表において「課税給与所得金額」とは、第百九十条第二号（年末調整）に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

(1)　その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額

(2)　給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額

(3)　給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料（第七十五条第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料をいう。以下同じ。）の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

(イ)　その生命保険料の金額の合計額が20,000円までの場合　当該合計額

(ロ)　その生命保険料の金額の合計額が20,000円をこえ50,000円までの場合　当該合計額の2分の1に相当する金額と10,000円との合計額

(ハ)　その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合　35,000円

(4)　給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料（第七十六条第一項（損害保険料控除）に規定する損害保険料をいう。以下同じ。）の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

(イ)　その損害保険料の金額のすべてが第七十六条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合　当該金額の合計額（その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円）

(ロ)　その損害保険料の金額のすべてが第七十六条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合　当該金額の合計額（その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円）

(ハ)　その損害保険料の金額のうちに第七十六条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものとがある場合　当該金額の合計額（その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円）。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。

㈡　次に、㈠により求めた金額から、

(1)　給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、

(イ)　当該申告書により申告された扶養親族があるときは、第七十七条第一項（配偶者控除）の規定による配偶者控除の額、第七十八条第一項（扶養控除）の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(ロ)　当該申告書により申告された扶養親族がないときは、第七十七条第一項の規定による配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(2)　給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がない場合において、

(イ)　当該申告書により申告された扶養親族があるときは、

(a)　(b)に該当するときを除くほか、第七十八条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、

(b)　当該申告書に第七十八条第二項の規定に該当する旨の記載がないときは、同条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(ロ)　当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、

それぞれその残額を求める。

別表第七の附表

（一）

給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
194,375	円未満	131,500円未満	233,000	234,000	162,400	273,000	274,000	194,400
194,375	195,000	131,500	234,000	235,000	163,200	274,000	275,000	195,200
195,000	196,000	132,000	235,000	236,000	164,000	275,000	276,000	196,000
196,000	197,000	132,800	236,000	237,000	164,800	276,000	277,000	196,800
197,000	198,000	133,600	237,000	238,000	165,600	277,000	278,000	197,600
198,000	199,000	134,400	238,000	239,000	166,400	278,000	279,000	198,400
199,000	200,000	135,200	239,000	240,000	167,200	279,000	280,000	199,200
200,000	201,000	136,000	240,000	241,000	168,000	280,000	281,000	200,000
201,000	202,000	136,800	241,000	242,000	168,800	281,000	282,000	200,800
202,000	203,000	137,600	242,000	243,000	169,600	282,000	283,000	201,600
203,000	204,000	138,400	243,000	244,000	170,400	283,000	284,000	202,400
204,000	205,000	139,200	244,000	245,000	171,200	284,000	285,000	203,200
205,000	206,000	140,000	245,000	246,000	172,000	285,000	286,000	204,000
206,000	207,000	140,800	246,000	247,000	172,800	286,000	287,000	204,800
207,000	208,000	141,600	247,000	248,000	173,600	287,000	288,000	205,600
208,000	209,000	142,400	248,000	249,000	174,400	288,000	289,000	206,400
209,000	210,000	143,200	249,000	250,000	175,200	289,000	290,000	207,200
210,000	211,000	144,000	250,000	251,000	176,000	290,000	291,000	208,000
211,000	212,000	144,800	251,000	252,000	176,800	291,000	292,000	208,800
212,000	213,000	145,600	252,000	253,000	177,600	292,000	293,000	209,600
213,000	214,000	146,400	253,000	254,000	178,400	293,000	294,000	210,400
214,000	215,000	147,200	254,000	255,000	179,200	294,000	295,000	211,200
215,000	216,000	148,000	255,000	256,000	180,000	295,000	296,000	212,000
216,000	217,000	148,800	256,000	257,000	180,800	296,000	297,000	212,800
217,000	218,000	149,600	257,000	258,000	181,600	297,000	298,000	213,600
218,000	219,000	150,400	258,000	259,000	182,400	298,000	299,000	214,400
219,000	220,000	151,200	259,000	260,000	183,200	299,000	300,000	215,200
220,000	221,000	152,000	260,000	261,000	184,000	300,000	301,000	216,000
221,000	222,000	152,800	261,000	262,000	184,800	301,000	302,000	216,800
222,000	223,000	153,600	262,000	263,000	185,600	302,000	303,000	217,600
223,000	224,000	154,400	263,000	264,000	186,400	303,000	304,000	218,400
224,000	225,000	155,200	264,000	265,000	187,200	304,000	305,500	219,200
225,000	226,000	156,000	265,000	266,000	188,000	305,500	307,000	220,400
226,000	227,000	156,800	266,000	267,000	188,800	307,000	308,500	221,600
227,000	228,000	157,600	267,000	268,000	189,600	308,500	310,000	222,800
228,000	229,000	158,400	268,000	269,000	190,400	310,000	311,500	224,000
229,000	230,000	159,200	269,000	270,000	191,200	311,500	313,000	225,200
230,000	231,000	160,000	270,000	271,000	192,000	313,000	314,500	226,400
231,000	232,000	160,800	271,000	272,000	192,800	314,500	316,000	227,600
232,000	233,000	161,600	272,000	273,000	193,600	316,000	317,500	228,800

（二）

給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
317,500	319,000	230,000	377,500	379,000	278,000	437,500	439,000	326,000
319,000	320,500	231,200	379,000	380,500	279,200	439,000	440,500	327,200
320,500	322,000	232,400	380,500	382,000	280,400	440,500	442,000	328,400
322,000	323,500	233,600	382,000	383,500	281,600	442,000	443,500	329,600
323,500	325,000	234,800	383,500	385,000	282,800	443,500	445,000	330,800
325,000	326,500	236,000	385,000	386,500	284,000	445,000	446,500	332,000
326,500	328,000	237,200	386,500	388,000	285,200	446,500	448,000	333,200
328,000	329,500	238,400	388,000	389,500	286,400	448,000	449,500	334,400
329,500	331,000	239,600	389,500	391,000	287,600	449,500	451,000	335,600
331,000	332,500	240,800	391,000	392,500	288,800	451,000	452,500	336,800
332,500	334,000	242,000	392,500	394,000	290,000	452,500	454,000	338,000
334,000	335,500	243,200	394,000	395,500	291,200	454,000	455,500	339,200
335,500	337,000	244,400	395,500	397,000	292,400	455,500	457,000	340,400
337,000	338,500	245,600	397,000	398,500	293,600	457,000	458,500	341,600
338,500	340,000	246,800	398,500	400,000	294,800	458,500	460,000	342,800
340,000	341,500	248,000	400,000	401,500	296,000	460,000	461,500	344,000
341,500	343,000	249,200	401,500	403,000	297,200	461,500	463,000	345,200
343,000	344,500	250,400	403,000	404,500	298,400	463,000	464,500	346,400
344,500	346,000	251,600	404,500	406,000	299,600	464,500	466,000	347,600
346,000	347,500	252,800	406,000	407,500	300,800	466,000	467,500	348,800
347,500	349,000	254,000	407,500	409,000	302,000	467,500	469,000	350,000
349,000	350,500	255,200	409,000	410,500	303,200	469,000	470,500	351,200
350,500	352,000	256,400	410,500	412,000	304,400	470,500	472,000	352,400
352,000	353,500	257,600	412,000	413,500	305,600	472,000	473,500	353,600
353,500	355,000	258,800	413,500	415,000	306,800	473,500	475,000	354,800
355,000	356,500	260,000	415,000	416,500	308,000	475,000	476,500	356,000
356,500	358,000	261,200	416,500	418,000	309,200	476,500	478,000	357,200
358,000	359,500	262,400	418,000	419,500	310,400	478,000	479,500	358,400
359,500	361,000	263,600	419,500	421,000	311,600	479,500	481,000	359,600
361,000	362,500	264,800	421,000	422,500	312,800	481,000	482,500	360,800
362,500	364,000	266,000	422,500	424,000	314,000	482,500	484,000	362,000
364,000	365,500	267,200	424,000	425,500	315,200	484,000	485,500	363,200
365,500	367,000	268,400	425,500	427,000	316,400	485,500	487,000	364,400
367,000	368,500	269,600	427,000	428,500	317,600	487,000	488,500	365,600
368,500	370,000	270,800	428,500	430,000	318,800	488,500	490,000	366,800
370,000	371,500	272,000	430,000	431,500	320,000	490,000	492,000	368,000
371,500	373,000	273,200	431,500	433,000	321,200	492,000	494,000	369,600
373,000	374,500	274,400	433,000	434,500	322,400	494,000	496,000	371,200
374,500	376,000	275,600	434,500	436,000	323,600	496,000	498,000	372,800
376,000	377,500	276,800	436,000	437,500	324,800	498,000	500,000	374,400

別表第八　退職所得の源泉徴収税額表

（一）

退職所得控除後の退職手当等の金額 以上	退職所得控除後の退職手当等の金額 未満	税額	退職所得控除後の退職手当等の金額 以上	退職所得控除後の退職手当等の金額 未満	税額	退職所得控除後の退職手当等の金額 以上	退職所得控除後の退職手当等の金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,000円未満		0	51,000	52,000	2,040	142,000	144,000	5,680
3,000	4,000	120	52,000	53,000	2,080	144,000	146,000	5,760
4,000	5,000	160	53,000	54,000	2,120	146,000	148,000	5,840
5,000	6,000	200	54,000	55,000	2,160	148,000	150,000	5,920
6,000	7,000	240	55,000	56,000	2,200	150,000	152,000	6,000
7,000	8,000	280	56,000	57,000	2,240	152,000	154,000	6,080
8,000	9,000	320	57,000	58,000	2,280	154,000	156,000	6,160
9,000	10,000	360	58,000	59,000	2,320	156,000	158,000	6,240
10,000	11,000	400	59,000	60,000	2,360	158,000	160,000	6,320
11,000	12,000	440	60,000	62,000	2,400	160,000	162,000	6,400
12,000	13,000	480	62,000	64,000	2,480	162,000	164,000	6,480
13,000	14,000	520	64,000	66,000	2,560	164,000	166,000	6,560
14,000	15,000	560	66,000	68,000	2,640	166,000	168,000	6,640
15,000	16,000	600	68,000	70,000	2,720	168,000	170,000	6,720
16,000	17,000	640	70,000	72,000	2,800	170,000	172,000	6,800
17,000	18,000	680	72,000	74,000	2,880	172,000	174,000	6,880
18,000	19,000	720	74,000	76,000	2,960	174,000	176,000	6,960
19,000	20,000	760	76,000	78,000	3,040	176,000	178,000	7,040
20,000	21,000	800	78,000	80,000	3,120	178,000	180,000	7,120
21,000	22,000	840	80,000	82,000	3,200	180,000	184,000	7,200
22,000	23,000	880	82,000	84,000	3,280	184,000	188,000	7,360
23,000	24,000	920	84,000	86,000	3,360	188,000	192,000	7,520
24,000	25,000	960	86,000	88,000	3,440	192,000	196,000	7,680
25,000	26,000	1,000	88,000	90,000	3,520	196,000	200,000	7,840
26,000	27,000	1,040	90,000	92,000	3,600	200,000	204,000	8,000
27,000	28,000	1,080	92,000	94,000	3,680	204,000	208,000	8,200
28,000	29,000	1,120	94,000	96,000	3,760	208,000	212,000	8,400
29,000	30,000	1,160	96,000	98,000	3,840	212,000	216,000	8,600
30,000	31,000	1,200	98,000	100,000	3,920	216,000	220,000	8,800
31,000	32,000	1,240	100,000	102,000	4,000	220,000	224,000	9,000
32,000	33,000	1,280	102,000	104,000	4,080	224,000	228,000	9,200
33,000	34,000	1,320	104,000	106,000	4,160	228,000	232,000	9,400
34,000	35,000	1,360	106,000	108,000	4,240	232,000	236,000	9,600
35,000	36,000	1,400	108,000	110,000	4,320	236,000	240,000	9,800
36,000	37,000	1,440	110,000	112,000	4,400	240,000	244,000	10,000
37,000	38,000	1,480	112,000	114,000	4,480	244,000	248,000	10,200
38,000	39,000	1,520	114,000	116,000	4,560	248,000	252,000	10,400
39,000	40,000	1,560	116,000	118,000	4,640	252,000	256,000	10,600
40,000	41,000	1,600	118,000	120,000	4,720	256,000	260,000	10,800
41,000	42,000	1,640	120,000	122,000	4,800	260,000	264,000	11,000
42,000	43,000	1,680	122,000	124,000	4,880	264,000	268,000	11,200
43,000	44,000	1,720	124,000	126,000	4,960	268,000	272,000	11,400
44,000	45,000	1,760	126,000	128,000	5,040	272,000	276,000	11,600
45,000	46,000	1,800	128,000	130,000	5,120	276,000	280,000	11,800
46,000	47,000	1,840	130,000	132,000	5,200	280,000	284,000	12,000
47,000	48,000	1,880	132,000	134,000	5,280	284,000	288,000	12,200
48,000	49,000	1,920	134,000	136,000	5,360	288,000	292,000	12,400
49,000	50,000	1,960	136,000	138,000	5,440	292,000	296,000	12,600
50,000	51,000	2,000	138,000	140,000	5,520	296,000	300,000	12,800
			140,000	142,000	5,600	300,000	304,000	13,000

（三）

給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
500,000	502,000	376,000	580,000	582,000	445,000	660,000	662,000	517,000
502,000	504,000	377,600	582,000	584,000	446,800	662,000	664,000	518,800
504,000	506,000	379,200	584,000	586,000	448,600	664,000	666,000	520,600
506,000	508,000	380,800	586,000	588,000	450,400	666,000	668,000	522,400
508,000	510,000	382,400	588,000	590,000	452,200	668,000	670,000	524,200
510,000	512,000	384,000	590,000	592,000	454,000	670,000	672,000	526,000
512,000	514,000	385,600	592,000	594,000	455,800	672,000	674,000	527,800
514,000	516,000	387,200	594,000	596,000	457,600	674,000	676,000	529,600
516,000	518,000	388,800	596,000	598,000	459,400	676,000	678,000	531,400
518,000	520,000	390,400	598,000	600,000	461,200	678,000	680,000	533,200
520,000	522,000	392,000	600,000	602,000	463,000	680,000	682,000	535,000
522,000	524,000	393,600	602,000	604,000	464,800	682,000	684,000	536,800
524,000	526,000	395,200	604,000	606,000	466,600	684,000	686,000	538,600
526,000	528,000	396,800	606,000	608,000	468,400	686,000	688,000	540,400
528,000	530,000	398,400	608,000	610,000	470,200	688,000	690,000	542,200
530,000	532,000	400,000	610,000	612,000	472,000	690,000	692,000	544,000
532,000	534,000	401,800	612,000	614,000	473,800	692,000	694,000	545,800
534,000	536,000	403,600	614,000	616,000	475,600	694,000	696,000	547,600
536,000	538,000	405,400	616,000	618,000	477,400	696,000	698,000	549,400
538,000	540,000	407,200	618,000	620,000	479,200	698,000	700,000	551,200
540,000	542,000	409,000	620,000	622,000	481,000	700,000	702,000	553,000
542,000	544,000	410,800	622,000	624,000	482,800	702,000	704,000	554,800
544,000	546,000	412,600	624,000	626,000	484,600	704,000	706,000	556,600
546,000	548,000	414,400	626,000	628,000	486,400	706,000	708,000	558,400
548,000	550,000	416,200	628,000	630,000	488,200	708,000	710,000	560,200
550,000	552,000	418,000	630,000	632,000	490,000	710,000	712,000	562,000
552,000	554,000	419,800	632,000	634,000	491,800	712,000	714,000	563,800
554,000	556,000	421,600	634,000	636,000	493,600	714,000	716,000	565,600
556,000	558,000	423,400	636,000	638,000	495,400	716,000	718,000	567,400
558,000	560,000	425,200	638,000	640,000	497,200	718,000	720,000	569,200
560,000	562,000	427,000	640,000	642,000	499,000	720,000	722,000	571,000
562,000	564,000	428,800	642,000	644,000	500,800	722,000	724,000	572,800
564,000	566,000	430,600	644,000	646,000	502,600	724,000	726,000	574,600
566,000	568,000	432,400	646,000	648,000	504,400	726,000	728,000	576,400
568,000	570,000	434,200	648,000	650,000	506,200	728,000	730,000	578,200
570,000	572,000	436,000	650,000	652,000	508,000	730,000円以上		給与等の金額から150,000円を控除した金額
572,000	574,000	437,800	652,000	654,000	509,800			
574,000	576,000	439,600	654,000	656,000	511,600			
576,000	578,000	441,400	656,000	658,000	513,400			
578,000	580,000	443,200	658,000	660,000	515,200			

（備考）　給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額 以上	未満	税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額 以上	未満	税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額 以上	未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	
1,270,000	1,280,000	90,000	1,720,000	1,730,000	138,000	5,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から352,000円を控除した金額
1,280,000	1,290,000	91,000	1,730,000	1,740,000	139,250			
1,290,000	1,300,000	92,000	1,740,000	1,750,000	140,500			
1,300,000	1,310,000	93,000	1,750,000	1,760,000	141,750			
1,310,000	1,320,000	94,000	1,760,000	1,770,000	143,000			
1,320,000	1,330,000	95,000	1,770,000	1,780,000	144,250	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から552,000円を控除した金額
1,330,000	1,340,000	96,000	1,780,000	1,790,000	145,500			
1,340,000	1,350,000	97,000	1,790,000	1,800,000	146,750			
1,350,000	1,360,000	98,000	1,800,000	1,810,000	148,000			
1,360,000	1,370,000	99,000	1,810,000	1,820,000	149,250			
1,370,000	1,380,000	100,000	1,820,000	1,830,000	150,500	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から852,000円を控除した金額
1,380,000	1,390,000	101,000	1,830,000	1,840,000	151,750			
1,390,000	1,400,000	102,000	1,840,000	1,850,000	153,000			
1,400,000	1,410,000	103,000	1,850,000	1,860,000	154,250			
1,410,000	1,420,000	104,000	1,860,000	1,870,000	155,500			
1,420,000	1,430,000	105,000	1,870,000	1,880,000	156,750	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,352,000円を控除した金額
1,430,000	1,440,000	106,000	1,880,000	1,890,000	158,000			
1,440,000	1,450,000	107,000	1,890,000	1,900,000	159,250			
1,450,000	1,460,000	108,000	1,900,000	1,910,000	160,500			
1,460,000	1,470,000	109,000	1,910,000	1,920,000	161,750			
1,470,000	1,480,000	110,000	1,920,000	1,930,000	163,000	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,352,000円を控除した金額
1,480,000	1,490,000	111,000	1,930,000	1,940,000	164,250			
1,490,000	1,500,000	112,000	1,940,000	1,950,000	165,500			
1,500,000	1,510,000	113,000	1,950,000	1,960,000	166,750			
1,510,000	1,520,000	114,000	1,960,000	1,970,000	168,000			
1,520,000	1,530,000	115,000	1,970,000	1,980,000	169,250	60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,852,000円を控除した金額
1,530,000	1,540,000	116,000	1,980,000	1,990,000	170,500			
1,540,000	1,550,000	117,000	1,990,000	2,000,000	171,750			
1,550,000	1,560,000	118,000						
1,560,000	1,570,000	119,000						
1,570,000	1,580,000	120,000	2,000,000	2,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.5%を乗じて算出した金額から77,000円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,102,000円を控除した金額
1,580,000	1,590,000	121,000						
1,590,000	1,600,000	122,000						
1,600,000	1,610,000	123,000						
1,610,000	1,620,000	124,250						
1,620,000	1,630,000	125,500	2,400,000	3,600,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から137,000円を控除した金額	120,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,102,000円を控除した金額
1,630,000	1,640,000	126,750						
1,640,000	1,650,000	128,000						
1,650,000	1,660,000	129,250						
1,660,000	1,670,000	130,500						
1,670,000	1,680,000	131,750	3,600,000	5,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から227,000円を控除した金額			
1,680,000	1,690,000	133,000						
1,690,000	1,700,000	134,250						
1,700,000	1,710,000	135,500						
1,710,000	1,720,000	136,750						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額 以上	未満	税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額 以上	未満	税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額 以上	未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
304,000	308,000	13,200	546,000	552,000	28,950	868,000	876,000	53,100
308,000	312,000	13,400	552,000	558,000	29,400	876,000	884,000	53,700
312,000	316,000	13,600	558,000	564,000	29,850	884,000	892,000	54,300
316,000	320,000	13,800	564,000	570,000	30,300	892,000	900,000	54,900
320,000	324,000	14,000	570,000	576,000	30,750	900,000	908,000	55,500
324,000	328,000	14,200	576,000	582,000	31,200	908,000	916,000	56,100
328,000	332,000	14,400	582,000	588,000	31,650	916,000	924,000	56,700
332,000	336,000	14,600	588,000	594,000	32,100	924,000	932,000	57,300
336,000	340,000	14,800	594,000	600,000	32,550	932,000	940,000	57,900
340,000	344,000	15,000	600,000	606,000	33,000	940,000	948,000	58,500
344,000	348,000	15,200	606,000	612,000	33,450	948,000	956,000	59,100
348,000	352,000	15,400	612,000	618,000	33,900	956,000	964,000	59,700
352,000	356,000	15,600	618,000	624,000	34,350	964,000	972,000	60,300
356,000	360,000	15,800	624,000	630,000	34,800	972,000	980,000	60,900
360,000	364,000	16,000	630,000	636,000	35,250	980,000	988,000	61,500
364,000	368,000	16,200	636,000	642,000	35,700	988,000	996,000	62,100
368,000	372,000	16,400	642,000	648,000	36,150	996,000	1,004,000	62,700
372,000	376,000	16,600	648,000	654,000	36,600	1,004,000	1,012,000	63,400
376,000	380,000	16,800	654,000	660,000	37,050	1,012,000	1,020,000	64,200
380,000	384,000	17,000	660,000	666,000	37,500	1,020,000	1,028,000	65,000
384,000	388,000	17,200	666,000	672,000	37,950	1,028,000	1,036,000	65,800
388,000	392,000	17,400	672,000	678,000	38,400	1,036,000	1,044,000	66,600
392,000	396,000	17,600	678,000	684,000	38,850	1,044,000	1,052,000	67,400
396,000	400,000	17,800	684,000	690,000	39,300	1,052,000	1,060,000	68,200
400,000	404,000	18,000	690,000	696,000	39,750	1,060,000	1,068,000	69,000
404,000	408,000	18,300	696,000	702,000	40,200	1,068,000	1,076,000	69,800
408,000	412,000	18,600	702,000	708,000	40,650	1,076,000	1,084,000	70,600
412,000	416,000	18,900	708,000	714,000	41,100	1,084,000	1,092,000	71,400
416,000	420,000	19,200	714,000	720,000	41,550	1,092,000	1,100,000	72,200
420,000	426,000	19,500	720,000	726,000	42,000	1,100,000	1,108,000	73,000
426,000	432,000	19,950	726,000	732,000	42,450	1,108,000	1,116,000	73,800
432,000	438,000	20,400	732,000	738,000	42,900	1,116,000	1,124,000	74,600
438,000	444,000	20,850	738,000	744,000	43,350	1,124,000	1,132,000	75,400
444,000	450,000	21,300	744,000	750,000	43,800	1,132,000	1,140,000	76,200
450,000	456,000	21,750	750,000	756,000	44,250	1,140,000	1,148,000	77,000
456,000	462,000	22,200	756,000	762,000	44,700	1,148,000	1,156,000	77,800
462,000	468,000	22,650	762,000	768,000	45,150	1,156,000	1,164,000	78,600
468,000	474,000	23,100	768,000	774,000	45,600	1,164,000	1,172,000	79,400
474,000	480,000	23,550	774,000	780,000	46,050	1,172,000	1,180,000	80,200
480,000	486,000	24,000	780,000	788,000	46,500	1,180,000	1,188,000	81,000
486,000	492,000	24,450	788,000	796,000	47,100	1,188,000	1,196,000	81,800
492,000	498,000	24,900	796,000	804,000	47,700	1,196,000	1,204,000	82,600
498,000	504,000	25,350	804,000	812,000	48,300	1,204,000	1,212,000	83,400
504,000	510,000	25,800	812,000	820,000	48,900	1,212,000	1,220,000	84,200
510,000	516,000	26,250	820,000	828,000	49,500	1,220,000	1,228,000	85,000
516,000	522,000	26,700	828,000	836,000	50,100	1,228,000	1,236,000	85,800
522,000	528,000	27,150	836,000	844,000	50,700	1,236,000	1,244,000	86,600
528,000	534,000	27,600	844,000	852,000	51,300	1,244,000	1,252,000	87,400
534,000	540,000	28,050	852,000	860,000	51,900	1,252,000	1,260,000	88,200
540,000	546,000	28,500	860,000	868,000	52,500	1,260,000	1,270,000	89,000

（備考）　税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十四号（昭四〇・三・三一）

◎法人税法

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の全部を改正する。

目次

第一編　総則
　第一章　通則（第一条―第三条）
　第二章　納税義務者（第四条）
　第三章　課税所得等の範囲（第五条―第十条）
　第四章　所得の帰属に関する通則（第十一条・第十二条）
　第五章　事業年度（第十三条―第十五条）
　第六章　納税地（第十六条―第二十条）
第二編　内国法人の納税義務
　第一章　各事業年度の所得に対する法人税
　　第一節　課税標準及びその計算
　　第一款　課税標準（第二十一条）
　　第二款　各事業年度の所得の金額の計算の通則（第二十二条）
　　第三款　益金の額の計算
　　第一目　受取配当等（第二十三条・第二十四条）
　　第二目　資産の評価益（第二十五条）
　　第三目　還付金等（第二十六条―第二十八条）
　　第四款　損金の額の計算
　　第一目　資産の評価及び償却費（第二十九条―第三十二条）
　　第二目　資産の評価損（第三十三条）
　　第三目　役員の報酬、賞与及び退職給与等（第三十四条―第三十六条）
　　第四目　寄付金（第三十七条）
　　第五目　租税公課（第三十八条―第四十一条）
　　第六目　圧縮記帳（第四十二条―第五十一条）
　　第七目　引当金（第五十二条―第五十六条）
　　第八目　繰越欠損金（第五十七条―第五十九条）
　　第九目　契約者配当等（第六十条・第六十一条）
　　第五款　収益及び費用の帰属事業年度の特例（第六十二条―第六十四条）
　　第六款　各事業年度の所得の金額の計算の細目（第六十五条）
　　第二節　税額の計算
　　第一款　税率（第六十六条・第六十七条）
　　第二款　税額控除（第六十八条―第七十条）
　　第三節　申告、納付及び還付等
　　第一款　中間申告（第七十一条―第七十三条）
　　第二款　確定申告（第七十四条・第七十五条）
　　第三款　納付（第七十六条―第七十八条）
　　第四款　還付（第七十九条―第八十一条）
　　第五款　更正の請求の特例（第八十二条）
　第二章　退職年金積立金に対する法人税
　　第一節　課税標準及びその計算（第八十三条―第八十六条）
　　第二節　税額の計算（第八十七条）
　　第三節　申告及び納付（第八十八条―第九十一条）
　第三章　清算所得に対する法人税及び継続等の場

合の課税の特例
第一節　解散の場合の清算所得に対する法人税
第一款　課税標準及びその計算（第九十二条―第九十八条）
第二款　税額の計算（第九十九条―第百一条）
第三款　申告、納付及び還付（第百二条―第百十条）
第二節　合併の場合の清算所得に対する法人税
第一款　課税標準及びその計算（第百十一条―第百十四条）
第二款　税額の計算（第百十五条）
第三款　申告及び納付（第百十六条・第百十七条）
第三節　継続等の場合の課税の特例（第百十八条―第百二十条）
第四章　青色申告（第百二十一条―第百二十八条）
第五章　更正及び決定（第百二十九条―第百三十七条）
第三編　外国法人の納税義務
第一章　国内源泉所得（第百三十八条―第百四十条）
第二章　各事業年度の所得に対する法人税
第一節　課税標準及びその計算（第百四十一条・第百四十二条）
第二節　税額の計算（第百四十三条・第百四十四条）
第三節　申告、納付及び還付等（第百四十五条）
第四節　青色申告（第百四十六条）
第五節　更正及び決定（第百四十七条）
第四編　雑則（第百四十八条―第百五十八条）
第五編　罰則（第百五十九条―第百六十四条）
附則

第一編　総則

第一章　通則

（趣旨）

第一条　この法律は、法人税について、課税所得等の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　国内　この法律の施行地をいう。

二　国外　この法律の施行地外の地域をいう。

三　内国法人　国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

四　外国法人　内国法人以外の法人をいう。

五　公共法人　別表第一に掲げる法人をいう。

六　公益法人等　別表第二に掲げる法人をいう。

七　協同組合等　別表第三に掲げる法人をいう。

八　人格のない社団等　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。

九　普通法人　第五号から第七号までに掲げる法人以外の法人をいい、人格のない社団等を含まない。

十　同族会社　次のいずれかに該当する会社をいう。

イ　株主等の三人以下及びこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人（以下この号において「同族関係者」という。）が有する株式の総数又は出資の金額の合計額がその会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五十以上に相当する会社

ロ　株主等の四人及びこれらの同族関係者が有する株式の総数又は出資の金額の合計額がその会

社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の六十以上に相当する会社

ハ　株主等の五人及びこれらの同族関係者が有する株式の総数又は出資の金額の合計額がその会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の七十以上に相当する会社

十一　合併法人　合併後存続する法人又は合併により設立された法人をいう。

十二　被合併法人　合併により消滅した法人をいう。

十三　収益事業　販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいう。

十四　株主等　株主又は合名会社、合資会社若しくは有限会社の社員その他法人の出資者をいう。

十五　役員　法人の取締役、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定めるものをいう。

十六　資本等の金額　資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額をいう。

十七　資本積立金額　次に掲げる金額のうち法人が留保している金額の合計額をいう。

イ　額面株式（出資を含む。）の発行価額のうちその額面をこえる部分の金額

ロ　無額面株式の発行価額のうち資本に組み入れなかつた金額

ハ　協同組合等その他政令で定める法人がその出資者となる者から徴収した加入金の額

ニ　資本又は出資の減少により減少した資本の金額又は出資金額に相当する金額のうち株式の消却若しくは払戻し又は持分の払戻しとして交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額をこえる部分の金額

ホ　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）又は企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第百四十二号）の規定により再評価積立金として積み立て、又はこれに組み入れた金額（同法第十八条の八（再評価積立金の資本準備金への組入れ）の規定により商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十八条ノ二（資本準備金）の資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れた金額を含む。）

ヘ　合併差益金のうち被合併法人の資本積立金額及び合併減資益金から成る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

ト　財団である医療法人又は社団である医療法人で持分の定めがないものがその設立について贈与又は遺贈を受けた金銭の額又は金銭以外の資産の価額（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第六十六条第四項（公益を目的とする事業を行なう法人に対する課税）の規定によりこれらの資産につき贈与税又は相続税を納付する場合には、その贈与税又は相続税の額に相当する金額を控除した金額）

十八　利益積立金額　イに掲げる金額がロに掲げる金額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額をいう。この場合において、法人税（退職年金積立金に対する法人税、第三十八条第一項第二号（損金に算入される法人税）に掲げる法人税並びに延滞税及び利子税を除く。）として納付すべき金額並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により当該法人税に係る道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）として納付すべき金額は、イに規定する留保している金額には、含ま

れない。

イ　次に掲げる金額のうち法人が留保している金額の合計額

(1)　各事業年度の所得の金額

(2)　第二十三条（受取配当等の益金不算入）、第二十六条（還付金等の益金不算入）又は第二十七条（合併差益金のうち被合併法人の利益積立金額から成る部分の益金不算入）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額

(3)　第五十七条から第五十九条まで（繰越欠損金の損金算入）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

ロ　各事業年度の欠損金額の合計額（資本等の金額により補てんされた金額を除く。）

十九　合併差益金　イに掲げる金額がロに掲げる金額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額をいう。

二十　中間申告書　第七十一条第一項（中間申告）（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書をいう。

二十一　確定申告書　第七十四条第一項（確定申告）（第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

二十二　退職年金積立金中間申告書　第八十八条（退職年金積立金に係る中間申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

二十三　退職年金積立金確定申告書　第八十九条（退職年金積立金に係る確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

二十四　清算事業年度予納申告書　第百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

二十五　残余財産分配予納申告書　第百三条第一項（残余財産の一部分配に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

二十六　清算確定申告書　第百四条第一項（清算確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

二十七　合併確定申告書　第百十六条第一項（合併確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

二十八　期限後申告書　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項（期限後申告書）に規定する期限後申告書をいう。

二十九　修正申告書　国税通則法第十九条第三項（修正申告書）に規定する修正申告書をいう。

三十　青色申告書　第百二十一条（青色申告）（第百四十六条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により青色の申告書によつて提出する第三十号から第三十七号までに掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書をいう。

三十一　中間納付額　第七十六条（中間申告による納付）（第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額）をいう。

三十二　清算中の予納額　第百五条（清算中の所得に係る予納申告による納付）又は第百六条（残余財産の一部分配に係る予納申告による納付）の規定により納付すべき法人税の額（これらの規定により納付すべき法人税の額を含むものとし、これらの額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額とする。）をいう。

三十三　更正　国税通則法第二十四条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正をいう。

三十四　決定　第十九条（納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力）の場合を除き、国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。

三十五　附帯税　国税通則法第二条第四号（定義）に規定する附帯税をいう。

として運用することを目的とするもので、株式又は出資に対する投資として運用しないものをいう。

三十　中間申告書　第七十一条第一項（中間申告）（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書をいう。

三十一　確定申告書　第七十四条第一項（確定申告）（第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十二　退職年金積立金中間申告書　第八十八条（退職年金積立金に係る中間申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十三　退職年金積立金確定申告書　第八十九条（退職年金積立金に係る確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十四　清算事業年度予納申告書　第百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十五　残余財産分配予納申告書　第百三条第一項（残余財産の一部分配に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十六　清算確定申告書　第百四条第一項（清算確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十七　合併確定申告書　第百十六条第一項（合併確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十八　期限後申告書　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項（期限後申告書）に規定する期限後申告書をいう。

三十九　修正申告書　国税通則法第十九条第三項（修正申告書）に規定する修正申告書をいう。

四十　青色申告書　第百二十一条（青色申告）（第百四十六条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により青色の申告書によつて提出する第三十号から第三十七号までに掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書をいう。

四十一　中間納付額　第七十六条（中間申告による納付）（第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額）をいう。

四十二　清算中の予納額　第百五条（清算中の所得に係る予納申告による納付）又は第百六条（残余財産の一部分配に係る予納申告による納付）の規定により納付すべき法人税の額（これらの規定により納付すべき法人税の額を含むものとし、これらの額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額とする。）をいう。

四十三　更正　国税通則法第二十四条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正をいう。

四十四　決定　第十九条（納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力）の場合を除き、国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。

四十五　附帯税　国税通則法第二条第四号（定義）に規定する附帯税をいう。

四十六　充当　国税通則法第五十七条第一項（充当）の規定による充当をいう。

四十七　還付加算金　国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金をいう。

四十八　地方税　地方税法第一条第一項第十四号（用語）に規定する地方団体の徴収金（都、特別区及び全部事務組合のこれに相当する徴収金を含む。）をいう。

（人格のない社団等に対するこの法律の適用）

第三条　人格のない社団等は、法人とみなして、この法律（別表第二を除く。）の規定を適用する。

第二章　納税義務者

（納税義務者）

第四条　内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を営む場合に限る。

2　外国法人は、第百三十八条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得を有するときは、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、外国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、当該国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有する場合に限る。

3　公共法人は、前二項の規定にかかわらず、法人税を納める義務がない。

第三章　課税所得等の範囲

（内国法人の課税所得の範囲）

第五条　内国法人に対しては、各事業年度の所得について各事業年度の所得に対する法人税を課する。ただし、内国法人である普通法人又は協同組合等の清算中に生じた各事業年度の所得については、前条の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。ただし、これらの法人で清算中のものが継続し又は合併により消滅した場合におけるその清算中に生じた各事業年度の所得については、この限りでない。

（内国公益法人等の非収益事業所得の非課税）

第六条　内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得及び清算所得については、第五条の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

（内国普通法人等の清算中の所得の非課税）

第七条　内国法人である普通法人又は協同組合等の清算中に生じた各事業年度の所得については、前条の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。ただし、これらの法人で清算中のものが継続し又は合併により消滅した場合におけるその清算中に生じた各事業年度の所得については、この限りでない。

（内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税）

第八条　第八十四条第一項（退職年金積立金の額の計算）に規定する退職年金業務を行なう内国法人に対しては、第五条（内国法人の課税所得の範囲）の規定により課する法人税のほか、各事業年度の退職年金積立金について、退職年金積立金に対する法人税を課する。

（外国法人の課税所得の範囲）

第九条　外国法人に対しては、各事業年度の所得のうち第百四十一条各号（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得に係る所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

（外国公益法人等の非収益事業所得の非課税）

第十条　外国法人である公益法人等又は人格のない社団等の前条に規定する所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、同条の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

第四章　所得の帰属に関する通則

（実質所得者課税の原則）

第十一条　資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、その収益を享受せず、その者以外の法人がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する法人に帰属するものとして、この法律の規定を適用する。

（信託財産に係る収入及び支出の帰属）

第十二条　信託財産に帰せられる収入及び支出については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、証券投資信託又は第八十四条第一項（退職年金積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約に係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出については、この限りでない。

一　受益者が特定している場合　その受益者

二　受益者が特定していない場合又は存在していない場合　その信託財産に係る信託の委託者

2　信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）の合同運用信託、証券投資信託又は第八十四条第一項に規定する適格退職年金契約に係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出は、当該信託会社の収入及び支出でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

3　第一項の場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判定に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　事業年度

（事業年度の意義）

第十三条　この法律において「事業年度」とは、営業年度その他これに準ずる期間（以下この章において「営業年度等」という。）で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄付行為、規則若しくは規約（以下この章において「定款等」という。）に定めるものをいい、法令又は定款等に営業年度等の定めがない場合には、次項の規定により納税地の所轄税務署長に届け出た営業年度等又は第三項の規定により納税地の所轄税務署長が指定した営業年度等若しくは第四項に規定する期間をいう。ただし、これらの期間が一年をこえる場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）をいう。

2　法令及び定款等に営業年度等の定めがない法人は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に掲げる日以後二月以内に、営業年度等を定めてこれを納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

一　内国法人　設立の日（内国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を開始した日）

二　外国法人　第百四十一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日又は当該外国法人に該当しないで第百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業を国内において開始し、若しくは第百四十一条第四号に掲げる国内源泉所得で第百三十八条第二号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日（外国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、第百四十一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなつた日）

3　前項の規定による届出をすべき法人（人格のない社団等を除く。）がその届出をしない場合には、納税地の所轄税務署長は、その営業年度等を指定し、当

該事業を廃止した場合　その事業年度開始の日から当該事業の開始の日の前日又は当該事業の廃止の日までの期間及びこれらの日の翌日からその事業年度の末日までの期間（当該事業の開始の日の属する事業年度の中途において当該事業を廃止した場合には、その事業年度開始の日から当該事業の開始の日の前日までの期間、当該事業の開始の日から当該事業の廃止の日までの期間及び同日の翌日からその事業年度の末日までの期間）

（事業年度を変更した場合等の届出）

第十五条　法人がその定款等において営業年度等を変更し、又はその定款等に定める営業年度等を変更したときは、遅滞なく、その変更前の営業年度等及び変更後の営業年度等又はその定めた営業年度等を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

第六章　納税地

（内国法人の納税地）

第十六条　内国法人の法人税の納税地は、その本店又は主たる事務所の所在地とする。

（外国法人の納税地）

第十七条　外国法人の法人税の納税地は、次の各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる場所とする。

一　第百四十一条第一号から第三号まで（国内に恒久的施設を有する外国法人）に掲げる外国法人　その外国法人が国内において行なう事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるものの所在地）

二　前号に該当しない外国法人で、第百三十八条第三号（不動産の貸付け等の対価）に掲げる対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受けるもの　当該対価に係る資産の所在地（その資産が二以上ある場合には、主たる資産の所在地）

三　前二号に該当しない外国法人　政令で定める場所

（納税地の指定）

第十八条　前二条の規定による納税地が法人の事業又は資産の状況からみて法人税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地の所轄国税局長（政令で定める場合には、国税庁長官。以下この条において同じ。）は、これらの規定にかかわらず、その法人税の納税地を指定することができる。

2　国税局長は、前項の規定により法人税の納税地を指定したときは、同項の法人に対し、書面によりその旨を届け出なければならない。

（納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力）

第十九条　国税通則法第七十六条第一項（異議申立てについての決定又は判決により、前条第一項の規定による納税地の指定に処分の取消しがあつた場合においても、その処分の取消しは、その取消しの対象となつた処分のあつた時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となつた納税地をその処分に係る法人の法人税の納税地としてその法人税に関してされた申告、申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分（その取消しの対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼさないものとする。

（納税地の異動の届出）

第二十条　法人は、その法人税の納税地に異動があつた場合（第十八条第一項（納税地の指定）の指定によりその納税地に異動があつた場合を除く。）には、政令で定めるところにより、その異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長に

4　第二項の規定による届出をすべき人格のない社団等がその届出をしない場合には、その人格のない社団等の営業年度等は、その年の一月一日（同項第一号に掲げる収益事業を開始した日又は同項第二号に掲げる国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなつた日の属する年については、これらの日）から十二月三十一日までの期間とする。

（みなし事業年度）

第十四条　次の各号に規定する法人が当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなす。

一　内国法人である普通法人又は協同組合等が事業年度の中途において解散（合併による解散を除く。）をした場合　その事業年度開始の日から解散の日までの期間及び解散の日の翌日からその事業年度の末日までの期間

二　法人が事業年度の中途において合併により消滅した場合　その事業年度開始の日から合併の日までの期間

三　清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定した場合　その事業年度開始の日から残余財産の確定の日までの期間

四　内国法人である普通法人又は協同組合等で清算中のものが事業年度の中途において継続した場合　その事業年度開始の日から継続の日の前日までの期間及び継続の日からその事業年度の末日までの期間

五　第百四十一条各号（外国法人に係る法人税の課税標準）のうちいずれかの号に掲げる外国法人に該当する法人が事業年度の中途において当該各号のうち他のいずれかの号に掲げる外国法人に該当することとなつた場合（同条第二号及び第三号に掲げる外国法人のいずれにも該当していた法人がこれらのうちいずれか一にのみ該当することとなつた場合を含む。）　その事業年度開始の日からその該当することとなつた日の前日までの期間及びその該当することとなつた日からその事業年度の末日までの期間

六　第百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が、事業年度の中途において、国内において新たに第百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業を開始し、又は当

事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

一　当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

二　前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額

三　当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

4　前二項に規定する資本等取引とは、法人の資本等の金額の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行なう利益又は剰余金の分配をいう。

第三款　益金の額の計算

第一目　受取配当等

（受取配当等の益金不算入）

第二十三条　内国法人が受ける次に掲げる金額（外国法人又は人格のない社団等から受けるものを除く。以下この条において「配当等の額」という。）は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

一　利益の配当又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。次号において同じ。）の額

二　公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額のうち、内国法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額から成るものとして政令で定めるところにより計算した金額

2　前項の規定は、内国法人がその受ける配当等の額（次条第一項又は第二項の規定により、その内国法人が受ける配当等の額とみなされる金額を除く。以下この項において同じ。）の元本である株式等（株式、出資又は受益証券をいう。以下この条において同じ。）をその配当等の額の計算の基礎となった期間の末日以前一月以内に取得し、かつ、当該株式等又は当該株式等と銘柄を同じくする株式等を同日後二月以内に譲渡した場合における当該譲渡した株式等のうち政令で定めるものの配当等の額については、適用しない。

3　第一項の場合において、同項の内国法人が当該事業年度において支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）があるときは、同項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しない金額の合計額は、その保有する株式等につき当該事業年度において受ける配当等の額の合計額から、当該負債の利子の額のうちその株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とする。

4　第一項の規定は、確定申告書に益金の額に算入されない配当等の額及びその計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

5　税務署長は、第一項の規定により益金の額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項の記載がない確定申告書の提出があった場合においても、その記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載がなかった金額につき第一項の規定を適用することができる。

（配当等の額とみなす金額）

第二十四条　法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この条において同じ。）の株主等である内国法人が当該法人から次に掲げる金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額がその交付の基因となった当該法人の株式（出資を含む。）を取得するために要した金額をこえるときは、この法律の規定の

適用については、そのこえる部分の金額のうち、当該法人の資本等の金額から成る部分の金額以外の金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額とみなす。

一　当該法人の資本若しくは出資の減少又は株式の消却により交付される金銭その他の資産

二　当該法人からの退社又は脱退により持分の払戻しとして交付される金銭その他の資産

三　当該法人の解散により残余財産の分配として交付される金銭その他の資産

四　当該法人の合併により交付される金銭その他の資産

2　法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、この法律の規定の適用については、当該各号に掲げる金額のうち当該法人の株主等である内国法人が当該各号に掲げる事実の発生の時において有する株式（出資を含むものとし、第一号の場合にあっては、消却されなかった株式とする。）に対応する部分の金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額とみなし、かつ、その内国法人が当該事実の発生の時において当該金額の交付を受けたものとみなす。

一　利益をもってする株式の消却　その消却した株式に対応する資本の金額（当該金額がその消却に充てた利益の金額をこえる場合には、当該利益の金額）

二　利益積立金額の資本又は出資への組入れ　資本又は出資に組み入れた利益積立金額

三　解散により残余財産の一部を分配した後における消滅　その分配が、まず、資本等の金額からされたものとした場合に計算される分配後の資本等の金額が、その継続又は合併に際し資本等の金額として当該法人の貸借対照表に計上されている金額に不足する場合におけるその不足額

3　第一項第一号から第三号までに掲げる金銭その他の資産の交付が二回以上にわたって行なわれた場合における同項に規定する資本等の金額から成る部分の金額以外の金額の計算の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二目　資産の評価益

（資産の評価益の益金不算入）

第二十五条　内国法人がその有する資産の評価換え（会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の決定に伴い同法の規定に従って行なう評価換えその他政令で定める評価換えを除く。）をしてその帳簿価額を増額した場合には、その増額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

2　前項の規定の適用があった場合において、同項に規定する評価換えにより増額された金額を益金の額に算入されなかった資産については、その評価換えをした日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該資産の帳簿価額は、その増額がされなかったものとみなす。

第三目　還付金等

（還付金等の益金不算入）

第二十六条　内国法人が次に掲げるものの還付を受け、又はその還付を受けるべき金額を未納の国税若しくは地方税に充当される場合には、その還付を受け又は充当される金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

一　第三十八条（法人税額等の損金不算入）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの

二　第七十九条（確定申告による所得税額等の還付）、第百二十条（継続等の場合の所得税額等の

還付）、第百三十三条（確定申告に係る更正による所得税額等の還付）又は第百三十七条（継続等の場合の更正による所得税額等の還付）の規定による還付金

三　第八十一条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定による還付金

2　内国法人が第七十条第一項から第三項まで（外国税額の控除）の規定の適用を受けた後において、これらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつた同条第一項に規定する外国法人税の額が減額される場合には、その減額された部分の金額（政令で定める金額を除く。）は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

（合併差益金のうち被合併法人の利益積立金額から成る部分の益金不算入）

第二十七条　内国法人が合併した場合において、その合併に係る合併法人につき合併差益金が生じたときは、その合併差益金のうちその合併に係る被合併法人の利益積立金額から成る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その合併法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

（法人税額から控除する外国子会社の外国税額の益金算入）

第二十八条　内国法人が各事業年度において第七十条第四項（外国税額の控除）に規定する外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額につき同項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、その内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第四款　損金の額の計算

第一目　資産の評価及び償却費

（たな卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法）

第二十九条　内国法人のたな卸資産につき第二十二条第三項（各事業年度の損金の額に算入する金額）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入する金額（評価の方法を選定しなかつた場合又は選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかつた場合には、評価の方法のうち政令で定める方法により評価した金額）とする。

2　前項の選定をすることができる評価の方法の種類、その選定の手続その他たな卸資産の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）

第三十条　内国法人の有価証券につき第二十二条第三項（各事業年度の損金の額に算入する金額）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入する金額を算定する場合における有価証券の譲渡原価等の額は、その内国法人が有価証券について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかつた場合又は選定した評価の方法により評価しなかつた場合には、評価の方法のうち政令で定める方法により評価した金額）とする。

2　前項の選定をすることができる評価の方法の種類、その選定の手続その他有価証券の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）

第三十一条　内国法人の減価償却資産につきその償却費として第二十二条第三項（各事業年度の損金の額に算入する金額）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入する金額は、その内国法人が当該事業年度においてその償却費として損金経理をした金額（損金経理により償却に係る引当金勘定に繰り入れた金額がある場合には、当該金額を加算した金額）のうち、その内国法人が当該資産について選定した償却の方法（償却の方法を選定しなかつた場合には、償却の方法のうち政令で定めるところにより計算した金額）に達するまでの金額とする。

2　前項に規定する償却費として損金経理をした金額には、同項に規定する減価償却資産につき当該事業年度前の各事業年度において償却費として損金経理をした金額のうち当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額を含むものとする。

3　第一項の選定をすることができる償却の方法の種類、その選定の手続その他減価償却資産の償却に関し必要な事項は、政令で定める。

（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）

第三十二条　内国法人の繰延資産につきその償却費として第二十二条第三項（各事業年度の損金の額に算入する金額）の規定により各事業年度の損金の額に算入する金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入する金額は、その内国法人が当該事業年度においてその償却費として損金経理をした金額（損金経理により償却に係る引当金勘定に繰り入れた金額がある場合には、当該金額を加算した金額）のうち、その繰延資産に係る支出の効果の及ぶ期間を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額とする。

2　前項に規定する償却費として損金経理をした金額には、同項に規定する繰延資産につき当該事業年度前の各事業年度において償却費として損金経理をした金額のうち当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額を含むものとする。

3　第一項に規定する償却の方法の種類、その選定の手続その他繰延資産の償却に関し必要な事項は、政令で定める。

第二目　資産の評価損

（資産の評価損の損金不算入等）

第三十三条　内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2　内国法人の有する資産（預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権を除く。）につき災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより、当該資産の価額がその帳簿価額を下ることとなつた場合において、その内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額との差額に達するまでの金額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3　第一項の規定の適用があつた場合において、同項に規定する評価換えにより減額された金額を損金の額に算入されなかつた資産については、その評価換えをした日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該資産の帳簿価額は、その減額がされなかつたものとみなす。

第三目　役員の報酬、賞与及び退職給与

等

（過大な役員報酬の損金不算入）

第三十四条　内国法人がその役員に対して支給する報酬の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2　前項に規定する報酬とは、役員に対する給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）のうち、次条第四項に規定する賞与及び退職給与以外のものをいう。

（役員賞与等の損金不算入）

第三十五条　内国法人がその役員に対して支給する賞与の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2　内国法人が、各事業年度においてその使用人としての職務を有する役員に対し、当該職務に対する賞与を他の使用人に対する賞与の支給時期に支給する場合において、当該職務に対する賞与の額につき当該事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額のうち当該職務に対する相当な賞与の額として政令で定める金額に達するまでの金額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3　内国法人が、各事業年度においてその使用人に対し賞与を支給する場合において、その賞与の額につきその確定した決算において利益又は剰余金の処分による経理（利益積立金額をその支給する賞与に充てる経理を含む。）をしたときは、その経理をした金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

4　前三項に規定する賞与とは、役員又は使用人に対する臨時的な給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）のうち、他に定期の給与を受けていない者に対し継続して毎年所定の時期に定額（利益に一定の割合を乗ずる方法により算定されることとなつているものを除く。）を支給する旨の定めに基づいて支給されるもの及び退職給与以外のものをいう。

5　第二項に規定する使用人としての職務を有する役員とは、役員（社長、理事長その他政令で定めるものを除く。）のうち、部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいう。

（過大な役員退職給与の損金不算入）

第三十六条　内国法人が各事業年度においてその退職した役員に対して支給する退職給与の額のうち、当該事業年度において損金経理をしなかつた金額及び損金経理をした金額で不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第四目　寄付金

（寄付金の損金不算入）

第三十七条　内国法人が、各事業年度において寄付金を支出した場合において、その寄付金の額につきその確定した決算において利益又は剰余金の処分による経理（利益積立金額をその支出した寄付金に充てる経理を含む。）をしたときは、その経理をした金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2　内国法人が各事業年度において支出した寄付金の額（前項の規定の適用を受けた寄付金の額を除く。次項において同じ。）の合計額のうち、その内国法人の資本等の金額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「損金算入限度額」という。）をこえる部分の金額は、その内国法人の各事業年度

の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

3　前項の場合において、同項に規定する寄付金の額のうちに次の各号に規定する寄付金の額があるときは、当該各号に規定する寄付金の額の合計額は、同項に規定する寄付金の額の合計額に算入しない。ただし、内国法人である公益法人等が支出した第三号に規定する寄付金の額については、この限りでない。

一　国又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局を含む。以下この号において同じ。）に対する寄付金で国又は地方公共団体がその行政目的のために直接供する施設に充てるためのものの額の合計額

二　民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行なう法人又は団体に対する寄付金（当該法人の設立のためにされる寄付金その他の当該法人の設立前においてされる寄付金で政令で定めるものを含む。）のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で定めるところにより大蔵大臣が指定したものの額の合計額

イ　広く一般に募集されること。

ロ　教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。

三　科学技術又は教育の振興に寄与する法人として政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄付金（前号に規定する寄付金に該当するものを除く。）の額の合計額（当該合計額が当該事業年度に係る損金算入限度額をこえる場合には、当該損金算入限度額に相当する金額）

4　内国法人である公益法人等がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄付金の額とみなして、第二項の規定を適用する。

5　前各項に規定する寄付金の額は、寄付金、きよ出金、見舞金その他いずれの名義をもつてするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。以下この条において同じ。）をした場合における当該金額の若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする。

6　内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額は、前項の寄付金の額に含まれるものとする。

7　第三項の規定は、確定申告書に、第二項に規定する寄付金の額の合計額に算入されない第三項各号に掲げる金額の記載があり、かつ、同項各号に規定する寄付金の明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により第二項に規定する寄付金の額の合計額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

8　税務署長は、第三項の規定により第二項に規定する寄付金の額の合計額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項の記載又は書類の添附

がない確定申告書の提出があった場合においても、その記載又は書類の添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載又は書類の添附がなかつた金額につき第三項の規定を適用することができる。

9　大蔵大臣は、第三項第二号の指定をしたときは、これを告示する。

第五目　租税公課

（法人税額等の損金不算入）

第三十八条　内国法人が納付する法人税の額は、次に掲げる法人税の額を除き、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一　退職年金積立金に対する法人税（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税を除く。）

二　国税通則法第三十五条第二項（修正申告等による納付）の規定により納付すべき金額のうち同法第十九条第四項第三号ハ（修正申告により納付すべき還付加算金相当額）又は第二十八条第二項第三号ハ（更正により納付すべき還付加算金相当額）に掲げる金額に相当する法人税（延滞税を除く。）

三　第七十五条第七項（確定申告期限の延長の場合の利子税）の規定による利子税

2　内国法人が納付する次に掲げるものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一　相続税法第六十六条第四項（公益を目的とする事業を行なう法人に対する課税）の規定による贈与税及び相続税

二　法人税以外の国税に係る延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税

三　地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税を含むものとし、退職年金積立金に対する法人税に係るものを除く。）

四　地方税法の規定による延滞金（同法第十五条の二第二項（人格のない社団等に係る第二次納税義務）の規定により納付し又は納入すべき地方税

2　第二十四条第一項第三号（解散の場合のみなし配当）の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされた金額で第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつたものがある内国法人が、そのみなされた金額に係る残余財産の

納付し又は納入したことにより生じた損失の額（その納付又は納入に係る求償権につき生じた損失の額を含む。以下この条において同じ。）は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第三十五条から第三十九条まで（同族会社の第二次納税義務等）又は第四十一条第一項（人格のない社団等に係る第二次納税義務）の規定により納付すべき国税（その滞納処分費を含む。以下この条において同じ。）

二　地方税法第十一条の四から第十一条の八まで（同族会社の第二次納税義務等）又は第十二条の二第二項（人格のない社団等に係る第二次納税義務）の規定により納付し又は納入すべき地方税

第三十九条　内国法人が次に掲げる国税又は地方税を納付し又は納入したことにより生じた損失の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。ただし、当該国税又は地方税の額が当該益金の額に算入されなかつた金額をこえる場合は、その損失の額のうちそのこえる部分の金額に相当する金額については、この限りでない。

一　国税徴収法第三十四条（清算人等の第二次納税義務）の規定により納付すべき国税

二　地方税法第十一条の三（清算人等の第二次納税義務）の規定により納付し又は納入すべき地方税（法人税額から控除する所得税額の損金不算入）

第四十条　内国法人が第六十八条第一項（所得税額の控除）に規定する所得税の額につき同項又は第七十九条第一項（確定申告による所得税額等の還付）若しくは第百三十三条第一項（確定申告に係る更正による所得税額等の還付）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定による控除又は還付をされる金額に相当する金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

（法人税額から控除する外国税額の損金不算入）

第四十一条　内国法人が第七十条第一項（外国税額の控除）に規定する外国法人税の額につき同条又は第七十九条第一項（確定申告による所得税額等の還付）若しくは第百三十三条第一項（確定申告に係る更正による所得税額等の還付）の規定の適用を受ける場合には、当該外国法人税の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第六目　圧縮記帳

（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）

第四十二条　内国法人（清算中のものを除く。以下この条において同じ。）が、各事業年度において固定資産の取得又は改良に充てるための国又は地方公共団体の補助金その他政令で定めるこれに準ずるもの（以下この条において「国庫補助金等」という。）の交付を受け、当該事業年度においてその国庫補助金等をもつてその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をした場合（その国庫補助金等の返還を要しないことが当該事業年度終了の時までに確定した場合に限る。）において、その固定資産につき、当該事業年度において、その取得又は改良に充てた国庫補助金等の額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　内国法人が、各事業年度において国庫補助金等の交付に代わるべきものとして固定資産の交付を受けた場合において、その固定資産につき、当該事業年度において、その固定資産の価額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を政令で定める方法により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3　前二項の規定は、確定申告書にこれらの規定に規定する減額し又は経理した金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出

があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

（国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入）

第四十三条　内国法人（清算中のものを除く。以下この条において同じ。）が、各事業年度において固定資産の取得又は改良に充てるための前条第一項に規定する国庫補助金等（以下この条において「国庫補助金等」という。）の交付を受ける場合（その国庫補助金等の返還を要しないことが当該事業年度終了の時までに確定していない場合に限る。）において、当該事業年度の確定した決算においてその国庫補助金等の額に相当する金額以下の金額を特別勘定として経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の特別勘定を設けている内国法人は、同項の国庫補助金等について返還すべきこと又は返還を要しないことが確定した場合その他政令で定める場合には、その国庫補助金等に係る特別勘定の金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を取りくずさなければならない。

3　前項の規定により取りくずすべきこととなつた特別勘定の金額又は同項の規定に該当しないで取りくずした特別勘定の金額は、それぞれその取りくずした日又は取りくずすべきこととなつた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　第一項の規定は、確定申告書に同項に規定する経理した金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

5　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

6　第一項の特別勘定を設けている内国法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該特別勘定の金額でその合併に係る合併法人に引き継がれたものは、その合併法人が同項の規定により設けている特別勘定の金額とみなす。

（特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）

第四十四条　前条第一項の特別勘定の金額（既に取りくずすこととなつたものを除く。）を有する内国法人が同項の国庫補助金等をもつてその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をし、かつ、その取得又は改良をした日の属する事業年度以後の事業年度においてその取得又は改良に充てた国庫補助金等の全部又は一部の返還を要しないことが確定した場合において、その固定資産につき、その確定した日の属する事業年度において、同日における当該特別勘定の金額のうちその返還を要しないことが確定した国庫補助金等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を政令で定める方法により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、確定申告書にこれらの規定に規定する減額し又は経理した金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、

第一項の規定を適用することができる。

（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）

第四十五条　次に掲げる事業を営む内国法人（清算中のものを除く。以下この条において同じ。）が、各事業年度において当該事業に必要な施設を設けるため電気、ガス若しくは水の需要者又は地方鉄道若しくは軌道の利用者その他その施設によつて便益を受ける者（以下この条において「受益者」という。）から金銭又は資材の交付を受け、当該事業年度においてその金銭又は資材をもつてその施設を構成する固定資産を取得した場合において、その固定資産につき、当該事業年度において、その交付を受けた金銭の額又は資材の価額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を政令で定める方法により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項（定義）に規定する一般電気事業

二　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第一項（定義）に規定するガス事業

三　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項（定義）に規定する水道事業

四　地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第一条第一項（事業の免許）に規定する地方鉄道業

五　軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項（軌道法の適用対象）に規定する軌道を敷設して行なう運輸事業

2　前項各号に掲げる事業を含む内国法人が、各事業年度において当該各号に掲げる事業に係る受益者から当該事業に必要な施設を構成する固定資産の交付を受けた場合において、その固定資産につき、当該事業年度において、その固定資産の価額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を政令で定める方法により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3　前二項の規定は、確定申告書にこれらの規定に規定する減額し又は経理した金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）

第四十六条　協同組合等のうち出資を有しないものが、各事業年度においてその組合員又は会員に対しその事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てるための費用を賦課し、当該事業年度においてその賦課に基づいて納付された金額（以下この項において「納付金」という。）をもつてその事業の用に供する固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、当該事業年度において、その取得又は改良に充てた納付金に相当する金額（以下この項においてその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を政令で定める方法により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、確定申告書にこれらの規定に規定する減額し又は経理した金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、

金の額に算入する。

2　前項の規定は、確定申告書に同項に規定する減額し又は経理した金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

（保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）

第四十七条　内国法人（清算中のものを除く。以下この条において同じ。）が、各事業年度においてその有する固定資産の滅失又は損壊により保険金、共済金又は損害賠償金で政令で定めるもの（以下この条において「保険金等」という。）の支払を受け、当該事業年度においてその保険金等をもつてその滅失をした固定資産に代替する同一種類の固定資産（以下この条において「代替資産」という。）の取得をし、又はその損壊をした固定資産若しくは代替資産となるべき資産の改良をした場合において、これらの固定資産につき、当該事業年度において、その取得又は改良に充てた保険金等に係る差益金の額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を政令で定める方法により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　内国法人が、各事業年度においてその有する固定資産の滅失又は損壊による保険金等の支払に代わるべきものとして代替資産の交付を受けた場合において、その代替資産につき、当該事業年度において、その代替資産に係る差益金の額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を政令で定める方法により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3　前二項の規定は、確定申告書にこれらの規定に規定する減額し又は経理した金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

（保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入）

第四十八条　前条第一項に規定する保険金等（以下この条において「保険金等」という。）の支払を受ける内国法人（清算中のものを除く。以下この条において同じ。）が、その支払を受ける事業年度の翌事業年度開始の日から二年を経過した日の前日（災害その他やむを得ない事由により同日までに同項に規定する代替資産を取得することが困難である場合には、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長が指定した日）までの期間内にその保険金等をもつて同項に規定する取得又は改良をしようとする場合において、当該事業年度の確定した決算においてその取得又は改良に充てようとする保険金等に係る差益金の額として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を特別勘定として経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の特別勘定を設けている内国法人は、前条第一項に規定する代替資産を取得した場合その他政令で定める場合には、その保険金等に係る特別勘定の金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を取りくずさなければならない。

3　前項の規定により取りくずすこととなつた特別勘定の金額又は同項の規定に該当しないで取りくずした特別勘定の金額は、それぞれその取りくずすべきこととなつた日又は取りくずした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　第一項の規定は、確定申告書に同項に規定する経理した金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

5　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

6　第一項の特別勘定を設けている内国法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該特別勘定の金額でその合併に係る合併法人に引き継がれたものは、その合併法人が同項の規定により設けている特別勘定の金額とみなす。

（特別勘定を設けた場合の保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）

第四十九条　前条第一項の特別勘定の金額（既に取りくずすべきこととなつたものを除く。）を有する内国法人が、同項に規定する期間内に同項に規定する取得又は改良をした場合において、その取得又は改良に係る固定資産につき、その取得又は改良をした日の属する事業年度において、同日における当該特別勘定の金額のうちその取得又は改良に充てた保険金等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を政令で定める方法により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、確定申告書に同項に規定する減額し又は経理した金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）

第五十条　内国法人（清算中のものを除く。）が、各事業年度において、一年以上有していた固定資産で次の各号に掲げるものをそれぞれ他の者が一年以上有していた固定資産で当該各号に掲げるもの（交換のために取得したと認められるものを除く。）と交換し、その交換により取得した当該各号に掲げる資産（以下この条において「取得資産」という。）をその交換により譲渡した当該各号に掲げる資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の譲渡の直前の用途と同一の用途に供した場合において、その取得資産につき、当該事業年度において、その交換により生じた差益金の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。）

二　建物（これに附属する設備及び構築物を含む。）

三　機械及び装置
四　船舶
五　鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。）

2　前項の規定は、同項の交換の時における取得資産の価額と譲渡資産の価額との差額がこれらの価額のうちいずれか多い価額の百分の二十に相当する金額をこえる場合には、適用しない。

3　第一項の規定は、確定申告書に同項に規定する減額した金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

（特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入）

第五十一条　内国法人（清算中のものを除く。）が、各事業年度において新たに法人（人格のない社団等を除く。）を設立するため その有する金銭以外の資産の出資（当該資産の出資その他当該設立の ための出資によりその内国法人が有することとなる当該法人の株式の数又は出資の金額が当該法人の設立の時における発行済株式の総数又は出資金額の百分の九十五以上であることその他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「特定出資」という。）をした場合において、その特定出資により取得した株式（出資を含む。）につき、当該事業年度において、その特定出資により生じた差益金の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、確定申告書に同項に規定する減額した金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

第七目　引当金

（貸倒引当金）

第五十二条　青色申告書を提出する内国法人が、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権（これらの債権のうち政令で定めるものを除く。以下この項において「貸金」という。）の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、当該事業年度終了の時における貸金の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された貸倒引当金勘定の金額は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の規定は、確定申告書に貸倒引当金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

5　内国法人が合併により消滅した場合において、第一項の規定によりその内国法人の合併の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される貸倒引当金勘定の金額は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

た貸倒引当金勘定の金額があるときにおける当該貸倒引当金勘定の金額の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

（返品調整引当金）

第五十三条　青色申告書を提出する内国法人で出版業その他政令で定める事業を営むもののうち、常時、その販売する当該事業に係るたな卸資産の大部分につき、当該販売の際の価額による買戻しに係る特約その他の政令で定める特約を結んでいるものが、当該たな卸資産の当該特約に基づく買戻しによる損失の見込額として、各事業年度において損金経理により返品調整引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、最近における当該たな卸資産の当該特約に基づく買戻しの実績を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された返品調整引当金勘定の金額は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の規定は、確定申告書に返品調整引当金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

5　内国法人が合併により消滅した場合において、第一項の規定によりその内国法人の合併の日の属する事業年度の所得の金額の計算上返品調整引当金勘定の金額は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

（賞与引当金）

第五十四条　青色申告書を提出する内国法人が、その使用人及び第三十五条第五項（役員賞与等の損金不算入）に規定する使用人としての職務を有する役員に対して支給する同条第四項に規定する賞与（以下この項において「賞与」という。）に充てるため、各事業年度において損金経理により賞与引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、これらの者につき当該事業年度終了の日の属する年において支給された賞与の額及び同日の属する年において同日までに支給された賞与の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された賞与引当金勘定の金額は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3　第一項の規定は、確定申告書に賞与引当金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

5　内国法人が合併により消滅した場合において、第一項の規定によりその内国法人の合併の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される賞与引当金勘定の金額は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

（退職給与引当金）

第五十五条　青色申告書を提出する内国法人で政令で定める退職給与規程を定めているものが、その使用人の退職により支給する退職給与に充てるため、各事業年度において損金経理により退職給与引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、当該事業年度終了の時において在職する使用人の全員が自己の都合により退職するものと仮定して計算した場合に退職給与として支給されるべき金額の見積額のうち当該事業年度において増加したと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　退職給与引当金勘定の金額（前項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限るものとし、既にこの項の規定により取りくずすべきこととなつたものを除く。以下この条において同じ。）を有する内国法人は、その使用人が退職した場合、青色申告書の提出の承認を取り消された場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、その退職給与引当金勘定の金額を取りくずさなければならない。

3　前項の規定により取りくずすべきこととなつた退職給与引当金勘定の金額又は同項の規定に該当しないで取りくずした退職給与引当金勘定の金額は、それぞれその取りくずすべきこととなつた日又は取りくずした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　第一項の規定は、確定申告書に退職給与引当金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

5　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

6　退職給与引当金勘定の金額を有する内国法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該退職給与引当金勘定の金額でその合併に係る合併法人に引き継がれたものは、その合併法人がその合併の日において有する退職給与引当金勘定の金額とみなす。

7　第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特別修繕引当金）

第五十六条　青色申告書を提出する内国法人が、その有する固定資産のうち、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第五条第一項第一号（船舶の施設等の検査）の規定による定期検査を受けなければならない船舶その他周期的に大規模な修繕を要し、かつ、その周期が相当の期間にわたると認められるものとして政令で定める固定資産について行なう修繕（政令で定める修繕に限る。以下この条において「特別の修繕」という。）に要する費用に充てるため、各事業年度において当該資産につき損金経理により特別修繕引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、当該資産につき最近において行なつた特別の修繕のために要した費用（その内国法人が当該資産につき特別の修繕を行なつたことがない場合には、当該資産に類似する他の固定資産につき最近において行なわれた特別の修繕のために要した費用）の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　特別修繕引当金勘定の金額（前項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限るものとし、既にこの項の規定により取りくずすべきこととなつたものを除く。以下この条

において同じ。）を有する内国法人は、その特別修繕引当金勘定を設けられた資産について特別の修繕に要する費用を支出する場合、当該資産について特別の修繕が完了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該資産についての特別修繕引当金勘定の金額を取りくずさなければならない。

3　前項の規定により取りくずすべきこととなつた特別修繕引当金勘定の金額又は同項の規定に該当しないで取りくずした特別修繕引当金勘定の金額は、それぞれその取りくずすべきこととなつた日又は取りくずした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　第一項の規定は、確定申告書に特別修繕引当金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

5　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

6　特別修繕引当金勘定の金額を有する内国法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該特別修繕引当金勘定の金額でその合併に係る合併法人に引き継がれたものは、その合併法人がその合併の日において有する特別修繕引当金勘定の金額とみなす。

第八目　繰越欠損金

（青色申告書を提出する法人の繰越欠損金の損金算入）

第五十七条　青色申告書である確定申告書を提出する内国法人の各事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（この項の規定により当該各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十一条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）がある場合には、当該欠損金額に相当する金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該欠損金額に相当する金額が本文の規定を適用しないものとして計算した場合における当該各事業年度の所得の金額をこえる場合は、そのこえる部分の金額については、この限りでない。

2　前項の規定は、同項の内国法人が欠損金額の生じた事業年度について青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

（青色申告書を提出しない法人の災害による繰越損失金の損金算入）

第五十八条　前条第一項の規定の適用がない場合においても、確定申告書を提出する内国法人の各事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（前条第一項の規定により当該各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十一条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）のうち、たな卸資産、固定資産又は政令で定める繰延資産について震災、風水害、火災その他政令で定める災害により生じた損失に係るもので政令で定めるものがあるときは、当該政令で定める欠損金額に相当する金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該欠損金額に相当する金額が本文及び前条第一項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該各事業年度の所得の金額

しないものとして計算した場合における同日の属する事業年度の所得の金額をこえる場合には、そのこえる部分の金額を控除した金額）に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、確定申告書に同項に規定する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）

第六十一条　協同組合等が各事業年度において支出する次に掲げる金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　その組合員その他の構成員に対しその者が当該事業年度中にその協同組合等の事業に従事した程度に応じて分配する金額

二　その組合員その他の構成員に対しその者が当該事業年度中に取り扱つた物の数量、価額その他その協同組合等の事業を利用した分量に応じて分配する金額

2　前項の規定は、確定申告書に同項各号に掲げる金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

（相互会社である保険会社の契約者配当の損金算入）

第六十条　保険業法（昭和十四年法律第四十一号）において準用する相互会社である保険会社が各事業年度において保険契約に基づき保険契約者に対して分配する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、確定申告書に同項に規定する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

第九目　契約者配当等

第五十九条　内国法人について商法の規定による整理開始の命令があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が、当該事実が生じたことに伴いその役員若しくは株主等である者若しくはこれらであつた者から金銭その他の資産の贈与を受け、又は当該事実の生じた時においてその内国法人に対し政令で定める債権を有する者から当該債権につき債務の免除を受けるときは、その受ける日の属する事業年度前の事業年度において生じた欠損金額で政令で定めるものに相当する金額のうち、その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額並びにその債務の免除を受けた金額の合計額（当該合計額がこの項の規定を適用をこえる場合は、そのこえる部分の金額）については、この限りでない。

2　前項の規定は、同項の内国法人が同項に規定する損失の生じた事業年度について当該損失の額の計算に関する明細を記載した確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

（資産整理に伴う私財提供等があつた場合の欠損金の損金算入）

第五十九条　内国法人について商法の規定による整理開始の命令があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が、当該事実が生じたことに伴いその役員若しくは株主等である者若しくはこれらであつた者から金銭その他の資産の贈与を受け、又は当該事実の生じた時においてその内国法人に対し政令で定める債権を有する者から当該債権につき債務の免除を受けるときは、その受ける日の属する事業年度前の事業年度において生じた欠損金額で政令で定めるものに相当する金額のうち、その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額並びにその債務の免除を受けた金額の合計額（当該合計額がこの項の規定を適用

についてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

第五款　収益及び費用の帰属事業年度の特例

（割賦販売に係る収益及び費用の帰属事業年度）

第六十二条　内国法人が、各事業年度においてたな卸資産の割賦販売をした場合において、当該事業年度において割賦販売をしたすべてのたな卸資産に係る収益の額及び費用の額につき、当該事業年度以後の各事業年度の確定した決算において政令で定める割賦基準の方法により経理したときは、その経理した収益の額及び費用の額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。ただし、本文の規定の適用を受けることとなつた事業年度以後の事業年度において割賦販売をしたたな卸資産の全部又は一部に係る収益の額及び費用の額につき、当該各事業年度のうちいずれかの事業年度において、その確定した決算において当該割賦基準の方法により経理しなかつたことその他政令で定める事由が生じた場合は、その事由が生じた事業年度以後の事業年度については、この限りでない。

2　前項の規定は、たな卸資産の割賦販売をした事業年度の確定申告書に、当該事業年度の決算において同項に規定する割賦基準の方法により経理する金額及び当該事業年度後の各事業年度において当該割賦基準の方法により経理すべき金額の計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

4　第一項及び第二項に規定する割賦販売とは、次に掲げる要件に適合する販売条件を定型的に定めた約款に基づき当該販売条件により行なわれる販売をいう。

一　月賦、年賦その他の賦払の方法により三回以上に分割して対価の支払を受けること。

二　その販売の目的物の引渡しの期日の翌日から最後の賦払金の支払の期日までの期間が二月以上二年未満であること。

三　その他政令で定める要件

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける内国法人が合併により消滅した場合における同日の属する事業年度の確定した決算において同項に規定する割賦販売をしたたな卸資産に係る収益の額及び費用の額の処理の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（延払条件付譲渡等に係る収益及び費用の帰属事業年度）

第六十三条　内国法人が、各事業年度において資産の延払条件付譲渡又は工事（製造を含む。以下この条において同じ。）の延払い条件付請負をした場合において、その延払条件付譲渡又は延払条件付請負（これらのうち損失が生じたものを除く。以下次項までにおいて同じ。）をした資産又は工事に係る収益の額及び費用の額につき、当該事業年度以後の各事業年度の確定した決算において政令で定める延払基準の方法により経理したときは、その経理した収益の額及び費用の額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。ただし、当該資産又は工事に係る収益の額及び費用の額につき、その延払条件付譲渡又は延払条件付請負をした事業年度後のいずれかの事業年度の確定した決算において当該延払基準の方法により経理しなかつた場合は、その経理しなかつた決算に係る事業年度後の事業年度については、この限りでない。

2　前項の規定は、延払条件付譲渡又は延払条件付請負をした事業年度の確定申告書に、当該事業年度の確定した決算において同項に規定する延払基準の方法により経理する金額及び当該事業年度後の各事業年度において当該延払基準の方法により経理すべき金額の合計額の計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

4　第一項及び第二項に規定する延払条件付譲渡又は延払条件付請負とは、次に掲げる要件に適合する条件を定めた契約に基づき当該条件により行なわれる譲渡又は請負をいう。

一　月賦、年賦その他の賦払の方法により三回以上に分割して対価の支払を受けること。

二　その譲渡又は請負の目的物の引渡しの期日の翌日から最後の賦払金の支払の期日までの期間が二年以上であること。

三　その他政令で定める要件

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用の処理の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六款　各事業年度の所得の金額の計算の細目

（各事業年度の所得の金額の計算の細目）

第六十五条　第二款から前款まで（所得の金額の計算）に定めるもののほか、各事業年度の所得の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節　税額の計算

第一款　税率

（各事業年度の所得に対する法人税の税率）

第六十六条　内国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一　年三百万円以下の金額　百分の三十一

二　年三百万円をこえる金額　百分の三十七

2　内国法人である公益法人等又は協同組合等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の二十六の税率を乗じて計算した金額とする。

3　事業年度が一年に満たない法人に対する第一項の規定の適用については、同項各号中「年三百万円」とあるのは、「三百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

4　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（同族会社の特別税率）

第六十七条　内国法人である同族会社（同族会社であることについての判定の基礎となつた株主又は社員のうちに同族会社でない法人がある場合には、当該法人をその判定の基礎となる株主又は社員から除外して判定するものとした場合においても同族会社となるものに限る。以下この条において同じ。）の各事業年度の留保金額が留保控除額をこえる場合には、その同族会社に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した法人税の額に、その超える部分の留保金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

一　年三千万円以下の金額　百分の十

二　年三千万円をこえ、年一億円以下の金額　百分の十五

三　年一億円をこえる金額　百分の二十

2　前項に規定する留保金額とは、次に掲げる金額の合計額（以下この条において「所得等の金額」という。）のうち留保した金額（当該事業年度の確定した決算において利益の処分による経理をした第三十五条第四項（賞与の意義）に規定する賞与のうちにその利益の処分の確定した日において当該賞与を受ける者ごとに債務の確定していないものがある場合における当該債務の確定していない賞与の額を含む。）から、当該事業年度の所得の金額につき前条第一項の規定により計算した法人税の額（次条から第七十条まで（所得税額等の控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を控除した金額をいう。

一　当該事業年度の所得の金額

二　第二十三条（受取配当等の益金不算入）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額

を受ける内国法人が合併により消滅した場合における同項に規定する延払条件付譲渡又は延払条件付請負をした事業年度の確定申告書に、当該事業年度後のいずれかの事業年度の確定した決算において同項に規定する延払基準の方法により経理する金額及び当該事業年度後の各事業年度において当該延払基準の方法により経理すべき金額の合計額の計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

4　第一項及び第二項に規定する延払条件付譲渡又は延払条件付請負とは、次に掲げる要件に適合する条件を定めた契約に基づき当該条件により行なわれる譲渡又は請負をいう。

一　月賦、年賦その他の賦払の方法により三回以上に分割して対価の支払を受けること。

二　その譲渡又は請負の目的物の引渡しの期日の翌日から最後の賦払金の支払の期日までの期間が二年以上であること。

三　その他政令で定める要件

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用の処理の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度）

第六十四条　内国法人が、各事業年度において長期工事の請負に係る契約を締結した場合において、その請負（損失が生ずると見込まれるものを除く。）をした長期工事に係る収益の額及び費用の額につき、その長期工事の着手の日の属する事業年度（以下この項において「着工事業年度」という。）からその長期工事の目的物の引渡しの日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度の確定した決算において政令で定める工事進行基準の方法により経理したときは、その経理した収益の額及び費用の額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。ただし、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる事業年度以後の事業年度については、この限りでない。

一　その長期工事に係る収益の額及び費用の額につき、着工事業年度後のいずれかの事業年度の確定した決算において当該工事進行基準の方法により経理しなかつた場合　その経理しなかつた決算に係る事業年度の翌事業年度

二　その長期工事の請負につき損失が生ずると見込まれるに至つたことその他政令で定める事由が生じた場合　その事由が生じた日の属する事業年度

2　前項の請負をした長期工事に係る収益の額及び費用の額につき同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書には、当該事業年度の確定した決算において同項に規定する工事進行基準の方法により経理する金額の計算に関する明細を記載した書類を添附しなければならない。

3　前二項に規定する長期工事とは、他の者の求めに応じて行なう工事（製造を含む。）で、その着手の日から当該他の者と締結した契約において定められている目的物の引渡しの期日までの期間が一年以上であるものをいう。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける内国法人が合併により消滅した場合における同項に規定する長期工事に係る収益の額及び費用

三　第二十六条（還付金等の益金不算入）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額（同条第一項第一号の規定により益金の額に算入されなかつた金額のうち、第二条第十八号（定義）に規定する法人税並びに同号に規定する道府県民税及び市町村民税に係る部分の金額を除く。）

四　第五十七条から第五十九条まで（繰越欠損金の損金算入）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

3　第一項に規定する留保控除額とは、次に掲げる金額のうち最も多い金額をいう。

一　当該事業年度の所得等の金額の百分の二十五に相当する金額

二　年百万円

三　当該事業年度終了の時における利益積立金額（当該事業年度の所得等の金額に係る部分の金額を除く。）がその時における資本の金額又は出資金額の百分の二十五に相当する金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に相当する金額

4　事業年度が一年に満たない同族会社に対する第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「年三千万円」とあるのは「三千万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「年一億円」とあるのは「一億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、前項中「年百万円」とあるのは「百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

5　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6　第一項の場合において、会社が同項の同族会社に該当するかどうかの判定は、当該会社の当該事業年度終了の時の現況による。

第二款　税額控除

（所得税額の控除）

第六十八条　内国法人が各事業年度において所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する利子等、配当等、利益の分配又は報酬若しくは料金（以下この条において「利子及び配当等」という。）の支払を受ける場合には、これらにつき同法の規定により課される所得税の額は、当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

2　前項の規定は、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業以外の事業に係る株式又は出資について受ける同項に規定する金銭その他の資産につき第二十四条第一項の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額がある場合における当該金額については、適用しない。

3　第一項の規定は、確定申告書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

4　税務署長は、第一項に規定する百分の二十五に相当する金額の全部又は一部につき前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

（外国税額の控除）

第七十条　内国法人が各事業年度において外国法人税（外国の法令により課される法人税に相当する税で

当する金額は、当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

2　前項の規定は、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業以外の事業に係る株式又は出資について受ける同項に規定する金銭その他の資産につき第二十四条第一項の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額がある場合における当該金額については、適用しない。

3　第一項の規定は、確定申告書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

4　税務署長は、第一項に規定する百分の二十五に相当する金額の全部又は一部につき前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

（外国税額の控除）

第七十条　内国法人が各事業年度において外国法人税（外国の法令により課される法人税に相当する税で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を納付することとなる場合には、当該事業年度の所得の金額につき第六十六条第一項又は第二項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定を適用して計算した金額のうち、当該事業年度の所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「控除限度額」という。）を限度として、その外国法人税の額を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

2　内国法人が各事業年度において納付する外国法人税の額が当該事業年度の控除限度額と地方税控除限度額として政令で定める金額との合計額をこえる場合において、当該事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度（以下この条において「前五年以内の各事業年度」という。）の控除限度額のうち当該事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この条において「繰越控除限度額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、その繰越控除限度額を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

3　内国法人が各事業年度において納付することとなる外国法人税の額が当該事業年度の控除限度額に満たない場合において、その前五年以内の各事業年度において納付することとなつた外国法人税の額のうち当該事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この条において「繰越外国法人税額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、当該控除限度額から当該事業年度において納付することとなる外国法人税の額を控除した残額を限度として、その繰越外国法人税額を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

4　内国法人が外国子会社（その発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十五以上に相当する数又は金額の株式又は出資がその内国法人により所有されていることその他の政令で定める要件を備えている外国法人をいう。以下この条において同じ。）から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額（以下この条において「配当等の額」という。）がある場合には、その外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額のうちその配当等の額に対応するものとして政令で定めるところにより、その内国法人が納付する外国法

人税の額とみなして、前三項の規定を適用する。

5　内国法人が納付することとなつた外国法人税の額（前項に規定する外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定によりその内国法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。）につき第一項から第三項までの規定の適用を受けた後において当該外国法人税の額が減額された場合におけるこれらの規定の適用については、政令で定めるところによる。

6　前各項の規定は、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業以外の事業若しくはこれに属する資産から生ずる所得について納付する外国法人税又は当該事業に係る株式若しくは出資につき外国子会社から受ける配当等の額については、適用しない。

7　第一項の規定は、確定申告書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、外国法人税を課されたことを証する書類その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

8　第二項及び第三項の規定は、繰越控除限度額又は繰越外国法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度について当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度において納付することとなつた外国法人税の額を記載した確定申告書を提出し、かつ、これらの規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書にこれらの規定による控除を受けるべき金額を記載するとともに、当該申告書に繰越控除限度額又は繰越外国法人税額の計算の基礎となるべき事項を記載した書類その他大蔵省令で定める書類を添附した場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該各事業年度の確定申告書に当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度において納付することとなつた外国法人税の額として記載された金額を基礎として計算した金額を限度とする。

9　税務署長は、第一項から第三項までの規定による控除をされるべきこととなる金額又は前項に規定する控除限度額若しくは外国法人税の額の全部又は一部につき前二項の記載又は書類の添附がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は書類の添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載又は書類の添附がなかつた金額につき第一項から第三項までの規定を適用することができる。

第三節　申告、納付及び還付等

第一款　中間申告

（中間申告）

第七十一条　内国法人である普通法人（清算中のものを除く。）は、その事業年度（新たに設立された内国法人である普通法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立後最初の事業年度を除く。）が六月をこえる場合には、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が二万五千円以下である場合又は当該金額がない場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一　当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第二号（確定申告に係る法人税額）に掲げる金額で当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものを当該前事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

二　前号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2　前項の場合において、同項の普通法人が合併後存続する法人で次の各号に掲げる期間内にその合併をしたものであるときは、その普通法人が提出すべき当該事業年度の中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に掲げる金額を加算した金額とする。

一　当該事業年度の前事業年度　被合併法人のその合併の日の属する事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第二号に掲げる金額でその合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもの（以下この条において「被合併法人の確定法人税額」という。）をその計算の基礎となつたその被合併法人の事業年度の月数で除し、これにその合併の日の翌日から当該六月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

3　第一項の場合において、同項の普通法人が合併により設立された法人であるときは、その普通法人が提出すべきその設立後最初の事業年度の中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、各被合併法人の確定法人税額をその計算の基礎となつたその被合併法人の事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額の合計額とする。

4　前三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）

第七十二条　中間申告書を提出すべき内国法人である普通法人が当該事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして当該期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、その提出する中間申告書に、前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載することができる。

一　当該所得の金額又は欠損金額

二　当該期間を一事業年度とみなして前号に掲げる所得の金額につき前節（税額の計算）（第六十七条（同族会社の特別税率）を除く。）の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額

三　前二号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2　前項に規定する事項を記載した中間申告書には、同項に規定する期間の末日における貸借対照表、当該期間の損益計算書その他大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

3　第一項に規定する期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第一節第三款から第五款まで（課税標準の計算）（第五十七条第二項（青色申告書を提出する法人の繰越欠損金の損金算入の要件）及び第五十八条第二項（青色申告書を提出しない法人の災害による繰越損失金の損金算入の要件）を除く。）の規定中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、「確定した決算」とあるのは「決算」と、前節第二款（税額控除）（第七十条第八項（繰越外国法人税額等の控除の要件）を除く。）の規定中「確定申

告書」とあるのは「中間申告書」とする。

（中間申告書の提出がない場合の特例）

第七十三条　中間申告書を提出すべき内国法人である普通法人がその中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、その普通法人については、その提出期限において、税務署長に対し第七十一条第一項各号（前期の実績による中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載した中間申告書の提出があつたものとみなして、この法律の規定を適用する。

第二款　確定申告

（確定申告）

第七十四条　内国法人（清算中の内国法人である普通法人及び清算中の協同組合等を除く。）は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一　当該事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額

二　前号に掲げる所得の金額につき前節（税額の計算）の規定を適用して計算した法人税の額

三　第六十八条から第七十条まで（税額控除）の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

四　その内国法人が当該事業年度につき中間申告書を提出した法人である場合には、第二号に掲げる法人税の額から当該申告書に係る中間納付額を控除した金額

五　前号に規定する中間納付額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

六　前各号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2　前項の規定による申告書には、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書その他大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

（確定申告書の提出期限の延長）

第七十五条　前条第一項の規定による申告書を提出すべき内国法人が、災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため、当該申告書を同項に規定する提出期限までに提出することができないと認められる場合には、国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定によりその提出期限が延長された場合を除き、納税地の所轄税務署長は、その内国法人の申請に基づき、期日を指定してその提出期限を延長することができる。

2　前項の申請は、同項に規定する申告書に係る事業年度終了の日の翌日から四十五日以内に、当該申告書の提出期限までに決算が確定しない理由、その指定を受けようとする期日その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書をもつてしなければならない。

3　税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る理由が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。

4　税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、第一項の提出期限の延長又は前項の却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

5　第二項の申請書の提出があつた場合において、第一項に規定する申告書に係る事業年度終了の日の翌日から二月以内に同項の提出期限の延長又は第三項の却下の処分がなかつたときは、その申請に係る指定を受けようとする期日を第一項の期日として同項の提出期限の延長がされたものとみなす。

6　第一項の規定の適用を受ける内国法人が同項に規定する申告書を同項の規定により指定された期日前に税務署長に提出した場合には、その提出があつた日をもつて同項の期日とされたものとみなす。

7　第一項の規定の適用を受ける内国法人は、同項に規定する申告書に係る事業年度の所得に対する法人税について、当該事業年度終了の日の翌日以後二月を経過した日から同項の規定により指定された期日までの期間に応じ、税額百円につき一日二銭の割合で計算した金額に相当する利子税をその計算の基礎となる法人税にあわせて納付しなければならない。

第三款　納付

（中間申告による納付）

第七十六条　中間申告書を提出した内国法人である普通法人は、当該申告書に記載した第七十一条第一項第一号（前期の実績による中間申告書の記載事項）に掲げる金額（第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載した中間申告書を提出した場合には、同項第二号に掲げる金額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

（確定申告による納付）

第七十七条　第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書を提出した内国法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額（同項第四号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

（延納）

第七十八条　中間申告書又は第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書を提出した内国法人（清算中のものを除く。以下この条において同じ。）が前二条の規定により納付すべき税額の二分の一に相当する金額以上の法人税をこれらの申告書の提出期限までに国に納付したときは、その内国法人は、その残額についてその提出期限の翌日から三月間その納付を延期することができる。

2　前項の規定は、同項に規定する申告書を提出した内国法人が、当該申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に対し、前二条の規定により納付すべき税額、当該税額のうちその提出制限までに納付する金額その他大蔵省令で定める事項を記載した延納届出書を提出した場合に限り、適用する。

3　第一項の規定の適用を受ける内国法人は、その延納に係る法人税について、同項の規定による延納の期間に応じ、税額百円につき一日二銭の割合で計算した金額に相当する利子税をその延納に係る法人税にあわせて納付しなければならない。

第四款　還付

（所得税額等の還付）

第七十九条　確定申告書の提出があつた場合において、当該申告書に第七十四条第一項第三号（所得税額等の控除不足額）に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した内国法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

2　前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、前項の確定申告書の提出期限（当該申告書が期限後申告書である場合には、当該申告書を提出した日）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

3　前項に定めるもののほか、第一項の還付の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（中間納付額の還付）

第八十条　中間申告書を提出した内国法人である普通法人からその中間申告書に係る事業年度の確定申告書の提出があつた場合において、その確定申告書に第七十四条第一項第五号（中間納付額の控除不足額）に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、その普通法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

2　税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項の中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税又は利子税があるときは、これらの額のうち、同項の規定により還付される中間納付額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額をあわせて還付する。

3　第一項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項の規定により還付をすべき中間納付額の納付の日（その中間納付額が同項の中間申告書の提出期限前に納付された場合には、その提出期限）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。ただし、同項の確定申告書が期限後申告書である場合には、当該申告書の提出された日までの日数は、当該期間に算入しない。

4　第一項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る事業年度の所得に対する法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を附さないものとし、その充当される部分の法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

5　第二項の規定による還付金については、還付加算金は、附さない。

6　第三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の還付の手続、第一項の規定による還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他同項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（欠損金の繰戻しによる還付）

第八十一条　内国法人の青色申告書である確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合（第四項の規定に該当する場合を除く。）には、その内国法人は、当該申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該欠損金額に係る事業年度（以下この条において「欠損事業年度」という。）開始の日前一年以内に開始したいずれかの事業年度の所得に対する法人税の額（附帯税の額を除くものとし、第六十八条から第七十条まで（税額控除）の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。以下この条において同じ。）に、当該いずれかの事業年度（以下この条において「還付所得事業年度」という。）の所得の金額のうちに占める欠損事業年度の欠損金額（この条の規定により他の還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。第四項において同じ。）に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

2　前項の場合において、既に当該還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につきこの条の規定の適用があつたときは、その額からその適用により還付された金額を控除した金額をもつて当該法人税の額とみなし、かつ、当該還付所得事業年度の所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額をもつて当該還付所得事業年度の所得の金額とみなして、同項の規定を適用する。

3　第一項の規定は、同項の内国法人が還付所得事業年度の前事業年度まで各事業年度について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合であつて、欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）に限り、適用する。

4　第一項及び第二項の規定は、内国法人につき解散、営業の全部の譲渡、会社更生法の規定による更生手続の開始その他これらに準ずる事実で政令で定めるものが生じた場合において、当該事実が生じた日前一年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度の欠損金額（第五十七条（青色申告書を提出する法人の繰越欠損金の損金算入）又は第五十八条（青色申告書を提出しない法人の災害による繰越損失金の損金算入）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものを除く。）があるときについて準用する。この場合において、第一項中「当該申告書の提出と同時に」とあるのは「当該事実が生じた日以後一年以内に」と、「請求することができる。」とあるのは「請求することができる。ただし、還付所得事業年度から欠損事業年度までの各事業年度について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限る。」と読み替えるものとする。

5　第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による還付の請求をしようとする内国法人は、その計算の基礎、その他大蔵省令で定める事項を記載した還付請求書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6　税務署長は、前項の還付請求書の提出があつた場合には、その請求の基礎となつた欠損金額その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした内国法人に対し、その請求に係る金額を限度として法人税を還付し、又は請求の理由がない旨を書面により通知する。

7　前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項（第四項において準用する場合を含む。）の規定による還付の請求がされた日（第一項の規定による還付の請求がされた日が同項に規定する確定申告書の提出期限前である場合には、その提出期限）の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

第五款　更正の請求の特例

（前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）

第八十二条　確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第一号から第五号まで（確定申告書の記載事項）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた内国法人は、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から一月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、同条第二項に規定する更正請求書には、同項に規定する

事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一　その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る事業年度後の事業年度の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該事業年度に係る第七十四条第一項第二号又は第四号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二　その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る事業年度後の事業年度の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該事業年度に係る第七十四条第一項第一号に掲げる欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額（これらの金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

第二章　退職年金積立金に対する法人税

第一節　課税標準及びその計算

（退職年金積立金に対する法人税の課税標準）

第八十三条　退職年金積立金に対する法人税の課税標準は、各事業年度の退職年金積立金の額とする。

（退職年金積立金の額の計算）

第八十四条　退職年金業務（適格退職年金契約に係る信託又は生命保険の業務をいう。以下この章において同じ。）を行なう内国法人の各事業年度の退職年金積立金の額は、当該事業年度開始の時における退職年金積立金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額とする。

2　前項に規定する退職年金積立金額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一　適格退職年金契約に係る信託の業務を行なう内国法人　各適格退職年金契約につき、当該契約に係る信託財産の価額から、当該契約に係る掛金のうちその信託の受益者が負担した部分の金額でその信託財産に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

二　適格退職年金契約に係る生命保険の業務を行なう内国法人　各適格退職年金契約につき、当該契約に係る保険業法第八十八条第一項（責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち保険料積立金に相当する金額から、当該契約に係る保険料の額のうちその保険金受取人が負担した部分の金額でその保険料積立金に係るものを控除した金額の合計額

3　前二項に規定する適格退職年金契約とは、退職年金に関する信託又は生命保険の契約で、その契約に係る掛金又は保険料及び給付の額が適正な年金数理に基づいて算定されていることその他の政令で定める要件を備えたものをいう。

4　第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（退職年金業務の引継ぎを受けた場合の特例）

第八十五条　退職年金業務を行なう内国法人が合併により消滅し、又はその退職年金業務に係る事業の全部を譲渡した場合において、その合併又は譲渡がその合併後存続する内国法人又はその譲渡を受けた内国法人（以下この項において「合併法人等」という。）の事業年度の中途においてされ、かつ、その合併法人等が当該退職年金業務に係る事業の全部を引き継いだときは、その合併法人等のその合併又は譲渡の日の属する事業年度の前条第一項に規定する退職年金積立金の額は、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一　その合併法人等の当該事業年度開始の時における前条第二項に規定する退職年金積立金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額

二　その合併又は譲渡により引き継いだ退職年金業務に係る前条第三項に規定する適格退職年金契約につき計算されるその合併又は譲渡の時における同条第二項に規定する退職年金積立金額を十二で除し、これにその合併又は譲渡の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額

2　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（退職年金業務を行なう内国法人が前二条に規定する事業年度において退職年金業務を廃止した場合における）

第八十六条　退職年金業務を行なう内国法人が前二条に規定する事業年度において退職年金業務を廃止した場合におけるこれらの規定の適用については、第八十四条第一項（退職年金積立金の額の計算）及び前条第一項第一号中「当該事業年度の月数」とあるのは「当該事業年度開始の日から退職年金業務の廃止の日までの期間の月数」と、同項第二号中「その合併又は譲渡の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数」とあるのは「その合併又は譲渡の日から退職年金業務の廃止の日までの期間の月数」とする。

第二節　税額の計算

（退職年金積立金に対する法人税の税率）

第八十七条　退職年金積立金に対する法人税の額は、各事業年度の退職年金積立金の額に千分の十二の税率を乗じて計算した金額とする。

第三節　申告及び納付

（退職年金積立金に係る中間申告）

第八十八条　退職年金業務を行なう内国法人は、その事業年度が六月をこえる場合には、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一　当該事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして計算した場合における当該期間に係る課税標準である退職年金積立金の額

二　前号に掲げる退職年金積立金の額につき前条の規定を適用して計算した法人税の額

三　前二号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

四　前三号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

（退職年金積立金に係る中間申告による納付）

第九十条　第八十八条（退職年金積立金に係る中間申告）の規定による申告書を提出した内国法人は、当該申告書に記載した同条第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

（退職年金積立金に係る確定申告による納付）

第九十一条　第八十九条（退職年金積立金に係る確定申告）の規定による申告書を提出した内国法人は、当該申告書に記載した同条第二号に掲げる金額（同条第三号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

第三章　清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例

第一節　解散の場合の清算所得に対する法人税

第一款　課税標準及びその計算

（解散の場合の清算所得に対する法人税の課税標準）

第九十二条　内国法人である普通法人又は協同組合等（以下この章において「内国普通法人等」という。）が解散（合併による解散を除く。以下この章において同じ。）をした場合における清算所得に対する法人税の課税標準は、解散による清算所得の金額とする。

（解散による清算所得の金額の計算）

第九十三条　内国普通法人等の解散による清算所得の金額は、その残余財産の価額からその解散の時における資本等の金額を控除した金額とする。

（法人税額等の残余財産価額への算入）

第九十四条　内国普通法人等が清算中に納付する次に掲げる国税及び地方税の額（その内国普通法人等に課されたものに限る。）は、その内国普通法人等の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

一　法人税のうち次に掲げるもの以外のもの

イ　解散の日の属する事業年度以前の各事業年度の所得に対する法人税

ロ　退職年金積立金に対する法人税

二　資産再評価法の規定による再評価税

三　地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税を含むものとし、第一号イ又はロに掲げる法人税に係るものを除く。）

四　地方税法の規定による事業税（解散の日の属する事業年度以前の各事業年度に係るものを除く。）

五　前二号に掲げる地方税に係る地方税法の規定による延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金

（寄付金の残余財産価額への算入）

第九十五条　内国普通法人等が清算中に支出した第三十七条第五項（寄付金の意義）に規定する寄付金の額は、その内国普通法人等の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。ただし、当該寄付金の額のうち、その清算業務の遂行上通常必要と認められるもの並びに同条第三項第一号及び第二号に掲げるものについては、この限りでない。

2　前項ただし書の規定は、清算確定申告書に、同項ただし書に規定する寄付金の額の記載があり、かつ、当該寄付金の明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項ただし書の規定により残余財産の価額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

3　税務署長は、第一項ただし書に規定する寄付金の

全部又は一部につき前項の記載又は書類の添附がない清算確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は書類の添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載又は書類の添附がなかつた金額につき第一項ただし書の規定を適用することができる。

（所得税額の残余財産価額への算入）

第九十六条　内国普通法人等が第百条第一項（解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除）に規定する所得税の額につき同項又は第百九条第一項（清算中の所得税額等の還付）若しくは第百三十五条第一項（清算確定申告に係る更正による所得税額等の還付）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定による控除又は還付をされる金額に相当する金額は、その内国普通法人等の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

（みなし配当金額の一部の残余財産価額への算入）

第九十七条　内国普通法人等が第百一条第一項（解散の場合の清算所得に対する法人税額からのみなし配当金額の一部の控除）に規定する利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額につき同項又は第百九条第一項（清算中の所得税額等の還付）若しくは第百三十五条第一項（清算確定申告に係る更正による所得税額等の還付）の規定の適用を受ける場合には、第百一条第一項に規定する百分の二十五に相当する金額は、その内国普通法人等の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

（解散による清算所得の金額の計算の細目）

第九十八条　この款に定めるもののほか、内国普通法人等の解散による清算所得の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第二款　税額の計算

（解散の場合の清算所得に対する法人税の税率）

第九十九条　内国法人である普通法人が解散をした場合における清算所得に対する法人税の額は、解散による清算所得の金額を次の各号に掲げる税率を乗じてそれぞれの金額に当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一　利益積立金額等に相当する金額以下の金額　百分の二十

二　利益積立金額等に相当する金額をこえる金額　百分の三十八

3　前二項に規定する利益積立金額等とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一　解散の時における利益積立金額

二　清算中に内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）から受けた第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）に規定する配当等の額（同条第二項の規定に該当するものを除く。）の合計額から、清算中に支払つた負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の額のうち、その元本である株式、出資又は受益証券に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

三　第二十六条第一項各号（還付金等の益金不算入）に掲げる金額（当該金額のうち、第二条第十八号

（定義）に規定する法人税並びに同号に規定する道府県民税及び市町村民税に係る部分の金額を除く。）で、清算中に還付を受け、又は未納の国税若しくは地方税に充当をされたもの及び第二十六条第二項に規定する外国法人税の額で清算中に還付を受けたもの

四　第九十七条（みなし配当金額の一部の残余財産価額への算入）の規定により残余財産の価額に算入される金額

（解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除）

第百条　内国普通法人等が清算中に所得税法第百七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する利子等、配当等、利益の分配又は報酬若しくは料金の支払を受ける場合には、これらにつき同法の規定により課された所得税の額は、その内国普通法人等の清算所得に対する法人税の額から控除する。

2　前項の規定は、清算確定申告書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

3　税務署長は、第一項に規定する所得税の額の全部又は一部につき前項の記載がない清算確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

（解散の場合の清算所得に対する法人税額からのみなし配当金額の一部の控除）

第百一条　内国普通法人等が清算中に受けた第二十四条第一項第三号又は第四号（解散又は合併の場合のみなし配当）に掲げる金銭その他の資産（外国法人から受けるものを除く。）につき同項の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額がある場合には、当該金額の百分の二十五に相当する金額は、その内国普通法人等の清算所得に対する法人税の額から控除する。

2　前項の規定は、清算確定申告書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

3　税務署長は、第一項に規定する百分の二十五に相当する金額の全部又は一部につき前項の記載がない清算確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

第三款　申告、納付及び還付

（清算中の所得に係る予納申告）

第百二条　内国普通法人等は、その清算中の各事業年度（残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）の終了の日の翌日から二月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配が行なわれる場合には、その行なわれる日の前日まで）に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一　当該事業年度の所得を解散をしていない内国普通法人等の各事業年度の所得とみなして計算した場合における当該事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額

二　当該事業年度の所得を解散をしていない内国普通法人等の所得とみなして前号に掲げる所得の金額につき第一章第二節（税額の計算）（第六十七条

（同族会社の特別税率）を除く。）の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額

三　当該事業年度中に残余財産の一部の分配をしている場合において、その分配に係る残余財産分配予納申告書に記載すべき次条第一項第二号ロに掲げる金額があるときは、当該金額（当該事業年度中に二回以上残余財産の一部の分配をしている場合には、これらの分配に係る当該金額の合計額）に百分の三十七（協同組合等については、百分の二十六）を乗じて計算した金額

四　第二号に掲げる法人税の額から前号に掲げる金額を控除した金額

五　第六十八条から第七十条まで（税額控除）の規定による控除をされるべき金額で第二号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額（第三号に掲げる金額がある場合には、当該控除をされるべき金額のうち、当該控除をしないものとして計算した場合における第二号に掲げる法人税の額から第三号に掲げる金額を控除した金額をこえる部分の金額）

六　前各号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2　前項第一号に掲げる課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第一章第一節第三款から第五款まで（課税標準の計算）（第四十二条から第五十一条まで（圧縮記帳）を除く。）及び同章第二節第二款（税額控除）の規定中「確定申告書」とあるのは、「清算事業年度予納申告書」（第五十七条第二項（青色申告書を提出する法人の繰越欠損金の損金算入の要件）、第五十八条第二項（青色申告書を提出しない法人の災害による繰越欠損金の損金算入の要件）及び第七十条第八項（繰越外国法人税額等の控除の要件）にあつては、「確定申告書又は清算事業年度予納申告書」）とする。

3　第一項の規定による申告書には、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書その他大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

（残余財産の一部分配に係る予納申告）

第百三条　内国普通法人等は、その清算中に残余財産の分配をしようとする場合において、その分配をしようとする残余財産の価額がその解散の時における資本等の金額（既に残余財産の一部を分配をしている場合には、その分配をした残余財産の価額に相当する金額を控除した金額。以下この項において同じ。）をこえるときは、残余財産の全部の分配をする場合を除き、分配のつど、その分配の日の前日までに、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一　その分配をしようとする残余財産の価額のうちその解散の時における資本等の金額をこえる部分の金額

二　前号に掲げる金額を第九十三条（解散による清算所得の金額の計算）に規定する解散による清算所得の金額とみなし、かつ、第九十九条第一項又は第二項（解散の場合の清算所得に対する法人税の税率）に規定する法人の区分に応じイ及びロに掲げる金額をそれぞれ同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額とみなして、これらの規定を適用して計算した場合における法人税の額

イ　その清算所得の金額とみなされる金額のうちその分配の時における利益積立金額（当該金額のうちに既に行なつた残余財産の分配により第九十九条第一項各号又は第二項各号に掲げる金

額とみなされたものがある場合には、そのみなされた金額に相当する金額を控除した金額。以下この項において同じ。）に相当する金額以下の金額

ロ　その清算所得の金額とみなされる金額のうちその分配の時における利益積立金額に相当する金額をこえる金額

三　前二号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2　前項の規定による申告書には、解散の時及び当該分配の時における貸借対照表その他大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

（清算確定申告）

第百四条　清算中の内国普通法人等は、その残余財産が確定した場合には、その確定した日の翌日から一月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配が行なわれる場合には、その行なわれる日の前日まで）に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一　課税標準である解散による清算所得の金額

二　前号に掲げる解散による清算所得の金額につき前款（税額の計算）の規定を適用して計算した法人税の額

三　第百条第一項（解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除）又は第百一条第一項（解散の場合の清算所得に対する法人税額からのみなし配当金額の一部の控除）の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

四　その内国普通法人等が第百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）又は前条第一項の規定による申告書を提出すべき法人である場合には、第二号に掲げる法人税の額から当該申告書に係る清算中の予納額を控除した金額

五　前号に規定する清算中の予納額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

六　前各号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2　前項の規定による申告書には、解散の時及び残余財産の確定の時における貸借対照表その他大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

（清算中の所得に係る予納申告による納付）

第百五条　第百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）の規定による申告書を提出した内国普通法人等は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額（同項第三号の規定に該当する場合には、同項第四号に掲げる金額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

（残余財産の一部分配に係る予納申告による納付）

第百六条　第百三条第一項（残余財産の一部分配に係る予納申告）の規定による申告書を提出した内国普通法人等は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額（同項第四号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

（清算確定申告による納付）

第百七条　第百四条第一項（清算確定申告）の規定による申告書を提出した内国普通法人等は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額（同項第四号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

（清算中の予納額）

第百八条　第百二条第一項（清算中の所得に係る予納

申告）又は第百三条第一項（残余財産の一部分配に係る予納申告）の規定による申告書を提出すべき内国普通法人等から当該申告書に係る清算確定申告書の提出があつた場合において、その清算確定申告書に第百四条第一項第五号（清算中の予納額の控除不足額）に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、その内国普通法人等に対し、当該金額に相当する清算中の予納額を還付する。

4　前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の還付の手続、第一項の規定による還付金につき充当する場合の方法その他同項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節　合併の場合の清算所得に対する法人税

第一款　課税標準及びその計算

（合併の場合の清算所得に対する法人税の課税標準）

第百十一条　内国普通法人等が合併により消滅した場合における清算所得に対する法人税の課税標準は、合併による清算所得の金額とする。

（合併による清算所得の金額の計算）

第百十二条　内国普通法人等の合併による清算所得の金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一　被合併法人の株主等がその合併により合併法人から交付を受ける合併法人の株式又は出資の価額の総額並びに当該交付を受ける金銭及びこれらの資産以外の資産の価額の総額の合計額

二　被合併法人のその合併の時における資本等の金額

2　前項第一号に規定する合併法人の株式又は出資の

（清算中の予納額の還付）

第百十条　第百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）又は第百三条第一項（残余財産の一部分配に係る予納申告）の規定による申告書を提出すべき内

価額は、当該株式の額面金額又は当該出資の金額による。ただし、合併法人が合併により無額面株式を発行した場合には、当該株式の価額は、その合併により増加した資本の金額（合併法人が合併により設立された法人である場合には、その設立の時における資本の金額）をその合併により発行した株式の総数で除して計算した金額による。

3　第一項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項第二号に掲げる金額は、当該金額に相当する金額から当該各号に掲げる金額を控除した金額とする。

一　第一項の被合併法人の株式又は出資を合併法人又はその合併に係る他の被合併法人が有していた場合において、合併法人が当該株式又は出資に対しその合併による株式又は出資の割当てをしなかつたとき。　同項の被合併法人のその合併の時における資本の金額又は出資金額のうち、その割当てをされなかつた当該被合併法人の株式又は出資に対応する部分の金額

二　第一項の被合併法人のその合併の時における資本積立金額が合併法人に引き継がれた場合　その引き継がれた資本積立金額

（合併の場合のみなし交付金）

第百十三条　内国普通法人等が合併した場合にその合併法人が納付する次に掲げる租税の額は、被合併法人の株主等がその合併により合併法人から交付を受ける金銭とみなして、前条第一項の規定を適用する。

一　合併による清算所得に対する法人税（附帯税を除く。）

二　前号に掲げる法人税に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）

三　地方税法の規定による清算所得に対する事業税

（合併による清算所得の金額の計算の細目）

第百十四条　この款に定めるもののほか、内国普通法人等の合併による清算所得の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第二款　税額の計算

（合併の場合の清算所得に対する法人税の税率）

第百十五条　内国法人である普通法人が合併した場合における清算所得に対する法人税の額は、合併による清算所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一　被合併法人の利益積立金額に相当する金額以下の金額　百分の二十

二　被合併法人の利益積立金額に相当する金額をこえる金額　百分の四十三

2　協同組合等が合併した場合における清算所得に対する法人税の額は、合併による清算所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一　被合併法人の利益積立金額に相当する金額以下の金額　百分の二十

二　被合併法人の利益積立金額に相当する金額をこえる金額　百分の三十八

3　前二項に規定する被合併法人の利益積立金額とは、被合併法人のその合併の時における利益積立金額のうちその合併の際合併法人に引き継がれなかつたものをいう。

第三款　申告及び納付

（合併確定申告）

第百十六条　内国普通法人等が合併した場合には、その合併に係る合併法人は、その合併の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記

載した申告書を提出しなければならない。

一　課税標準である合併による清算所得の金額

二　前号に掲げる合併による清算所得の金額につき前条の規定を適用して計算した法人税の額

三　前二号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2　前項の規定による申告書には、被合併法人のその合併の時における貸借対照表、合併法人がその合併により承継した資産の明細書その他大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

（合併確定申告による納付）

第百十七条　前条第一項の規定による申告書を提出した合併法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

第三節　継続等の場合の課税の特例

（継続等の場合の清算所得の金額の特例）

第百十八条　清算中の内国普通法人等が、その残余財産の一部を分配した後において、継続し又は合併により消滅した場合における第九十三条（解散による清算所得の金額の計算）に規定する解散による清算所得の金額は、同条の規定にかかわらず、その分配につき提出する残余財産分配予納申告書に記載すべき第百三条第一項第一号（残余財産の一部分配に係る予納申告）に掲げる金額（その清算中に二回以上残余財産の一部の分配をした場合には、これらの分配に係る当該金額の合計額）に相当する金額とする。

（継続等の場合の法人税額の特例）

第百十九条　清算中の内国普通法人等が継続し又は合併により消滅した場合には、その内国普通法人等に対しその解散の日の翌日から継続の日の前日又は合併の日までの期間（以下この条において「清算期間」という。）に係る法人税として課する税額は、次の各号に掲げる法人税の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一　各事業年度の所得に対する法人税　清算期間に係る各清算事業年度予納申告書に記載すべき第百二条第一項第二号（清算中の所得に係る予納申告）に掲げる金額（同項第三号の規定に該当する場合には、同項第四号に掲げる金額）の合計額

二　清算所得に対する法人税　清算期間に係る残余財産分配予納申告書に記載すべき第百三条第一項第二号（残余財産の一部分配に係る予納申告）に掲げる金額（その清算期間中に二回以上残余財産の一部の分配をした場合には、これらの分配に係る当該金額の合計額）

（継続等の場合の所得税額等の還付）

第百二十条　清算中の内国普通法人等が継続し又は合併により消滅した場合において、その清算中の各事業年度の清算事業年度予納申告書に記載すべき第百二条第一項第五号（所得税額等の控除不足額）に掲げる金額があるときは、納税地の所轄税務署長は、その継続の日の前日又は合併の日の属する事業年度の清算事業年度予納申告書の提出と同時に還付の請求があつた場合に限り、その請求をした内国普通法人等に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

2　税務署長は、前項の還付の請求が同項に規定する継続の日の前日又は合併の日の属する事業年度の清算事業年度予納申告書の提出後にされた場合においても、その提出後にされたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同項の還付をすることができる。

3　第一項の還付の請求をしようとする内国普通法人等は、その還付を受けようとする税額その他大蔵省令で定める事項を記載した還付請求書を納税地の所